

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年3月31日

【発行者名】 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
(UBS (Lux) Key Selection SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ローズ (Thomas Rose)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
ーグローバル・アロケーション (米ドル)
ーグローバル・アロケーション (ユーロ)
ーダイナミック・アルファ (米ドル)
(UBS (Lux) Key Selection SICAV
- Global Allocation (USD)
- Global Allocation (EUR)
- Dynamic Alpha (USD))

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券の形態及び金額】 記名式無額面投資証券
グローバル・アロケーション (米ドル)
クラスP-a c c投資証券
円建クラスP-a c c投資証券
グローバル・アロケーション (ユーロ)
クラスP-a c c投資証券
ダイナミック・アルファ (米ドル)
クラスP-a c c投資証券
ユーロ・ヘッジクラスP-a c c投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

グローバル・アロケーション (米ドル)

クラスP-a c c投資証券

16億8,000万米ドル (約1,832億円)

円建クラスP-a c c投資証券

1,373億9,000万円

グローバル・アロケーション (ユーロ)

クラスP-a c c投資証券

15億300万ユーロ (約1,808億円)

ダイナミック・アルファ (米ドル)

クラスP-a c c投資証券

12億1,250万米ドル (約1,322億円)

ユーロ・ヘッジクラスP-a c c投資証券

9億5,970万ユーロ (約1,155億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2020年1月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。(グローバル・アロケーション (米ドル) クラスP-a c c投資証券については16.80米ドルに1億口、グローバル・アロケーション (米ドル) 円建クラスP-a c c投資証券については13,739円に1,000万口、グローバル・アロケーション (ユーロ) クラスP-a c c投資証券については15.03ユーロに1億口、ダイナミック・アルファ (米ドル) クラスP-a c c投資証券については121.25米ドルに1,000万口およびダイナミック・アルファ (米ドル) ユーロ・ヘッジクラスP-a c c投資証券については95.97ユーロに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル=109.06円および1ユーロ=120.30円) による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）】

(1) 【外国投資法人の名称】

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

ーグローバル・アロケーション (米ドル)

ーグローバル・アロケーション (ユーロ)

ーダイナミック・アルファ (米ドル)

(UBS (Lux) Key Selection SICAV

- Global Allocation (USD)

- Global Allocation (EUR)

- Dynamic Alpha (USD))

(以下、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブを「本投資法人」、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ ー グローバル・アロケーション (米ドル) / グローバル・アロケーション (ユーロ) / ダイナミック・アルファ (米ドル) をそれぞれ「ファンド」または「サブ・ファンド」という。ただし、文脈により、グローバル・アロケーション (米ドル) / グローバル・アロケーション (ユーロ) / ダイナミック・アルファ (米ドル) を含む本投資法人のサブ・ファンドを、個別にまたは総称して、「ファンド」または「サブ・ファンド」ということがある。)

(2) 【外国投資証券の形態等】

各投資証券は記名式無額面投資証券であり、追加型である。

グローバル・アロケーション (米ドル)

クラスP-a c c投資証券

円建クラスP-a c c投資証券

グローバル・アロケーション (ユーロ)

クラスP-a c c投資証券

ダイナミック・アルファ (米ドル)

クラスP-a c c投資証券

ユーロ・ヘッジクラスP-a c c投資証券

(注1) 上記の他、各ファンドにはクラスP-a c c投資証券、円建クラスP-a c c投資証券およびユーロ・ヘッジクラスP-a c c投資証券以外の投資証券も存在するが、その他の投資証券は日本で販売されていないため、以下、各ファンドについて「投資証券」というときは、上記の各クラスP-a c c投資証券、円建クラスP-a c c投資証券および/またはユーロ・ヘッジクラスP-a c c投資証券を指すものとする。

(注2) 名称の一部に「P」を含むクラスの投資証券は、すべての投資家に提供される。

名称に「- a c c」を含む各クラス投資証券は、本投資法人が別途定める場合を除き、収益の分配を行わない。

(注3) 名称の一部に「ヘッジ」を含む、サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建てのクラス投資証券については、サブ・ファンドの基準通貨に対して当該クラス投資証券の参照通貨建ての価格が変動するリスクに対し、為替取引を行う。為替取引の金額は、原則として、基準通貨以外の通貨建ての投資証券クラスの純資産価額の95%から105%の間に定められている。ポートフォリオの時価ならびに基準通貨建てではない投資証券の購入および買戻しの変動により、為替取引が一時的に上記の制限を超える場合がある。本投資法人および投資運用会社は、ヘッジを上記の制限内に戻すためにあらゆる必要な措置を講じる。上記の為替取引は、サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての投資対象から生じる可能性がある為替リスクに対しては、影響を与えない。

本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(3) 【発行 (売出) 数】 (日本国内募集分)

グローバル・アロケーション (米ドル)

クラスP-a c c投資証券について1億口

円建クラスP-a c c投資証券について1,000万口

グローバル・アロケーション (ユーロ)

クラスP-a c c投資証券について1億口

ダイナミック・アルファ (米ドル)

クラスP-a c c投資証券について1,000万口

ユーロ・ヘッジクラスP-a c c投資証券について1,000万口

を上限とする。

(4) 【発行 (売出) 価額の総額】

上限見込額は以下のとおりである。

グローバル・アロケーション (米ドル)

クラスP-a c c投資証券 16億8,000万米ドル (約1,832億円)

円建クラスP-a c c投資証券 1,373億9,000万円

グローバル・アロケーション (ユーロ)

クラスP-a c c投資証券 15億300万ユーロ (約1,808億円)

ダイナミック・アルファ (米ドル)

クラスP-a c c投資証券 12億1,250万米ドル (約1,322億円)

ユーロ・ヘッジクラスP-a c c投資証券 9億5,970万ユーロ (約1,155億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2020年1月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。(グローバル・アロケーション (米ドル) クラスP-a c c投資証券については16.80米ドルに1億口、グローバル・アロケーション (米ドル) 円建クラスP-a c c投資証券については13,739円に1,000万口、グローバル・アロケーション (ユーロ) クラスP-a c c投資証券については15.03ユーロに1億口、ダイナミック・アルファ (米ドル) クラスP-a c c投資証券については121.25米ドルに1,000万口およびダイナミック・アルファ (米ドル) ユーロ・ヘッジクラスP-a c c投資証券については95.97ユーロに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル=109.06円および1ユーロ=120.30円) による。以下、別段の記載がない限り、米ドルおよびユーロの円換算表示はすべてこれによるものとする。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建て、ユーロ建てまたは円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたはユーロまたは円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してまたは切り捨てて記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(5) 【発行 (売出) 価格】

ファンド営業日 (「注文日」) の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE (Northern Trust Global Services SE) (「管理事務代行会社」) に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間 (中央ヨーロッパ標準時間)
グローバル・アロケーション (米ドル)	13:00
グローバル・アロケーション (ユーロ)	13:00
ダイナミック・アルファ (米ドル)	15:00

(注) 発行価格は、下記 (10) 記載の申込取扱場所に照会することができる。

(6) 【申込手数料】

日本国内における申込手数料は申込価額の2.75% (税抜き2.50%) を上限とする。具体的な手数料の金額または料率については下記 (10) に記載された申込取扱場所に照会することができる。

(7) 【申込単位】

原則として1口以上1口単位。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社 (以下に定義する。) が定める。詳細については後記「(10) 申込取扱場所」に照会のこと。

(8) 【申込期間】

2020年4月1日 (水曜日) から2021年3月31日 (水曜日) まで

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社 (以下に定義する。) の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日 (すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日) をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合 (ゴールデンウィーク、年末年始等) 等、後記「(12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

(9) 【申込証拠金】

なし

(10) 【申込取扱場所】

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
 大手町ファーストスクエア イーストタワー
 電話番号 0120-073-533
 ホームページ・アドレス www.ubs.com/jp/ja

(以下「UBS証券」または「日本における販売会社」という。)

(注) 上記販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

(11) 【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする（日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

(12) 【払込取扱場所】

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー

各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目（以下「ファン ド払込日」という。）に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

(13) 【引受け等の概要】

- ① 日本における販売会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）（「元引受会社」）との間の各ファンドの日本における投資証券の販売および買戻しに関する2006年2月24日付および5月17日付各契約に基づき投資証券の募集を行う。
 - ② 日本における販売会社は直接または他の販売・買戻し取扱会社（以下、販売会社と併せて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けた投資証券の買戻し請求をファンドへ取り次ぐ。
- (注) 販売取扱会社とは、販売会社と投資証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資主からの投資証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資主からの申込金額の受入れまたは投資主に対する買戻し代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。
- ③ 元引受会社はUBS証券を日本におけるファンドの代行協会員に指定している。
- (注) 代行協会員とは、外国投資証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を他の販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

(14) 【手取金の使途】

「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」記載の有価証券の取得。

(15) 【その他】**① 申込みの方法**

申込証拠金はない。

投資証券の申込みを行う投資主は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額は、原則として円貨で支払われるものとし、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

② 日本以外の地域における発行

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外（アメリカ合衆国を除く。）でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対して投資証券の販売が行われる。

第2【外国新投資口予約権証券】

該当事項なし。

第3【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】

該当事項なし。

第4【短期外債】

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

(グローバル・アロケーション (米ドル))

(別段の記載がない限り金額は米ドル表示)

	2015年9月末日に 終了する 会計年度末	2016年9月末日に 終了する 会計年度末	2017年9月末日に 終了する 会計年度末	2018年9月末日に 終了する 会計年度末	2019年9月末日に 終了する 会計年度末
(a) 営業収益 ⁽¹⁾	-109,063,744.58	28,280,169.38	62,454,240.12	25,611,406.24	5,277,996.20
(b) 経常利益金額または 経常損失金額	-109,063,744.58	28,280,169.38	62,454,240.12	25,611,406.24	5,277,996.20
(c) 当期純利益金額または 当期純損失金額	-109,063,744.58	28,280,169.38	62,454,240.12	25,611,406.24	5,277,996.20
(d) 出資総額 ⁽²⁾	1,367,136,343.47	907,408,133.81	579,473,856.08	492,951,333.20	410,826,248.90
(e) 発行済投資口総数	(クラスP-a-c-c 投資証券) 87,452,257.192口 (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 31,952.000口	(クラスP-a-c-c 投資証券) 52,735,314.797口 (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 6,266.531口	(クラスP-a-c-c 投資証券) 32,021,781.969口 (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 2,116.247口	(クラスP-a-c-c 投資証券) 25,420,348.334口 (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 2,103.694口	(クラスP-a-c-c 投資証券) 20,142,323.307口 (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 6,421.050口
(f) 純資産額	1,367,136,343.47	907,408,133.81	579,473,856.08	492,951,333.20	410,826,248.90
(g) 資産総額	1,375,597,955.06	910,579,866.90	582,758,854.14	493,694,309.77	413,080,589.85
(h) 1口当たり純資産価格	(クラスP-a-c-c 投資証券) 13.40 (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 12,133円	(クラスP-a-c-c 投資証券) 13.71 (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 10,486円	(クラスP-a-c-c 投資証券) 15.13 (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 12,833円	(クラスP-a-c-c 投資証券) 15.80 (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 13,518円	(クラスP-a-c-c 投資証券) 16.04 (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 13,076円
(i) 1口当たり当期純利益金 額または当期純損失金額	(クラスP-a-c-c 投資証券) -1.09 (円建クラス P-a-c-c 投資証券) -8.00	(クラスP-a-c-c 投資証券) 0.37 (円建クラス P-a-c-c 投資証券) -7.53	(クラスP-a-c-c 投資証券) 1.61 (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 30.06	(クラスP-a-c-c 投資証券) 0.80 (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 5.02	(クラスP-a-c-c 投資証券) 0.16 (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 1.32
(j) 分配総額	なし	なし	なし	なし	なし
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	99.38%	99.65%	99.44%	99.85%	99.45%
(m) 自己資本利益率 ⁽³⁾	(クラスP-a-c-c 投資証券) -7.65% (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 0.77%	(クラスP-a-c-c 投資証券) 2.31% (円建クラス P-a-c-c 投資証券) -13.57%	(クラスP-a-c-c 投資証券) 10.36% (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 22.38%	(クラスP-a-c-c 投資証券) 4.43% (円建クラス P-a-c-c 投資証券) 5.34%	(クラスP-a-c-c 投資証券) 1.52% (円建クラス P-a-c-c 投資証券) -3.27%

(1) 営業収益には投資収益ならびに実現および未実現利益(損失)を含めている。以下各サブ・ファンドについて同じ。

(2) ファンドは変動資本を有する会社型投資信託であり、純資産総額を記載している。以下各サブ・ファンドについて同じ。

(3) 自己資本利益率は、当該会計年度の1口当たり純資産価格の前年度に対する増減の比率であるが、当該会計年度に初めて当該投資証券が発行された場合には、当初募集価格に対する増減の比率で表すものとする。以下各サブ・ファンドについて同じ。

(注1) 2008年4月以降の各取引日に使用された1口当たり純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の1口当たり純資産価格と異なる場合がある(財務書類に対する注記1参照)。以下同じ。

(注2) グローバル・アロケーション(米ドル)は2004年9月24日に運用を開始し、円建クラスP-a-c-c投資証券は2013年8月5日に募集が開始された。

(注3) 2009年5月31日付でクラスB投資証券はクラスP-a-c-c投資証券に名称が変更された。以下各サブ・ファンドについて同じ。

(注4) 「主要な経営指標等の推移(e)発行済投資口総数、(h)1口当たり純資産価格、(i)1口当たり当期純利益金額または当期純損失金額、(k)1口当たり分配金額および(m)自己資本利益率」は、日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

(グローバル・アロケーション (ユーロ))

(別段の記載がない限り金額はユーロ表示)

	2015年9月末日に 終了する 会計年度末	2016年9月末日に 終了する 会計年度末	2017年9月末日に 終了する 会計年度末	2018年9月末日に 終了する 会計年度末	2019年9月末日に 終了する 会計年度末
(a) 営業収益	-33,751,929.33	1,322,736.60	36,590,374.08	17,929,323.89	2,105,991.58
(b) 経常利益金額または 経常損失金額	-33,751,929.33	1,322,736.60	36,590,374.08	17,929,323.89	2,105,991.58
(c) 当期純利益金額または 当期純損失金額	-33,751,929.33	1,322,736.60	36,590,374.08	17,929,323.89	2,105,991.58
(d) 出資総額	890,068,309.33	701,053,376.19	444,836,493.62	398,734,669.63	328,913,271.81
(e) 発行済投資口総数	(クラスP-a c c 投資証券) 44,980,290.518口	(クラスP-a c c 投資証券) 33,541,334.803口	(クラスP-a c c 投資証券) 22,129,455.908口	(クラスP-a c c 投資証券) 19,142,095.594口	(クラスP-a c c 投資証券) 16,017,058.264口
(f) 純資産額	890,068,309.33	701,053,376.19	444,836,493.62	398,734,669.63	328,913,271.81
(g) 資産総額	900,718,784.40	703,001,400.47	463,010,521.63	399,500,953.51	330,676,684.16
(h) 1口当たり純資産価格	(クラスP-a c c 投資証券) 12.74	(クラスP-a c c 投資証券) 12.84	(クラスP-a c c 投資証券) 13.90	(クラスP-a c c 投資証券) 14.45	(クラスP-a c c 投資証券) 14.48
(i) 1口当たり当期純利益金額 または当期純損失金額	(クラスP-a c c 投資証券) -0.49	(クラスP-a c c 投資証券) 0.09	(クラスP-a c c 投資証券) 1.21	(クラスP-a c c 投資証券) 0.61	(クラスP-a c c 投資証券) -0.04
(j) 分配総額	177,350.35	605,422.00	710,065.53	959,265.49	982,503.44
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	98.82%	99.72%	96.07%	99.81%	99.47%
(m) 自己資本利益率	(クラスP-a c c 投資証券) -3.99%	(クラスP-a c c 投資証券) 0.78%	(クラスP-a c c 投資証券) 8.26%	(クラスP-a c c 投資証券) 3.96%	(クラスP-a c c 投資証券) 0.21%

(注) グローバル・アロケーション (ユーロ) は2004年9月24日に運用を開始した。

(ダイナミック・アルファ（米ドル））

(別段の記載がない限り金額は米ドル表示)

	2015年9月末日に 終了する 会計年度末	2016年9月末日に 終了する 会計年度末	2017年9月末日に 終了する 会計年度末	2018年9月末日に 終了する 会計年度末	2019年9月末日に 終了する 会計年度末
(a) 営業収益	-88,315,565.56	-9,862,889.07	-924,032.10	-5,548,557.72	-1,866,718.30
(b) 経常利益金額または 経常損失金額	-88,315,565.56	-9,862,889.07	-924,032.10	-5,548,557.72	-1,866,718.30
(c) 当期純利益金額または 当期純損失金額	-88,315,565.56	-9,862,889.07	-924,032.10	-5,548,557.72	-1,866,718.30
(d) 出資総額	1,027,428,976.62	627,651,768.12	148,135,783.47	87,150,059.39	57,425,010.94
(e) 発行済投資口総数	(クラスP-a c c 投資証券) 621,082.263口 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) 199,180.589口	(クラスP-a c c 投資証券) 341,621.001口 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) 92,175.902口	(クラスP-a c c 投資証券) 184,954.960口 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) 40,224.891口	(クラスP-a c c 投資証券) 91,312.874口 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) 28,167.455口	(クラスP-a c c 投資証券) 52,426.405口 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) 14,138.013口
(f) 純資産額	1,027,428,976.62	627,651,768.12	148,135,783.47	87,150,059.39	57,425,010.94
(g) 資産総額	1,062,891,891.35	628,939,967.69	160,366,062.31	88,483,008.36	58,441,620.45
(h) 1口当たり純資産価格	(クラスP-a c c 投資証券) 118.76 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) 103.01ユーロ	(クラスP-a c c 投資証券) 116.73 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) 100.38ユーロ	(クラスP-a c c 投資証券) 121.83 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) 102.96ユーロ	(クラスP-a c c 投資証券) 117.15 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) 96.43ユーロ	(クラスP-a c c 投資証券) 118.02 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) 94.27ユーロ
(i) 1口当たり当期純利益金額 または当期純損失金額	(クラスP-a c c投資 証券) -9.25 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) -13.79	(クラスP-a c c投資 証券) -3.71 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) -6.63	(クラスP-a c c投資 証券) 6.21 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) 3.88	(クラスP-a c c投資 証券) -6.45 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) -9.98	(クラスP-a c c投資 証券) -0.41 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) -14.91
(j) 分配総額	435,230.92	1,067,051.81	685,366.52	44,818.23	31,414.86
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	96.66%	99.80%	92.37%	98.49%	98.26%
(m) 自己資本利益率	(クラスP-a c c 投資証券) -6.60% (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) -6.57%	(クラスP-a c c 投資証券) -1.71% (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) -2.55%	(クラスP-a c c 投資証券) 4.37% (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) 2.57%	(クラスP-a c c 投資証券) -3.84% (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) -6.34%	(クラスP-a c c 投資証券) 0.74% (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券) -2.24%

(注) ダイナミック・アルファ（米ドル）は2005年6月24日に運用を開始した。

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人（「本投資法人」）の名称		UBS（Lux）キー・セレクション・シキャプ （UBS（Lux）Key Selection SICAV）	
法的形態		集合投資事業に関する2010年12月17日法パートⅠ（以下「2010年法」という。）の規定に従い設立された可変資本投資会社（SICAV）形態によるオープン・エンド型投資ファンド	
設立日		2002年8月9日	
ルクセンブルグ商業および法人登記所登録番号		R.C.S. B 88.580	
会計年度		10月1日から9月30日	
定時株主総会		本投資法人の登録された事業所において、毎年3月20日の午前10時に開催する。3月20日がルクセンブルグの営業日（ルクセンブルグの銀行が営業を行っている日の営業時間）でない場合は翌営業日に開催する。	
定款			
	当初公告	2002年8月23日	官報、企業・団体の部（Mémorial, Recueil des Sociétés et Associations）（以下「メモリアル」という。）で公告される。
	修正	2004年3月24日	2004年6月15日
		2011年5月9日	2011年8月11日
		2015年10月30日	2015年11月25日
管理会社		UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ （UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.） R.C.S. ルクセンブルグB 154.210	

本投資法人の基本定款の統合版は、ルクセンブルグ商業および法人登記所において閲覧に供されている。修正版は保管通知により会社公告集（*Recueil Electronique des Sociétés et Associations*）（以下「RESA」という。）に、また「報告書を受領する権利」に記載されているその他の方法で公告され、株主総会で承認を受けた後、法的に拘束力のあるものになる。

個々のサブ・ファンドの純資産は全体として本投資法人の純資産総額を構成し、常に本投資法人の株式資本に相当する。本投資法人の株式資本は全額払込済株式と無額面株式で構成される。

本投資法人は投資者に対し、本投資法人への投資後に投資主名簿に投資者自身の氏名を記載された場合に投資主の権利（特に総会に参加する権利）からのみ利益を得ることに留意するよう求める。しかし、投資者が仲介機関を通じ間接的に本投資法人に投資し、かかる仲介機関が投資者のためにその名義で投資を行い、その結果として当該仲介機関が投資者のために投資主名簿に記載される場合、上記の投資主の権利は投資者ではなく仲介機関に認められることがある。従って、投資者は、投資判断を行う前に自らの投資者としての権利について助言を求めることが望まれる。

総会では投資主は、サブ・ファンドの株式価格の違いに関係なく、保有する株式一口につき一票の議決権を有する。特定のサブ・ファンドに関係する総会での議決に際して、当該サブ・ファンドの投資証券には一票の議決権が付与されている。

本投資法人は法主体を構成する。株主との関係においては各サブ・ファンドは独立した法主体とみなされ、あるサブ・ファンドの資産は当該サブ・ファンドについて生じた債務についてのみ責任を負う。債務は投資証券クラス間で分割されないため、一定の状況においては、名称に「ヘッジ」を含む

投資証券クラスの通貨ヘッジ取引が、同じサブ・ファンドの他の投資証券クラスの純資産価額に影響を及ぼす債務を生じさせるリスクがある。

本投資法人は、適宜既存のサブ・ファンドを清算し、新たなサブ・ファンドを設立し、サブ・ファンド内で個別的な特性を有する様々な投資証券クラスを設定する権限を有する。販売目論見書は新たなサブ・ファンドが設立される度に更新される。

本投資法人に存続期間および総資産に関する制限はない。

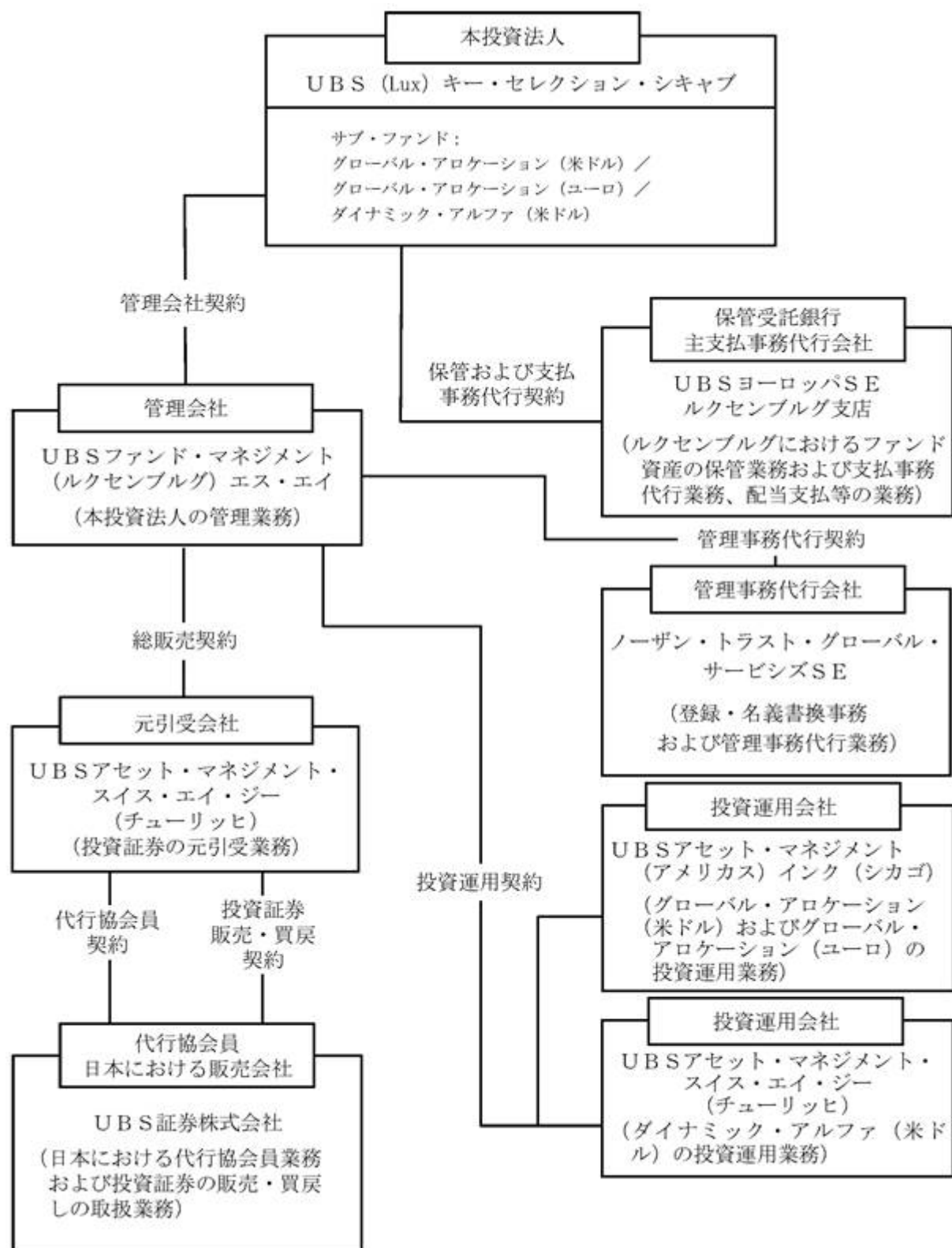
本投資法人は、1988年3月30日に制定された集合投資事業に関するルクセンブルグ法パート I に従い S I C A V 形態によるオープン・エンド型投資ファンドとして2002年8月9日に設立され、集合投資事業に関する2002年12月20日法の要件に適合するため2004年2月に改変された。2011年7月1日以降は2010年法に従う。2011年5月16日付で、本投資法人はUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイを管理会社に任命した。

b. 外国投資法人の特色

本投資法人の目的は、元本の保全と資産の流動性を十分考慮しながら、高収益および／または期間収益を確保することである。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBS (Lux) キー・ セレクション・シキャブ (UBS (Lux) Key Selection SICAV)	外国投資法人	2002年8月9日付で定款を締結 (2004年3月24日付、2011年5月9日付および2015年10月30日付で修正済み。)。ファンド資産の運用、管理、投資証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBS ファンド・マネジメン ト (ルクセンブルグ) エス・ エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	本投資法人との間で管理会社契約 ^(注1) (2011年5月16日付効力発生) 締結。集合投資事業に関する法律に基づき、管理会社の職務および責任について規定している。
UBS ヨーロッパ SE ルクセンブルグ支店 (UBS Europe SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行、 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で本投資法人との間で保管および支払事務代行契約 ^(注2) を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。
ノーザン・トラスト・ グローバル・サービス SE (Northern Trust Global Services SE)	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約 (2017年10月1日効力発生) ^(注3) を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行および投資証券の純資産価格の計算等の管理事務について規定している。
UBS アセット・マネジメン ト (アメリカス) インク (シ カゴ) (UBS Asset Management (Americas) Inc., Chicago)	投資運用会社	管理会社との間で投資運用契約 (2018年12月13日効力発生) ^(注4) を締結 (随時改訂)。グローバル・アロケーション (米ドル) およびグローバル・アロケーション (ユーロ) に関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBS アセット・マネジメン ト・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)	投資運用会社	管理会社との間で投資運用契約 (2018年12月13日効力発生) ^(注4) を締結 (2019年5月20日付更改契約により更改済) (随時改訂)。ダイナミック・アルファ (米ドル) に関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBS アセット・マネジメン ト・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)	元引受会社	2014年7月28日付で管理会社との間で総販売契約 ^(注5) を締結 (随時改訂)。投資証券の元引受業務について規定している。

UBS証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2006年2月24日付および5月17日付で元引受会社との間で代行協会員契約 ^(注6) を締結。日本における代行協会員業務について規定している。2006年2月24日付および5月17日付で投資証券販売・買戻契約 ^(注7) を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。
-----------	---------------------	---

- (注1) 管理会社契約とは、本投資法人により任命され、ルクセンブルグの法律に従い管理会社として行為し、本投資法人に対し、ポートフォリオの管理、管理事務代行ならびに登録・名義書換代行業務を行う他、当該契約に詳述される業務を提供することを約する契約である。
- (注2) 保管および支払事務代行契約とは、定款の規定に基づき、本投資法人によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。
- (注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、投資証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。
- (注4) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- (注5) 総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、投資証券の元引受業務を行うことを約する契約である。
- (注6) 代行協会員契約とは、ファンドのために元引受会社によって任命された日本における代行協会員が投資証券に関する目論見書の配布、投資証券1口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。
- (注7) 投資証券販売・買戻契約とは、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

(4) 【外国投資法人の機構】

① 統治に関する事項

本投資法人は、3名以上の構成員（本投資法人の投資主であることを要しない。）から構成される取締役会により経営されるものとする。取締役は6年以下の任期で選任されるものとする。取締役は投資主総会において選任されるものとする。投資主総会は、取締役の数、取締役の報酬および取締役の任期も定めるものとする。取締役は、総会において、投資主が出席している（または代表されている）投資証券の過半数により選任されるものとする。

取締役会の構成員は、総会において採択された決議により、理由の有無にかかわらずこれを解任することができる。

取締役の役職に空席が生じた場合、残存する取締役は一時的にかかる空席を埋めることができる。投資主は、次の総会においてかかる任命に関する最終的な決定を行うものとする。

取締役会は、その構成員から議長を選任するものとし、その構成員から1名または複数名の副議長を選任することができる。取締役会は書記役も選任するものとし、書記役は、取締役であることを要せず、取締役会の会合および投資主総会の議事録への記入および同議事録の管理を行うものとする。取締役会は、議長またはいずれか2名の取締役の招集により、取締役会通知において記載された場所において会合するものとする。

取締役会の議長は、取締役会の会合および投資主総会を司るものとする。取締役会の議長が不在の場合、投資主または取締役は、過半数の賛成により、別の取締役を当該集会または総会の議長とすることを決定するものとする。

取締役会は、本投資法人が本投資法人の業務および管理のために必要とみなす役員およびジェネラル・マネジャーを任命することができる。役員は本投資法人の取締役または投資主であることを要しない。定款に別段の規定がある場合を除き、役員は取締役会により当該役員に付与される権限を有するものとする。

緊急事態における場合を除き、取締役会の会合の書面通知は、当該会合に設定された日の少なくとも24時間前に行われなければならない。

上記の書面の通知は、関係者の同意を得ることを条件として、電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段に代えることができる。取締役会が採択した決議に定める時刻および場所で開催する取締役会に関して別途通知を送付する必要はないものとする。取締役は電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で別の取締役を代理人に任命して取締役会で行為を行うことができる。また取締役は複数の同僚の代理人を務めることができる。

取締役は参加者がお互いの声を聞くことができるテレビ電話によって取締役会に参加することができる、かかる手段によって取締役会に参加した場合、本人が取締役会に出席したことになるものとする。

取締役会は少なくとも取締役本人または代理人の過半数が出席した場合に限って有効に審議し、または行動することができる。ただし、取締役会がその他の前提条件を定めた場合はこの限りではない。

取締役会の決議は取締役会の議長が署名した議事録に記録する。司法手続きに提出するかかる議事録の写しには議長または2名の取締役が署名するものとする。

決議は取締役本人または代理人が投じた票の過半数をもって採択される。取締役会の議長は決定票を有する。

取締役全員が承認し、証明した書面の決議は取締役会での投票に付された決議と同じ効力を有するものとする。それぞれの取締役は電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で決議を承認するものとする。かかる承認は書面で確認し、かかる確認書を決議の議事録に添付するものとする。

取締役会は本投資法人の目的の範囲内で、定款第17条に定める投資方針に従ってすべての処分行為および管理行為を行う最も幅広い権限を有する。

法律または定款で明確に投資主総会に留保されていないすべての権限は取締役会の権限の範囲内とする。

② 運用体制

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

管理会社は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。

(5) 【外国投資法人の出資総額】

各会計年度末および2020年1月末日現在の出資総額および発行済投資証券総数は以下のとおりである。

なお、発行可能投資口総口数には原則として制限がない。

(グローバル・アロケーション (米ドル))

	出資総額		発行済投資証券総数 (口)	
	米ドル	百万円		
2014年9月末日に 終了する会計年度末	1,705,386,973.34	185,990	クラスP-a c c 投資証券	105,142,057.117
			円建クラス P-a c c投資証券	31,952.000
2015年9月末日に 終了する会計年度末	1,367,136,343.47	149,100	クラスP-a c c 投資証券	87,452,257.192
			円建クラス P-a c c投資証券	31,952.000
2016年9月末日に 終了する会計年度末	907,408,133.81	98,962	クラスP-a c c 投資証券	52,735,314.797
			円建クラス P-a c c投資証券	6,266.531
2017年9月末日に 終了する会計年度末	579,473,856.08	63,197	クラスP-a c c 投資証券	32,021,781.969
			円建クラス P-a c c投資証券	2,116.247
2018年9月末日に 終了する会計年度末	492,951,333.20	53,761	クラスP-a c c 投資証券	25,420,348.334
			円建クラス P-a c c投資証券	2,103.694
2019年9月末日に 終了する会計年度末	410,826,248.90	44,805	クラスP-a c c 投資証券	20,142,323.307
			円建クラス P-a c c投資証券	6,421.050
2020年1月末日	415,707,218.40	45,337	クラスP-a c c 投資証券	19,400,281.247
			円建クラス P-a c c投資証券	6,421.050

(グローバル・アロケーション (ユーロ))

	出資総額		発行済投資証券総数 (口)	
	ユーロ	百万円		
2014年9月末日に 終了する会計年度末	932,751,737.52	112,210	クラスP-a c c 投資証券	52,939,588.490
2015年9月末日に 終了する会計年度末	890,068,309.33	107,075	クラスP-a c c 投資証券	44,980,290.518
2016年9月末日に 終了する会計年度末	701,053,376.19	84,337	クラスP-a c c 投資証券	33,541,334.803
2017年9月末日に 終了する会計年度末	444,836,493.62	53,514	クラスP-a c c 投資証券	22,129,455.908
2018年9月末日に 終了する会計年度末	398,734,669.63	47,968	クラスP-a c c 投資証券	19,142,095.594
2019年9月末日に 終了する会計年度末	328,913,271.81	39,568	クラスP-a c c 投資証券	16,017,058.264
2020年1月末日	334,062,780.40	40,188	クラスP-a c c 投資証券	15,571,738.339

(ダイナミック・アルファ (米ドル))

	出資総額		発行済投資証券総数 (口)	
	米ドル	百万円		
2014年9月末日に 終了する会計年度末	472,380,960.49	51,518	クラスP-a c c 投資証券	381,577.368
			ユーロ・ヘッジクラ スP-a c c 投資証 券	23,072.443
2015年9月末日に 終了する会計年度末	1,027,428,976.62	112,051	クラスP-a c c 投資証券	621,082.263
			ユーロ・ヘッジクラ スP-a c c 投資証 券	199,180.589
2016年9月末日に 終了する会計年度末	627,651,768.12	68,452	クラスP-a c c 投資証券	341,621.001
			ユーロ・ヘッジクラ スP-a c c 投資証 券	92,175.902
2017年9月末日に 終了する会計年度末	148,135,783.47	16,156	クラスP-a c c 投資証券	184,954.960
			ユーロ・ヘッジクラ スP-a c c 投資証 券	40,224.891
2018年9月末日に 終了する会計年度末	87,150,059.39	9,505	クラスP-a c c 投資証券	91,312.874
			ユーロ・ヘッジクラ スP-a c c 投資証 券	28,167.455
2019年9月末日に 終了する会計年度末	57,425,010.94	6,263	クラスP-a c c 投資証券	52,426.405
			ユーロ・ヘッジクラ スP-a c c 投資証 券	14,138.013
2020年1月末日	50,533,910.92	5,511	クラスP-a c c 投資証券	49,286.988
			ユーロ・ヘッジクラ スP-a c c 投資証 券	12,116.783

（６）【主要な投資主の状況】

1993年４月５日付ルクセンブルグ法第41条により課されるルクセンブルグ銀行機密規定（改訂済）により、当該サブ・ファンドの主要な投資主に関する情報は公開できない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

一般投資原則

本投資法人のサブ・ファンドの資産は、リスク分散の原則に従って投資される。サブ・ファンドは、それぞれの資産を、世界中の債務証券および債権、ならびに、投資証券、協同投資証券(cooperative shares)ならびに配当権証書および参加証書(その他の投資証券および投資証券の権利)等のその他の株式類似持分、短期債、短期金融商品ならびに新株予約権証書(ワラント)に投資する。債務証券および債権は、債券、証書、あらゆる種類の資産担保証券、転換社債、兌換券、ワラント債およびその他すべての法律で認められた資産を含む。

さらに、サブ・ファンドは、米国預託証書(ADRs)、国際預託証書(GDRs)およびエクイティ・リンク債等の株式に連動する仕組み商品に投資することができる。

個々のサブ・ファンドの会計通貨は各サブ・ファンドの純資産価額を計算する通貨のみを指し、サブ・ファンドの投資対象の通貨を指さない。投資はサブ・ファンドのパフォーマンスに最も適した通貨で行われる。

「(4)投資制限 1. 本投資法人が可能な投資 1.1 g)」および「(4)投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に従って、本投資法人は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主要要素として、法令により認められる範囲内で、有価証券、短期金融商品およびその他の金融商品を原資産とする特殊な手法および金融商品を利用することができる。

金融派生商品の市場は変動が激しく、有価証券への投資に比べて利益を上げる可能性も損失を被るリスクも大きい。

各サブ・ファンドは、付随的に流動資金を保有することができる。

サブ・ファンドの投資は、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別に幅広く分散化するべきである。関係するサブ・ファンドの投資方針に異なる定めがない限り、サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、既存のUCITS(譲渡性証券集合投資事業)およびUCI(集合投資事業)に投資することができる。

グローバル・アロケーション(米ドル)

グローバル・アロケーション(ユーロ)

サブ・ファンドの目的は、幅広い分散投資を図りながら成長余力を有する世界の金融市場に参加することである。

この目的を達成するために、サブ・ファンドは、直接、または既存のUCIおよびUCITSを通じて上記の投資方針の枠内において投資を行う。かかる投資を行う際、投資の20%を限度に格付けがBBB-からC(スタンダード・アンド・プアーズ)または別の公認格付機関から同等の格付けを得ている債券を保有することができ、まだ公的な格付けがない新規発行銘柄に関してはユービーエス社内の同等の格付けとする。ただし、CCCからCの格付けの債券については10%を超えないものとする。格付けがBB+からCの投資対象は、一流の発行体の証券への投資に比べて平均を上回る利回りがあるが、信用リスクも大きくなることがある。投資者には、損失リスクが増大する可能性について明確に知らせる。

上記の証券は2010年法第41条に定める証券に該当する。

サブ・ファンドの投資は、優れたパフォーマンスのために最も適すると考えられる通貨で行われ、会計通貨に関連して積極的に運用される。

すべての投資対象を、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別に幅広く分散化するために、UBS(Lux)キー・セレクション・シキャブーグローバル・アロケーション(米ドル)は、純資産の100%を限度として、既存のUCITSおよび30%を限度としてその他のUCIに投資することができ

る。こうした投資手法および関連費用については「UCIおよびUCITSへの投資」の項で説明する。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ — グローバル・アロケーション (ユーロ) は、純資産の10%を限度としてUCITSまたはその他のUCIに投資することができる。

サブ・ファンドは、法律上認められる枠内で、不動産資産クラスに焦点を合わせた投資対象（例えば、不動産投資信託の形態）にも投資することができる。

サブ・ファンドの資産の25%を限度として、コモディティ指数のパフォーマンスへの利益参加を通じて、コモディティ資産クラスに投資することもできる。かかる場合、各サブ・ファンドに対する現物引渡しは含まれないことが常に確保される。各ポートフォリオ・マネジャーは、例えば、上記の指数に基づきスワップ契約を締結することにより当該利益参加を達成する。その際、各サブ・ファンドは、スワップ取引の当事者であり、トータル・リターン (TR) コモディティ・インデックスからインデックスで用いられた現金レートを差し引いたプラスのパフォーマンスを受領する。スワップの想定元本は、通常、日々調整することができる（例えば、投資戦略を調整する際に株式の申込による資金流入または買戻しもしくはポートフォリオのバランス変更による資金流出の場合）。スワップから生じるカウンターパーティ・リスクは、（スワップ契約上の想定元本ではなく）オープンな利益または損失である。かかるリスクを可能な限り軽減し、常に法律上認められた枠内にとどめるため、オープンな利益または損失は、通常、月に一度または法律上認められたカウンターパーティ・リスクの制限値に達する場合にはいつでも（「リセット」と称するものを通じて）決済される。サブ・ファンドは、さらに、コモディティ指数に基づき株式市場で取引される投資信託（上場投資信託、ETF）に投資することもでき、当該投資信託は、概して、コモディティに対するエクスポージャーを得るため上記のスワップを利用する。各ポートフォリオ・マネジャーはまた、コモディティ指数に基づきETF証券を購入することもできる。これらは、株式市場で取引される証券であり、その価格は、コモディティ指数のパフォーマンスに連動しており、法律により定められた基準に従うべきものである。各サブ・ファンドはまた、上記の投資制限に従い、コモディティ指数への利益参加を通じてのみ投資を行うことを条件にコモディティに重点を置きつつ、既存のUCIおよびUCITSにも投資することができる。

一般に、コモディティ投資のポートフォリオは、エクイティのみで構成されるポートフォリオより高いボラティリティ（変動性）を有する傾向にある。それ故、投資者はサブ・ファンドが中レベルから高レベルのボラティリティ（変動性）を受け入れる用意がある投資者に適していることに留意すべきである。

基準通貨は、グローバル・アロケーション（米ドル）については米ドル、グローバル・アロケーション（ユーロ）についてはユーロである。

典型的な投資家の特性

これらのサブ・ファンドは、キャピタル・ゲインを重視しつつ、関連するサブ・ファンドの名称に記載される表示通貨をもって、世界規模で分散されるポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

ダイナミック・アルファ（米ドル）

サブ・ファンドは、幅広い分散投資およびダイナミックな運用に基づき成長余力を有する世界の金融市場に参加するために、上記の投資方針に従い投資を行う。

法律の定めに従い、最大でサブ・ファンドの純資産の25%がコモディティに限定して投資される。かかる投資は、上場派生商品もしくは店頭派生商品（差金決済取引、トータル・リターン・スワップおよびコモディティ指数オプション等）、仕組み商品（上場コモディティ (ETC) ）、またはUCIおよびUCITS（上場投資信託 (ETF) を含む。）を通じて間接的に行われる。その場合、サブ・ファンドに対するコモディティの現物引渡しの可能性は含まれない。トータル・リターン・スワップにおいて、サブ・ファンドは、トータル・リターン (TR) コモディティ・インデックスから同インデックス

で用いられた現金レートを差し引いたパフォーマンスに関するスワップ取引の当事者となる。スワップの想定元本は、通常、（例えば、株式の申込みによる資金流入、株式の買戻しによる資金流出、または投資戦略の調整の場合と同様に）日々調整することができる。スワップから生じるカウンターパーティ・リスクは、（スワップ契約上の想定元本ではなく）オープンな利益である。かかるリスクを可能な限り軽減し、常に法律上認められた範囲内に維持するため、オープンな利益は、通常、月に一度または法律上認められたカウンターパーティ・リスクの制限値に達した場合にはいつでも、「リセット」と称するものを通じて）決済される。一般に、コモディティを含むポートフォリオは、エクイティのみで構成されるポートフォリオより高いボラティリティ（変動性）を有する。よって、投資者は、サブ・ファンドが中レベルから高レベルのボラティリティ（変動性）を受け入れる用意がある投資者にのみ適していることに留意すべきである。

サブ・ファンドは、対象ファンドの投資方針の大部分がサブ・ファンドの投資方針に適合することを条件に、その純資産の10%を限度としてUCIおよびUCITSに投資することができる。

純資産の20%を限度として、格付けがBB+からCまで（スタンダード・アンド・プアーズ）または他の公認格付機関から同等の格付けを得ている債券に投資することができ、まだ公的な格付けがない新規発行銘柄に関してはユービーエス社内の同等の格付けとする。格付けがBB+からCまでの投資銘柄は、平均利回りを上回る可能性があるが、同時に、借り手である一流発行体の証券への投資と比較すると信用リスクも高い。

上記の証券は、2010年法第41条に定める証券に相当する。サブ・ファンドの投資は、好調なパフォーマンスに最も適するとみなされる通貨で行われ、サブ・ファンドの会計通貨に関し積極的に運用される。

また、サブ・ファンドは、新興市場国に投資することもできる。これは、サブ・ファンドが、世界中の市場を広く対象とした投資に固有のリスクよりも大きな特定のリスクにさらされることを意味する。新興市場に重点を置いた投資に関連するリスクの概要については、「新興市場への投資」の項に記載されている。

派生商品の利用は、投資目的の達成において中心的な要素となっている。派生商品は、期待される市場実績にあずかる目的および／またはヘッジ目的で利用されるものとする。

サブ・ファンドはより大きなボラティリティにさらされる可能性があり、そのため、特に長期的視野をもつ投資者に適している。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

このサブ・ファンドは、世界規模で分散されたポートフォリオへの投資を希望する投資家で、中レベルから高レベルのリスク許容度を持った投資家に適している。投資家は、あらゆる市場環境において魅力的な利回りを得る投資機会を利用することを追求し、それに伴うリスクを受け入れる用意がある。

(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」を参照のこと。

(3) 【分配方針】

本投資法人の各サブ・ファンドの投資主総会では、本投資法人の取締役会の提案に従って、年次決算後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配金を支払うか否か、またどの程度の分配金を支払うかを決定するものとする。分配金は、収益（例えば、受取配当金および受取利息）または元本から成る可能性があり、また、手数料および費用を含み、または含まない場合がある。特定諸国の投資者は、分配された資本について、ファンドの受益証券の売却によるキャピタル・ゲインに対する税率よりも高い税率を課せられる可能性がある。従って、投資者の中には、分配型（-d i s t、-m d i s t）投資証券クラスの代わりに累積型（-a c c）投資証券クラスに投資することを選択する者もある。投資

者は、分配型（-d i s t、-m d i s t）投資証券クラスに投資した場合に比べて累積型（-a c c）投資証券クラスに投資した場合の方が、発生する収益および資本に対する課税がより遅い時期に行なわれる可能性がある。投資者は、各自の状況に関して税務専門家に助言を求めるべきである。サブ・ファンドの投資証券の1口当たり純資産価格は、各分配によって、直ちに減少することになる。また分配金の支払いの結果として、本投資法人の純資産が法律に定める最低資産額を下回ってはならない。分配を行う場合、会計年度が終了してから4か月以内に支払いを行うものとする。分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

本投資法人の取締役会は、中間配当を支払うか否かおよび分配金の支払いを中止するか否かを決定する権限を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金および割当金に対する権利は失効し、関係するサブ・ファンドまたはその投資証券クラスに返還される。当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスが既に清算している場合、分配金および割当金は本投資法人の残存するサブ・ファンドまたは関係するサブ・ファンドの残存する投資証券クラスにそれぞれの純資産に応じて計上される。本投資法人の取締役会の提案に従って、総会で正味投資収入およびキャピタル・ゲインの割当てに関連して無償株式を発行することを決定することができる。収入調整金は分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように計算する。

（４）【投資制限】

投資原則

本投資法人のサブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

１．本投資法人が可能な投資

1.1 本投資法人の投資対象は以下の一項または複数の項のみとする。

- a) 金融商品の市場に関する2004年4月21日の欧州議会／理事会指令2004／39／E Cに定義する規制された市場に上場され、または取引されている有価証券および短期金融商品。
- b) 公認され、規制され、定期的に取りが行われており、かつ公開されている加盟国の別の市場で取引される有価証券および短期金融商品。「加盟国」とは欧州連合加盟国を指す。欧州経済地域に関する契約の当事者であるが、欧州連合の加盟国ではない国は、当該契約およびその関係契約の制限範囲内で欧州連合の加盟国と同じであるとみなされる。
- c) E U非加盟国の証券取引所に正式に上場されている、またはヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカまたはオーストラリアの国々（以下「承認された国」という。）の定期的に取りが行われ公認かつ公開の別の市場で取引されている有価証券および短期金融商品。
- d) 新規発行の有価証券および短期金融商品。ただし、発行条件に1.1 a)乃至1.1 c)の各項に定める証券取引所または規制された市場での上場許可の申請を行っており、かかる上場許可は有価証券が発行されてから一年以内に認められる旨の条項が盛り込まれていることを条件とする。
- e) 2010年法に定めるE U加盟国またはE U非加盟国に登録上の事務所を置く、指令2009／65／E Cに基づき認められているU C I T Sの受益証券ならびに／または指令2009／65／E Cの第1条（2）a)およびb)に該当するその他のU C Iの受益証券、ただし、
 - － ルクセンブルグ金融監督委員会（以下「C S S F」という。）の判断に従ってヨーロッパ共同体法に基づく健全性監督と同程度の監督が適用される法令に従って承認されたその他のU C Iであり、当局間の協力を確保する十分な規定が存在すること、
 - － その他のU C Iの受益者に与えられる保護のレベルが本投資法人の投資主に与えられる保護のレベルと同等であり、特に資産の分別保有、借入れ、有価証券および短期金融商品の貸付および空売りに適用される規則が指令2009／65／E Cに定める基準と同等であること、

- その他のUCIの事業運営が年次報告書および半期報告書に記載され、報告期間中に起因する資産、負債、所得および取引の評価が可能であること、
- 受益証券を取得したUCITSまたは当該他のUCIが約款またはその設立書類に従って資産の10%を超えることなくその他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資できることを条件とする。

各サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの投資方針に異なる趣旨の定めがない限り、その資産の10%を超えることなく他のUCITSまたはUCIに投資することができる。

f) 期間が12か月までの金融機関の要求払預金または通知預金。ただし、当該金融機関の登記上の事務所がEU加盟国にあること、EU非加盟国に登記上の事務所がある場合はCSSFがヨーロッパ共同体法に基づく監督規則と同等とみなす監督規則が適用されることを条件とする。

g) 上記のa)、b) およびc) に記載する規制された市場で取引されている金融派生商品（以下「派生商品」といい、同等の現金等価商品を含む。）または証券取引所で取引されていない派生商品（以下「店頭派生商品」という）。ただし、

- 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に一致しており、その達成に適していること、
- 原証券は上記の1.1のa) および1.1のb) の各項に規定する商品または本投資法人の投資方針により、直接、または既存のUCIもしくはUCITSを通じて間接的に投資することが許可されている金融指数もしくはマクロ経済指数、金利、通貨またはその他の裏付け商品であること、
- サブ・ファンドが原資産の適切な分散を通じて、「2. リスク分散」の項に記載されるサブ・ファンドに適用される分散要件を確実に遵守すること、
- 店頭派生商品に関する取引の相手が、CSSFが承認し本投資法人が明確に承認した種類に該当する機関であり、かつ健全性監督に服する機関であること。本投資法人による承認手続が、UBSアセット・マネジメント・クレジット・リスクにより作成され、取引相手方の資本提供の意思に加え、とりわけ同種の取引決済に関わる取引相手方の信用力、評判および経験に関連する原則に基づくものであること。本投資法人が自ら承認した取引相手方のリストを保持していること、
- 店頭派生商品は日々信頼できる検証可能な評価が行われ、本投資法人の戦略に基づき適切な公正価格でいつでも売却でき、また、バック・ツー・バック取引により清算または決済できることを条件とする。
- 各取引相手方が、各サブ・ファンドが運用するポートフォリオの組入銘柄（トータル・リターン・スワップもしくは類似の性格を有する金融派生商品等の場合）、または各店頭派生商品の原資産の構成につき裁量権を付与されていないこと。

h) 規制された市場で取引されていない「投資方針」の項に定義する短期金融商品。

ただし、短期金融商品の発行または発行体に投資家および投資対象を保護する規則が適用されていること、またかかる商品は、

- 加盟国の中央、地域もしくは地方機関または中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合または欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合に連邦の加盟国または少なくとも一加盟国が属する国際機関が発行または保証していること、
- 1.1のa)、b) およびc) の各項に定める規制された市場で有価証券が取引されている事業体が発行していること、
- ユーロ圏共同体法に定める基準に基づく健全性監督に服す機関またはCSSFの判断によりユーロ圏共同体法に定める監督と少なくとも同程度に厳格な、同法を遵守した監督に服す機関が発行もしくは保証し、またはCSSFが承認した種類に属するその他の発行体が発行していることを条件とする。ただし、かかる商品への投資には上記の第1文、第2文およ

び第3文に定める基準と同等の投資家を保護する規則が適用されること、発行体は1,000万ユーロ以上の自己資本を有し、第4号理事会指令78/660/EECに定める規定に基づいて年次決算書を作成し公表する法人であるか、または一社以上の上場企業を擁するグループ内の資金調達を担当する法人であるか、または銀行が提供する信用供与枠を利用して債務の証券化の資金調達をする法人であることを条件とする。

- 1.2 第1項1号に定める投資制限にかかわらず、各サブ・ファンドは純資産の10%を限度に第1項1号に定める以外の有価証券および短期金融商品に投資することができる。
- 1.3 本投資法人は派生商品に関係する全体のリスクが本投資法人の純資産総額を超えないように配慮しなければならない。投資戦略の一環として、各サブ・ファンドは2.2および2.3の各項に定める制限の範囲内で派生商品に投資することができる。ただし、原商品全体のリスクが第2項に定める投資制限を超えないことを条件とする。
- 1.4 各サブ・ファンドは付随的に流動資金を保有することができる。

2. リスク分散

- 2.1 リスク分散原則に従って、本投資法人はサブ・ファンドの純資産の10%以上を同一金融機関が発行した有価証券または短期金融商品に投資してはならない。本投資法人はサブ・ファンドの純資産価額の20%以上を同一金融機関の預金に投資してはならない。サブ・ファンドが店頭派生商品の取引を行う場合、取引相手方リスクがサブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。取引相手が1.1 f) に定義する金融機関である場合、他の取引相手との取引で許容される取引相手方リスクの上限は5%に引き下げられる。サブ・ファンドの純資産の5%以上を占める金融機関が保有する有価証券および短期金融商品のポジションの総価値が当該サブ・ファンドの純資産の40%を超えてはならない。当該制限は健全性監督に服する金融機関における預金およびかかる金融機関との店頭派生商品の取引には適用されない。
- 2.2 2.1項に定める制限に関係なく、各サブ・ファンドは同一金融機関に対し
 - － 当該機関が発行した有価証券または短期金融商品
 - － 当該機関の預金および／または
 - － 当該機関との間で取引される店頭派生商品を組み合わせて純資産の20%以上を投資してはならない。
- 2.3 上記の規定に反して、以下の規定が適用される。
 - a) EU加盟国に本拠地を有し、負債証券の保有者を保護するために当該特定国において公的機関の特別な健全性監督に服す金融機関が発行した負債証券に関して、第2項1号に定める最大10%の制限は25%に引き上げられる。特にかかる負債証券の発行に起因する資金は法律に従って、債券の存続期間中に当該債券から発生した債務を十分にカバーする資産に投資するものとし、発行体が破産した場合、元金の支払いに関して優先権が付与されなければならない。サブ・ファンドが同一発行体の債券に純資産の5%以上を投資する場合、当該投資の総額はサブ・ファンドの純資産価額の80%を超えてはならない。
 - b) 本最大10%制限はEU加盟国またはEU加盟国の地方機関、その他の承認された国または一か国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証した有価証券または短期金融商品に関しては35%に引き上げられる。
2.3のa) およびb) に定める特別規則に該当する有価証券および短期金融商品は上記のリスク分散の最大40%制限を計算する際には計算に含めない。
 - c) 2.1、2.2、2.3のa) およびb) の各項に定める制限は累計することはできないため、これらの各項において定める同一発行体が発行した有価証券または短期金融商品、当該金融機関への預金または派生商品への投資はそれぞれサブ・ファンドの純資産の35%を超えてはならない。

- d) 理事会指令83/349/EECまたは国際的に認められた会計基準に基づく連結財務諸表の目的上
同じ企業グループに属す企業は、本項に定める投資制限を計算する際には同一発行体とみなす必要がある。ただし、同一グループ企業が発行した有価証券および短期金融商品への投資は合計してサブ・ファンドの資産の20%を限度とする。
- e) リスク分散のために、本投資法人はサブ・ファンドの純資産の100%を限度としてEU加盟国またはEU加盟国の地方政府、その他公認されたOECD加盟国、中国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一か国以上のEU加盟国が属する公的国際機関が保証または発行した各種の有価証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、かかる有価証券および短期金融商品は少なくとも6回の発行分で構成され、一回の発行分がサブ・ファンドの純資産額の30%を超えてはならない。

2.4 その他のUCITSまたはUCIへの投資に関しては以下の規定が適用される。

- a) 本投資法人はサブ・ファンドの純資産の20%を限度として同一UCITSまたはUCIの受益証券に投資することができる。本投資制限の履行上、複数のサブ・ファンドから成るUCIのそれぞれのサブ・ファンドは、第三者について個別に債務を負う場合には独立した発行体とみなされる。
- b) UCITS以外のUCIの受益証券に対する投資は、サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。UCITSまたは他のUCIに投資された資産は2.1、2.2および2.3の各項に定める上限の計算には含まれない。
- c) 投資方針に従って大半の資産をその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に投資するサブ・ファンドに関して、サブ・ファンドおよびサブ・ファンドが投資する予定のその他のUCITSおよび／またはその他のUCIが徴収する上限報酬については「4. 手数料等および税金(4) その他の手数料等」の項に記載する。

2.5 サブ・ファンドは、本投資法人の一または複数の他のサブ・ファンドが今後発行するまたは同サブ・ファンドによる発行済みの投資証券を購入し、取得しおよび／または保有することができるが、以下を条件とする。

- 対象サブ・ファンドは自ら、当該対象サブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと、
- 取得される複数の対象サブ・ファンドが同一のUCIの他の対象サブ・ファンドの受益証券に投資することができる資産は、対象サブ・ファンドの販売目論見書または設立書類に従い、合計で10%を超えてはならないこと、
- 当該有価証券に関連する議決権は、当該サブ・ファンドが当該証券を保有している期間中、財務書類および定期報告書における適正評価にかかわらず、停止されること、
- いずれの場合にも、関連するサブ・ファンドが当該有価証券を保有している限り、当該有価証券の価値は2010年法下における最低純資産の検証のためには2010年法に基づくサブ・ファンドの純資産価格の計算において考慮されないこと、および
- 対象サブ・ファンドに投資したサブ・ファンドまたは対象サブ・ファンドのいずれのレベルでも、管理／申込みまたは買戻しの手料は重複して請求されないこと。

2.6 サブ・ファンドの投資方針が、CSSFにより認定された一定の株式または債券の指数の連動を目的としている場合、本投資法人は、当該サブ・ファンドの純資産の20%を限度に同一機関が発行した株式および／または債券に投資することができる。ただし、以下を条件とする。

- 指数の構成が十分に分散されていること、
- 指数が、その参照する市場の適正ベンチマークを示していること、
- 指数が適切に公開されていること。

例外的市況および特に一部の有価証券または短期金融商品がきわめて支配的なポジションを占めている規制された市場に基づき正当であると判断される場合の制限は35%である。かかる上限までの投資は、同一発行体の場合にのみ認められる。

意図せずに、または新株引受権の行使によって1. および2. の各項に記載する制限を超えた場合、本投資法人は投資主の利益を十分に考慮した上で事態を是正するために有価証券の売却を最優先しなければならない。

新たに設定されたサブ・ファンドは、引き続きリスク分散投資の原則を遵守することを条件として、当局から認可されてから6か月間は上記のリスク分散制限に関する特定の制限を逸脱することができる。

3. 投資制限

本投資法人は、以下の行為をしてはならない。

- 3.1 継続販売について契約書による制限を遵守しなければならない証券を取得すること。
- 3.2 本投資法人が、または、本投資法人の管理下にある他の投資信託と共同で、発行体の経営に重大な影響力を行使することを可能とする議決権付株式を取得すること。
- 3.3 以下を取得すること。
 - 同一発行体の議決権のない投資証券の10%以上
 - 同一発行体の社債の10%以上
 - 同一UCITSまたはUCIの受益証券の25%以上
 - 同一発行体の短期金融商品の10%以上後3者について、債務証券または短期金融商品の総額または発行済受益証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる証券取得に関する制限を遵守する必要はない。
- 3.2および3.3の各項の適用が免除されるのは以下の証券である。
 - EU加盟国またはその地方機関もしくは別の承認国が発行または保証している有価証券および短期金融商品
 - EU非加盟国が発行または保証している有価証券および短期金融商品
 - 一または複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行した有価証券および短期金融商品
 - EU非加盟国の法律において当該保有が当該非加盟国の発行体の証券に投資する合法的な唯一の方法である場合に、EU非加盟国で設立された会社で、その住所を当該非加盟国に置く発行体の証券にその資産を主に投資する会社の株式、かかる場合、2010年法の規定を遵守しなければならない。
 - 専ら本投資法人に代わり子会社が所在する国における投資者の請求による受益証券の買戻しについて、子会社が所在する国で一定の管理、助言または販売の業務を実行する子会社の投資証券。
- 3.4 証券、短期金融証券または1.1のe)、g) およびh) の各項に規定されるその他の商品の空売りを行うこと。
- 3.5 貴金属またはそれに関連する証書を取得すること。
- 3.6 不動産に投資すること、商品または商品契約を購入し、販売すること。
- 3.7 借入れを行うこと。ただし、下記の場合は除外される。
 - バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のための借入れ
 - 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ
- 3.8 第三者のためにローンを認めまたは保証人となること。ただし、本制限は、全額払込済でない証券、短期金融商品、または1.1のe)、g) およびh) に挙げられるその他証書の取得を妨げるものではない。
- 3.9 上記の投資の禁止にかかわらず、本投資法人は、以下の金融商品に投資することができる。

- － 指令2007/16/ECの第2条に定める証券要件にしたがい、指数の運用実績に連動する組み込み派生商品を含まない、個別の貴金属を裏付け資産とする広義での証書
- － 指令2007/16/ECの第2条に定める証券要件にしたがい、指数の運用実績に連動する組み込み派生商品を含まない、個別のコモディティまたはコモディティ指数を裏付け資産とする広義での証書

本投資法人は、投資主の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権利を有する。ただし、かかる追加的制限は、本投資法人の投資証券が募集および販売される国々の法令を遵守する必要がある。

4. 資産のプーリング

本投資法人は効率性のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および／または共同管理することを許可することができる。この場合、様々なサブ・ファンドの資産を一緒に管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼ぶ。プールは内部管理目的に限定して使用され、公式なファンドではなく、投資主が直接、プールを利用することはできない。

プール

本投資法人は2つ以上のサブ・ファンド（以下「参加サブ・ファンド」という。）のポートフォリオ資産の一部または全部をプール形式で投資し、運用することができる。こうした資産プールは各参加サブ・ファンドから現金ならびにその他の資産を（プールの投資方針に合致している場合）資産プールに移し替えることによって設定される。その後、本投資法人は個々の資産プールへの移し替えを行なうことができる。また、その参加額を上限として資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。

各資産プール内で参加サブ・ファンドが保有する投資証券は、同じ価値を有するみなし受益証券を基準にして評価する。資産プールを設定した際、本投資法人は（本投資法人が適当と判断する通貨で）みなし受益証券の当初価値を定め、各参加サブ・ファンドに対してサブ・ファンドが拠出した現金（またはその他の資産）に相当するみなし受益証券を配分する。その後、資産プールの純資産を既存のみなし受益証券の口数で除して、みなし受益証券の価値を決定する。

追加の資金または資産が資産プールに拠出され、または資産プールから引き出された場合、参加サブ・ファンドによって拠出されたもしくは引き出された現金の額または資産の価値をプールの参加サブ・ファンドの投資額の現在価値で除して決定した数だけ関係する参加サブ・ファンドに配分されたみなし受益証券の口数を増減させる。資産プールに現金が拠出される場合、計算上、かかる現金の投資に関連する取引費用および取得費用に加え税務費用を考慮して本投資法人が適当と判断する金額を減額する。現金の引き出しの場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分において発生する費用の額を織り込んだ減額が行なわれる。

資産プールの資産から得た分配のような配当、利息およびその他の所得は当該資産プールに配分され、その結果として各純資産が増加することになる。本投資法人が清算した場合、資産プールの資産は資産プール内の各持分に比例して各参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、幅広い分散投資を可能にするために、本投資法人は1つ以上のサブ・ファンドの資産の一部または全部をその他のサブ・ファンドまたはその他の集合投資事業に帰属する資産と一緒に管理することを決定することができる。以下の段落で「共同管理ファンド」とは、本投資法人およびその各サブ・ファンドおよびすべてのファンドで共同管理契約が存在するものをいい、「共同管理資産」とは、上記の契約に従って管理が行なわれる共同管理ファンドのすべての資産をいう。

共同管理の一環として、各投資運用会社は、共同管理ファンドに関しては連結ベースで、本投資法人およびそのサブ・ファンドのポートフォリオの構成に影響を及ぼす投資と資産の売却に関する決定を下すことができる。それぞれの共同管理ファンドは共同管理資産における持分を有し、共同管理資産の全体価値に対して各共同管理ファンドの純資産が占める割合に相当する。こうした比例ベースの資産保有（以下「参加比率」という。）は、共同管理下で保有または取得したすべての資産クラスに適用される。投資および／または資産の売却に関する決定は、上記の参加比率には影響しないが、追加の投資分は同じ割合で共同管理ファンドに割り当てられる。一方、資産を売却した場合、これらは、個々の共同管理ファンドが保有する共同管理資産から比例的に差し引かれる。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込みの恩恵を受ける共同管理ファンドは純資産が増加するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って購入申込代金を各共同管理ファンドに配分する。その際、共同管理ファンド間で資産を移し替えることによって、変化した参加比率に合致するように投資レベルを調整する。同様に、ある共同管理ファンドに買戻しがあった場合、買戻しの対象となった共同管理ファンドは純資産が減少するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って共同管理ファンドの流動資金から必要な資金を引き出し、変化した参加比率と合致するように投資レベルを調整する。

本投資法人または本投資法人の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに関係する出来事に影響される点に投資主の注意を喚起する。つまり、その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、サブ・ファンドの手元現金は増加することになる。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになる。しかし、購入申込みおよび買戻しは、契約の枠外で、各共同管理ファンドが開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行なうことも可能である。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができるほか、本投資法人または本投資法人の委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加打ち切りを決定できるため、本投資法人および投資主の利益に悪影響が及ぶ恐れがある場合、サブ・ファンドはポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに帰属する（本投資法人または当該サブ・ファンドに帰属するとは見なされない）報酬および費用の支払いによって、本投資法人のポートフォリオの構造またはその一もしくは複数のサブ・ファンドのポートフォリオ構成が変更される結果、本投資法人または当該サブ・ファンドに適用される投資制限に違反する場合、変更を実施する前の資産を共同管理契約の対象外として、上記調整の影響を受けないようにすることができる。

サブ・ファンドの共同管理資産は、投資決定が個々のサブ・ファンドの投資方針とすべての点で合致するように、同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理される。また、共同管理資産は同じ投資運用会社が投資と資産の売却に関する決定を下す権限を有し、かつ保管受託銀行が預託機関を務め、当該保管受託銀行がその機能として十分な能力を有し、2010年法および適用される法規定に従って本投資法人およびそのサブ・ファンドに対する義務を履行することができる資産に限って共同で管理される。保管受託銀行は常に本投資法人の資産をその他の共同管理資産と分別しなければならない。これによって保管受託銀行は個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないが、個々のサブ・ファンドの投資方針よりも制限的になる可能性がある。

本投資法人は予告なしで共同管理契約を終了させることを決定することができる。

投資主はいつでもその時点で共同管理契約が結ばれている共同管理資産と共同管理ファンドの比率について、本投資法人の登録事務所に問合せを行なうことができる。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、（１）ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または（２）各共

同管理ファンドが、ルクセンブルグ籍以外のファンドのいかなる破産管財人およびいかなる債権者も、資産へのアクセスを有さず、または資産を凍結する権利がないとする権限を有することを条件に許可される。

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

本投資法人およびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CS SFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに／または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および手段（以下「技法」という。）を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。このような技法および手段の利用が、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（「証券貸付」）。

クリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流金融機関を利用して、当該機関が定める手順に従ってのみ、証券の貸付が認められる。証券貸付取引の場合、本投資法人は、原則として、少なくとも貸付証券の総額および未払利息に等しい金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグ法の規定により容認された金融上の担保の形で発行されなければならない。かかる担保は、取引が貸付証券価額の返済を本投資法人に保証するクリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリアもしくは他の機関を通じて行われている場合は、不要である。

「3 投資リスク、① リスク要因、担保の運用」の項の規定は、証券貸付の範囲内で本投資法人に提供された担保の運用に従い適用される。「担保の運用」の項の例外規定として、金融セクターから取得する株式は、証券貸付の枠組みの範囲内で有価証券として認められる。

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理にかかる原則および基準についての記載、担保の品質、認可済取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬および本投資法人が受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、証券貸付取引からの担保として承認し、これらの証券に対して以下の元本減免を適用する旨決定した。

資産クラス	最低元本減免率 (市場価格からの減額率) (%)
固定及び変動利付証券	
G10参加国（米国、日本、英国、ドイツおよびスイスを除く国々。発行体として当該国の連邦州および小郡を含む。）により発行され、格付けがA＊以上の証券。	2%

米国、日本、英国、ドイツおよびスイス（その連邦州および小郡**を含む。）により発行された証券。	0 %
格付けがA以上の債券。	2 %
国際的組織によって発行された証券。	2 %
法主体によって発行され、格付けがA以上の銘柄の証券。	4 %
地方機関によって発行され、格付けがA以上の証券。	4 %
株式	8 %
以下の指数に組み込まれている株式は、容認できる担保として認められる。	ブルームバーグ I D
オーストラリア (S&P/ASX 50 INDEX)	AS31
オーストリア (AUSTRIAN TRADED ATX INDX)	ATX
ベルギー (BEL 20 INDEX)	BEL20
カナダ (S&P/TSX 60 INDEX)	SPTSX60
デンマーク (OMX COPENHAGEN 20 INDEX)	KFX
欧州 (Euro Stoxx 50 Pr)	SX5E
フィンランド (OMX HELSINKI 25 INDEX)	HEX25
フランス (CAC 40 INDEX)	CAC
ドイツ (DAX INDEX)	DAX
香港 (HANG SENG INDEX)	HSI
日本 (NIKKEI 225)	NKY
オランダ (AEX—Index)	AEX
ニュージーランド (NZX TOP 10 INDEX)	NZSE10
ノルウェー (OBX STOCK INDEX)	OBX
シンガポール (Straits Times Index STI)	FSSTI
スウェーデン (OMX STOCKHOLM 30 INDEX)	OMX
スイス (SWISS MARKET INDEX)	SMI
スイス (SPI SWISS PERFORMANCE IX)	SPI
英国 (FTSE 100 INDEX)	UKX
米国 (DOW JONES INDUS. AVG)	INDU
米国 (NASDAQ 100 STOCK INDX)	NDX
米国 (S&P 500 INDEX)	SPX
米国 (RUSSELL 1000 INDEX)	RIY

* 上記の表における「格付」は、スタンダード・アンド・プアーズが使用する格付尺度を意味する。スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチによる格付は、それぞれに対応する尺度をもって使用される。これらの格付機関がある発行体に付与した格付が一致しない場合、一番低い格付を適用する。

** これらの国による格付のない銘柄も容認される。かかる銘柄について、元本減免は行われない。

一般的に、以下の要件がレポ契約／リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

- (i) レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用評価の対象となる。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用評価において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用評価を遅延なく実施する。

- (ii) 本投資法人は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- (iii) 本投資法人がリバースレポ契約を締結する場合、本投資法人は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時まで発生する利息を含む。）のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。
- (iv) 本投資法人がレポ契約を締結する場合、本投資法人は、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- (v) レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約は、UCITS指令の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- (vi) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益（直接および間接の運営コスト／費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- (vii) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

本投資法人およびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準（すなわち、これらの技法を利用しない場合）から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、後記「3 投資リスク a. リスク要因 効率的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

本投資法人は、リスク管理手続きの一環として、本投資法人または本投資法人が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。本投資法人、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて実施される。また、本投資法人は、これらの技法および手段を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3【投資リスク】

① リスク要因

サブ・ファンドの投資は大幅な価格変動を伴い、本投資法人の株価が取得時の価格を下回らないとの保証はない。投資法人は預貯金と異なる。

こうした価格変動を発生させる要因またはその影響は以下のとおりであるが、これらに限定されない。

- ・ 個別企業に特有の要因の変化
- ・ 金利の変動
- ・ 為替レートの変動
- ・ 雇用、公共支出および負債、インフレ等の経済要因に関する変化
- ・ 法環境の変化
- ・ 特定の資産クラス（持分証券）、市場、国、業種および部門に対する投資家の信頼の変化、および
- ・ 商品の価格の変化

投資を分散させることにより、投資運用会社は、サブ・ファンドの価格に対する上記リスクのマイナスの影響を軽減させる努力をしている。

その投資の性質によって特定のリスクにさらされるサブ・ファンドについて、関係するリスク情報は当該サブ・ファンドの投資方針に規定される。

一般的リスク情報

新興国市場への投資

「新興国市場」という用語は、インターナショナル・ファイナンス・コーポレーション・コンポジット・インデックスおよび／またはMSCIEマージング・マーケット・インデックスに含まれる市場、ならびに経済発展の程度が同程度であるかまたは新しい株式市場があるその他の国々を表すために使用される。

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会的、政治的および経済的に不確定な大きなリスクを負っている。

以下は、新興市場に伴う一般的なリスクの概要である。

— 偽造証券

監督システムの脆弱さにより、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることもありうる。

— 非流動性

証券の売買が、先進国市場より費用と時間がかかり、一般に難しい可能性がある。流動性に関する困難により価格の変動性が高まることも考えられる。多くの新興市場は小規模で取引高が少ないため、流動性が低く価格の変動性が高い。

— ボラティリティ

新興市場への投資は、先進国市場への投資よりもパフォーマンスの変動性が高くなる。

— 通貨の変動

サブ・ファンドが投資を行う国の通貨は、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨に比べ大幅に変動する可能性がある。そうした変動は、サブ・ファンドの収益に大きく影響する。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することは不可能である。

— 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限するまたは一時的に停止するという可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出すことができない場合がある。買戻請求に対する影響を最小限にとどめるため、サブ・ファンドは、数多くの市場に投資を行う予定である。

ー 決済および保管リスク

新興市場国における決済および保管システムは、先進市場のシステムのように発達していない。基準がそれほど高くなく、監督機関は経験豊富とはいえない。したがって、決済が遅延し流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

ー 売上の制限

場合によっては、新興市場が外国人投資家の売上に制限を設けることがある。したがって、外国人株主に許可される最大所有株数を超過したために、サブ・ファンドが入手できない株式もある。さらに、外国人投資家の収益、キャピタルおよび分配への参加が制限や政府による許可の対象となることもありうる。新興市場が、外国人投資家による証券販売を制限する可能性もある。そのような制限によりある新興市場において証券の販売を制限される場合、サブ・ファンドは当局から例外的な認可を入手する、または別の市場へ投資を行うことでそうした制限の悪影響に対処することを試みことになる。サブ・ファンドは、制限が容認できるような市場にのみ投資する予定である。ただし、追加の制限を課せられることを避けることは不可能である。

ー 会計

新興市場の企業に求められる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、投資家への情報提供の内容、質および期限に関して先進国市場とは異なる。したがって、投資選択を正確に評価することは難しい。

サブ・ファンドは、個々のサブ・ファンドの新興市場への投資の配分に応じてリスクを意識する投資家を対象としている。これに関しては、本書の「典型的な投資家の特性」の項を参照されたい。

UCIおよびUCITSへの投資

特別投資方針に従って、既存のUCIおよびUCITSにその資産の少なくとも半分を投資したサブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの構造を有する。

ファンド・オブ・ファンズの一般的利点は、ファンドに直接投資する場合に比べて幅広い投資またはリスクの分散化が図られることにある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（以下「対象ファンド」という。）自体も厳格なリスク分散原則が適用されるためポートフォリオの分散化はポートフォリオだけに止まらない。ファンド・オブ・ファンズの投資家は、二重にリスクを分散した商品に投資できるため、個々の投資対象に内在するリスクは最小限に抑えられ、大部分の投資の対象となるUCITSおよびUCIの投資方針は、本投資法人の投資方針と可能な限り一致しなければならない。本投資法人が一種類の商品への投資しか許可していない場合でも、投資家は多数の有価証券に間接的に投資できることになる。

既存のファンドに投資する場合、一部の手数料と費用の支払いが二回以上発生することがある（例として、保管受託銀行および中央管理事務代行会社の手数料ならびに投資先のUCIおよび／またはUCITSに支払う運用報酬／顧問報酬および発行手数料／買戻手数料）。こうした手数料および費用は対象ファンドだけでなく、ファンド・オブ・ファンズのレベルでも徴収される。

サブ・ファンドはまた、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイまたはUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイと共通の経営もしくは支配によるかもしくは多額の直接持分もしくは間接持分を有するその関連会社が運用しているUCIおよび／またはUCITSにも投資することができる。かかる場合、当該受益証券の申込または買戻し時に発行手数料または買戻手数料は請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

既存のファンドに投資する際の一般的費用およびコストについては「4 手数料等及び税金(4) その他の手数料等」と題する項に記載する。

ABS/MBSの使用に伴うリスク

投資者は、アセットバック証券(以下「ABS」という。)、モーゲージ担保证券(以下「MBS」という。))および商業用不動産担保证券(以下「CMBS」という。))への投資が非常に複雑であり、かつ、透明性が低い可能性がある旨を知らされている。これらの商品は、債権のプール(ABSの債権の場合、自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権となる可能性があり、MBSまたはCMBSの債権の場合は不動産ローンである。))のエクスポージャーを伴い、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ、法的、簿記上および経済的な観点から見てプール内の債権の貸主から完全に分離している機関により発行される。原債権からの支払フロー(利息、債権の償却および不定期の償却を含む。))は、これらの商品の投資者に移転される。これらの商品は、階層に従う異なるトランシェを含む。かかる構成によりトランシェ間の払戻しおよび不定期の特別払戻しの順位が定められる。金利が上昇または低下する場合に、債務者の借換えの選択権の上昇または低下に起因して予定外に原債権に対する特別償却が増減すると、投資者は、払戻しまたは再投資が増減するリスクにさらされる。

サブ・ファンドによるABS/MBSへの投資の平均期間は、債券につき設定された満期日と異なることが多い。平均期間は最終満期日より概して短く、払戻フローの日付に依拠する。払戻フローは通常、有価証券の構造ならびにキャッシュ・インフローの優先順位および/または借換え、払戻しおよび債務不履行に関する借り手の行為に基づくものである。サブ・ファンドは、満期まで平均で0年ないし30年の残存期間のある有価証券に投資する。

異なる法律体系を有する異なる国のABS/MBSが存在する。サブ・ファンドは、欧州経済領域の加盟国すべておよびスイスのABS/MBSに投資することができる。原証券がサブ・ファンドのガイドラインで許可され、有価証券が顧問によって定められた調査に基づく基準を満たす場合、他の国への投資が検討されることがある。

サブ・ファンドは、ABS/MBSの公認発行体が発行する有価証券または類似の有価証券に投資する。ABS/MBSは投資適格であるか、非投資適格であるか、または、格付を有しないことがある。

派生商品の利用

「(4) 投資制限 2. リスク分散」に規定される制限を遵守する一方、本投資法人は、各サブ・ファンドにつき派生商品を活用することができる。金融派生商品とは、その他の金融商品(原資産)から価値を派生する商品である。

派生商品は、条件付の場合と無条件の場合とがある。条件付派生商品(条件付請求権)は、合法的取引の当事者に金融派生商品(オプション等)を利用する権利(義務ではない。))を付与するものである。無条件派生商品(先物)は、両当事者に対して、契約書に規定される特定の時点において支払を行う業務の履行を義務付けるものである(先渡し、先物、スワップ等)。

派生商品は、取引所で取引されるもの(上場派生商品)に加え、店頭で取引されるもの(店頭派生商品)がある。取引所で取引される金融派生商品の場合、取引所自身が各取引の当事者となる。かかる取引は、清算機関(清算代理人)を通じて清算および決済される。店頭派生商品は当事者により直接締結されるが、上場派生商品は仲介人を利用して締結される。サブ・ファンドが利用する派生商品には、先物契約(例えば、株式、指数、ボラティリティの先物契約)、オプション(例えば、株式、金利、指数、債券、通貨、コモディティ指数、スワップ、ボラティリティ、先物、インフレまたはその他の金融商品のオプション)、先渡し契約(為替予約を含む。)、スワップ(例えば、トータル・リターン・スワップ、通貨スワップ、コモディティ指数スワップ、金利スワップ、配当スワップ、株式バスケット・スワップ、ボラティリティ・スワップおよびバリエーション・スワップ)、信用派生商品(クレ

ジット・デフォルト・デリバティブ、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)および信用スプレッド・デリバティブを含む。)、ワラントおよび仕組み派生商品(クレジット・リンク証券および株式リンク証券等)が含まれることがある。

派生商品取引(信用デリバティブ等)は、第三者のデフォルト・リスクに対するヘッジのために利用することができる。各当事者は、このようなヘッジを行うために、売り手が第三者のデフォルトに伴う買い手のリスクを補償する見返りとして、買い手から継続的な保証料(プレミアム)を受領する、CDSを締結することができる。このような補償は、指定される有価証券の受け渡しまたは現金による支払を通じて行うことができる。このような種類の派生商品取引は、保険に似たもので、いずれかのサブ・ファンドが、売り手または買い手のどちらの立場においても、締結することができる。サブ・ファンドは、(買い手の側からの)ヘッジまたは(売り手の側からの)投資という目的で、信用デリバティブを利用できる。2014年以降、CDSは中央清算機関により決済されている。

派生商品の利用に伴うリスク

派生商品への投資は、一般的な市場リスク、決算リスク、信用リスク、ボラティリティ・リスクおよび流動性リスクという制限がある。

しかしながら、上記リスクは、派生商品の特性により変化することがあり、時として原資産への投資に伴うリスクに比べてより高いリスクとなることもある。

このため、派生商品の利用は原資産についての理解のみならず、派生商品自体についてのより深い知識が求められる。

派生商品に関する信用リスクとは、一当事者が特定または複数の契約に基づく支払義務を履行しなくなる(または履行できない)リスクである。証券取引所で売買されている派生商品の信用リスクは、市場で売買されている各派生商品の取引相手として行為する清算代理人が決済保証を行うため、一般論として公開市場で取引されている店頭派生商品のリスクに比べて低い(上記参照のこと。)。上記の保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために清算人が維持する日払いシステムによって支えられ、かかるシステムにおいてこれをまかなうために必要な資産が計算される(下記参照のこと。)。かかる決済保証のない派生商品を除き、通常、その不履行リスクは、「(4)投資制限 2. リスク分散」の項に記載される投資制限により限定される。原資産の引渡しまたは交換(オプション、先渡し、クレジット・デフォルト・スワップ等)とは違い、双方の支払義務の差額(金利スワップ、トータル・リターン・スワップ等)を負担する場合でも、取引相手方による債務不履行時に本投資法人が負う潜在的損失は、かかる差額分に限定される。

信用リスクは担保の設定により軽減される。証券取引所で派生商品を取引する場合、参加者は流動性のある資金により清算代理人に担保を預託しなければならない(当初証拠金)。清算代理人は、各参加者の持高を評価(および、適切な場合、決済)すると共に、残存する担保を日次ベースで再評価する。担保の価値が一定の基準(維持証拠金額)を下回る場合、当該参加者は、追加の担保(変動証拠金)を支払うことで元の水準までその評価額を引き上げることを清算代理人により要求される。また、店頭派生商品に関する信用リスクは、各取引相手方の提供する担保(下記参照のこと。)、当該取引相手方との間で締結された様々な派生商品の持高による相殺に加え、取引相手方の選択を慎重に吟味することにより、低減される場合がある(「(4)投資制限 1. 本投資法人が可能な投資」の1.1 g) 4項を参照のこと。)

有価証券、指標、金利または通貨等の原資産の小さな価格変動であっても金融派生商品の価格に大きな変動をもたらすことがあるため、金融派生商品の価格は、非常に変動が激しい場合がある。金融派生商品への投資は、当初の投資額を超える損失を生じることがある。

一部の商品は売買が難しいため、流動性リスクもある。特に派生商品取引の規模がとりわけ大きい場合または関係する市場が流動性を欠いている場合(公開市場の店頭で取引される派生商品の多くはそう

であるといえる。) 、一部の場合に、取引を完全に執行することが常に可能というわけではなく、またはこれによって上昇した価格でポジションを処分するしかできないことがある。

派生商品の利用に伴うその他のリスクとしては、派生商品の価格の評価または決定の不正確さがある。派生商品が原資産、金利、または指数と完全に相関しない可能性もある。派生商品は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価は取引相手に関連する支払要求額がより大きくなり、各サブ・ファンドに損失が発生する結果となる。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産（通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。）に関連してスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払い）を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、例えば、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができ、機動的な通貨のエクスポージャーを獲得することもできる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる（その逆の交換を行うこともできる）。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス（キャップの場合）またはマイナス（フロアの場合）の金利変動にのみ、基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関して、トータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において、金利のキャッシュ・フローを、株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュ・フロー等と、交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において、一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ（ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、株式の価格による影響を控除した株式のボラティリティのみに基づく投資を行うことが出来る。） 、またはバリエーション（ボラティリティの2乗）に対応しているスワップ（バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対する直線的な相関関係により支払を行うため、支払がボラティリティよりも高い割合で上昇する。） を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する（または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する）場合、サブ・ファンドのために、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である取引相手方との間でしか、締結することができない。このような取引相手方は、信

用評価の対象となる。取引相手方が、E S M Aにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用評価において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA 2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用評価を遅延なく実施する。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを条件に、該当するサブ・ファンドの投資目的および方針を実行するためにトータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有している。

クレジット・デフォルト・スワップ（C D S）とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料（プレミアム）を支払い、プロテクションの売り手は、C D S契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、C D Sの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブで参照される投資先である事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払を行うことになる。信用事由には、破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっているが、かかる条項に効果があるとは限らない。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減される。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

本投資法人は、市場の状況（一日の値幅制限の適用を含む。）次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、本投資法人は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることもある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、または本投資法人が多額の費用を負担することがある。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針（4）投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および／またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額（該当がある場合。）を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失（証券の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針（4）投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連して本投資法人が保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失（証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レポ契約、リバースレポ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは前記「2 投資方針（4）投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に定める規定を常に遵守する。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法（担保の運用を含む。）が採用される。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスかの一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約／リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約／リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
グローバル・アロケーション（米ドル）	0%－10%	100%	0%	100%	0%－50%	100%
グローバル・アロケーション（ユーロ）	0%－10%	100%	0%	100%	0%－50%	100%
ダイナミック・アルファ（米ドル）	0%－50%	200%	0%	100%	0%－50%	100%

リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、市場リスクの予想最大損失額を算出する指標であるバリュー・アット・リスク（VaR）手法やコミットメント手法により行なわれる。リスク管理手続はまた、（ETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドラインに関する）CSSF指令14/592に従い、担保の運用（下記「担保の運用」の項参照のこと。）およびポートフォリオの効率的運用のための技法および手段（（4）投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段）の項参照のこと。）の範囲内で適用される。

レバレッジ

バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）アプローチを用いるUCITSのレバレッジは、CSSF指令11/512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本の総額」として確定される。投資主は、これにより、レバレッジ額が人為的に増加することがあり、そのため、とりわけ、以下の理由で実際の経済的リスクを正確には反映しない場合があることに留意するべきである。

- － 派生商品が投資またはヘッジ目的で利用されているか否かにかかわらず、派生商品が、想定元本の総額のアプローチに従って算定されるレバレッジ額を増加させるため。
- － 金利派生商品のデュレーションが考慮されていないため。その結果、短期金利派生商品が極めて低い経済的リスクを生じさせるにもかかわらず、短期金利派生商品は、長期金利派生商品と同じレバレッジとなる。

VaRアプローチに従うUCITSの経済的リスクは、UCITSのリスク管理手法の一部として決定される。かかる手法は、とりわけ、VaRの制限を含み、派生商品を含むすべてのポジションの市場リスクを伴う。VaRは、包括的なストレス・テスト・プログラムによって補足される。

VaRアプローチを用いる各サブ・ファンドのレバレッジの平均水準は、以下に記載される範囲にとどまるものと予測される。レバレッジは、想定元本の総額と問題のサブ・ファンドの純資産価額との比率として示される。

一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることがある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定される レバレッジ範囲	参照ポートフォリオ
グローバル・アロケーション (米ドル)	相対的VaR手法	0－2.0	参照ポートフォリオは、海外株式と国債、投資適格未満の米国債券および新興国市場債券から成る多様なポートフォリオ資産を反映する。
グローバル・アロケーション (ユーロ)	相対的VaR手法	0－2.0	参照ポートフォリオは、海外株式と国債、投資適格未満の米国債券および新興国市場債券から成る多様なポートフォリオ資産を反映する。
ダイナミック・アルファ (米ドル)	絶対的VaR手法	0－5.0	該当なし

担保の運用

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる（以下「担保」という。）。

担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。本投資法人は、（客観的かつ適切な評価を行った後）適切な期間内に換金が可能であるとされる金融商品のみを、担保として認める。本投資法人または本投資法人が任命するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければならない。担保の評価額は、各店頭市場の取引相手方の持高の評価額を上回っていなければならない。ただし、かかる評価額が、2回続く評価の間で、変更する場合がある。もっとも、それぞれの評価後、かかる担保が、（適切な場合は、追加の担保を請求することで）各店頭市場の取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していることを確保しなければならない（値洗い）。当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、本投資法人は、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（元本減免）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなる。

本投資法人は、受け入れる担保の種類、各担保の加算額および差引き額に加え、担保として預託された流動性のある資金の投資方針を中心に、上記の要件および評価額の詳細を決定する社内枠組み合意につき決定を行う。かかる枠組み合意は、適切な場合本投資法人により定期的に検討され、適合される。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、店頭取引派生商品からの担保として承認し、これらの証書に対して以下の元本減免を適用する旨決定した。

資産クラス	最低元本減免率 (市場価格からの減額率) (%)
固定及び変動利付証券	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金。	0%
次の国々（オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国、米国）の1つにより発行される短期性証券（1年以内）で、発行国がA以上の格付けを有するもの。	1%
上記と同じ要件を満たし、かつ償還残存期間が中期（1－5年）の商品。	3%
上記と同じ要件を満たし、かつ償還残存期間が長期（5－10年）の商品。	4%
上記と同じ要件を満たし、かつ償還残存期間が超長期（10年超）の商品。	5%
償還残存期間が10年以内の米国インフレ連動債。	7%
米国債ストリップス債またはゼロクーポン債（償還残存期間を問わない。）。	8%
償還残存期間が10年を超える米国インフレ連動債	10%

証券貸付からの担保に対して適用される元本減免については、適用ある場合、「5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」において説明されている。

担保として預託された有価証券は、相対する店頭市場の取引相手方により発行されなかったか、または当該店頭市場の取引相手方との密接な関係になかった可能性がある。このため、金融機関からの投資証券は担保として認められない。担保として預託された有価証券は、本投資法人に代わり保管受託銀行が保管し、本投資法人が売却、投資、および担保設定を行うことができない。

本投資法人は、譲渡された担保を、地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散を中心に、適切に分散することを確保する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

上記の項の免除を受け、かつ、2014年8月1日のETTFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドライン（ESMA/2014/937）の改正後の第43条（e）に従い、本投資法人は、EU加盟国、その一もしくは複数の現地当局、第三国または一もしくは複数の欧州連合加盟国が属する公的国際機関により発行または保証される様々な譲渡性のある証券および短期金融商品により完全に担保されることができる。この場合、本投資法人は、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受領することを確保しなければならないが、一銘柄の証券は各サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

本投資法人の取締役会は、上記の免除条項を利用し、各サブ・ファンドの純資産価額の50%を上限として、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスにより発行または保証される国債による担保を受領する旨決定した。

流動性のある資金として預託される担保は、本投資法人が投資することができる。投資対象は、「（4）投資制限 1. 本投資法人が可能な投資」第1.1（f）項に従う要求払預金または通知預金；高

格付の政府債；「(4) 投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に規定される買戻取引(当該取引の相手方が、「1. 本投資法人が可能な投資」第1.1(f)項に規定される金融機関であり、かつ、本投資法人がいつでも当該取引を中止し、投資額(発生済利息を含む。)の返還を請求する権利を有することを条件とする。)；ならびに欧州短期金融商品の定義に関するCESRガイドライン10-049に規定される短期マネー・マーケット・ファンドのみに限定される。前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。

保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関連する本投資法人の権利が遅らされるかまたはその他の方法で制限されることがある。本投資法人が該当契約に基づき担保を提供している場合、当該担保は本投資法人と店頭取引相手との合意により店頭取引相手に移転されることになる。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用破綻事由の結果、担保に関連する本投資法人の権利または申立ての認定が遅らされる、制限されるかまたは削減されることすらあり、担保が当該債務をカバーするためあらかじめ提供されていたにもかかわらず、本投資法人は店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなると思われる。

② 投資リスクに対する管理体制

投資運用会社はリスク分散により意図せざるリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図る。リスク特性の分析に当たっては、投資運用会社はUBSアセット・マネジメントが開発したリスク管理および統制基準ならびにUBSアセット・マネジメントが管理する全ての資産に関するリスク問題の識別、測定、モニタリング、報告に活用する。

UBSアセット・マネジメントでは、法規制度遵守(コンプライアンス)に対する認識は組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっている。すべての従業員およびディレクターはUBSの内部規則、ガイドラインおよび手続きと同様に、UBSが営業を行う国の法律、規則、規定に従うことが求められている。業務機能から独立した統制プロセスは、リスクの性質や大きさに相応して実行される。統制機能は、業務部門のリスク管理およびリスク負担活動の監督の効果を独立して監視する。リスク・エクスポージャーの統制、リスク集中の早期識別、明確かつ方法論的に適切な会社全体のリスク測定原則および透明性のあるリスク報告は、会社全体のリスクに対する緊密に結びついた管理および統制に不可欠である。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法(改訂済)の下で認められたVaR手法により管理している。

③ 投資リスクの変更

提出日現在、上記投資リスクに関して重要な変更はない。

④ 重要事象等

本投資法人が将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他本投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象は、本書提出日現在、存在しない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

申込手数料は、以下を上限とする。

サブ・ファンド	上限発行手数料率
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ ーダイナミック・アルファ (米ドル)	純資産価額の2.5%
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ ーグローバル・アロケーション (ユーロ)	純資産価額の2.5%
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ ーグローバル・アロケーション (米ドル)	純資産価額の2.5%

b. 日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は申込価額の2.75% (税抜き2.50%) を上限とする。

(2)【買戻し手数料】

a. 海外における買戻手数料

買戻手数料は徴収されない。

b. 日本国内における買戻手数料

該当事項なし。

(3)【管理報酬等】

本投資法人は、投資証券に関し、各サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド名	上限定率報酬 (上限管理報酬)	
UBS (Lux) キー・ セレクション・シキャブ	上限定率報酬 (上限管理報酬)	名称に「ヘッジ」を含む クラス受益証券の料率
ーグローバル・アロケーション (米ドル)	年率2.040% (年率1.630%)	年率2.090% (年率1.670%)
ーグローバル・アロケーション (ユーロ)	年率2.040% (年率1.630%)	年率2.090% (年率1.670%)
ーダイナミック・アルファ (米ドル)	年率1.920% (年率1.540%)	年率1.970% (年率1.580%)

かかる報酬は以下のとおり用いられるものとする。

本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理、投資助言および販売に関して (該当する場合)、また保管受託銀行のすべての職務 (本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等) に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。すなわち当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる (上限定率報酬)。名称に「ヘッジ」を含むクラス投資証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための報酬が含まれる。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。

実際に適用される上限定率報酬については、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

2019年9月末日に終了する会計年度中の各サブ・ファンドの報酬は以下のとおりである。

ーグローバル・アロケーション (米ドル)	7,775,328.47米ドル
ーグローバル・アロケーション (ユーロ)	6,508,656.66ユーロ
ーダイナミック・アルファ (米ドル)	334,867.83米ドル

(4) 【その他の手数料等】

上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人の資産にも請求される追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
- c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびに本投資法人の管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。
- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト（目論見書、主要な投資家向け資料（以下「K I I D」という。）、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト（該当する場合、外国の監督官庁に支払う手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。）。
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または投資法人の利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率（T E R）の開示において考慮されている。

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人はまた、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

定率報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

個々のサブ・ファンドに配分可能なすべての費用は当該サブ・ファンドに請求される。

投資証券のクラスに配分できる費用は当該投資証券のクラスに請求される。ただし、費用が複数または全部のサブ・ファンド／投資証券のクラスに関係して発生する場合は、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド／投資証券のクラスに請求される。

各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCITSまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係する投資先ファンドのレベルでも費用が発生する。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合がある。

管理会社により、または共同運用もしくは支配によるまたは多額の直接的もしくは間接的な保有により管理会社と関係する別の会社により、直接的もしくは委任により運用されるファンドの受益証券への投資に関して、投資を行うサブ・ファンドは、対象ファンドの発行または買戻しの手数料を請求されないことがある。

本投資法人の現在発生している費用の詳細はKIIDに記載されている。

2019年9月末日に終了する会計年度中の各サブ・ファンドのその他の費用は以下のとおりである。

ーグローバル・アロケーション (米ドル)	432,579.78米ドル
ーグローバル・アロケーション (ユーロ)	451,832.42ユーロ
ーダイナミック・アルファ (米ドル)	314,346.51米ドル

管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、報酬が適用ある規則（具体的には、(i) UCITS指令2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、(ii) オルタナティブ投資ファンド運用者(AIFM)指令2011/61/EU(2013年7月12日付オルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律(改正済))によってルクセンブルグの国内法が制定された。)、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに(iii) 2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10/437に定義される規定)に従っていることを確保し、かつ、UBSグループ・エイ・ジの報酬方針を遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、堅実かつ効果的なリスク管理の枠組みを促し、投資主の利益を守り、かつかかるUCITS/AIFのリスク特性、約款もしくは定款に反するリスクを防止する。報酬方針は、また、管理会社およびUCITS/AIFの戦略、方針、価値および利益を守り、利益相反を防止する措置を含む。

さらに、この手法は、以下を目的とする。

- ・サブ・ファンドにおける投資主の推奨される保有期間に適した複数年にわたる期間で、パフォーマンスを評価すること。これは、評価プロセスが、本投資法人の長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ、パフォーマンスに関連した報酬が同期間にわたり支払われることを徹底するためである。
- ・固定報酬部分および変動報酬部分の間でバランスが取れている報酬を従業員に与えること。報酬総額のかなりの部分を固定報酬部分が占め、このことが機動性を有する賞与の戦略を可能にする。これには変動報酬を支払わないという選択肢が含まれる。この固定報酬は、個々の従業員の役割(彼らの責任および業務の複雑性、パフォーマンスおよび各地の市況を含む。)により決定される。さらに、管理会社が、自身の裁量により、従業員に対して手当を提供する可能性があることに留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分を構成する。

関連する開示は、UCITS指令2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において行われるものとする。

投資家は、報酬方針に関する詳細(報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会(もしあれば)の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含むが、それらに限らない。)をhttp://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

(5) 【課税上の取扱い】

① 日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- (1) 投資証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。なお、ファンドの投資証券はルクセンブルグ証券取引所に上場されている。
- (3) 日本の個人投資主についてのファンドの配当金は、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人投資主は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの配当金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人投資主については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの配当金に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人投資主が、投資証券を買戻し請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記（3）における配当金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、投資証券の譲渡損益（譲渡価額（みなし配当額を除く）から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。投資証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人投資主についての配当金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の投資主は、個人であるか法人であるかに関わらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンドの投資証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ルクセンブルグ

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。

ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%またはF、I-A1、I-A2、I-A3、I-B、I-X、およびU-Xクラスについては0.01%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。管轄権を有する税務当局が投資家の課税上の地位を変更した場合、クラスF、I-A1、I-A2、I-A3、I-B、I-XおよびU-Xのすべての投資証券について0.05%の課税が行われる可能性がある。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

投資者は、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該サブ・ファンドまたは投資者がルクセンブルグに住所を有するか、居住するか、または常用の住居を維持する場合、あるいはルクセンブルグに以前居住しており、本投資法人の投資証券の10%以上を保有する場合を除く。

上記は財務上の効果に関する概要であり、完全であると断言するものではない。投資証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する投資証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

情報自動交換－FATCAおよび共通報告基準

ルクセンブルグ籍の本投資法人は、その投資家および課税上の地位に関する特定の情報を収集し、当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供するための以下に記載する協定（および場合に応じて将来締結される可能性があるその他の協定）などの自動情報交換に関する一定の協定により拘束される。さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の目的で居住者となっている法域の税務当局に送信することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（以下「FATCA」と総称する。）に基づき、本投資法人は、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（以下「IGA」という。）に定義される特定米国人が所有する金融口座について米国財務省が報告を受けることを確保するために設けられた徹底的なデューディリジェンスの実施義務および報告義務を遵守しなければならない。本投資法人は、上記の義務を遵守しなかった場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対し米国の源泉徴収税を課されることとなる。IGAに従い、本投資法人は「遵守（Compliant）」に分類されており、特定米国人が所有する金融口座を特定し、これを直ちにルクセンブルグの税務当局に報告した場合には源泉徴収税が課されない。ルクセンブルグの税務当局は、かかる報告を受けた場合、当該金融口座に関する情報を米国内国歳入庁に提供する。

世界的なオフショアの租税回避に対処するため、経済協力開発機構（OECD）は、FATCAの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。CRSの下では、参加CRS法域に設立された金融機関（本投資法人等）は、投資者のすべての個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関を管轄する法域との間で情報交換協定を締結している他の参加CRS法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加CRS法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。ルクセンブルグは、CRSを導入するための法律を制定した。そのため、本投資法人は、ルクセンブルグにおいて適用されるCRS上のデューディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、本投資法人がFATCAおよびCRSに基づく義務を履行できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報を本投資法人に提供し、これらの情報を常に最新の状態に維持する義務を負っている。投資予定者は、本投資法人がかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負っていることに留意する必要がある。投資者は、本投資法人が、上記の要求された情報を投資者が本投資法人に提供しなかった場合に本投資法人に課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者が負担することを

確実にするため、投資者の本投資法人における持分に関して必要と考える措置を講じることができる点に留意する必要がある。また、上記には、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および／または当該投資者の本投資法人における持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負うことが含まれる場合もある。

投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、適格な税務アドバイザーに相談する必要がある。

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、(i) 米国の公認の裁判所が適用法に基づき信託財産の管理の全ての面において命令または判決を発行することを認められている場合、または(ii) 一または複数の特定米国人が信託財産または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託会社を指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(グローバル・アロケーション (米ドル))

(2020年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	270,790,002.77	64.57
	アイルランド	21,958,511.02	5.24
	小計	292,748,513.79	69.80
債券	アメリカ合衆国	49,100,569.32	11.71
	カナダ	17,489,198.14	4.17
	オーストラリア	17,266,870.77	4.12
	ドイツ	9,130,646.43	2.18
	イタリア	7,154,424.39	1.71
	フランス	5,812,663.93	1.39
	小計	105,954,372.98	25.26
ポートフォリオ合計		398,702,886.77	95.07
現金・その他資産		20,690,458.19	4.93
資産総額		419,393,344.96	100.00
負債総額		3,686,126.56	0.88
合計 (純資産総額)		415,707,218.40 (約45,337百万円)	99.12

(注) 投資比率とは、ファンドの資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下各サブ・ファンドについて同じ。

(グローバル・アロケーション (ユーロ))

(2020年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
株式	アメリカ合衆国	90,843,614.36	26.81
	イギリス	17,947,548.45	5.30
	フランス	12,030,288.90	3.55
	日本	9,453,931.92	2.79
	スイス	9,078,536.16	2.68
	ドイツ	8,326,607.11	2.46
	オランダ	7,118,995.52	2.10
	イタリア	4,468,245.36	1.32
	フィンランド	3,663,680.25	1.08
	デンマーク	3,294,889.61	0.97
	ノルウェー	2,527,099.82	0.75
	スペイン	1,987,852.85	0.59
	カナダ	1,831,894.52	0.54
	スウェーデン	1,589,674.45	0.47
	ベルギー	1,478,194.34	0.44
	香港	1,283,023.85	0.38
	オーストリア	866,437.64	0.26
	アイルランド	684,675.20	0.20
	バミューダ	602,128.03	0.18
	中国	411,241.24	0.12
	ルクセンブルグ	139,968.00	0.04
	小計	179,628,527.58	53.01
債券	アメリカ合衆国	52,468,735.79	15.48
	カナダ	16,587,767.86	4.89
	オーストラリア	13,567,824.79	4.00
	ドイツ	8,292,032.00	2.45
	イタリア	5,936,760.68	1.75
	フランス	4,689,493.10	1.38
	イギリス	2,406,744.93	0.71
	ケイマン諸島	1,864,900.31	0.55
	メキシコ	1,849,090.87	0.55
	オランダ	1,273,671.63	0.38
	アラブ首長国連邦	931,691.03	0.27
	小計	109,868,712.99	32.42
投資信託	ルクセンブルグ	29,497,260.51	8.70
	小計	29,497,260.51	8.70
ポートフォリオ合計		318,994,501.08	94.13
現金・その他資産		19,893,709.60	5.87
資産総額		338,888,210.68	100.00
負債総額		4,825,430.28	1.42
合計 (純資産総額)		334,062,780.40 (約40,188百万円)	98.58

(ダイナミック・アルファ (米ドル))

(2020年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	アメリカ合衆国	15,440,076.58	29.95
	イギリス	3,195,409.31	6.20
	フランス	1,806,414.17	3.50
	オランダ	1,668,595.90	3.24
	オーストラリア	842,631.25	1.63
	スペイン	842,507.19	1.63
	メキシコ	580,810.01	1.13
	カナダ	478,240.97	0.93
	ルクセンブルグ	291,667.98	0.57
	ドイツ	271,079.08	0.53
	ベルギー	240,101.13	0.47
	アイルランド	225,270.24	0.44
	シンガポール	201,656.00	0.39
	日本	143,852.30	0.28
	ルーマニア	120,655.28	0.23
	ポーランド	119,231.24	0.23
	フィンランド	115,744.29	0.22
	スイス	115,669.04	0.22
	ポルトガル	115,416.81	0.22
	チェコ共和国	114,632.20	0.22
	デンマーク	113,770.02	0.22
	イタリア	102,968.72	0.20
	ニュージーランド	91,660.50	0.18
	ケイマン諸島	34,344.18	0.07
	ジャージー	26,545.33	0.05
	キュラソー	19,825.00	0.04
	小計	27,318,774.72	52.99
短期金融商品	アメリカ合衆国	16,292,878.78	31.61
	小計	16,292,878.78	31.61
投資信託	アイルランド	3,422,052.00	6.64
	小計	3,422,052.00	6.64
ポートフォリオ合計		47,033,705.50	91.24
現金・その他資産		4,517,298.34	8.76
資産総額		51,551,003.84	100.00
負債総額		1,017,092.92	1.97
合計 (純資産総額)		50,533,910.92 (約5,511百万円)	98.03

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（グローバル・アロケーション（米ドル））

（2020年１月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	利率(%)	満期 (年／月／日)	口数／数量 (1,000)	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
1	UBS(LUX)INST FUND-KEY SEL. GLOBAL EQUITY FA-USD	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	—	2.58	32,924,401.40	66,501,503.99	15.86
2	UBS(LUX)EQUITY FUND - EUROPEAN OPPORTUNITY U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	—	2.12	51,666,340.23	65,443,836.08	15.60
3	UBS(LUX)EQUITY SICAV - USA GRWTH(USD)-U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	—	0.66	8,982,362.64	30,538,940.46	7.28
4	UBS(LUX)EQUITY SICAV - USA QUANTITATIVE(USD)U-X-ACC-CAP	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	—	1.24	21,610,600.89	30,051,162.48	7.17
5	ISHARES EDGE MSCI USA VALUE FACTOR UCITS ETF-CAP	アイルランド	投資信託	—	—	—	3,064.69	17,721,479.40	21,958,511.02	5.24
6	UBS(LUX)BOND SICAV - GLOBAL CORPORATES U-X-DIST	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	—	1.73	19,535,908.53	21,746,902.10	5.19
7	UBS(LUX)EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS(USD)-U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	—	1.37	16,954,507.00	19,384,075.44	4.62
8	UBS(LUX)INST FUND - EMERGING MARKETS EQUITY FA	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	—	0.49	7,991,411.85	14,929,706.34	3.56
9	UBS(LUX)MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	—	1.28	13,926,041.10	14,232,865.48	3.39
10	UBS LUX BOND SICAV-CHINA FIXED INCOME(RMB)(USD HGD)U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	—	0.78	7,840,000.00	7,961,010.40	1.90
11	AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 17-15.11.20	アメリカ合衆国	債券	—	1.7500	2020/11/15	6,100.00	6,105,957.03	6,109,054.23	1.46
12	AMERICA, UNITED STATES OF 3.62500% 14-15.02.44	アメリカ合衆国	債券	—	3.6250	2044/2/15	3,950.00	4,451,940.82	5,168,482.18	1.23
13	CANADA, GOVERNMENT 3.25000% 10-01.06.21	カナダ	債券	—	3.2500	2021/6/1	5,750.00	4,836,691.24	4,445,614.53	1.06
14	AMERICA, UNITED STATES OF 2.50000% 14-15.05.24	アメリカ合衆国	債券	—	2.5000	2024/5/15	3,950.00	4,052,916.02	4,142,408.06	0.99
15	AMERICA, UNITED STATES OF 2.37500% 14-15.08.24	アメリカ合衆国	債券	—	2.3750	2024/8/15	3,950.00	4,014,804.69	4,131,607.18	0.99
16	AMERICA, UNITED STATES OF 3.875%/CPI LINKED 99-15.04.29	アメリカ合衆国	債券	—	6.0645	2029/4/15	1,880.00	4,021,941.54	4,013,612.15	0.96
17	AUSTRALIA 2.75000% 12-21.04.24	オーストラリア	債券	—	2.7500	2024/4/21	5,200.00	4,266,663.81	3,782,363.04	0.90
18	ITALY, REPUBLIC OF BTP 3.75000% 10-01.03.21	イタリア	債券	—	3.7500	2021/3/1	3,000.00	3,650,288.47	3,470,915.65	0.83
19	AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 15-15.02.25	アメリカ合衆国	債券	—	2.0000	2025/2/15	3,150.00	3,086,050.39	3,250,652.26	0.78
20	GERMANY, REPUBLIC OF 4.00000% 05-04.01.37	ドイツ	債券	—	4.0000	2037/1/4	1,600.00	2,675,742.00	3,065,451.42	0.73
21	CANADA, GOVERNMENT 0.50000% 16-01.03.22	カナダ	債券	—	0.5000	2022/3/1	3,800.00	2,762,226.67	2,818,674.53	0.67
22	GERMANY, REPUBLIC OF 2.25000% 11-04.09.21	ドイツ	債券	—	2.2500	2021/9/4	2,250.00	3,090,443.59	2,609,295.69	0.62
23	AMERICA, UNITED STATES OF 1.87500% 17-30.09.22	アメリカ合衆国	債券	—	1.8750	2022/9/30	2,550.00	2,456,466.80	2,587,453.12	0.62
24	FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-REG-S 0.00000% 16-25.05.21	フランス	債券	—	—	2021/5/25	2,300.00	2,443,443.73	2,569,276.37	0.61
25	CANADA, GOVERNMENT 0.75000% 16-01.09.21	カナダ	債券	—	0.7500	2021/9/1	3,300.00	2,436,688.83	2,467,233.76	0.59
26	ITALY, REPUBLIC OF-BTP 2.20000% 17-01.06.27	イタリア	債券	—	2.2000	2027/6/1	2,000.00	2,076,069.64	2,466,733.51	0.59
27	CANADA, GOVERNMENT 2.25000% 14-01.06.25	カナダ	債券	—	2.2500	2025/6/1	2,950.00	2,295,177.90	2,340,951.19	0.56

28	GERMANY, REPUBLIC OF 1.50000% 14-15.05.24	ドイツ	債券	—	1.5000	2024/5/15	1,850.00	2,174,157.58	2,245,670.11	0.54
29	FRANCE, REPUBLIC OF-OAT 2.75000% 12-25.10.27	フランス	債券	—	2.7500	2027/10/25	1,600.00	1,965,619.90	2,205,598.16	0.53
30	AUSTRALIA-REG-S 3.25000% 13-21.04.25	オーストラリア	債券	—	3.2500	2025/4/21	2,600.00	2,054,666.57	1,965,851.97	0.47

(グローバル・アロケーション (ユーロ))

(2020年1月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	利率 (%)	満期 (年/月/日)	口数/数量 (1,000)	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
1	UBS(LUX)EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS(USD)-U-X ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	—	1.23	13,373,619.58	15,705,347.26	4.63
2	MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	—	—	49.82	2,633,980.63	7,652,362.31	2.26
3	UBS(LUX)INST FUND - EMERGING MARKETS EQUITY FA	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	—	0.27	3,547,382.96	7,432,845.48	2.19
4	UBS LUX BOND SICAV-CHINA FIXED INCOME(RMB)(USD HGD)U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	—	—	0.69	6,294,499.12	6,359,067.77	1.88
5	AMAZON COM INC COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	小売り・百貨店	—	—	3.09	1,543,988.86	5,600,924.74	1.65
6	AMERICA, UNITED STATES OF 3.62500% 14-15.02.44	アメリカ合衆国	債券	—	3.6250	2044/2/15	3,470.00	3,621,234.48	4,097,106.53	1.21
7	ALPHABET INC CAP STK USD0.001 CL A	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	—	—	2.69	1,578,460.28	3,479,165.30	1.03
8	AMERICA, UNITED STATES OF 2.37500% 14-15.08.24	アメリカ合衆国	債券	—	2.3750	2024/8/15	3,550.00	3,337,554.78	3,350,673.68	0.99
9	CANADA, GOVERNMENT 3.25000% 10-01.06.21	カナダ	債券	—	3.2500	2021/6/1	4,800.00	3,661,648.08	3,348,783.34	0.99
10	AMERICA, UNITED STATES OF 2.50000% 14-15.05.24	アメリカ合衆国	債券	—	2.5000	2024/5/15	3,500.00	3,320,462.02	3,312,117.08	0.98
11	APPLE INC COM NPV	アメリカ合衆国	株式	コンピューター・ハードウェア／ネットワーク	—	—	11.68	936,680.89	3,261,557.28	0.96
12	AUSTRALIA 2.75000% 12-21.04.24	オーストラリア	債券	—	2.7500	2024/4/21	4,875.00	3,259,316.62	3,199,752.17	0.94
13	AMERICA, UNITED STATES OF 3.875%/CPI LINKED 99-15.04.29	アメリカ合衆国	債券	—	6.0645	2029/4/15	1,650.00	3,189,712.65	3,178,654.70	0.94
14	ITALY, REPUBLIC OF BTP 3.75000% 10-01.03.21	イタリア	債券	—	3.7500	2021/3/1	2,900.00	3,113,064.20	3,027,629.00	0.89
15	SAMPO OYJ SER'A'NPV	フィンランド	株式	保険会社	—	—	65.54	2,399,652.24	2,678,415.45	0.79
16	GERMANY, REPUBLIC OF 4.00000% 05-04.01.37	ドイツ	債券	—	4.0000	2037/1/4	1,500.00	2,071,927.42	2,593,269.00	0.77
17	NESTLE SA CHF0.10(REGD)	スイス	株式	食品・清涼飲料	—	—	25.66	1,842,969.42	2,554,385.67	0.75
18	CANADA, GOVERNMENT 0.50000% 16-01.03.22	カナダ	債券	—	0.5000	2022/3/1	3,800.00	2,343,650.66	2,543,470.97	0.75
19	ASTRAZENECA ORD USD0.25	イギリス	株式	医薬品・化粧品・医療用品	—	—	28.53	1,800,427.46	2,519,256.86	0.74
20	FIDELITY NATL INF COM STK USD0.01	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	—	—	19.31	1,598,441.31	2,502,836.69	0.74
21	AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 17-15.11.20	アメリカ合衆国	債券	—	1.7500	2020/11/15	2,700.00	2,437,552.85	2,439,999.65	0.72
22	VISA INC COM STK USD0.0001	アメリカ合衆国	株式	銀行・他の金融機関	—	—	13.45	1,073,844.61	2,414,320.15	0.71
23	AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 15-15.02.25	アメリカ合衆国	債券	—	2.0000	2025/2/15	2,580.00	2,294,803.98	2,402,489.62	0.71
24	GERMANY, REPUBLIC OF 2.25000% 11-04.09.21	ドイツ	債券	—	2.2500	2021/9/4	2,100.00	2,322,953.54	2,197,566.00	0.65
25	GERMANY, REPUBLIC OF 1.50000% 14-15.05.24	ドイツ	債券	—	1.5000	2024/5/15	2,000.00	2,223,940.00	2,190,716.00	0.65
26	CANADA, GOVERNMENT 0.75000% 16-01.09.21	カナダ	債券	—	0.7500	2021/9/1	3,200.00	2,001,312.65	2,158,878.45	0.64

27	SAP AG ORD NPV	ドイツ	株式	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	—	—	18.01	1,530,347.55	2,121,584.74	0.63
28	FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-REG-S 0.00000% 16-25.05.21	フランス	債券	—	—	2021/5/25	2,050.00	2,058,364.00	2,066,420.50	0.61
29	AMERICA, UNITED STATES OF 1.87500% 17-30.09.22	アメリカ合衆国	債券	—	1.8750	2022/9/30	2,200.00	1,800,139.89	2,014,358.87	0.59
30	NOVARTIS AG CHF0.50(REGD)	スイス	株式	医薬品・化粧品・医療用品	—	—	23.57	1,644,809.99	2,010,373.82	0.59

（ダイナミック・アルファ（米ドル））

（2020年1月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	利率(%)	満期(年/月/日)	口数/数量(1,000)	取得金額(米ドル)	時価(米ドル)	投資比率(%)
1	AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 20.06.19-18.06.20	アメリカ合衆国	短期金融商品	—	—	2020/6/18	7,000.00	6,943,337.61	6,960,289.28	13.50
2	AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 12.09.19-10.09.20	アメリカ合衆国	短期金融商品	—	—	2020/9/10	7,000.00	6,914,831.58	6,936,475.00	13.46
3	AMERICA, UNITED STATES OF 2.75000% 18-30.11.20	アメリカ合衆国	債券	—	2.7500	2020/11/30	6,600.00	6,671,414.06	6,664,194.91	12.93
4	AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 12.09.19-12.03.20	アメリカ合衆国	短期金融商品	—	—	2020/3/12	2,400.00	2,378,920.00	2,396,114.50	4.65
5	ISHARES III PLC - ISHARES CAP EM MKT LOC GOV BD USD UCITS ET	アイルランド	投資信託	—	—	—	37.50	2,203,327.91	2,235,000.00	4.34
6	VANECK VECTORS JP MORGAN EM LOCAL CURRENCY BD-A-ACC-USD-ETF	アイルランド	投資信託	—	—	—	18.60	1,166,149.32	1,187,052.00	2.30
7	TELEFONICA EMISIONES SA 5.52000% 19-01.03.49	スペイン	債券	—	5.5200	2049/3/1	260.00	260,000.00	335,602.75	0.65
8	TESCO PROPERTY FINANCE 4 PLC 5.80060% 11-13.10.40	イギリス	債券	—	5.8006	2040/10/13	180.00	274,213.38	312,048.76	0.61
9	JPMORGAN CHASE & CO 3.20000% 13-25.01.23	アメリカ合衆国	債券	—	3.2000	2023/1/25	270.00	269,845.42	280,915.78	0.54
10	M&G PLC-REG-S-SUB 5.625%/VAR 18-20.10.51	イギリス	債券	—	5.6250	2051/10/20	175.00	229,691.51	272,097.33	0.53
11	BANK OF AMERICA CORP 3.87500% 15-01.08.25	アメリカ合衆国	債券	—	3.8750	2025/8/1	230.00	234,385.06	252,830.90	0.49
12	RABOBANK NEDERLAND NV REG-S 5.500%/VAR 15-PRP	オランダ	債券	—	5.5000	2099/12/31	200.00	229,495.23	225,769.16	0.44
13	GE CAPITAL INTL FUNDING CO 4.41800% 16-15.11.35	アイルランド	債券	—	4.4180	2035/11/15	200.00	193,848.82	225,270.24	0.44
14	MEXICO CITY AIRPORT TRUST-REG-S 5.50000% 17-31.07.47	メキシコ	債券	—	5.5000	2047/7/31	200.00	202,400.00	218,843.76	0.42
15	MEXICHEM SAB DE CV-REG-S 5.50000% 17-15.01.48	メキシコ	債券	—	5.5000	2048/1/15	200.00	195,748.00	216,937.50	0.42
16	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC-REG-S-SUB 5.37500% 17-06.07.27	イギリス	債券	—	5.3750	2027/7/6	200.00	200,000.00	215,000.00	0.42
17	ROYAL BK OF SCOTLAND GP PLC 4.519%/VAR 18-25.06.24	イギリス	債券	—	4.5190	2024/6/25	200.00	200,000.00	214,684.32	0.42
18	SGSP AUSTRALIA ASSETS PTY LTD-REG-S 3.25000% 16-29.07.26	オーストラリア	債券	—	3.2500	2026/7/29	200.00	191,588.00	209,693.16	0.41
19	MIRVAC GROUP FINANCE LTD-REG-S 3.62500% 17-18.03.27	オーストラリア	債券	—	3.6250	2027/3/18	200.00	195,011.78	209,658.90	0.41
20	SCOR SE-REG-S-SUB 5.250%/VAR 18-PRP	フランス	債券	—	5.2500	2099/12/31	200.00	200,000.00	209,250.00	0.41
21	DBS GROUP HOLDINGS LTD-REG-S-SUB 3.600%/VAR 16-PRP	シンガポール	債券	—	3.6000	2099/12/31	200.00	200,000.00	201,656.00	0.39
22	ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 5.625%/VAR 14-PRP	フランス	債券	—	5.6250	2099/12/31	185.00	191,975.23	194,507.37	0.38

23	CITIGROUP INC 3.87500% 13-25.10.23	アメリカ 合衆国	債券	—	3.8750	2023/10/25	160.00	167,344.76	171,667.24	0.33
24	SSE PLC-REG-S-SUB 3.875%/VAR 15-PRP	イギリス	債券	—	3.8750	2099/12/31	120.00	183,615.86	159,803.80	0.31
25	BARCLAYS PLC-REG-S-SUB 2.625%/VAR 15-11.11.25	イギリス	債券	—	2.6250	2025/11/11	140.00	167,035.58	157,747.04	0.31
26	AVIVA PLC-REG-S-SUB 5.125%/VAR 15-04.06.50	イギリス	債券	—	5.1250	2050/6/4	100.00	150,224.65	154,311.65	0.30
27	GOLDMAN SACHS GROUP INC- REG-S 2.00000% 15- 27.07.23	アメリカ 合衆国	債券	—	2.0000	2023/7/27	130.00	153,516.51	153,542.66	0.30
28	YORKSHIRE WATER SERVICES FIN-REG-S 3.750%/VAR 10- 22.03.46	イギリス	債券	—	3.7500	2046/3/22	110.00	157,454.80	151,528.43	0.29
29	M&G PLC-REG-S-SUB 5.000%/VAR 15-20.07.55	イギリス	債券	—	5.5600	2055/7/20	100.00	138,918.28	150,789.26	0.29
30	ANGLIAN WATER SERVICES FINANCING-REG-S 4.50000% 13-22.02.26	イギリス	債券	—	4.5000	2026/2/22	100.00	166,126.18	148,553.93	0.29

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2020年1月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2020年1月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産等の推移】**

（グローバル・アロケーション（米ドル））

	資産総額		純資産総額		１口当たり純資産価格 （クラスP－a c c 投資証券）		１口当たり純資産価格 （円建クラス P－a c c投資証券）
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円	円
2010年９月末日に 終了する会計年度末	2,567,461	280,007	2,508,132	273,537	11.60	1,265	－
2011年９月末日に 終了する会計年度末	1,979,293	215,862	1,960,306	213,791	10.91	1,190	－
2012年９月末日に 終了する会計年度末	1,817,482	198,215	1,808,426	197,227	12.30	1,341	－
2013年９月末日に 終了する会計年度末	1,762,831	192,254	1,759,980	191,943	13.41	1,462	9,961
2014年９月末日に 終了する会計年度末	1,708,708	186,352	1,705,387	185,990	14.51	1,582	12,040
2015年９月末日に 終了する会計年度末	1,375,598	150,023	1,367,136	149,100	13.40	1,461	12,133
2016年９月末日に 終了する会計年度末	910,580	99,308	907,408	98,962	13.71	1,495	10,486
2017年９月末日に 終了する会計年度末	582,759	63,556	579,474	63,197	15.13	1,650	12,833
2018年９月末日に 終了する会計年度末	493,694	53,842	492,951	53,761	15.80	1,723	13,518
2019年９月末日に 終了する会計年度末	413,081	45,051	410,826	44,805	16.04	1,749	13,076
2019年２月末日	446,502	48,695	441,280	48,126	15.44	1,684	12,952
３月末日	437,582	47,723	434,930	47,433	15.63	1,705	13,035
４月末日	440,136	48,001	438,106	47,780	15.95	1,740	13,404
５月末日	415,109	45,272	413,808	45,130	15.43	1,683	12,640
６月末日	425,974	46,457	423,984	46,240	16.03	1,748	13,028
７月末日	423,500	46,187	419,679	45,770	16.07	1,753	13,163
８月末日	423,114	46,145	412,308	44,966	15.94	1,738	12,765
９月末日	413,081	45,051	410,826	44,805	16.04	1,749	13,076
10月末日	419,424	45,742	413,442	45,090	16.30	1,778	13,293
11月末日	423,216	46,156	415,901	45,358	16.55	1,805	13,677
12月末日	425,925	46,451	420,677	45,879	16.89	1,842	13,848
2020年１月末日	419,393	45,739	415,707	45,337	16.80	1,832	13,739

（グローバル・アロケーション（ユーロ））

	資産総額		純資産総額		1口当たり純資産価格 (クラスP-a c c 投資証券)	
	千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
2010年9月末日に 終了する会計年度末	1,178,174	141,734	1,153,201	138,730	10.32	1,241
2011年9月末日に 終了する会計年度末	834,783	100,424	825,780	99,341	9.69	1,166
2012年9月末日に 終了する会計年度末	826,353	99,410	821,158	98,785	10.82	1,302
2013年9月末日に 終了する会計年度末	846,307	101,811	844,138	101,550	12.05	1,450
2014年9月末日に 終了する会計年度末	935,485	112,539	932,752	112,210	13.27	1,596
2015年9月末日に 終了する会計年度末	900,719	108,356	890,068	107,075	12.74	1,533
2016年9月末日に 終了する会計年度末	703,001	84,571	701,053	84,337	12.84	1,545
2017年9月末日に 終了する会計年度末	463,011	55,700	444,836	53,514	13.90	1,672
2018年9月末日に 終了する会計年度末	399,501	48,060	398,735	47,968	14.45	1,738
2019年9月末日に 終了する会計年度末	330,677	39,780	328,913	39,568	14.48	1,742
2019年2月末日	367,925	44,261	362,534	43,613	14.04	1,689
3月末日	353,938	42,579	352,667	42,426	14.26	1,715
4月末日	357,517	43,009	355,161	42,726	14.56	1,752
5月末日	331,968	39,936	331,124	39,834	14.06	1,691
6月末日	340,456	40,957	339,030	40,785	14.51	1,746
7月末日	339,439	40,835	336,383	40,467	14.55	1,750
8月末日	340,562	40,970	329,550	39,645	14.46	1,740
9月末日	330,677	39,780	328,913	39,568	14.48	1,742
10月末日	331,795	39,915	328,345	39,500	14.65	1,762
11月末日	336,962	40,537	332,326	39,979	14.88	1,790
12月末日	337,802	40,638	334,809	40,278	15.06	1,812
2020年1月末日	338,888	40,768	334,063	40,188	15.03	1,808

(ダイナミック・アルファ (米ドル))

	資産総額		純資産総額		1口当たり純資産価格 (クラスP-a c c 投資証券)		1口当たり純資産価格 (ユーロ・ヘッジ クラスP-a c c 投資証券)	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円	ユーロ	円
2010年9月末日に 終了する会計年度末	124,427	13,570	123,881	13,510	108.41	11,823	—	—
2011年9月末日に 終了する会計年度末	167,251	18,240	166,163	18,122	104.01	11,343	—	—
2012年9月末日に 終了する会計年度末	154,512	16,851	153,399	16,730	114.85	12,526	—	—
2013年9月末日に 終了する会計年度末	258,953	28,241	254,144	27,717	118.92	12,969	103.03	12,395
2014年9月末日に 終了する会計年度末	473,889	51,682	472,381	51,518	127.15	13,867	110.25	13,263
2015年9月末日に 終了する会計年度末	1,062,892	115,919	1,027,429	112,051	118.76	12,952	103.01	12,392
2016年9月末日に 終了する会計年度末	628,940	68,592	627,652	68,452	116.73	12,731	100.38	12,076
2017年9月末日に 終了する会計年度末	160,366	17,490	148,136	16,156	121.83	13,287	102.96	12,386
2018年9月末日に 終了する会計年度末	88,483	9,650	87,150	9,505	117.15	12,776	96.43	11,601
2019年9月末日に 終了する会計年度末	58,442	6,374	57,425	6,263	118.02	12,871	94.27	11,341
2019年2月末日	80,449	8,774	78,197	8,528	115.97	12,648	94.22	11,335
3月末日	78,122	8,520	77,032	8,401	116.57	12,713	94.44	11,361
4月末日	62,061	6,768	60,086	6,553	118.33	12,905	95.62	11,503
5月末日	62,248	6,789	58,881	6,422	115.87	12,637	93.41	11,237
6月末日	61,791	6,739	60,779	6,629	118.13	12,883	94.98	11,426
7月末日	60,460	6,594	59,317	6,469	118.26	12,897	94.88	11,414
8月末日	58,538	6,384	57,543	6,276	117.34	12,797	93.91	11,297
9月末日	58,442	6,374	57,425	6,263	118.02	12,871	94.27	11,341
10月末日	60,450	6,593	58,500	6,380	119.57	13,040	95.25	11,459
11月末日	60,036	6,548	58,006	6,326	119.49	13,032	95.02	11,431
12月末日	52,791	5,757	51,240	5,588	121.78	13,281	96.58	11,619
2020年1月末日	51,551	5,622	50,534	5,511	121.25	13,224	95.97	11,545

ファンドの投資証券は、ルクセンブルグ証券取引所に上場されている。
同取引所での実質的な取引実績はない。

②【分配の推移】

(グローバル・アロケーション (米ドル))

クラスP-a c c投資証券／円建クラスP-a c c投資証券

該当事項なし。

(グローバル・アロケーション (ユーロ))

クラスP-a c c投資証券

該当事項なし。

(ダイナミック・アルファ (米ドル))

クラスP-a c c投資証券／ユーロ・ヘッジクラスP-a c c投資証券

該当事項なし。

③【自己資本利益率(収益率)の推移】

(グローバル・アロケーション (米ドル))

会計年度	収益率 (%)	
	(クラス P-a c c 投資証券)	(円建クラス P-a c c 投資証券)
2010年9月末日に終了する会計年度末	7.11	—
2011年9月末日に終了する会計年度末	－5.95	—
2012年9月末日に終了する会計年度末	12.74	—
2013年9月末日に終了する会計年度末	9.02	－0.39
2014年9月末日に終了する会計年度末	8.20	20.87
2015年9月末日に終了する会計年度末	－7.65	0.77
2016年9月末日に終了する会計年度末	2.31	－13.57
2017年9月末日に終了する会計年度末	10.36	22.38
2018年9月末日に終了する会計年度末	4.43	5.34
2019年9月末日に終了する会計年度末	1.52	－3.27

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格 (当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格 (分配落の額)

ただし、最初の会計年度については、1口当たり当初発行価格 (グローバル・アロケーション (米ドル) クラスP-a c c投資証券については10.00米ドル、グローバル・アロケーション (米ドル) 円建クラスP-a c c投資証券については10,000円、グローバル・アロケーション (ユーロ) クラスP-a c c投資証券については10.00ユーロ、ダイナミック・アルファ (米ドル) クラスP-a c c投資証券については100.00米ドルおよびダイナミック・アルファ (米ドル) ユーロ・ヘッジクラスP-a c c投資証券については100.00ユーロ)

以下各サブ・ファンドについて同じ。

(グローバル・アロケーション (ユーロ))

会計年度	収益率 (%)
	(クラス P-a c c 投資証券)
2010年9月末日に終了する会計年度末	5.95
2011年9月末日に終了する会計年度末	-6.10
2012年9月末日に終了する会計年度末	11.66
2013年9月末日に終了する会計年度末	11.37
2014年9月末日に終了する会計年度末	10.12
2015年9月末日に終了する会計年度末	-3.99
2016年9月末日に終了する会計年度末	0.78
2017年9月末日に終了する会計年度末	8.26
2018年9月末日に終了する会計年度末	3.96
2019年9月末日に終了する会計年度末	0.21

(ダイナミック・アルファ (米ドル))

会計年度	収益率 (%)	
	(クラス P-a c c 投資証券)	(ユーロ・ヘッジ クラス P-a c c 投資証券)
2010年9月末日に終了する会計年度末	2.13	—
2011年9月末日に終了する会計年度末	-4.06	—
2012年9月末日に終了する会計年度末	10.42	—
2013年9月末日に終了する会計年度末	3.54	3.03
2014年9月末日に終了する会計年度末	6.92	7.01
2015年9月末日に終了する会計年度末	-6.60	-6.57
2016年9月末日に終了する会計年度末	-1.71	-2.55
2017年9月末日に終了する会計年度末	4.37	2.57
2018年9月末日に終了する会計年度末	-3.84	-6.34
2019年9月末日に終了する会計年度末	0.74	-2.24

6【手続等の概要】

① 販売手続等

申込取扱場所（販売会社）／払込取扱場所

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
イーストタワー

(注) 各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目（「ファンド払込日」）に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

申込期間

2020年4月1日（水曜日）から2021年3月31日（水曜日）まで

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、前記「第一部 証券情報 (12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

払込期日

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（「約定日」）から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする（日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

発行価格

注文が注文日の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間（中央ヨーロッパ標準時間）
グローバル・アロケーション（米ドル）	13：00
グローバル・アロケーション（ユーロ）	13：00
ダイナミック・アルファ（米ドル）	15：00

(注) 発行価格は、日本における販売会社に照会することができる。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、表示通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

申込手数料

日本国内における申込手数料は申込価額の2.75%（税抜き2.50%）を上限とする。

申込単位

原則として1口以上1口単位。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。

② 買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、注文が注文日の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格とする。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間（中央ヨーロッパ標準時間）
グローバル・アロケーション（米ドル）	13：00
グローバル・アロケーション（ユーロ）	13：00
ダイナミック・アルファ（米ドル）	15：00

買戻し単位

原則として1口単位

買戻し代金の支払い

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ約定日から起算して日本での営業日後4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

③ 乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

7【管理及び運営の概要】

1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価	(i) 純資産価格の計算 各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産価額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスに関して発行されている投資証券の数で除して計算する。 上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが分かった場合、本投資法人は純資産価額を適正に評価するため誠意をもって一般に認められ、証明可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。 さらに、特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行、買戻しおよび転換について正式となる。新評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前にのみ行われる。発行、買戻しおよび転換は、唯一の純資産価格に基づいてのみ処理される。 (ii) 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止 本投資法人は、指定された条件が満たされた場合、一または複数のサブ・ファンドの純資産価格の計算を一時的に停止でき、従ってサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを一時的に停止することができる。
(2) 保管	日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。
(3) 存続期間	本投資法人は、無制限の期間存続する投資会社として設立されたが、法規定を遵守した臨時投資主総会により解散することもできる。
(4) 計算期間	本投資法人の決算期は毎年9月30日である。
(5) その他	(i) 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散；サブ・ファンドの合併 <u>本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散</u>

定足数および過半数の投票要件に関する法律条件を満たす投資主総会は本投資法人を清算することができる。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になった場合、本投資法人の取締役会は、本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。

同一サブ・ファンド内で各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産総額が当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスを経済的に合理的な管理のため要求される価額を下回ったまたはかかる価額に達しなかった場合、または政治、経済もしくは金融の状況が著しく変化した場合または合理化の一環として、投資主総会または本投資法人の取締役は、該当する投資証券クラスのすべての投資証券を決定が効力を生じる評価日または時間における純資産価格にて（投資対象の実際の換金率および換金経費を考慮して）買い戻して消却することを決定することができる。

本投資法人またはサブ・ファンドと他の投資信託またはそのサブ・ファンドとの合併：サブ・ファンドの合併

合併は2010年法に規定される状況において認められる。合併の法律上の効果は2010年法に準拠する。

その他

投資者が投資証券クラスの要件を満たさない場合（日本において募集される投資証券クラスについては該当しない。）、本投資法人は、さらに当該投資者に以下の事項を行うよう要求する義務を負う。

- a) 投資証券の買戻しの規定に従い、30暦日以内にその投資証券を返還すること、
- b) 投資証券の取得に関する投資証券クラスの要件を満たす者に対してその投資証券を譲渡すること、または
- c) 投資証券クラスの取得要件に従って、その投資証券から、適格な当該サブ・ファンドの他の投資証券クラスに乗り換えること。

さらに、本投資法人は

- a) その裁量により投資証券の購入申込を拒絶することができる。
- b) 排斥条項に違反して購入された投資証券を常に買い戻すことができる。

(ii) 授権発行限度額

投資証券の授権発行限度額は無制限である。

(iii) 本投資法人の定款の変更

	本投資法人の定款変更は、法律に規定する定足数および決議要件に従い、投資主総会の特別決議によって行うことができる。 定款変更は、会社法第67条の1に従い、発行済投資証券総数の2分の1の定足数を必要とし（ただし、定足数に満たなかったために再度招集される投資主総会においては、定足数は必要とされない。）、かつ、出席または代理出席による投資証券の3分の2の賛成投票を必要とする。 定款のすべての変更は、RESAに公告され、商業および法人登録局に登録される。 日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。
2 利害関係人との取引制限	利益相反 取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社およびその他の本投資法人のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。 管理会社、本投資法人、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、利益相反のための方針を採用し、実施している。利益相反が避けられない場合には、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑えるとともに本投資法人の投資者が公正に扱われるよう、利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な方法を取っている。
3 投資主・外国投資法人債権者の権利等	投資主の有する主な権利は次のとおりである。 (a) 配当請求権 (b) 買戻請求権 (c) 残余財産分配請求権 (d) 損害賠償請求権 (e) 投資主総会における権利 (f) 配当受領権 (g) 紛失、棄損、汚損証券を交換する権利 (h) 報告書を受領する権利
(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利	
(2) 為替管理上の取扱い	投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 本邦における代理人	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 上記代理人は、本投資法人から日本国内において、 (a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。 弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
----------------------	---

第2【財務ハイライト情報】

- a. 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載している。これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（以下「財務書類」ともいう。）から抜粋して記載されたものである。
- b. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- c. 原文の財務書類は、UBS (Lux)キー・セレクション・シキャブおよびすべてのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において日本語の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、各サブ・ファンドには以下に記載した投資証券以外の投資証券も存在するが、以下に記載した投資証券に関連する部分を抜粋して日本語に記載している。
- グローバル・アロケーション（米ドル）クラスP－a c c投資証券
 - グローバル・アロケーション（米ドル）円建クラスP－a c c投資証券
 - グローバル・アロケーション（ユーロ）クラスP－a c c投資証券
 - ダイナミック・アルファ（米ドル）クラスP－a c c投資証券
 - ダイナミック・アルファ（米ドル）ユーロ・ヘッジクラスP－a c c投資証券
- d. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- e. 原文の財務書類は、ユーロおよび米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.30円、1米ドル＝109.06円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【貸借対照表】

(1) 2019年9月30日終了年度

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アロケーション（米ドル）

純資産計算書

	2019年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	310,777,123.13	33,893,353
投資有価証券、未実現評価（損）益	79,281,568.48	8,646,448
投資有価証券合計	390,058,691.61	42,539,801
現金預金、要求払預金および預託金勘定	17,462,853.16	1,904,499
有価証券売却未収金	1,392,827.53	151,902
発行未収金	1,603.83	175
有価証券に係る未収利息	712,287.24	77,682
金融先物に係る未実現（損）益	810,414.80	88,384
先渡為替契約に係る未実現（損）益	977,719.38	106,630
スワップに係る未実現（損）益	1,664,192.30	181,497
資産合計	413,080,589.85	45,050,569
負 債		
当座借越	(240,000.00)	(26,174)
その他の短期負債（マージン）	(83,031.31)	(9,055)
有価証券購入未払金	(1,321,992.71)	(144,177)
買戻未払金	(286,962.69)	(31,296)
定率報酬引当金	(298,206.91)	(32,522)
年次税引当金	(17,457.27)	(1,904)
その他の手数料および報酬に係る引当金	(6,690.06)	(730)
引当金合計	(322,354.24)	(35,156)
負債合計	(2,254,340.95)	(245,858)
期末現在純資産	410,826,248.90	44,804,711

2【損益計算書】

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アロケーション (米ドル)
運用計算書

	自2018年10月1日 至2019年9月30日	
	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	164,185.27	17,906
有価証券に係る利息	2,356,746.74	257,027
配当金	648,315.80	70,705
スワップに係る受取利息	398,822.13	43,496
証券貸付に係る収益	117,170.00	12,779
その他の収益	33,863.27	3,693
収益合計	3,719,103.21	405,605
費 用		
スワップに係る支払利息	(129,722.27)	(14,148)
定率報酬	(7,775,328.47)	(847,977)
年次税	(72,984.35)	(7,960)
証券貸付に係るコスト	(46,868.00)	(5,111)
その他の手数料および報酬	(127,550.56)	(13,911)
現金および当座借越に係る利息	(55,454.60)	(6,048)
費用合計	(8,207,908.25)	(895,154)
投資純(損)益	(4,488,805.04)	(489,549)
実現(損)益		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	20,772,017.31	2,265,396
オプションに係る実現(損)益	332,963.20	36,313
金融先物に係る実現(損)益	(2,604,991.75)	(284,100)
先渡為替契約に係る実現(損)益	8,726,171.74	951,676
スワップに係る実現(損)益	(1,451,323.43)	(158,281)
為替差(損)益	(1,761,649.26)	(192,125)
実現(損)益合計	24,013,187.81	2,618,878
当期実現純(損)益	19,524,382.77	2,129,329
未実現評価(損)益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価(損)益	(17,163,512.91)	(1,871,853)
オプションに係る未実現評価(損)益	208,170.00	22,703
利回り評価証券および短期金融商品に係る未実現評価(損)益	(2,196.16)	(240)
金融先物に係る未実現評価(損)益	(840,541.11)	(91,669)
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	2,200,717.31	240,010
スワップに係る未実現評価(損)益	1,350,976.30	147,337
未実現評価(損)益の変動合計	(14,246,386.57)	(1,553,711)
運用の結果による純資産の純増(減)	5,277,996.20	575,618

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャプ—グローバル・アロケーション (ユーロ)

純資産計算書

	2019年9月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	272,492,902.29	32,780,896
投資有価証券、未実現評価 (損) 益	44,338,442.12	5,333,915
投資有価証券合計	316,831,344.41	38,114,811
現金預金、要求払預金および預託金勘定	17,691,020.53	2,128,230
その他の流動資産 (マージン)	119,237.01	14,344
有価証券売却未収金	1,123,971.56	135,214
発行未収金	101,602.31	12,223
有価証券に係る未収利息	818,087.41	98,416
未収配当金	152,162.81	18,305
その他の未収金	279,248.28	33,594
金融先物に係る未実現 (損) 益	14,883.13	1,790
先渡為替契約に係る未実現 (損) 益	(7,537,245.50)	(906,731)
スワップに係る未実現 (損) 益	1,082,372.21	130,209
資産合計	330,676,684.16	39,780,405
負 債		
当座借越	(220,143.09)	(26,483)
有価証券購入未払金	(1,083,135.57)	(130,301)
買戻未払金	(123,637.31)	(14,874)
定率報酬引当金	(250,743.33)	(30,164)
年次税引当金	(35,972.37)	(4,327)
その他の手数料および報酬に係る引当金	(49,780.68)	(5,989)
引当金合計	(336,496.38)	(40,481)
負債合計	(1,763,412.35)	(212,139)
期末現在純資産	328,913,271.81	39,568,267

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブ—グローバル・アロケーション（ユーロ）

運用計算書

自2018年10月1日 至2019年9月30日

	(ユーロ)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	110,714.45	13,319
有価証券に係る利息	2,929,241.11	352,388
配当金	3,764,023.34	452,812
スワップに係る受取利息	237,471.94	28,568
証券貸付に係る収益	195,376.97	23,504
その他の収益	27,714.14	3,334
収益合計	7,264,541.95	873,924
費 用		
スワップに係る支払利息	(67,283.01)	(8,094)
定率報酬	(6,508,656.66)	(782,991)
年次税	(150,783.38)	(18,139)
証券貸付に係るコスト	(78,150.79)	(9,402)
その他の手数料および報酬	(100,991.42)	(12,149)
現金および当座借越に係る利息	(54,623.82)	(6,571)
費用合計	(6,960,489.08)	(837,347)
投資純（損）益	304,052.87	36,578
実現（損）益		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	22,588,026.66	2,717,340
オプションに係る実現（損）益	264,470.58	31,816
利回り評価証券および短期金融商品に係る実現（損）益	(593.94)	(71)
金融先物に係る実現（損）益	(3,479,109.27)	(418,537)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(6,961,253.04)	(837,439)
スワップに係る実現（損）益	(1,178,712.46)	(141,799)
為替差（損）益	(1,637,563.20)	(196,999)
実現（損）益合計	9,595,265.33	1,154,310
当期実現純（損）益	9,899,318.20	1,190,888
未実現評価（損）益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(856,214.40)	(103,003)
オプションに係る未実現評価（損）益	165,653.02	19,928
利回り評価証券および短期金融商品に係る未実現評価（損）益	(1,470.94)	(177)
金融先物に係る未実現評価（損）益	(143,663.81)	(17,283)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(8,040,002.70)	(967,212)
スワップに係る未実現評価（損）益	1,082,372.21	130,209
未実現評価（損）益の変動合計	(7,793,326.62)	(937,537)
運用の結果による純資産の純増（減）	2,105,991.58	253,351

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブダイナミック・アルファ（米ドル）

純資産計算書

	2019年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	54,352,133.27	5,927,644
投資有価証券、未実現評価（損）益	822,371.00	89,688
投資有価証券合計	55,174,504.27	6,017,331
現金預金、要求払預金および預託金勘定	2,775,375.68	302,682
その他の流動資産（マージン）	223,773.73	24,405
有価証券売却未収金	106,862.25	11,654
有価証券に係る未収利息	228,147.26	24,882
流動資産に係る未収利息	136.26	15
その他の未収金	20,080.75	2,190
金融先物に係る未実現（損）益	279,492.84	30,481
先渡為替契約に係る未実現（損）益	(139,896.54)	(15,257)
スワップに係る未実現（損）益	(226,856.05)	(24,741)
資産合計	58,441,620.45	6,373,643
負 債		
当座借越	(873,001.11)	(95,210)
有価証券購入未払金	(101,431.67)	(11,062)
買戻未払金	(16,485.08)	(1,798)
定率報酬引当金	(11,509.25)	(1,255)
年次税引当金	(2,271.85)	(248)
その他の手数料および報酬に係る引当金	(11,910.55)	(1,299)
引当金合計	(25,691.65)	(2,802)
負債合計	(1,016,609.51)	(110,871)
期末現在純資産	57,425,010.94	6,262,772

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブダイナミック・アルファ（米ドル）

運用計算書

自2018年10月1日 至2019年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	48,349.72	5,273
有価証券に係る利息	1,109,345.96	120,985
配当金	174,213.10	19,000
スワップに係る受取利息	170,441.57	18,588
証券貸付に係る収益	52,495.55	5,725
その他の収益	59,008.38	6,435
収益合計	1,613,854.28	176,007
費 用		
スワップに係る支払利息	(257,820.90)	(28,118)
定率報酬	(334,867.83)	(36,521)
年次税	(11,206.61)	(1,222)
証券貸付に係るコスト	(20,998.22)	(2,290)
その他の手数料および報酬	(13,619.01)	(1,485)
現金および当座借越に係る利息	(10,701.77)	(1,167)
費用合計	(649,214.34)	(70,803)
投資純（損）益	964,639.94	105,204
実現（損）益		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	80,909.00	8,824
オプションに係る実現（損）益	(4,944.60)	(539)
利回り評価証券および短期金融商品に係る実現（損）益	746,793.09	81,445
金融先物に係る実現（損）益	(1,839,821.09)	(200,651)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(3,009,442.30)	(328,210)
スワップに係る実現（損）益	(389,471.58)	(42,476)
為替差（損）益	280,359.69	30,576
実現（損）益合計	(4,135,617.79)	(451,030)
当期実現純（損）益	(3,170,977.85)	(345,827)
未実現評価（損）益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	1,237,167.99	134,926
オプションに係る未実現評価（損）益	(13,232.22)	(1,443)
利回り評価証券および短期金融商品に係る未実現評価（損）益	(66,338.23)	(7,235)
金融先物に係る未実現評価（損）益	(556,444.25)	(60,686)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	514,400.79	56,101
スワップに係る未実現評価（損）益	188,705.47	20,580
未実現評価（損）益の変動合計	1,304,259.55	142,243
運用の結果による純資産の純増（減）	(1,866,718.30)	(203,584)

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

財務書類に対する注記

2019年9月30日現在

重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のとおりに要約される。

a) 純資産価額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに帰するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの特定投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためのみに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）を指し、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

さらに、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブーチャイナ・アロケーション・オポチュニティー（米ドル）に関して、中華人民共和国における通常の銀行営業日でない日は本サブ・ファンドの営業日とはみなされない。

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブーマルチ・ストラテジー・オルタナティブズ（ユーロ）^{*}に関して、以下の日は営業日（「MSA営業日」）とはみなされない。

^{*} 旧UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブーグローバル・アルファ・オポチュニティーズ（ユーロ）

a) 英国およびアメリカ合衆国において通常の銀行営業日とみなされない日。

b) マスターファンド（DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives）が投資証券の発行および買戻しを行わない日。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、当該投資証券クラスに課される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

あるサブ・ファンドの全投資証券クラスにおける発行または買戻しの総額が、単一の取引日において純資本の流入または流出をもたらす場合、当該サブ・ファンドの純資産価額はそれに伴い増加または減少することがある（「シングル・スイング・プライシング」）。最大調整額は、純資産価額の2%である。サブ・ファンドが負担する見積取引費用および課税金ならびにサブ・ファンドが投資する資産の見積呼値スプレッドは、計算上考慮される。関連するサブ・ファンドの投資証券口数が純増する場合、かかる調整は純資産価額の増加を導く。投資証券が純減する場合、調整は純資産価額の減少となる。本投資法人の取締役会は、各サブ・ファンドに関して限界値を設定することができる。これは、ファンドの純資産に対する1取引日の純変動額の割合または関連するサブ・ファンドの通貨の絶対額から計算することができる。かかる場合、この限界値が1取引日に越えられた場合にのみ、純資産価額は調整される。

b) 評価原則

— 流動資産は、（現金、銀行預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息という形態にかかわらず）いずれも額面として評価されるが、かかる

価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その評価額は、その真正価値に達するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。

- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。当該証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該資産の主要市場である証券取引所における直近の入手可能な価格が適用される。

証券取引所において通常取引されない証券、派生商品およびその他の資産について、標準的な市場に基づく値付けによる流通市場が証券トレーダー間で存在する場合、本投資法人はこれらの価格に基づいて当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていないが、公認され、公開の他の定期的にかれる規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における直近の入手可能な価格により評価される。

- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場で取引されておらず、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、予想販売価格に基づき誠意をもって本投資法人が選ぶその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（店頭派生商品）は、独立の価格提供業者に基づいて評価される。派生商品について、利用できる独立の価格提供業者がただ1社の場合、得られた評価の妥当性は、派生商品の原資産の時価に基づき本投資法人および本投資法人の監査人が認めた計算モデルを使用して検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／または集合投資事業（UCIs）の受益証券は、その最終資産価額で評価される。

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ（ユーロ）^{*}に関して、純資産価額の計算は、マスターファンドの純資産価額を適時に受領することに依拠する。

^{*} 旧UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アルファ・オポチュニティーズ（ユーロ）

- 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから計算される。このプロセスには次の原則が適用される。残余期間が最も近い金利が、各短期金融商品について補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手の信用力を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付けに重大な変更がある場合には調整される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグの平均為替レート（買呼値と売呼値の仲値）または入手不可能な場合、当該通貨を最も代表する市場におけるレートを用いて評価される。
- 定期預金および信託預金は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算はすべての現金流入額と正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、当該証券に依拠し、適用されるUBS評価方針に従い選択される。

上述した規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、純資産の適切な評価を遂行するために、誠意をもって他の一般に認められておりかつ検証可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

本投資法人のサブ・ファンドの一部が、資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、本投資法人は、上記の規定に従うことなく、評価時のこれらのサブ・ファンドの資産の適正価格

をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資される証券は、概して、上記の1口当たりの純資産価格を計算する時に入手可能な最新の価格に基づいて評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、本投資法人が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、本投資法人は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、本投資法人が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての投資証券クラスに常に適用される。

本投資法人は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置を本投資法人の関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な資産の評価よりも評価の信頼性を高める。また、適正価格での評価は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。本投資法人が1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、本投資法人が資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する場合に本投資法人が純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現投資主の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

さらに、特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。かかる新評価が投資証券の事後の発行、買戻しおよび転換について有効となる。再評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前にのみ行われる。発行、買戻しおよび転換は、唯一の純資産価格に基づいてのみ処理される。

c) 証券売買実現純(損)益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現(損)益は、評価日に適用される先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

本投資法人の連結財務書類は、ユーロ(EUR)で表示される。本投資法人の2019年9月30日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2019年9月30日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ＝ 1.087093 スイスフラン (CHF)

1 ユーロ＝ 1.090200 米ドル (USD)

償還または統合したサブ・ファンドに関して、償還日または統合日現在の為替レートが使用された。

i) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、「配当落ち」日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

k) サブ・ファンド間投資

2019年9月30日現在、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブーアジア・グローバル・ストラテジー・バランスド (米ドル) は、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブーアジア・エクイティーズ (米ドル) に57,644,878.56米ドルを投資した。

2019年9月30日現在、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブーエマージング・マーケット・インカム (米ドル) は、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブーアジア・エクイティーズ (米ドル) に6,908,759.45米ドルを投資した。

l) スワップ

本投資法人は、金利スワップ契約、金利スワップションの金利先渡し契約およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。ただし、当該契約は、この種の取引を専門とする第一級の金融機関との間で執行される場合に限る。

スワップ取引の価値は、外部のサービス提供会社が計算し、また別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算は、インフローとアウトフロー双方のすべてのキャッシュフローの正味現在価値に基づいている。

特定の場合に、ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた当社内部での算出額および／またはブローカーの報告評価を利用することができる。

評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBS評価方針に従って決定される。

当該評価方法は、取締役会によって認可されている。

未実現損益の変動は、「スワップに係る未実現評価（損）益」の変動の下で運用計算書に計上される。

終了もしくは満期の時点で生じたスワップの損益は、運用計算書に「スワップに係る実現（損）益」として記帳される。

(2) 2018年9月30日終了年度

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アロケーション (米ドル)
純資産計算書

	2018年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	374,307,913.34	40,822,021
投資有価証券、未実現評価 (損) 益	96,239,107.55	10,495,837
投資有価証券合計	470,547,020.89	51,317,858
現金預金、要求払預金および預託金勘定	13,613,305.53 *	1,484,667
その他の流動資産 (マージン)	6,469,160.57	705,527
有価証券売却未収金	1,241,332.29	135,380
発行未収金	1,494.81	163
有価証券に係る未収利息	826,597.91	90,149
流動資産に係る未収利息	4,199.88	458
スワップに係る未収利息	91,500.00	9,979
その他の未収金	158,523.91	17,289
金融先物に係る未実現 (損) 益	1,650,955.91	180,053
先渡為替契約に係る未実現 (損) 益	(1,222,997.93)	(133,380)
スワップに係る未実現 (損) 益	313,216.00	34,159
資産合計	493,694,309.77	53,842,301
負 債		
当座借越に係る未払利息	(2,119.73)	(231)
買戻未払金	(339,518.00)	(37,028)
定率報酬引当金	(314,858.17)	(34,338)
年次税引当金	(19,952.87)	(2,176)
その他の手数料および報酬に係る引当金	(66,527.80)	(7,256)
引当金合計	(401,338.84)	(43,770)
負債合計	(742,976.57)	(81,029)
期末現在純資産	492,951,333.20	53,761,272

* 2018年9月30日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、ステート・ストリートについては480,000米ドルである。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アロケーション (米ドル)

運用計算書

	自2017年10月1日 至2018年9月30日	
	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	73,257.45	7,989
有価証券に係る利息	2,848,960.87	310,708
配当金	785,279.60	85,643
スワップに係る受取利息	217,111.11	23,678
証券貸付に係る収益	127,437.81	13,898
その他の収益	35,718.50	3,895
収益合計	4,087,765.34	445,812
費 用		
スワップに係る支払利息	(6,422.36)	(700)
定率報酬	(9,673,623.97)	(1,055,005)
年次税	(77,432.40)	(8,445)
証券貸付に係るコスト	(50,975.12)	(5,559)
その他の手数料および報酬	(193,053.51)	(21,054)
現金および当座借越に係る利息	(63,197.19)	(6,892)
費用合計	(10,064,704.55)	(1,097,657)
投資純 (損) 益	(5,976,939.21)	(651,845)
実現 (損) 益		
無オプション市場価格証券に係る実現 (損) 益	45,563,444.69	4,969,149
オプションに係る実現 (損) 益	(1,130.80)	(123)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現 (損) 益	(1,703.72)	(186)
金融先物に係る実現 (損) 益	(13,883,927.57)	(1,514,181)
先渡為替契約に係る実現 (損) 益	15,223,704.98	1,660,297
スワップに係る実現 (損) 益	79,331.71	8,652
為替差 (損) 益	(1,819,921.90)	(198,481)
実現 (損) 益合計	45,159,797.39	4,925,128
当期実現純 (損) 益	39,182,858.18	4,273,283
未実現評価 (損) 益の変動		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価 (損) 益	(10,277,370.63)	(1,120,850)
オプションに係る未実現評価 (損) 益	(208,170.00)	(22,703)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価 (損) 益	(2,123.98)	(232)
金融先物に係る未実現評価 (損) 益	1,944,562.08	212,074
先渡為替契約に係る未実現評価 (損) 益	(4,943,463.41)	(539,134)
スワップに係る未実現評価 (損) 益	(84,886.00)	(9,258)
未実現評価 (損) 益の変動合計	(13,571,451.94)	(1,480,103)
運用の結果による純資産の純増 (減)	25,611,406.24	2,793,180

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アロケーション (ユーロ)

純資産計算書

	2018年9月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	334,803,796.66	40,276,897
投資有価証券、未実現評価 (損) 益	45,030,474.44	5,417,166
投資有価証券合計	379,834,271.10	45,694,063
現金預金、要求払預金および預託金勘定	10,957,184.28 *	1,318,149
その他の流動資産 (マージン)	6,177,862.98	743,197
有価証券売却未収金	405,224.29	48,748
発行未収金	29,424.73	3,540
有価証券に係る未収利息	947,065.97	113,932
流動資産に係る未収利息	6,641.84	799
未収配当金	133,529.76	16,064
その他の未収金	348,444.42	41,918
金融先物に係る未実現 (損) 益	158,546.94	19,073
先渡為替契約に係る未実現 (損) 益	502,757.20	60,482
資産合計	399,500,953.51	48,059,965
負 債		
当座借越に係る未払利息	(13.29)	(2)
有価証券購入未払金	(209,845.49)	(25,244)
買戻未払金	(204,842.15)	(24,643)
定率報酬引当金	(258,503.92)	(31,098)
年次税引当金	(42,430.19)	(5,104)
その他の手数料および報酬に係る引当金	(50,648.84)	(6,093)
引当金合計	(351,582.95)	(42,295)
負債合計	(766,283.88)	(92,184)
期末現在純資産	398,734,669.63	47,967,781

* 2018年9月30日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、ステート・ストリートについては421,868.27ユーロである。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャプ・グローバル・アロケーション (ユーロ) 運用計算書

自2017年10月1日 至2018年9月30日

	(ユーロ)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	54,134.10	6,512
有価証券に係る利息	3,377,691.33	406,336
配当金	3,905,343.40	469,813
証券貸付に係る収益	276,492.26	33,262
その他の収益	13,075.41	1,573
収益合計	7,626,736.50	917,496
費 用		
定率報酬	(7,729,432.99)	(929,851)
年次税	(178,465.95)	(21,469)
証券貸付に係るコスト	(110,596.90)	(13,305)
その他の手数料および報酬	(147,732.93)	(17,772)
現金および当座借越に係る利息	(57,245.73)	(6,887)
費用合計	(8,223,474.50)	(989,284)
投資純(損)益	(596,738.00)	(71,788)
実現(損)益		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	38,558,987.69	4,638,646
オプションに係る実現(損)益	(900.78)	(108)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現(損)益	(500.00)	(60)
金融先物に係る実現(損)益	(10,163,709.73)	(1,222,694)
先渡為替契約に係る実現(損)益	(2,153,465.37)	(259,062)
為替差(損)益	(7,103,941.02)	(854,604)
実現(損)益合計	19,136,470.79	2,302,117
当期実現純(損)益	18,539,732.79	2,230,330
未実現評価(損)益の変動		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価(損)益	(4,692,104.30)	(564,460)
オプションに係る未実現評価(損)益	(165,653.02)	(19,928)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価(損)益	(2,220.77)	(267)
金融先物に係る未実現評価(損)益	1,405,522.63	169,084
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	2,844,046.56	342,139
未実現評価(損)益の変動合計	(610,408.90)	(73,432)
運用の結果による純資産の純増(減)	17,929,323.89	2,156,898

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブダイナミック・アルファ（米ドル）

純資産計算書

	2018年9月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資 産		
投資有価証券、取得価額	81,480,792.72	8,886,295
投資有価証券、未実現評価（損）益	(335,226.54)	(36,560)
投資有価証券合計	81,145,566.18	8,849,735
現金預金、要求払預金および預託金勘定	5,657,671.34	617,026
その他の流動資産（マージン）	1,253,949.46	136,756
有価証券売却未収金	273,066.96	29,781
有価証券に係る未収利息	386,471.84	42,149
流動資産に係る未収利息	204.34	22
金融先物に係る未実現（損）益	835,937.09	91,167
先渡為替契約に係る未実現（損）益	(654,297.33)	(71,358)
スワップに係る未実現（損）益	(415,561.52)	(45,321)
資産合計	88,483,008.36	9,649,957
負 債		
当座借越	(785,210.08)	(85,635)
有価証券購入未払金	(459,500.07)	(50,113)
買戻未払金	(58,292.96)	(6,357)
定率報酬引当金	(15,611.05)	(1,703)
年次税引当金	(3,694.49)	(403)
その他の手数料および報酬に係る引当金	(10,640.32)	(1,160)
引当金合計	(29,945.86)	(3,266)
負債合計	(1,332,948.97)	(145,371)
期末現在純資産	87,150,059.39	9,504,585

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブーダイナミック・アルファ（米ドル）

運用計算書

	自2017年10月1日 至2018年9月30日	
	（米ドル）	（千円）
収 益		
流動資産に係る利息	53,103.31	5,791
有価証券に係る利息	1,825,560.52	199,096
スワップに係る受取利息	242,312.40	26,427
証券貸付に係る収益	100,665.00	10,979
その他の収益	129,508.42	14,124
収益合計	2,351,149.65	256,416
費 用		
スワップに係る支払利息	(997,832.24)	(108,824)
定率報酬	(628,683.12)	(68,564)
年次税	(18,925.27)	(2,064)
証券貸付に係るコスト	(40,266.00)	(4,391)
その他の手数料および報酬	(36,392.56)	(3,969)
現金および当座借越に係る利息	(21,964.37)	(2,395)
費用合計	(1,744,063.56)	(190,208)
投資純（損）益	607,086.09	66,209
実現（損）益		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	858,403.14	93,617
オプションに係る実現（損）益	4,090.14	446
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現（損）益	385,972.71	42,094
金融先物に係る実現（損）益	(4,310,713.39)	(470,126)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(213,857.39)	(23,323)
スワップに係る実現（損）益	(2,155,202.05)	(235,046)
為替差（損）益	119,198.39	13,000
実現（損）益合計	(5,312,108.45)	(579,339)
当期実現純（損）益	(4,705,022.36)	(513,130)
未実現評価（損）益の変動		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価（損）益	(2,811,212.04)	(306,591)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価（損）益	185,996.86	20,285
金融先物に係る未実現評価（損）益	312,450.86	34,076
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(721,720.75)	(78,711)
スワップに係る未実現評価（損）益	2,190,949.71	238,945
未実現評価（損）益の変動合計	(843,535.36)	(91,996)
運用の結果による純資産の純増（減）	(5,548,557.72)	(605,126)

3【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

4【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

第3【外国投資証券事務の概要】

(1) 投資証券の名義書換

記名投資証券の譲渡またはその他の形態の法律上の譲渡はすべて投資主名簿に登録される。投資主名簿における記載は、記名投資証券の所有権の証拠となる。本投資法人は、保有されている投資証券の確認書を発行することができる。

記名投資証券の譲渡は、譲渡の十分な証拠となる文書が本投資法人に引渡された場合、または譲渡の宣言が投資主名簿に記載され、これに譲渡人および譲受人または当該行為を授權された者が日付を付して署名した場合、効力を発生する。

投資主は、通知送付先住所を、本投資法人の登記上の事務所に通知しなくてはならない。住所に変更があった場合も同様とする。

日本の投資主については、投資証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社を通じて名義書換を行い、それ以外の場合は本人の責任で手続を行う。

(2) 投資主総会

年次投資主総会は、本投資法人の登記上の事務所もしくは総会の通知書に明記するルクセンブルグ内の他の場所において、毎年3月20日の午前10時に、ルクセンブルグの法律に基づき開催される。当日がルクセンブルグにおける法定休日である場合には、翌営業日に開催される。追加の臨時投資主総会は、総会通知に明記する場所および日時において開催される。取締役会がその絶対的裁量により決定する特別な事情がある場合には、投資主総会を外国で開催することができる。

どのサブ・ファンドおよび／またはサブ・ファンドのどの投資証券クラスの各投資証券も、ルクセンブルグ法および定款の規定に従い、一議決権を行使することができる。投資主は、投資主総会において、書面またはファクシミリ、郵便もしくはその他の類似通信手段による委任状（以下「委任状」という。）により他の者（以下「代理人」という。）を任命してかかる権利を行使することができる。当該者は、投資主である必要はなく、また本投資法人の取締役または任命された役員であっても認められる。

法律または定款に異なる定めがある場合を除き、投資主総会における決議は、代理を含む出席投資主の議決権の単純多数決によりなされる。

(3) 投資証券に対する特典、譲渡制限等

本投資法人の投資証券は、米国内において募集、譲渡または交付を行うことができない。

本投資法人の投資証券は、米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付が行われない。米国人とは以下の者である。

- (i) 1986年米国内国歳入法（改正済）第7701条(a)(30)およびこれに基づき公布された財務省規則に規定する米国人
- (ii) 1933年米国証券取引法レギュレーションSに規定する米国人（連邦規則集第17編第230.902(k)条）
- (iii) 米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者（連邦規則集第17編第4.7(a)(1)(iv)条）
- (iv) 1940年米国投資顧問法（改正済）ルール202(a)(30)–1に規定する米国にいる者
- (v) 米国人が本投資法人に投資できるようにする目的で設立された信託、事業体またはその他の組織

第4【外国投資法人の詳細情報の項目】

外国投資法人の詳細情報の項目は、以下のとおりである。

第1 外国投資法人の追加情報

- 1 外国投資法人の沿革
- 2 役員の状況
- 3 外国投資法人に係る法制度の概要
- 4 監督官庁の概要
- 5 その他

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 買戻し手続等
- 3 乗換え手続等
- 4 その他

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 存続期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 利害関係人との取引制限
- 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等
 - (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利
 - (2) 為替管理上の取扱い
 - (3) 本邦における代理人
 - (4) 裁判管轄等

第4 関係法人の状況

- 1 資産運用会社の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 運用体制
 - (3) 大株主の状況
 - (4) 役員の状況
 - (5) 事業の内容及び営業の概況
- 2 その他の関係法人の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係

第5 外国投資法人の経理状況

1 財務諸表

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 金銭の分配に係る計算書
- ④ キャッシュ・フロー計算書
- ⑤ 投資有価証券明細表等

2 外国投資法人の現況

純資産額計算書

第6 販売及び買戻しの実績

第三部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

2002年8月9日	本投資法人の設立
2002年8月23日	本投資法人の定款のルクセンブルグのメモリアルへの公告
2004年3月24日	定款の修正
2011年5月9日	定款の修正
2015年10月30日	定款の修正

2【役員の状況】

(2020年1月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)	チェアマン	UBSファンド・マネジメント (スイス) エイ・ジー、バーゼル マネージング・ディレクター	該当なし
アイリス・エベラル (Iris Eberhard)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	UBSアセット・マネジメント・ス イス・エイ・ジー、チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
ロバート・シュティンガー (Robert Süttinger)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	UBSアセット・マネジメント・ス イス・エイ・ジー、チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	UBSアセット・マネジメント・ス イス・エイ・ジー、チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
トビアス・マイヤー (Tobias Meyer)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	UBSアセット・マネジメント・ス イス・エイ・ジー、チューリッヒ エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査人は、アーnst・アンド・ヤング・エス・エイである。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

a. 準拠法の名称

本投資法人は、ルクセンブルグの会社法、特に1915年8月10日の商事会社に関する法律（改正済み）（以下「1915年8月10日法」という。）の下で変動資本を有する会社型投資信託として設立され、2010年法の下で投資信託としての資格を有している。

また、本投資法人は、2010年法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Sector Financier）（「CSSF」）の通達に従っている。

b. 準拠法の内容

① 1915年8月10日法

1915年8月10日法は、（FCPおよび／または非セルフ・マネージドSICAVの）管理会社、および（2010年法により明確に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

イ. 会社設立の要件（改正済1915年8月10日法第26条）

- ・最低1名の株主が存在すること。
- ・公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

ロ. 定款の必要的記載事項 (改正済1915年8月10日法第27条)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
 - (ii) 会社の形態および名称
 - (iii) 登録事務所の所在地
 - (iv) 会社の目的
 - (v) 発行済資本および授權資本 (もしあれば) の額
 - (vi) 当初払込済の発行済資本の額
 - (vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
 - (viii) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権 (もしあれば) に対する制限規定
 - (ix) 現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
- (注) 1915年8月10日法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
 - (x i) 資本の一部を構成しない株式 (もしあれば) およびかかる株式に付随する権利に関する記載
 - (x ii) 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
 - (x iii) 会社の存続期間
 - (x iv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬 (その種類を問わない。) の見積

ハ. 公募により設立される会社に対する追加要件 (1915年8月10日法第29条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをR E S Aに公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

ニ. 発起人および取締役の責任 (1915年8月10日法第31条および第32条の1 (2))

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

② 2010年法

2010年法は、2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/EC (「指令」) (ルクセンブルグの投資信託制度における同国法律ならびにその他の変更を2001/107/ECおよび2001/108/ECにより修正済) の規定を組み入れている。

イ. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パートI UCITS (以下「パートI」という。)
- パートII その他のUCI (以下「パートII」という。)
- パートIII 外国のUCI (以下「パートIII」という。)
- パートIV 管理会社 (以下「パートIV」という。)
- パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定 (以下「パートV」という。)

2010年法は、パートⅠが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパートⅡが適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分して取り扱っている。2010年法パートⅡに基づくUCIは、2013年法に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

ロ、欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートⅠに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パートⅠファンド」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

ハ、2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パートⅠファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

4【監督官庁の概要】

本投資法人は、C S S Fの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

① 登録の届出の受理

イ) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

ロ) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）で、ヨーロッパ共同体加盟国で設立され、かつ指令の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、C S S Fに事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつC S S Fが、かかる通知および書類の提出から法令上の期限以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

ハ) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S Fへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

② 登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が投資者に対する報告義務もしくはC S S Fに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資家保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

③ 目論見書に対する査証の交付

投資証券の販売に際し使用される目論見書もしくは説明書等は、C S S Fに提出されなければならない。C S S Fは書類が適用ある法律、勅令、通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

④ 財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資家およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をC S S Fに提出しなければならない。

5【その他】

a. 定款の変更

本投資法人の定款は、本投資法人の投資主総会により適用を拡大するかまたはその他の方法で変更することができる。変更は、1915年8月10日法に規定される定足数および過半数の要件に従わなければならない。

b. 事業譲渡または事業譲受

① 合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のUCITS」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS（以下「吸収する側のUCITS」という。）に移転する場合
- 2つ以上のUCITS（またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS（またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS（一部または全部が吸収される）がルクセンブルグで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、指令2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f) およびg) に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、指令2009/65/EC第41条に従い、2010年法第40条第1項a)、f) およびg) に記載された詳細が、指令2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条(1)によれば、吸収される側のUCITSおよび／または吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としなが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資法人については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅するFCPである場合の合併については、合併の発効日は、約款で別途規定されていない限り、当該UCITSの管理会社により決定されなければならない。吸収される側の消滅するコモン・ファンドについては、合併の発効日についての決定は、1915年8月10日法の規定に従って、商業および法人登録所に預託されなければならない、かつ商業および法人登録所への当該決定の預託通知として、RESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

② 資産の譲渡

SICAVの投資主またはFCPの管理会社の決定に基づき、UCITSは、その資産のすべてを別のUCITSに譲渡することができ、その後、空のUCITSが清算される。

UCITSは、特別な状況において、またCSSFおよび適用法により要求される手続に従い（例えば、サブ・ファンドの合併によるかまたは分離により）、その資産の一部を相手方のUCITSに譲渡することができる。

c. 出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

d. 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

海外における販売手続等

本投資法人のサブ・ファンドの投資証券の発行価格は、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価（i）純資産価格の計算」の項に従って計算する。

当初発行以降、発行価格は、本書において別異に定められない限り、投資証券1口当たりの純資産価格に販売会社に支払う発行手数料（下記参照）を加えた価格に基づく。

サブ・ファンド	上限発行手数料率
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ ーダイナミック・アルファ（米ドル）	純資産価額の2.5%
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ ーグローバル・アロケーション（ユーロ）	純資産価額の2.5%
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ ーグローバル・アロケーション（米ドル）	純資産価額の2.5%

さらに、各販売国で発生する租税、手数料およびその他の料金がかかる。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、管理事務代行会社ならびに保管受託銀行、販売代行会社および支払代理人がサブ・ファンドの発行価格で受け付ける。販売代行会社および支払代理人は購入申込みを本投資法人に取り次ぐ。

保管受託銀行および／または購入申込金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資家の要請により、各サブ・ファンドの口座の表示通貨および購入申込みが行われる投資証券クラスの申込み通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。上記にかかわらず、人民元（RMB）建ての投資証券に関する申込価格の支払いは、人民元（オフショア人民元）（CNH）でのみ行なわれるものとする。かかる投資証券クラスの申込みに関しては、他のいかなる通貨も受理されないものとする。

投資証券はまた、地域で一般的な市場基準に従い貯蓄制度、支払制度または乗換制度を通じて購入申込みを行うことができる。さらに、この点に関する情報は、地域の販売会社に請求することができる。

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後（以下「決済日」という。）までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、投資証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

支払事務代行会社の支店は、最終投資家または名義人に代わり、当該取引を請け負うことができる。支払事務代行会社によるこのサービスのために発生する費用は、投資家に請求することができる。

投資主の依頼により、本投資法人はその裁量により一部または全部が現物による購入申込みを受け付けることができる。その場合、現物による購入申込みは関係するサブ・ファンドの投資方針および投資制限に合致しなければならない。さらに、かかる現物による支払いは本投資法人が任命した監査人が検査を行う。関連費用は関係する投資家に請求される。

投資証券は記名式投資証券としてのみ発行される。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務を随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。記名式投資証券の無記名式投資証券への乗換えは要求されない。投資主は、記名式投資証券がクリアストリームのような承認された外部の清算機関を通じ清算されることに留意すべきである。

すべての発行された投資証券には同じ権利が付与されている。ただし、基本定款には特定のサブ・ファンド内で異なった特徴を有する様々な投資証券クラスを発行できることが定められている。

さらに、すべてのサブ・ファンド／投資証券クラスについて端株も発行することができる。端株は小数点以下第三位まで表示され、総会での議決権は付与されないが、関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスが清算した場合は保有者は端株の権利を有し、清算代金の分配または比例分配を受ける権利を認める。

日本における販売手続等

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、前記「第一部 証券情報（12）払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。その場合、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売の単位は、原則として1口以上1口単位とする。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。

投資証券1口当たり販売価格は、注文が注文日の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格である。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間（中央ヨーロッパ標準時間）
グローバル・アロケーション（米ドル）	13：00
グローバル・アロケーション（ユーロ）	13：00
ダイナミック・アルファ（米ドル）	15：00

日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目に受渡しを行うものとする。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

買戻し申込みは、管理会社、管理事務代行会社、保管受託銀行または他の授權された販売代行会社もしくは支払代理人が受け付ける。

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の買戻代金は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後（以下「決済日」という。）に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または買戻し申込みが提出された国に買戻代金を送金できない保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情がある場合はこの限りではない。

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、投資証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

サブ・ファンドの投資証券クラスの純資産総額の金額が、本投資法人の取締役会が決定した投資証券の経済効率の良い運用のための最低水準を下回った場合、または当該水準に達しない場合、取締役会により決定された銀行営業日に、本投資法人の取締役会は当該投資証券クラスのすべての投資証券を買戻し価格で買い戻すことを決定することができる。関係するクラスまたはサブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用または経済的負担を負わない。必要に応じ、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載されるシングル・スイング・プライシングの原理が適用される。

異なる通貨で表示された複数の投資証券クラスを有するサブ・ファンドについて、投資主は、原則として、当該投資証券クラスの通貨または当該サブ・ファンドの口座の通貨でのみ買戻し代金と同等の金額を受け取ることができる。

保管受託銀行および／または買戻し代金の支払いを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの口座の表示通貨および買戻しが行われる投資証券クラスの表示通貨以外の通貨で支払いを行うことができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。かかる手数料ならびに販売が行なわれた各国において発生し、例えば、取引銀行により徴収される可能性がある一切の税金、手数料およびその他の費用は、該当する投資者に請求されるものとし、買戻し代金から差し引かれるものとする。上記にかかわらず、人民元（RMB）建ての投資証券に関する買戻し代金の支払いは、人民元（オフショア人民元）（CNH）でのみ行なわれるものとする。投資者は、人民元（オフショア人民元）（CNH）以外の通貨建ての買戻し代金の支払いを要求することはできない。

各販売国で発生する租税、手数料またはその他の料金（取引銀行により徴収されるものも含む。）も課される。

ただし、買戻し手数料は販売代行会社により徴収されない。

純資産価額のパフォーマンスは、買戻し価格が投資者が支払った発行価格を上回るか、下回るかにより決定される。

本投資法人は、ある注文日におけるすべての申込みがサブ・ファンドの純資産の10%超の資金流出をもたらす場合、当該注文日におけるすべての買戻し申込みおよび乗換え申込みの実行を抑制する権利（買戻しゲート）を有する。かかる場合、本投資法人は、買戻し申込みおよび乗換え申込みの一部のみを実行し、当該注文日における残りの買戻し申込みおよび乗換え申込みの実行について、優先的に取り扱うこと、および、通常20営業日を超えない期間であることを条件として、延期することを決定することができる。

買戻注文が大量に上った場合、本投資法人は本投資法人の関係資産を不要な遅延なく売却するまで買戻注文の執行を延期することができる。こうした措置が必要な場合、同じ日に受け取ったすべての買戻注文は同じ価格で計算される。

支払事務代行会社の支店は、最終投資者または名義人に代わり、当該取引を請け負うことができる。支払事務代行会社によるこのサービスのために発生する費用、ならびに取引銀行により徴収される費用は、投資者に請求することができる。

投資主の依頼により、本投資法人はその裁量により投資者に対し一部または全部が現物による買戻を受け付けることができる。その場合、本投資法人は、現物による買戻後でも残存するポートフォリオは関係するサブ・ファンドの投資方針ならびに投資制限に合致し、かかるサブ・ファンドの残存する投資者が現物による買戻により不利を被ることがないように保証する。さらに、かかる支払は本投資法人が任命した監査人が検査を行う。関連費用は関係する投資家に請求される。

日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。買戻代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買戻手数料なしで支払われる。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、注文が注文日の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格とする。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間（中央ヨーロッパ標準時間）
グローバル・アロケーション（米ドル）	13：00
グローバル・アロケーション（ユーロ）	13：00
ダイナミック・アルファ（米ドル）	15：00

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。投資証券の買戻しは原則として1口以上を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【乗換え手続等】

海外市場における乗換え

投資主は適宜自己の投資証券を同じサブ・ファンド内の別の投資証券クラスにおよび／または別のサブ・ファンドの投資証券に乗換えを行うことができ、乗換え注文には投資証券の発行および買戻しの手続と同じ手続が適用される。

投資主が既存の投資証券の乗換えを行った結果の投資証券の数は以下の公式に従って計算する。

$$\alpha = \frac{\beta \times \chi \times \delta}{\varepsilon}$$

α = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

β = 乗換え元のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

χ = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価額。

δ = 関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスの為替レート。両方のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが同じ会計通貨で評価されている場合、係数は1である。

ε = 乗換え先のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の純資産価格プラス租税、手数料およびその他の料金。

乗換えに際して、上限発行手数料の額に等しい上限乗換え手数料を販売会社が徴収する場合がある。かかる場合、「買戻し手続等」の項に従い、買戻手数料が徴収されることはない。

保管受託銀行および／または乗換え支払金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資家の要請により、各サブ・ファンドの口座の表示通貨および／または乗換えが行われる投資証券クラスの基準通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。手数料ならびにサブ・ファンドの乗換えに際して個々の国で発生する料金、租税および印紙税は投資主に請求される。

日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

4【その他】

投資証券の発行と買戻しに関する条件

本投資法人のサブ・ファンドの投資証券は各ファンド営業日に発行され、買い戻される。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびに各サブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日またはサブ・ファンドの50%以上の投資対象を十分に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 (ii) 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止」と題する項に定める要領で本投資法人が純資産価額の計算を行わないことを決定した日に発行または買戻しは行われない。さらに、本投資法人はその裁量により購入申込みを拒絶する権限を有する。

本投資法人は、売買タイミング、事後取引等（これらに限らない。）、潜在的に投資主の利益を損なうと判断する取引を許可しない。本投資法人は上記の実務に関係すると判断した場合、購入または転換の申込みを拒絶する権利を有する。また、本投資法人は投資主を当該実務から保護するために必要とみなす措置を講じる権利を有する。

購入および買戻しの申込み（以下「注文」という。）は、あるファンド営業日（以下「注文日」という。）の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合に、その日の締切時間後に計算した純資産価額に基づいて処理される（以下当該計算を行った日を「評価日」という。）。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間（中央ヨーロッパ標準時間）
グローバル・アロケーション（米ドル）	13：00
グローバル・アロケーション（ユーロ）	13：00
ダイナミック・アルファ（米ドル）	15：00

ファクシミリで送られるすべての注文は、遅くともファンド営業日の関係するサブ・ファンドの前述の締切時間の1時間前に管理事務代行会社に受領されなければならない。しかし、前述の特定した時刻より早い締切時間は、顧客に対し管理事務代行会社への正確な申込受付注文を保証するためにスイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の仲介機関において適用される。これらの情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央処理機関、関係する販売会社またはその他の仲介機関で入手できる。各々のファンド営業日の締切時間後に管理事務代行会社に登録された注文については、翌ファンド営業日が注文日とみなされる。

上記の規定はあるサブ・ファンドの投資証券を、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて、本投資法人の別のサブ・ファンドの投資証券に転換する場合にも適用される。

つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からないことになる（先渡し価格）。純資産価額は最新の知れている市場価格に基づいて計算される（すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終価を用いる）。適用される個々の評価原則は上記に記載される。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

本投資法人の販売会社はルクセンブルグのマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関する2004年11月12日法（改正済）の条項ならびにC S S Fの法定文書および該当通達を遵守しなければならない。

よって、投資家は、購入申込みを受け付ける販売会社または販売代行会社に対して、身分証明を提出しなければならない。販売会社または販売代行会社は、投資家に対して少なくとも以下の本人確認書類を求める義務を負う。個人に関しては、（販売会社もしくは販売代行会社または地方行政機関によって認証された）旅券または身分証明書の認証謄本、会社およびその他の法人に関しては、定款の認証謄本、商業および法人登記簿の認証抄本、および最新の公刊された年次報告書の写し、実質的所有者全員のフルネーム。販売会社または販売代行会社は、状況に応じて、投資証券の申込みまたは買戻しを請求する投資者に対し追加の身元確認書類または情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代行会社が上記の身元確認手続を遵守していることを確認する義務を負う。管理事務代行会社および本投資法人は、随時、販売会社に対して上記の手続が遵守されていることの確認を求めることができる。管理事務代行会社は、販売会社または販売代行会社がマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するルクセンブルグ法またはEU法と同等の要件に従わない国々の販売代行会社または販売会社から受け取った購入および買戻しの申込みに関して上記の規則の遵守状況を監視する。

さらに、販売会社およびその販売代行会社はそれぞれの国において施行中のマネー・ロンダリング防止およびテロリスト金融防止に関するすべての規則を遵守する義務を負う。

データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法（改正済）ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付規則（EU）2016/679（以下「データ保護法」という。）の規定に従って、本投資法人は、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、本投資法人の法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細（住所または電子メールアドレスを含む。）、銀行口座の詳細、本投資法人への投資の金額および性質（ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および／または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ）（以下「個人データ」という。）が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、本投資法人への個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、本投資法人は、投資証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、本投資法人と契約を締結した際に、投資証券の申込みの実行（すなわち、契約の履行）、本投資法人の正当な利益の保護および本投資法人の法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、（i）投資証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、（ii）顧客との関係を管理するため、（iii）過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認ならびにルクセンブルグまたは外国の法令（FATCAおよびCRSに関する法令を含む。）により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、（iv）適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。投資主から提供されたデータは、（v）本投資法人の投資主名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、（vi）マーケティング目的で使用する事ができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- 本「データ保護」の項の上記（ii）および（vi）に記載されたデータ処理の目的
- 本投資法人の会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- 適切な市場基準に従い本投資法人の事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、本投資法人は、個人データをそのデータ受領者（以下「受領者」という）に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連する本投資法人の活動を支援する関連会社または外部会社である場合がある。これらには、特に、本投資法人の管理会社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査人および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および／または代理人（以下「再受領者」という。）に提供することができ、当該代表者および／または代理人は、受領者が本投資法人のためにサービスを遂行することおよび／または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域（E E A）内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないE E A外の国に所在する受領者および／または再受領者に個人データを移転する場合、本投資法人は、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

投資証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者（E E A外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。）に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、本投資法人の指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができる。本投資法人はまた、E E A内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・ 個人データに関する情報（すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利（法定免除の対象となる。））
- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること（すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正を本投資法人に要求する権利）
- ・ 個人データの利用を制限すること（すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利）
- ・ マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること（すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することを本投資法人に禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は、当該データの処理を中止する。）
- ・ 個人データを削除させること（すなわち、特定の状況において、特に、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利）

- ・ データポータビリティ(すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利)

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L-4361エシュ＝シュル＝アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他のEU加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(i) 純資産価格の計算

本投資法人の各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産価額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスに関して発行されている投資証券の数で除して計算する。

ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためのみに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、投資証券が発行または買戻しを行う毎に変化する。かかる割合は、かかる投資証券クラスについて課される手数料を勘案した上で、各投資証券クラスの発行済み投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券の比率に従って算定される。

単一の取引日に行われるサブ・ファンドの投資証券クラスのすべてに影響する購入または買戻しの総計が純資本の流出入をもたらす場合、それぞれのサブ・ファンドの純資産価額がこれに応じて増加または減少することがある(シングル・スイング・プライシング)。かかる調整は、最大で純資産価額の2%に相当する。サブ・ファンドについて生じると想定される取引費用および課税は、サブ・ファンドが投資する資産の配分についての想定される指値／呼値と同様に考慮される可能性がある。純増減が関係するサブ・ファンドの投資証券の数の増加が生じるものであれば、純資産価額が増加するように調整される。また、純増減が投資証券の数を低下させるものであれば、純資産価額は減少することになる。本投資法人の取締役会は、各サブ・ファンドについて基準価額を設定することができる。これは、特定の取引日におけるファンドの純資産の増減率または関連するサブ・ファンド通貨の単一額により算出される。この場合、かかる基準が特定の取引日に下されることになった場合のみ、純資産価格は調整される。

サブ・ファンドが保有する資産の価値は以下の要領で計算する。

- a) 流動資産は、(現金、銀行預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに上記の宣言済または発生済で未受領の利息という形態にかかわらず) いずれも額面として評価されるが、かかる価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その評価額は、その真正価値に達するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は入手可能な最新の市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の投資対象が複数の証券取引所に上場されている場合は、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最新価格を適用する。通常、証券取引所で取引されるものではなく、証券トレーダー間で流通市場が存在し市場標準に基づき価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の投資対象の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場されていないが、定期的に運用され、公認され、公開されたその他の市場で売買されている場合、かかる市場の入手可能な最新価格で評価する。

- c) 証券取引所に上場されておらず、別の規定された市場でも取引されておらず、適当な価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選んだその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品（店頭派生商品）は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品の評価する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の基礎となる原資産の市場価格に基づいて本投資法人と本投資法人の監査人が認めた計算モデルを使って入手評価の妥当性を検証しなければならない。
- e) 譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／または集合投資事業（UCI）の受益証券は最新の資産総額で評価する。
- f) 証券取引所で取引されていないまたは公開されている他の規制された市場で取引されていない短期金融商品は、関連するイールドカーブを基準として評価される。イールドカーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残余期間の金利にもっとも近似した金利が差し込まれる。このように計算される金利は、原発行体の信用力を反映する信用スプレッドを加算して市場価格に転換される。発行体の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整される。
- g) 関係するサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示され、外国為替取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける取引の公示仲値（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合には当該通貨を最も代表する市場における公示仲値で評価する。
- h) 定期預金および信託投資はその名目価値に経過利息を加えて評価する。
- i) スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入出額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、適用されるUBSグローバル評価方針に基づき決定される。

上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが分かった場合、本投資法人は純資産価額を適正に評価するため誠意をもって一般に認められ、証明可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

本投資法人のサブ・ファンドの一部が、資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、本投資法人は、上記の規定に従うことなく、評価時のサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資する証券は、概して、評価時に入手可能な最新の価格に基づいて評価され、かかる評価時に、上記の1口当たりの純資産価格が計算される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、本投資法人が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、本投資法人は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、本投資法人が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての受益証券クラスに常に適用される。

本投資法人は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置を本投資法人の関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な場合の資産の評価よりも評価の信頼性を高める。また、適正価格での評価は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオ

ンツ・モデルに基づく。本投資法人が1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、本投資法人が資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する場合に本投資法人が純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現投資主の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

さらに、特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行、買戻しおよび転換について正式となる。新評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前にのみ行われる。発行、買戻しおよび転換は、唯一の純資産価格に基づいてのみ処理される。

(ii) 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

以下の場合、本投資法人は純資産価額の計算、ひいてはサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えを1ファンド営業日以上一時的に中止することができる。

- 大部分の純資産を評価する基礎となる一箇所以上の証券取引所もしくはその他の市場または純資産価額もしくは大部分の純資産の表示通貨の外国為替市場が通常の休日でない日に閉鎖している、もしくは上記の証券取引所もしくは市場での取引が中止されているまたは上記の証券取引所もしくは市場が規制され、もしくは短期的に大幅に価格変動している場合。
- 本投資法人および／または管理会社の支配、責任または影響の及ばない出来事によって、投資主の利益に悪影響を及ぼすことなく通常どおりに純資産を利用できない場合。
- 通信網の混乱またはその他の理由により、純資産価額もしくは大部分の純資産を計算できない場合。
- 通常の為替レートにより、本投資法人が当該サブ・ファンドの投資証券の買戻しの支払のための本国送金を行うことができない場合または投資証券の換金もしくは取得または買戻しによる支払に伴い送金を行うことができないと取締役会が判断する場合。
- 本投資法人の支配または影響が及ばない政治的、経済的、軍事的その他の状況により、投資主の利益を重大に害することなく通常の状況の下で本投資法人の資産を処分することが不可能である場合。
- その他の理由から、サブ・ファンドの投資対象の価格を迅速または正確に決定することができない場合。
- 本投資法人の解散のため臨時投資主総会の招集通知が公告された場合。
- 本投資法人の合併または一もしくは複数のサブ・ファンドの合併のため臨時投資主総会の招集通知が公告された場合、または本投資法人の取締役会が一もしくは複数のサブ・ファンドの合併を決定したことを投資主に知らせる通知が公告された場合に、投資主を保護するための必要性から当該停止が正当であると判断される場合。
- 外国為替および資本変動に関する規制により、本投資法人が事業を継続できない場合。
- サブ・ファンドがフィーダー・ファンドとして投資しているマスター・ファンドが、(i) 1口当たりの純資産価格の計算、(ii) 受益証券の発行、(iii) 受益証券の買戻しおよび／または(iv) 受益証券の乗換えを停止している場合。

純資産価額の計算、投資証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えの中止は、本投資法人の投資証券を一般市民に販売する承認を受けた国の関係当局に遅滞なく連絡するとともに、後記の「報告書を受領する権利」に記載されている方法で公告するものとする。

(2) 【保管】

記名投資証券の所有権は本投資法人の投資主名簿への登録により証明される。投資主は自らの取引に関する確認書を受け取る。記名証券は発行されない。

大券は、クリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアにより登録式共同大券の手配が行われたときは発行可能である。大券は管理事務代行会社または保管受託銀行の投資主名簿にクリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアの共同預託名義において登録される。大券に関して、証券自体は発行されない。クリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアおよび中央支払事務代行会社間で手配が行われたときは、大券は記名証券に転換可能な場合に限り発行することができる。

大券および取扱手続についての情報は名義書換代行会社またはインベスター・サービス・センターに請求することにより、入手可能である。

上記は日本の投資主には適用されない。日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

(3) 【存続期間】

本投資法人は、無制限の期間存続する投資会社として設立されたが、法規定を遵守した臨時投資主総会により解散することもできる。

(4) 【計算期間】

本投資法人の決算期は毎年9月30日である。

(5) 【その他】

(i) 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併

本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散

定足数および過半数の投票要件に関する法律条件を満たす投資主総会は本投資法人を清算することができる。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になった場合、本投資法人の取締役会は、本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。本投資法人が解散する場合、清算は一名以上の清算人が実行する。投資主総会は、清算人を任命し、清算人の報酬および権限の範囲を決定する。清算人は投資主の最善の利益にかなうように本投資法人の資産を売却して、サブ・ファンドの清算による正味収入を投資主の保有量に比例して当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資主に分配する。清算の完了時（9か月かかる可能性がある）に投資主に分配できない清算収入は遅滞なくルクセンブルグの供託金庫（Caisse de Consignation）に預託される。

償還日の定められたサブ・ファンドは、それぞれの期間の終了時に自動的に解散および清算される。

同一サブ・ファンド内で各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産総額が当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスを経済的に合理的な管理のため要求される価額を下回ったまたはかかる価額に達しなかった場合、または政治、経済もしくは金融の状況が著しく変化した場合または合理化の一環として、投資主総会または本投資法人の取締役は、該当する投資証券クラスのすべての投資証券を決定が効力を生じる評価日または時間における純資産価格にて（投資対象の実際の換金率および換金経費を考慮して）買い戻して消却することを決定することができる。

下記「本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会」の項の規定が、投資主総会の決定に適宜適用される。取締役会はまた、上記に記載される規定に従い一サブ・ファンドまたは投資証券クラスを解散または清算できる。投資証券の買い戻しのための投資主総会または本投資法人の取締役会の決定は、「報告書を受領する権利」の項に記載される通り関係するサブ・ファンドの投資主に通知する。

本投資法人またはサブ・ファンドと他の投資信託（「UCI」）またはそのサブ・ファンドとの合併、サブ・ファンドの合併

「合併」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算なしのその解散に基づき、すべての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、吸収対象UCITSの投資主が見返りに吸収UCITSの投資証券および適宜、当該投資証券の純資産価額の10%を超えない支払額を受け取る取引。
- b) 二つ以上のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算なしのその解散に基づき、すべての資産および負債を当該UCITSが設立した別のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、吸収対象UCITSの投資主が見返りに吸収UCITSの投資証券および適宜、当該投資証券の純資産価額の10%を超えない支払額を受け取る取引。
- c) 負債が完済されるまで存続し続ける一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、すべての純資産を同じUCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立した別のUCITSまたは別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転する取引。

合併は、2010年法に規定される状況において認められる。合併の法律上の効果は、2010年法に定められている。

「本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散」の項に記載される状況の下で、本投資法人の取締役会は、サブ・ファンドまたは投資証券クラスの資産を本投資法人の別の既存のサブ・ファンドもしくは投資証券クラスまたは2010年法パートIに基づきルクセンブルグの別のUCIに配分することまたは2010年法の規則に基づき海外UCITSに配分することおよび、（必要な場合、分裂または統合により、および投資主の比例的権限に相当する金額の支払を通じ）当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券を別のサブ・ファンドまたは別の投資証券クラスの投資証券として指定変更することを決定することができる。前項の本投資法人の取締役会の権限を侵すことなく、上記のサブ・ファンドを合併する決定もまた、当該サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

合併に関するあらゆる決定は「報告書を受領する権利」に記載されている方法で投資主に通知する。決定が公告されてから30日以内に投資主は保有する投資証券の一部または全部を、前記「第2 手続等 2 買戻し手続等」と題する項に記載するガイドラインに従って、買戻手数料またはその他の管理料金を支払わずに、その時点の純資産価額で買戻す権限を有する。買戻しのために提出されなかった投資証券は、転換比率が決定される日と同日に計算した関係するサブ・ファンドの投資証券の純資産価額に基づいて交換される。（契約型オープン投資信託として設立された）投資ファンドの受益証券が割り当てられる場合、上記の決定は割当てに賛成票を投じた投資主だけを拘束する。

本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会

サブ・ファンドの清算および合併のいずれの場合についても、本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会の定足数は要求されず、決定は総会に出席または代理出席している投資証券の単純多数によって承認されることができる。

その他

投資者が投資証券クラスの要件を満たさない場合（日本において募集される投資証券クラスについては該当しない。）、本投資法人は、さらに当該投資者に以下の事項を行うよう要求する義務を負う。

- a) 投資証券の買戻しの規定に従い、30暦日以内にその投資証券を返還すること、

- b) 投資証券の取得に関する投資証券クラスの要件を満たす者に対してその投資証券を譲渡すること、または
- c) 投資証券クラスの取得要件に従って、その投資証券から、適格な当該サブ・ファンドの他の投資証券クラスに乗り換えること。

さらに、本投資法人は

- a) その裁量により投資証券の購入申込を拒絶することができる。
- b) 排斥条項に違反して購入された投資証券を常に戻すことができる。

(ii) 授権発行限度額

投資証券の授権発行限度額は無制限である。

(iii) 本投資法人の定款の変更

本投資法人の定款変更は、法律に規定する定足数および決議要件に従い、投資主総会の特別決議によって行うことができる。

定款変更は、会社法第67条の1に従い、発行済投資証券総数の2分の1の定足数を必要とし（ただし、定足数に満たなかったために再度招集される投資主総会においては、定足数は必要とされない。）、かつ、出席または代理出席による投資証券の3分の2の賛成投票を必要とする。

定款のすべての変更は、RESAに公告され、商業および法人登録局に登録される。

日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。

(iv) 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理会社契約

管理会社契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資運用契約

投資運用契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

総販売契約

総販売契約は、いずれの当事者も6か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。ただし、契約の各当事者は、他方当事者への書面に

よる通知の30日以内に改善されなかった契約書に含まれる重要事項または重過失の違反の場合、相手方当事者への書面による通知でいつでも終了できる。

同契約は、スイスの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資証券販売・買戻契約

投資証券販売・買戻契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

(v) 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理手続、最良執行および議決権行使方針に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

2【利害関係人との取引制限】

利益相反

取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社およびその他の本投資法人のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、本投資法人、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、利益相反のための方針を採用し、実施している。利益相反が避けられない場合には、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑えるとともに本投資法人の投資者が公正に扱われるよう、利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な方法を取っている。

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社および主たる販売会社は、UBSグループの一員である（以下「関係者」という。）。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、関係者は、様々な事業活動を積極的に行っており、本投資法人が投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者（その子会社および支店をも同様に）は、本投資法人と締結する金融デリバティブ契約に関して取引相手方として行為することができる。保管受託銀行が本投資法人にその他の商品またはサービスを提供する関係者の独立した法人と密接に関係している場合、利益相反が潜在的に生じる可能性がある。

関係者は事業遂行において、関係者の様々な事業活動と本投資法人または投資者との間に利益相反を引き起こす可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止するよう努める。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従った方法により利益相反を管理するよう努めている。かかる目的において、関係者は、本投資法人またはその投資者の利益を害するおそれのある利益相反を引き起こす事業活動が適切な程度の独立性をもって行われ、かつ、かかる利益相反が公正に解決されることを確保する手続きを実施している。投資家は、管理会社宛てに書面で請求することにより、利益相反に関する管理会社および／または本投資法人の方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社による最善の努力および相当な注意にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもって本投資法人またはその投資主の利益が害される全てのリスクを回避するために十分ではないというリスクがある。この場合、いかなる軽減されない利益相反およびそれに関して下されたいかなる決定も、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は（i）当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、（ii）かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを確保する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間のグループ上の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、本投資法人および投資主の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。

保管受託銀行により委託された全ての保管業務の概要ならびに保管受託銀行の全ての委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

利害関係人の取引制限

本投資法人および本投資法人の投資運用会社は、いずれも、投資主の損害において投資運用会社または第三者の利益を得ることを目的として行われる取引などの、投資主の利益保護と利害が相反すると認識される取引、または、ファンドの資産の運用に不利益であると認識される取引を行わない。

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

(1)【投資主・外国投資法人債権者の権利】

投資主が権利を本投資法人に対し直接行使するためには、投資証券名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社に投資証券の保管を委託している日本の投資主は、投資証券の登録名義人でないため、本投資法人に対し直接権利を行使することはできない。これらの投資主は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして権利を自己のために行使させることができる。投資証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資主は本人の責任において権利行使を行う。

投資主の有する主な権利は次のとおりである。

(a) 配当請求権

各投資主は、本投資法人の年次投資主総会または(中間配当の場合には)取締役会が決定した当該ファンドに関する本投資法人の収益分配をその投資証券数に応じて受領する権利を有する。

(b) 買戻請求権

投資主は、本投資法人に対し、上記制限に従って投資証券の買戻しをいつでも請求することができる。

(c) 残余財産分配請求権

本投資法人またはファンドが解散された場合、投資主は本投資法人に対し、その投資証券数に応じて本投資法人の投資証券の残余財産の分配を請求する権利を有する。

(d) 損害賠償請求権

投資主は、本投資法人の取締役がルクセンブルグの法律に規定する義務に違反している場合、本投資法人の取締役に対し損害賠償を請求することができる。

(e) 投資主総会における権利

本投資法人の適法に成立した投資主総会は、本投資法人の投資主全員を代表するものとする。定款に従ってその決議は、投資主により所有される投資証券のクラスにかかわらず、本投資法人の投資主全員を拘束するものとする。本投資法人の投資主総会は、1915年8月10日法に基づき、本投資法人の業務運営に関する行為につき命令し、実行し、または裁可する最大の権限を有する。

年次投資主総会は、ルクセンブルグの法律に基づき、毎年3月20日の午前10時(ルクセンブルグ時間)に本投資法人の登録上の事務所で開催される。3月20日がルクセンブルグにおける銀行営業日でない場合は、ルクセンブルグにおける翌銀行営業日に開催される。他の投資主総会は、招集通知に記載ある日時およびルクセンブルグ内の場所で開催することができる。投資主総会は、議題に明記される通知により、取締役により招集され、ルクセンブルグの法律に基づき、RESAおよび取締役会の定める新聞に掲載される。

通知には、総会の場所および日時、出席要件、議題、定足数ならびに決議要件を明記する。1口につき1議決権が与えられる。書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファクシミリで代理人を選任することができる。年次投資主総会の決議は出席投資主の議決権の単純多数決による。適切な通知に基づき、取締役会が総会を招集することもある。特定のサブ・ファンドの権利に影響を及ぼす決議および投資主への配当金の宣言を行う場合は、その都度採決される。

(f) 配当受領権

配当に関する公告は、ルクセンブルジェ・ワートおよび本投資法人が随時決定するその他の新聞紙上に掲載される。本投資法人が保有する支払期日後の配当には利息を付さない。

(g) 紛失、棄損、汚損証券を交換する権利

保険会社が発行する保証書を引渡すことを含むがそれに限定されず本投資法人が決定する条件および保証の下で、証券の盗難、紛失もしくは棄損の場合には新しい証券と交換することができる。汚損

証券が本投資法人に引渡された場合、新しい証券と交換される。実費全額および合理的額の費用は投資主の負担とする。

(h) 報告書を受領する権利

各サブ・ファンドおよび本投資法人について、9月30日現在の年次報告書および3月31日現在の半期報告書が発行される。

上記報告書は、各サブ・ファンドまたはそれぞれの各投資証券クラスの詳細に関連する会計通貨で記載する。本投資法人全体の連結資産の詳細は、ユーロ建てで表示される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書には、独立監査人により監査された年次計算書類が含まれる。また、信用リスク軽減のため、各サブ・ファンドが金融派生商品の利用を通じて投資した裏付け資産および当該派生商品取引の相手方ならびに取引相手方からサブ・ファンドに預託された担保の金額および種類の詳細も記載されている。

投資主は、本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において、これらの報告書を入手することができる。

各サブ・ファンドの投資証券の発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグの本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において入手可能である。

投資主への通知はウェブサイト (www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications) 上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していない場合、投資主への通知は投資主名簿に記載されている住所へ郵送される。ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合または関係する販売国の法律で要求される場合も、投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

- (a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および
- (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 三浦 健

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資主が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを本投資法人は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

① UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（「管理会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2019年12月末日現在の株主資本総額は、13,000,000ユーロ（約16億円）

b. 事業の内容

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、商事会社に関するルクセンブルグの1915年8月10日付法律（以下「1915年8月10日法」という。）に基づき、2010年7月1日にルクセンブルグに設立された。1915年8月10日法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。集合投資事業に関する2010年法第15条に基づき、譲渡性証券集合投資事業の管理会社としての資格を有している。

② UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）（「投資運用会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2019年12月末日現在の資本金額は、164,467,980米ドル（約179億円）

b. 事業の内容

元引受会社の子会社であり、投資顧問会社として米国証券取引委員会に登録されている。投資会社、年金プラン、財団、政府、金融機関および事業会社を含む、様々な法人および個人の顧客向けに、個別の投資一任業務および投資顧問業務を提供している。

③ UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）（「投資運用会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2019年12月末日現在、500,000スイス・フラン（約5,624万円）

（注）スイス・フランの円貨換算は、便宜上、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場（1スイス・フラン=112.47円）による。以下同じ。

b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

(2)【運用体制】

A. 管理会社

定款に基づき、管理会社は、株主総会によって任命される3名以上の取締役（株主であるか否かを問わない。）から成る取締役により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬を定めるものとし、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合は、一または複数の副会長を選任するものとする。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命されるものとする。

取締役会は、会長の招集により、または、会長が行為できない場合は、副会長の招集により、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役の招集により、開催されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集されるものとする。取締役会は、会長が議長を務め、または会長が行為できない場合は、副会長が議長を務め、または副会長が不在の場合は、最年長の取締役が議長を務めるものとする。

取締役会は、その構成員の過半数が本人または代理人により出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決定を行うものとする。

決定は、本人または代理人により出席する構成員の単純過半数によって行われるものとする。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行なうことができない取締役または欠席する取締役は、海外電信、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会において当該取締役を代理し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員を代理することができる。

取締役の全構成員により合意されたすべての決定は、一または複数の個別の文書に関する決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有するものとする。かかる決定の日付は、最後の署名がなされた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用する投資信託の約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

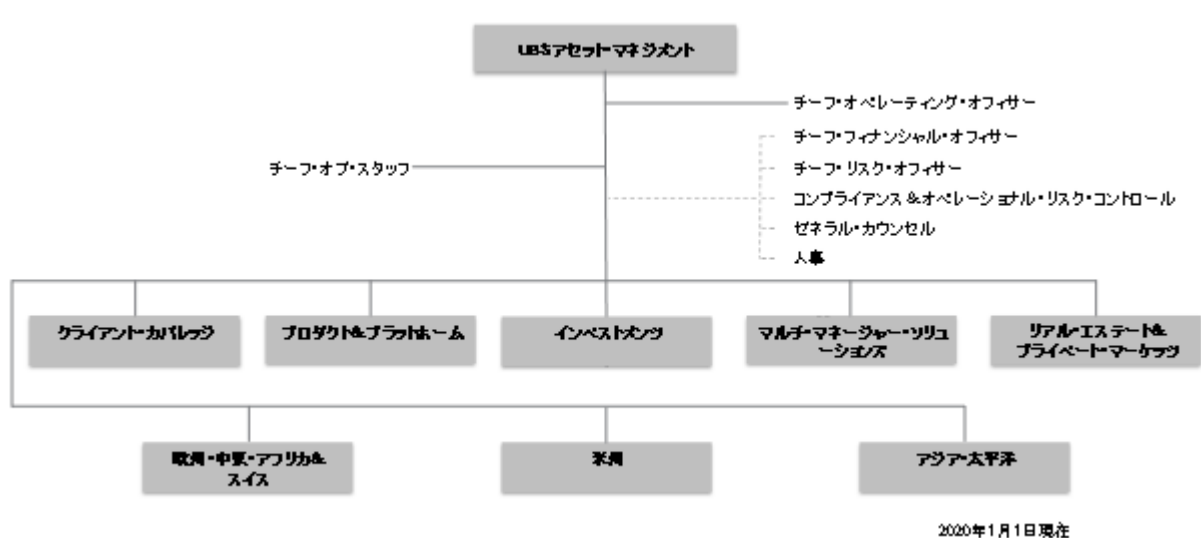
B. 投資運用会社

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

本投資法人は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。投資運用会社は、投資運用任務をいずれの子会社または関係会社に委託する権利を有しており、また本投資法人の承認を得た場合その他の者に委託することができる。

資産運用会社の運用体制は以下のとおりである。

(イ) 投資運用体制（全投資運用）



2019年9月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に約900名の運用のプロフェッショナルを配している。

(ロ) 投資運用方針の意思決定プロセス

投資運用会社は、堅実で長期的なリスク調整済みのパフォーマンスを上げること为目标として、統制された厳格なプロセスを設けている。運用の成功は、この成果を反復させることに基づく。そのため、投資運用会社は、個人というよりチームの役割を重視している。チーム体制は、個々のメンバーの洞察と統制されたプロセスとのバランスを取り、個々のメンバーの洞察がすべての顧客のポートフォリオに首尾一貫して限なく行き渡ることを確実にしている。

リサーチは、投資運用会社のグローバルに統合された運用体制の根本的な要素である。投資専門家のチームは、鋭い分析とグローバルな視点を伴う質の高いファンダメンタルなリサーチを行っている。各ポートフォリオは、銘柄および業界の徹底的な精査に基づいている。グローバル経済に関して、真にグローバルな洞察や評価を行うためにはすべての地域の銘柄を調査することが不可欠で

ある。運用チームは、最先端のリスク管理とポートフォリオ構築システムにより、実際の取引を行う前に実現する可能性のあるシナリオを評価することができる。ポートフォリオ構築は、ボトム・アップの体制を取っており、銘柄の選定が鍵を握っている。投資運用方針の決定プロセスは、投資決定段階で終了するわけではない。投資運用会社は、義務の履行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが左右されると考えるからである。

投資運用会社は、2段階のリサーチに注力している。ファンダメンタルなリサーチは、現在の投資機会を掘り起こすために策定されており、業界リサーチは、資産運用業務に関連する主要事項に注目することにより、業界の見方の最前線にとどまるための助けとなっている。

- － ファンダメンタルなリサーチ 従来のソースや慣例にとらわれないソースからの質の高いリサーチを提供するため、通常当該業務に要求される質以上のことに踏み込むことを目的とする。また、投資運用会社は、経験からの実践的な洞察力に重きを置き、担当する業界出身のアナリストを多数雇用している。こうした深く掘り下げたリサーチにより多くの投資機会が掘り起こされ、顧客に対し真の価値を付加している。
- － 業界リサーチ 投資運用会社の投資専門家らは、金融サービス業界に多くのリサーチ結果を寄稿している。投資運用会社の一連の白書は、理論上の投資概念の実践への適用に重きを置く一方、投資運用における最良の執行を推奨している。こうした白書は、世界中の主要な業界の刊行物や学術誌に掲載されている。

投資運用会社のリサーチは投資アプローチと連携しており、グローバルに統合された運用体制を支えている。

運用プロセス

(a) グローバル・アロケーション・ファンド

プロセス・ドリブン・アプローチを用い、各プロセスにおいて責任の所在を明確にし、規律・再現性・持続性を重視した一貫性のある運用を行う。以下に示されるとおり、運用プロセスは3段階に総括される。

体系的な運用体制



運用部門とグローバル・リスク管理部門の継続的なコミュニケーション

規律、信頼性、再現性、持続性を重視

トレード・アイデア創出および討議

トレード・アイデアの創出・獲得・リサーチは、アルファ・キャプチャー部門およびアセット・アロケーション部門が担当しているが、インベストメント・ソリューション部門の全員がトレード・アイデアを提案することができる。

体系的なリサーチ・アプローチをすることにより、幅広い投資機会から投資アイデアを獲得することができる。よって、定性的・定量的リサーチは、明確な目的をもったリサーチ・ワーキング・グループにより体系的に行う体制をとる。

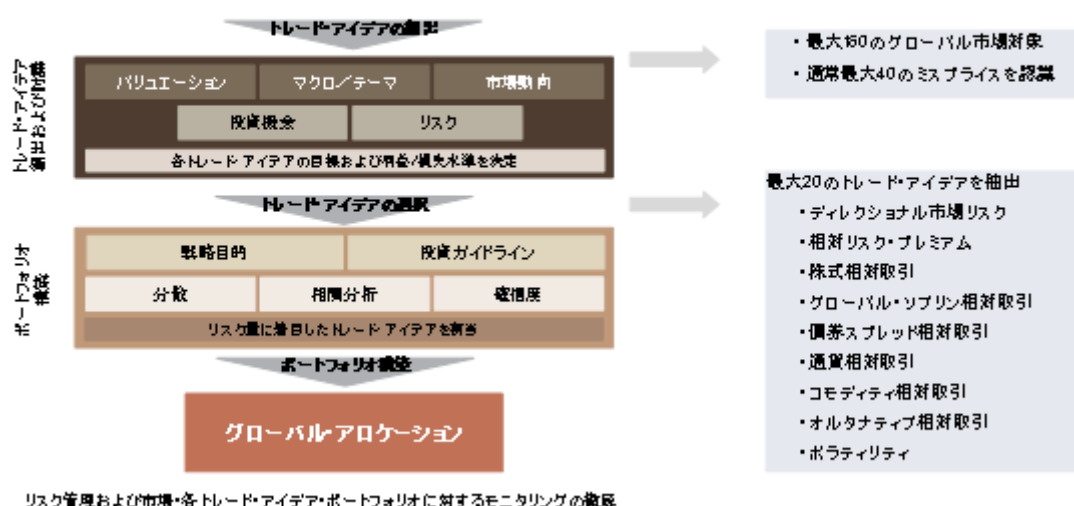
- ・株式
- ・債券
- ・通貨
- ・クロス・アセット
- ・コモディティ

投資運用会社は、リサーチに対する体系的で綿密なアプローチを通じて、一連の経済環境内において資産クラスに及び、かつその中にある多数のトレード・アイデアを創出するために必要な本質的要素を明らかにする。インベストメント・ソリューション部門全体でトレード・アイデアを創出し、毎週行われる投資委員会の会合で投資テーマを提案する。

投資テーマにおいては、投資理論、実現までのタイムスケール（時間枠）、取引コスト、およびそのような見解が正しいか否かを示すために想定されるマイルストーン（評価時点）を定めなければならない。会議の目的は、コンセンサスを得ることではなく、討議のための公開討論の場を設け、あらゆる投資決定が及ぼす予想外の結果をすべて検証することである。提案者は、投資を行えるようにするために、トレードの承認および共同承認を行う、議決権を有する投資委員会のメンバー2名の承認を得なければならない。トレードが承認を得られれば、トレード・トラッカー（ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオ内に組み入れる選択肢を有するトレード・アイデアの「メニュー」）に追加される。

提案者、承認者および共同承認者の報酬が、トレード・トラッカーのメニューに追加されるあらゆるトレードのパフォーマンスに連動することになる点は、重要である。

運用プロセス



規律、信頼性、再現性、持続性を重視

ポートフォリオ構築

指名を受けたポートフォリオ・マネジャーは、自らの責任で、各ファンドの各々の投資方針に一致する適切なトレードをトレード・トラッカーから選び出し、ポートフォリオを構築する。このような決定には、ポートフォリオのリスクおよびリターンの方針や、ポートフォリオ・マネ

ジャーのトレードそのものに対する確信度を前提とした、トレードのフィージビリティ（実現可能性）およびスータビリティ（適合性）の評価が含まれる。

ポートフォリオ・マネジャーは、グローバル・リスク管理部門と密接に連携し、ポートフォリオのリスク・バジェットおよび方針、現行の投資機会およびその他の資金のエクスポージャーを前提に、トレードに配分する適正なリスク量を決定する。グローバル・リスク管理部門は、このプロセスを支援するために、トレード・トラッカーの「メニュー」上の様々なトレード全体のシナリオと相関性の分析を行い、各トレードを組み入れることがファンド全体のリスクや分散に及ぼす影響を評価し、かつ、予想外の要因によるエクスポージャーの把握、管理、およびモニタリングを徹底して行うよう努める。投資運用会社独自のグローバル・リスク・システムが、その役割を担っている。

ポートフォリオの構築において、トレード間の相関性や市場のベータ（ β ）値に対する相関性が重要な判断材料であることは明らかである。一方で、投資運用会社は、タイムホライズン（時間幅）を通じた分散がもう一つのポイントであると考えている。ここで鍵となるのは、短期、中期および長期のタイムホライズンで適度にバランスの効いたトレードを含む、分散されたファンドを構築することである。

モニタリング

毎週行われる投資委員会の会合は、市場、投資パフォーマンスおよびトレード・トラッカーの「メニュー」上の個々のトレードに及ぶリスクのモニタリングを行うための、正式な公開討論の場を設けている。

これを円滑に進めるために、投資委員会の会合では、トレード・トラッカーの「メニュー」に含まれるすべてのトレード（元々のトレード・テーマ、パフォーマンスの綿密な分析や、事前に定める利益／損失の計測水準に対してトレードが負担するリスクを含む。）を徹底的に究明する機会を設けている。

議長は交代制で、議長は自らの責任で、市場や経済の動向を根拠に、元々のトレード・テーマ、マイルストーン、設定時に定めた利益／損失の計測水準を参照しながらトレードへの承認者との交渉に臨むため、会合で重要な役割を果たしている。リスク部門のメンバーも、投資委員会の会合に出席し、さらに、すべてのポートフォリオの正式なリスク検証の司会を毎月務めている。

(b) ダイナミック・アルファ

プロセス・ドリブン・アプローチを用い、各プロセスにおいて責任の所在を明確にし、規律・再現性・持続性を重視した一貫性のある運用を行う。以下に示されるとおり、運用プロセスは3段階に総括される。

体系的な運用体制



運用部門とグローバル・リスク管理部門の継続的なコミュニケーション

規律、信頼性、再現性、持続性を重視

投資運用会社は、リサーチに対する体系的で綿密なアプローチを通じて、一連の経済環境内において資産クラスに及び、かつその中にある多数のトレード・アイデアを創出するために必要な本質的要素を明らかにする。

マルチ・アセット・ポートフォリオ運用部門全体でトレード・アイデアを創出し、隔週で行われるマルチ・アセットの投資委員会の会合で投資テーマを提案する。

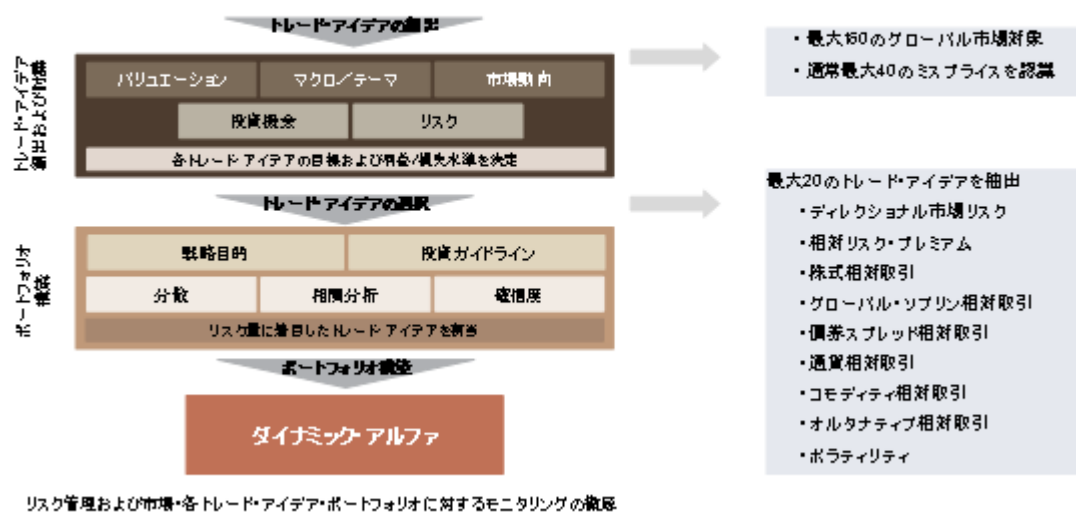
投資テーマにおいては、投資理論、実現までのタイムスケール（時間枠）、取引コスト、およびそのような見解が正しいか否かを示すために想定されるマイルストーン（評価時点）を定めなければならない。会議の目的は、コンセンサスを得ることではなく、討議のための公開討論の場を設け、あらゆる投資決定が及ぼす予想外の結果をすべて検証することである。

提案者は、投資を行えるようにするために、トレードの承認および共同承認を行う、議決権を有する投資委員会のメンバー8名のうちの2名の承認を得なければならない。トレードが承認を得られれば、トレード・トラッカー（ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオ内に組み入れる選択肢を有するトレード・アイデアの「メニュー」）に追加される。

提案者、承認者および共同承認者の報酬が、トレード・トラッカーのメニューに追加されるあらゆるトレードのパフォーマンスに連動することになる点は、重要である。

指名を受けたポートフォリオ・マネジャーは、自らの責任で、各ファンドの各々の投資方針に一致する適切なトレードをトレード・トラッカーから選び出し、ポートフォリオを構築する。このような決定には、ポートフォリオのリスクおよびリターンの方針や、ポートフォリオ・マネジャーのトレードそのものに対する確信度を前提とした、トレードのフィージビリティ（実現可能性）およびスータビリティ（適合性）の評価が含まれる。

運用プロセス



規律、信頼性、再現性、持続性を重視

ポートフォリオ・マネジャーは、グローバル・リスク管理部門（同部門のメンバーがマルチ・アセット投資委員会に出席する。）と密接に連携し、ポートフォリオのリスク・バジェットおよび方針、現行の投資機会およびその他の資金のエクスポージャーを前提に、トレードに配分する適正なリスク量を決定する。グローバル・リスク管理部門は、このプロセスを支援するために、トレード・トラッカーの「メニュー」上の様々なトレード全体のシナリオと相関性の分析を行い、各トレードを組み入れることがファンド全体のリスクや分散に及ぼす影響を評価し、かつ、予想外の要因によるエクスポージャーの把握、管理、およびモニタリングを徹底して行うよう努める。投資運用会社独自のグローバル・リスク・システムが、その役割を担っている。

リスク管理／リスク統制

グローバル・インベストメント・ソリューションズ・チームの一部であるリスク管理グループの主な目的は、投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーが最大のリスク調整後リターンを得るよう手助けすることである。

すべてのリスク・モデルおよびリスク・システムは、投資プロセスを通じて展開される。状況に合わせたリスク管理ツールが必要であるため、「画一的な」リスク管理商品には依拠していない。投資運用会社は、すべての資産クラスのための意思決定プロセスに適合する最先端の独自モデルの開発に多額の資金を注入してきた。

独自のリスク管理システムは、株式、債券および多様な資産から成るポートフォリオを対象とする。ポジションは、毎日の営業終了時にファンドの会計システムからダウンロードされ、夜を徹して処理される。その結果は、イントラネットを通じてポートフォリオ・マネジャーに配信される。このようにして、ポートフォリオ・マネジャーは正確かつ最新のリスク情報を受け取る。

グローバル・エクイティ・リスク管理システム (GERS) は、独自の株式リスク・モデルを提供する。これらのモデルは、リスクに関する長期および短期の見解を提示する。リスク・モデル要素は、業種、国および規模によってグループ化され、投資プロセスに対応する。また、GERSのBarraリスク・モデルも提供され、ポートフォリオ・マネジャーに対しリスクに関する代替的／補完的見解を示す。

リスク管理は、責任や名声に関する損害を回避するためにも、資産運用業務にとって特に重要な要素となる。最高水準のリスクの特定、リスク管理およびリスク統制は、運用グループの成功、評判および継続的な強さにとって不可欠であり、経営陣とスタッフはあらゆるリスクに対し最善の市場慣行を開発し適用することに注力している。

UBSアセット・マネジメントのリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいている。リスク管理・統制は、投資運用・リサーチ部門と共に業務分野全体で行われており、リスク担当最高責任者と緊密に連携しているグループ内のリスク管理部門により別途監視されている。

法務／コンプライアンス

法務／コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門と明確に分離されている。コンプライアンス・オフィサーと法務スタッフは、運用部門の規制上および業務上の手続きの検討を行う。さらに、顧客ガイドラインおよび契約遵守についてポートフォリオのレビューを行う会議が定期的に設定されている。

ファンドの管理体制

管理会社

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

投資運用会社

UBSアセット・マネジメント (アメリカス) インク (シカゴ)

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

(3) 【大株主の状況】

① UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

(2019年12月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	6,500	100

② UBSアセット・マネジメント (アメリカス) インク (シカゴ)

(2019年12月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBSアメリカス・インク (UBS Americas Inc.)	コーポレーション・サービス・ カンパニー、 251 リトル・フォールズ・ドライブ、 ウィルミントン、 デラウェア州、アメリカ合衆国	50	100

③ UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

(2019年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	5,000,000	100

(4) 【役員の状況】

① UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

(2019年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレ・ミュラー・ ウェグナー (André Müller-Wegner)	チェアマン	UBS アセット・マネジメン ト・ スイス・エイ・ジー、 チューリッヒ、 マネージング・ディレクター	該当なし
アンドレアス・シュラター (Andreas Schlatter)	ヴァイス・ チェアマン	スイス、キュッティンゲン、 インディペンデント・ ディレクター、数学者 (博士)	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	ディレクター／ ボード・メンバー	ルクセンブルグ大公国、 ルクセンブルグ、 ディレクター	該当なし
パスカル・キストラー (Pascal Kistler)	ディレクター／ ボード・メンバー	UBS ビジネスソリューション ズ・エイ・ジー、 スイス、チューリッヒ、 マネージング・ディレクター	該当なし
フランチェスカ・ジリ・ プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター／ ボード・メンバー	UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エ イ、 チーフ・エグゼクティブ・ オフィサー	該当なし

② UBSアセット・マネジメント (アメリカス) インク (シカゴ)

(2019年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ウィリアム・ジェイ・フェ リ (William J. Ferri)	ディレクター／ ボード・メンバー	2017年2月28日就任	非公開
デイビッド・ スクワイアーズ (David Squires)	ディレクター／ ボード・メンバー	2016年6月21日就任	非公開

③ UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

(2019年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ミーダーホフ・マーカス・ ジョアンヌ (Miederhoff Markus Johannes)	ディレクター／ ボード・メンバー	2019年6月20日就任	該当なし
ウェルス・トーマス (Wels Thomas)	ディレクター／ ボード・メンバー	2019年6月20日就任	該当なし
ハインツ・トーマス・ アントン (Heinzl Thomas Anton)	チェアマン	2019年6月20日就任	該当なし
フォン・シャックマン・ ディエルク・ヨアヒム (von Schuckmann Dierk Joachim)	ヴァイス・チェアマン	2019年6月20日就任	該当なし
スティラート・シャープ・ イボンヌ・シルビア (Stillhart Sharp Yvonne Silvia)	社外インディペンデント・ ディレクター	2019年6月20日就任	該当なし
ビョーハイム・ジェイコブ (Bjorheim Jacob)	社外インディペンデント・ ディレクター	2019年6月20日就任	該当なし

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

① UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

2020年1月末日現在、管理会社は以下のとおり、396本の投資信託／投資法人のサブ・ファンドの管理・運用を行っている。

国別 (設立国)	種類別 (基本的性格)	本数	純資産額の合計 (通貨別)
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託／投資法人	361	527,324,677 オーストラリア・ドル
			2,978,676,954 カナダ・ドル
			12,419,234,076 スイス・フラン
			3,477,802,314 中国元
			972,606,113 デンマーク・クローネ
			45,878,061,253 ユーロ
			2,329,815,970 英ポンド
			289,272,115 香港ドル
			406,718,544,663 日本円
			61,346,326 シンガポール・ドル
			114,027,437,184 米ドル
アイルランド	オープン・エンド型 投資信託／投資法人	35	459,072,649 オーストラリア・ドル
			578,694,203 スイス・フラン
			2,937,812,347 ユーロ
			2,028,570,390 英ポンド
			15,974,954,615 米ドル

② UBSアセット・マネジメント (アメリカス) インク (シカゴ)

2019年12月末日現在、UBSアセット・マネジメント (アメリカス) インク (シカゴ) は45本のサブ・ファンドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブ・ファンドは、以下のとおりである。

	名称	基本的性格	設定日	純資産総額 (ユーロ)
1	UBS (Lux) Real Estate Funds Selection - Global	変動資本を有する 投資法人	2008年4月24日	5,817,399,174
2	Focused Fund - Corporate Bond USD	契約型投資信託	2003年9月12日	3,291,352,685
3	UBS (Lux) Bond Sicav - USD Investment Grade Corporates (USD)	変動資本を有する 投資法人	2017年1月30日	2,508,374,577
4	UBS (Lux) Equity Sicav - Long Term Themes (USD)	変動資本を有する 投資法人	2016年1月28日	1,841,800,203
5	UBS (Lux) Equity Sicav - USA Growth (USD)	変動資本を有する 投資法人	2004年10月13日	1,488,137,340
6	UBS (Lux) Emerging Economies Fund - Global Bonds (USD)	契約型投資信託	1998年3月20日	1,404,222,438
7	UBS (Lux) Bond Sicav - 2023 (USD)	変動資本を有する 投資法人	2018年11月18日	1,364,700,864
8	UBS (Irl) Fund plc - UBS (Irl) Select Money Market Fund - US Treasury	公開有限責任会社	2018年12月14日	1,241,824,844
9	UBS (Lux) Bond Sicav - USD High Yield (USD)	変動資本を有する 投資法人	1996年12月3日	916,370,286
10	UBS (Lux) Equity Fund - Global Sustainable (USD)	契約型投資信託	1997年6月13日	863,390,547

(注1) 一単位当たり純資産価格は開示していない。

(注2) 上記は管理会社から提供された情報に基づく。

③ UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

2019年12月末日現在、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) は144本のサブ・ファンドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブ・ファンドは、以下のとおりである。

	名称	基本的性格	設定日	純資産総額 (ユーロ)
1	UBS (Lux) Bond Sicav - Convert Global (EUR)	変動資本を有する 投資法人	2004年11月23日	3,932,452,486
2	UBS ETF Sicav - MSCI EMU UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2002年9月20日	3,245,317,737
3	UBS (Lux) Money Market Fund - USD	契約型投資信託	1988年11月29日	2,943,950,745
4	UBS (Lux) Strategy Sicav - Systematic Allocation Portfolio Medium (USD)	変動資本を有する 投資法人	2017年5月31日	2,110,400,772
5	Focused Sicav - High Grade Long Term Bond USD	変動資本を有する 投資法人	2006年10月31日	1,878,908,907
6	UBS (Lux) Money Market Fund - EUR	契約型投資信託	1989年10月11日	1,649,816,089
7	UBS (Lux) Strategy Fund - Yield (CHF)	契約型投資信託	1991年9月13日	1,600,718,126
8	UBS ETF Sicav - MSCI EMU Socially Responsible UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2017年12月15日	1,402,320,154
9	UBS (Lux) Strategy Fund - Balanced (CHF)	契約型投資信託	1994年7月7日	1,307,911,334
10	Focused Sicav - High Grade Bond USD	変動資本を有する 投資法人	2005年9月2日	1,280,848,227

(注1) 一単位当たり純資産価格は開示していない。

(注2) 上記は管理会社から提供された情報に基づく。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

① UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店（「保管受託銀行」「主支払事務代行会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

UBSヨーロッパSEの資本金は、2020年1月末日現在、446,001,000ユーロ（約537億円）である。なお、UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に資本金はない。

b. 事業の内容

UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS（ルクセンブルグ）エス・エイがUBS ドイツランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社（Societas Europaea）の法的形態が採用されたことにより設立された。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。

② ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE

（Northern Trust Global Services SE）（「管理事務代行会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEの資本金は、2020年1月末日現在、416,513,837.28ユーロ（約501億円）である。

b. 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEは、欧州会社（Societas Europaea）であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則（EC）2157/2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動（投資会社のものを含む）に従事することである。

③ UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）（UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）（「元引受会社」）

a. 資本金の額

2019年12月末日現在、500,000スイス・フラン（約5,624万円）

b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

④ UBS証券株式会社（「代行協会員」「日本における販売会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2020年1月末日現在、321億円

b. 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

(2) 【関係業務の概要】**① UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店**

本投資法人は保管受託銀行との間で保管および支払事務代行契約を締結した。当該契約により、保管受託銀行はファンド資産の保管銀行として行為し、2002年12月20日付ルクセンブルグ法に基づく保管者としての任務および責任を担い、すべての必要な支払事務代行業務を行うことに同意した。

② ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEは、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

③ UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

④ UBS証券株式会社

日本における投資証券の代行協会員ならびに販売会社としての業務を行う。

(3) 【資本関係】

該当事項なし。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

b. 原文の財務書類は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブおよびすべてのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載している。

日本語の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、各サブ・ファンドには以下に記載した投資証券以外の投資証券も存在するが、以下に記載した投資証券に関連する部分を抜粋して日本語に記載している。

グローバル・アロケーション (米ドル) クラスP-a c c投資証券

グローバル・アロケーション (米ドル) 円建クラスP-a c c投資証券

グローバル・アロケーション (ユーロ) クラスP-a c c投資証券

ダイナミック・アルファ (米ドル) クラスP-a c c投資証券

ダイナミック・アルファ (米ドル) ユーロ・ヘッジクラスP-a c c投資証券

c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

d. 原文の財務書類は、ユーロおよび米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=120.30円、1米ドル=109.06円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【2019年９月30日終了年度】**①【貸借対照表】****UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アロケーション（米ドル）****純資産計算書**

	2019年９月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	310,777,123.13	33,893,353
投資有価証券、未実現評価（損）益	79,281,568.48	8,646,448
投資有価証券合計（注１）	390,058,691.61	42,539,801
現金預金、要求払預金および預託金勘定	17,462,853.16	1,904,499
有価証券売却未収金（注１）	1,392,827.53	151,902
発行未収金	1,603.83	175
有価証券に係る未収利息	712,287.24	77,682
金融先物に係る未実現（損）益（注１）	810,414.80	88,384
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注１）	977,719.38	106,630
スワップに係る未実現（損）益（注１）	1,664,192.30	181,497
資産合計	413,080,589.85	45,050,569
負 債		
当座借越	(240,000.00)	(26,174)
その他の短期負債（マージン）	(83,031.31)	(9,055)
有価証券購入未払金（注１）	(1,321,992.71)	(144,177)
買戻未払金	(286,962.69)	(31,296)
定率報酬引当金（注２）	(298,206.91)	(32,522)
年次税引当金（注３）	(17,457.27)	(1,904)
その他の手数料および報酬に係る引当金（注２）	(6,690.06)	(730)
引当金合計	(322,354.24)	(35,156)
負債合計	(2,254,340.95)	(245,858)
期末現在純資産	410,826,248.90	44,804,711

注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アロケーション (米ドル)
運用計算書

	自2018年10月1日 至2019年9月30日	
	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	164,185.27	17,906
有価証券に係る利息	2,356,746.74	257,027
配当金 (注1)	648,315.80	70,705
スワップに係る受取利息 (注1)	398,822.13	43,496
証券貸付に係る収益 (注16)	117,170.00	12,779
その他の収益 (注4)	33,863.27	3,693
収益合計	3,719,103.21	405,605
費 用		
スワップに係る支払利息 (注1)	(129,722.27)	(14,148)
定率報酬 (注2)	(7,775,328.47)	(847,977)
年次税 (注3)	(72,984.35)	(7,960)
証券貸付に係るコスト (注16)	(46,868.00)	(5,111)
その他の手数料および報酬 (注2)	(127,550.56)	(13,911)
現金および当座借越に係る利息	(55,454.60)	(6,048)
費用合計	(8,207,908.25)	(895,154)
投資純 (損) 益	(4,488,805.04)	(489,549)
実現 (損) 益 (注1)		
無オプション市場価格証券に係る実現 (損) 益	20,772,017.31	2,265,396
オプションに係る実現 (損) 益	332,963.20	36,313
金融先物に係る実現 (損) 益	(2,604,991.75)	(284,100)
先渡為替契約に係る実現 (損) 益	8,726,171.74	951,676
スワップに係る実現 (損) 益	(1,451,323.43)	(158,281)
為替差 (損) 益	(1,761,649.26)	(192,125)
実現 (損) 益合計	24,013,187.81	2,618,878
当期実現純 (損) 益	19,524,382.77	2,129,329
未実現評価 (損) 益の変動 (注1)		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価 (損) 益	(17,163,512.91)	(1,871,853)
オプションに係る未実現評価 (損) 益	208,170.00	22,703
利回り評価証券および短期金融商品に係る未実現評価 (損) 益	(2,196.16)	(240)
金融先物に係る未実現評価 (損) 益	(840,541.11)	(91,669)
先渡為替契約に係る未実現評価 (損) 益	2,200,717.31	240,010
スワップに係る未実現評価 (損) 益	1,350,976.30	147,337
未実現評価 (損) 益の変動合計	(14,246,386.57)	(1,553,711)
運用の結果による純資産の純増 (減)	5,277,996.20	575,618

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャプ—グローバル・アロケーション（米ドル）

純資産変動計算書

	自2018年10月1日 至2019年9月30日	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	492,951,333.20	53,761,272
発行額	16,534,565.70	1,803,260
買戻額	(103,937,646.20)	(11,335,440)
純発行（買戻）合計	(87,403,080.50)	(9,532,180)
投資純（損）益	(4,488,805.04)	(489,549)
実現（損）益合計	24,013,187.81	2,618,878
未実現評価（損）益の変動合計	(14,246,386.57)	(1,553,711)
運用の結果による純資産の純増（減）	5,277,996.20	575,618
期末現在純資産	410,826,248.90	44,804,711

発行済投資証券数の変動表

	自2018年10月1日 至2019年9月30日
クラスP-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	25,420,348.3340
期中発行投資証券数	224,549.3210
期中買戻投資証券数	(5,502,574.3480)
期末現在発行済投資証券数	20,142,323.3070
円建クラスP-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	2,103.6940
期中発行投資証券数	4,317.4470
期中買戻投資証券数	(0.0910)
期末現在発行済投資証券数	6,421.0500

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャプ—グローバル・アロケーション（米ドル）

3年度比較数値

	ISIN	2019年9月30日	2018年9月30日	2017年9月30日
純資産額（米ドル）		410,826,248.90	492,951,333.20	579,473,856.08
クラスP-acc	LU0197216392			
発行済投資証券数（口）		20,142,323.3070	25,420,348.3340	32,021,781.9690
1口当たり純資産価格（米ドル）		16.04	15.80	15.13
1口当たり発行・買戻価格（米ドル） ¹		16.04	15.80	15.13
円建クラスP-acc	LU0953722104			
発行済投資証券数（口）		6,421.0500	2,103.6940	2,116.2470
1口当たり純資産価格（日本円）		13,076.00	13,518.00	12,833.00
1口当たり発行・買戻価格（日本円） ¹		13,076.00	13,518.00	12,833.00

¹ 注記1を参照

パフォーマンス

	通貨	2018年／2019年	2017年／2018年	2016年／2017年
クラスP-acc	米ドル	1.5%	4.4%	10.5%
円建クラスP-acc	日本円	-3.3%	5.3%	22.6%

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、投資証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

サブ・ファンドは、ベンチマークを持たない。

組入証券の構造

2019年9月30日現在

地域別分布表	（純資産に対する百分率）	業種別分布表	（純資産に対する百分率）
ルクセンブルグ	63.88 %	投資信託	69.03 %
アメリカ合衆国	11.80	国および中央政府	24.87
アイルランド	5.15	公共、非営利機関	0.66
カナダ	4.51	カントン（州）、連邦国家	0.38
オーストラリア	4.24	合計	94.94
ドイツ	2.23		
イタリア	1.73		
フランス	1.40		
合計	94.94		

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャプ—グローバル・アロケーション (ユーロ)

純資産計算書

	2019年9月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	272,492,902.29	32,780,896
投資有価証券、未実現評価 (損) 益	44,338,442.12	5,333,915
投資有価証券合計 (注1)	316,831,344.41	38,114,811
現金預金、要求払預金および預託金勘定	17,691,020.53	2,128,230
その他の流動資産 (マージン)	119,237.01	14,344
有価証券売却未収金 (注1)	1,123,971.56	135,214
発行未収金	101,602.31	12,223
有価証券に係る未収利息	818,087.41	98,416
未収配当金	152,162.81	18,305
その他の未収金	279,248.28	33,594
金融先物に係る未実現 (損) 益 (注1)	14,883.13	1,790
先渡為替契約に係る未実現 (損) 益 (注1)	(7,537,245.50)	(906,731)
スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	1,082,372.21	130,209
資産合計	330,676,684.16	39,780,405
負 債		
当座借越	(220,143.09)	(26,483)
有価証券購入未払金 (注1)	(1,083,135.57)	(130,301)
買戻未払金	(123,637.31)	(14,874)
定率報酬引当金 (注2)	(250,743.33)	(30,164)
年次税引当金 (注3)	(35,972.37)	(4,327)
その他の手数料および報酬に係る引当金 (注2)	(49,780.68)	(5,989)
引当金合計	(336,496.38)	(40,481)
負債合計	(1,763,412.35)	(212,139)
期末現在純資産	328,913,271.81	39,568,267

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アロケーション（ユーロ）

運用計算書

自2018年10月1日 至2019年9月30日

	(ユーロ)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	110,714.45	13,319
有価証券に係る利息	2,929,241.11	352,388
配当金（注1）	3,764,023.34	452,812
スワップに係る受取利息（注1）	237,471.94	28,568
証券貸付に係る収益（注16）	195,376.97	23,504
その他の収益（注4）	27,714.14	3,334
収益合計	7,264,541.95	873,924
費 用		
スワップに係る支払利息（注1）	(67,283.01)	(8,094)
定率報酬（注2）	(6,508,656.66)	(782,991)
年次税（注3）	(150,783.38)	(18,139)
証券貸付に係るコスト（注16）	(78,150.79)	(9,402)
その他の手数料および報酬（注2）	(100,991.42)	(12,149)
現金および当座借越に係る利息	(54,623.82)	(6,571)
費用合計	(6,960,489.08)	(837,347)
投資純（損）益	304,052.87	36,578
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	22,588,026.66	2,717,340
オプションに係る実現（損）益	264,470.58	31,816
利回り評価証券および短期金融商品に係る実現（損）益	(593.94)	(71)
金融先物に係る実現（損）益	(3,479,109.27)	(418,537)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(6,961,253.04)	(837,439)
スワップに係る実現（損）益	(1,178,712.46)	(141,799)
為替差（損）益	(1,637,563.20)	(196,999)
実現（損）益合計	9,595,265.33	1,154,310
当期実現純（損）益	9,899,318.20	1,190,888
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(856,214.40)	(103,003)
オプションに係る未実現評価（損）益	165,653.02	19,928
利回り評価証券および短期金融商品に係る未実現評価（損）益	(1,470.94)	(177)
金融先物に係る未実現評価（損）益	(143,663.81)	(17,283)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(8,040,002.70)	(967,212)
スワップに係る未実現評価（損）益	1,082,372.21	130,209
未実現評価（損）益の変動合計	(7,793,326.62)	(937,537)
運用の結果による純資産の純増（減）	2,105,991.58	253,351

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブ—グローバル・アロケーション（ユーロ）

純資産変動計算書

	自2018年10月1日 至2019年9月30日	
	(ユーロ)	(千円)
期首現在純資産	398,734,669.63	47,967,781
発行額	13,706,909.22	1,648,941
買戻額	(84,651,795.18)	(10,183,611)
純発行（買戻）合計	(70,944,885.96)	(8,534,670)
支払配当金	(982,503.44)	(118,195)
投資純（損）益	304,052.87	36,578
実現（損）益合計	9,595,265.33	1,154,310
未実現評価（損）益の変動合計	(7,793,326.62)	(937,537)
運用の結果による純資産の純増（減）	2,105,991.58	253,351
期末現在純資産	328,913,271.81	39,568,267

発行済投資証券数の変動表

	自2018年10月1日 至2019年9月30日
クラスP-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	19,142,095.5940
期中発行投資証券数	255,518.2380
期中買戻投資証券数	(3,380,555.5680)
期末現在発行済投資証券数	16,017,058.2640

注記は当財務書類の一部である。

3年度比較数値

	ISIN	2019年9月30日	2018年9月30日	2017年9月30日
純資産額（ユーロ）		328,913,271.81	398,734,669.63	444,836,493.62
クラスP-acc	LU0197216558			
発行済投資証券数（口）		16,017,058.2640	19,142,095.5940	22,129,455.9080
1口当たり純資産価格（ユーロ）		14.48	14.45	13.90
1口当たり発行・買戻価格（ユーロ） ¹		14.48	14.45	13.90

¹ 注記1を参照

パフォーマンス

	通貨	2018年／2019年	2017年／2018年	2016年／2017年
クラスP-acc	ユーロ	0.2%	4.0%	8.3%

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、投資証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

サブ・ファンドは、ベンチマークを持たない。

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アロケーション（ユーロ）

組入証券の構造

2019年9月30日現在

地域別分布表	（純資産に対する百分率）	業種別分布表	（純資産に対する百分率）
アメリカ合衆国	43.82 %	国および中央政府	26.14 %
ルクセンブルグ	8.72	投資信託	8.68
イギリス	6.45	インターネット、ソフトウェア・ITサービス	8.68
カナダ	5.61	銀行および金融機関	6.89
フランス	5.21	医薬品・化粧品・医療品	6.00
ドイツ	4.98	金融および持株会社	4.74
オーストラリア	4.23	小売り・百貨店	3.45
日本	2.96	保険	3.16
スイス	2.61	食品・清涼飲料	2.96
イタリア	2.55	電子工学・半導体	2.81
オランダ	2.38	通信	2.27
ケイマン諸島	0.87	石油	2.23
フィンランド	0.86	化学	1.71
スペイン	0.68	機械工学・産業機器	1.70
アイルランド	0.60	コンピュータ・ハードウェア、ネットワーク装置	1.42
メキシコ	0.56	エネルギー・水道	1.18
ノルウェー	0.55	繊維・衣服・革製品	1.09
デンマーク	0.52	各種消費財	0.99
アラブ首長国連邦	0.48	バイオテクノロジー	0.92
スウェーデン	0.46	建築業・資材	0.89
香港	0.39	交通・運輸	0.89
オーストリア	0.25	自動車	0.84
バミューダ	0.25	たばこ・アルコール	0.82
ベルギー	0.23	グラフィックデザイン・出版・メディア	0.74
中国	0.11	公共、非営利機関	0.73
合計	96.33	電気装置・部品	0.62
		不動産	0.61
		ヘルスケア、社会事業	0.61
		航空宇宙産業	0.33
		各種非分類会社	0.28
		各種資本財	0.27
		各種サービス	0.25
		時計および宝飾品	0.25
		ゴム・タイヤ	0.22
		貿易会社	0.22
		非鉄金属	0.21
		カントン（州）、連邦国家	0.19
		環境保護・リサイクル	0.18
		農業・漁業	0.16
		合計	96.33

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブダイナミック・アルファ（米ドル）

純資産計算書

	2019年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	54,352,133.27	5,927,644
投資有価証券、未実現評価（損）益	822,371.00	89,688
投資有価証券合計（注1）	55,174,504.27	6,017,331
現金預金、要求払預金および預託金勘定	2,775,375.68	302,682
その他の流動資産（マージン）	223,773.73	24,405
有価証券売却未収金（注1）	106,862.25	11,654
有価証券に係る未収利息	228,147.26	24,882
流動資産に係る未収利息	136.26	15
その他の未収金	20,080.75	2,190
金融先物に係る未実現（損）益（注1）	279,492.84	30,481
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注1）	(139,896.54)	(15,257)
スワップに係る未実現（損）益（注1）	(226,856.05)	(24,741)
資産合計	58,441,620.45	6,373,643
負 債		
当座借越	(873,001.11)	(95,210)
有価証券購入未払金（注1）	(101,431.67)	(11,062)
買戻未払金	(16,485.08)	(1,798)
定率報酬引当金（注2）	(11,509.25)	(1,255)
年次税引当金（注3）	(2,271.85)	(248)
その他の手数料および報酬に係る引当金（注2）	(11,910.55)	(1,299)
引当金合計	(25,691.65)	(2,802)
負債合計	(1,016,609.51)	(110,871)
期末現在純資産	57,425,010.94	6,262,772

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブダイナミック・アルファ (米ドル)

運用計算書

自2018年10月1日 至2019年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	48,349.72	5,273
有価証券に係る利息	1,109,345.96	120,985
配当金 (注1)	174,213.10	19,000
スワップに係る受取利息 (注1)	170,441.57	18,588
証券貸付に係る収益 (注16)	52,495.55	5,725
その他の収益 (注4)	59,008.38	6,435
収益合計	1,613,854.28	176,007
費 用		
スワップに係る支払利息 (注1)	(257,820.90)	(28,118)
定率報酬 (注2)	(334,867.83)	(36,521)
年次税 (注3)	(11,206.61)	(1,222)
証券貸付に係るコスト (注16)	(20,998.22)	(2,290)
その他の手数料および報酬 (注2)	(13,619.01)	(1,485)
現金および当座借越に係る利息	(10,701.77)	(1,167)
費用合計	(649,214.34)	(70,803)
投資純 (損) 益	964,639.94	105,204
実現 (損) 益 (注1)		
無オプション市場価格証券に係る実現 (損) 益	80,909.00	8,824
オプションに係る実現 (損) 益	(4,944.60)	(539)
利回り評価証券および短期金融商品に係る実現 (損) 益	746,793.09	81,445
金融先物に係る実現 (損) 益	(1,839,821.09)	(200,651)
先渡為替契約に係る実現 (損) 益	(3,009,442.30)	(328,210)
スワップに係る実現 (損) 益	(389,471.58)	(42,476)
為替差 (損) 益	280,359.69	30,576
実現 (損) 益合計	(4,135,617.79)	(451,030)
当期実現純 (損) 益	(3,170,977.85)	(345,827)
未実現評価 (損) 益の変動 (注1)		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価 (損) 益	1,237,167.99	134,926
オプションに係る未実現評価 (損) 益	(13,232.22)	(1,443)
利回り評価証券および短期金融商品に係る未実現評価 (損) 益	(66,338.23)	(7,235)
金融先物に係る未実現評価 (損) 益	(556,444.25)	(60,686)
先渡為替契約に係る未実現評価 (損) 益	514,400.79	56,101
スワップに係る未実現評価 (損) 益	188,705.47	20,580
未実現評価 (損) 益の変動合計	1,304,259.55	142,243
運用の結果による純資産の純増 (減)	(1,866,718.30)	(203,584)

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブダイナミック・アルファ（米ドル）

純資産変動計算書

	自2018年10月1日 至2019年9月30日	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	87,150,059.39	9,504,585
発行額	10,188,735.73	1,111,184
買戻額	(38,015,651.02)	(4,145,987)
純発行（買戻）合計	(27,826,915.29)	(3,034,803)
支払配当金	(31,414.86)	(3,426)
投資純（損）益	964,639.94	105,204
実現（損）益合計	(4,135,617.79)	(451,030)
未実現評価（損）益の変動合計	1,304,259.55	142,243
運用の結果による純資産の純増（減）	(1,866,718.30)	(203,584)
期末現在純資産	57,425,010.94	6,262,772

発行済投資証券数の変動表

	自2018年10月1日至2019年9月30日
クラスP-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	91,312.8740
期中発行投資証券数	296.1690
期中買戻投資証券数	(39,182.6380)
期末現在発行済投資証券数	52,426.4050
ユーロ・ヘッジクラスP-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	28,167.4550
期中発行投資証券数	886.4970
期中買戻投資証券数	(14,915.9390)
期末現在発行済投資証券数	14,138.0130

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブダイナミック・アルファ（米ドル）

3年度比較数値

	ISIN	2019年9月30日	2018年9月30日	2017年9月30日
純資産額（米ドル）		57,425,010.94	87,150,059.39	148,135,783.47
クラスP-acc	LU0218832805			
発行済投資証券数（口）		52,426.4050	91,312.8740	184,954.9600
1口当たり純資産価格（米ドル）		118.02	117.15	121.83
1口当たり発行・買戻価格（米ドル） ²		118.02	116.99	121.45
ユーロ・ヘッジクラスP-acc	LU0849401350			
発行済投資証券数（口）		14,138.0130	28,167.4550	40,224.8910
1口当たり純資産価格（ユーロ）		94.27	96.43	102.96
1口当たり発行・買戻価格（ユーロ） ²		94.27	96.29	102.64

² 注記1を参照

パフォーマンス

	通貨	2018年／2019年	2017年／2018年	2016年／2017年
クラスP-acc	米ドル	0.9%	-3.7%	4.0%
ユーロ・ヘッジクラスP-acc	ユーロ	-2.1%	-6.2%	2.3%

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、投資証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

サブ・ファンドは、ベンチマークを持たない。

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブダイナミック・アルファ (米ドル)

組入証券の構造

2019年9月30日現在

地域別分布表	(純資産に対する百分率)	業種別分布表	(純資産に対する百分率)
アメリカ合衆国	64.57 %	国および中央政府	47.22 %
イギリス	5.37	銀行および金融機関	9.67
ルクセンブルグ	4.93	金融および持株会社	9.12
アイルランド	4.92	投資信託	9.00
フランス	3.12	エネルギー・水道	3.16
オランダ	2.80	保険	3.06
オーストラリア	2.04	石油	2.43
スペイン	1.63	通信	2.33
メキシコ	0.94	不動産	1.43
カナダ	0.92	交通・運輸	1.11
イタリア	0.78	電気装置・部品	0.87
ドイツ	0.64	医薬品・化粧品・医療品	0.85
デンマーク	0.44	たばこ・アルコール	0.67
ベルギー	0.41	抵当および資金貸出機関	0.57
シンガポール	0.35	小売り・百貨店	0.50
ジャージー	0.33	インターネット、ソフトウェア・ITサービス	0.46
日本	0.24	グラフィックデザイン・出版・メディア	0.43
ルーマニア	0.21	各種サービス	0.41
ポーランド	0.20	化学	0.32
スイス	0.20	食品・清涼飲料	0.31
スウェーデン	0.20	各種非分類会社	0.30
ポルトガル	0.20	バイオテクノロジー	0.29
チェコ共和国	0.20	ゴム・タイヤ	0.25
フィンランド	0.20	建築業・資材	0.20
ニュージーランド	0.15	ヘルスケア、社会事業	0.19
ケイマン諸島	0.06	コンピュータ・ハードウェア、ネットワーク装置	0.16
キュラソー	0.03	航空宇宙産業	0.16
合計	96.08	自動車	0.13
		貴金属・宝石	0.11
		機械工学・産業機器	0.11
		各種消費財	0.10
		鉱業・石炭・鋼鉄	0.09
		農業・漁業	0.07
		合計	96.08

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

財務書類に対する注記

2019年9月30日現在

注1—重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のとおりに要約される。

a) 純資産価額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに帰するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの特定投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためのみに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）を指し、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

さらに、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ—チャイナ・アロケーション・オポチュニティー（米ドル）に関して、中華人民共和国における通常の銀行営業日でない日は本サブ・ファンドの営業日とはみなされない。

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ—マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ（ユーロ）^{*}に関して、以下の日は営業日（「MSA営業日」）とはみなされない。

^{*} 旧UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ—グローバル・アルファ・オポチュニティーズ（ユーロ）

a) 英国およびアメリカ合衆国において通常の銀行営業日とみなされない日。

b) マスターファンド（DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives）が投資証券の発行および買戻しを行わない日。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、当該投資証券クラスに課される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

あるサブ・ファンドの全投資証券クラスにおける発行または買戻しの総額が、単一の取引日において純資本の流入または流出をもたらす場合、当該サブ・ファンドの純資産価額はそれに伴い増加または減少することがある（「シングル・スイング・プライシング」）。最大調整額は、純資産価額の2%である。サブ・ファンドが負担する見積取引費用および課税金ならびにサブ・ファンドが投資する資産の見積呼値スプレッドは、計算上考慮される。関連するサブ・ファンドの投資証券口数が純増する場合、かかる調整は純資産価額の増加を導く。投資証券が純減する場合、調整は純資産価額の減少となる。本投資法人の取締役会は、各サブ・ファンドに関して限界値を設定することができる。これは、ファンドの純資産に対する1取引日の純変動額の割合または関連するサブ・ファンドの通貨の絶対額から計算することができる。かかる場合、この限界値が1取引日に越えられた場合にのみ、純資産価額は調整される。

b) 評価原則

— 流動資産は、（現金、銀行預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息という形態にかかわらず）いずれも額面として評価されるが、かかる

価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その評価額は、その真正価値に達するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。

- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。当該証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該資産の主要市場である証券取引所における直近の入手可能な価格が適用される。

証券取引所において通常取引されない証券、派生商品およびその他の資産について、標準的な市場に基づく値付けによる流通市場が証券トレーダー間で存在する場合、本投資法人はこれらの価格に基づいて当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていないが、公認され、公開の他の定期的に開かれる規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における直近の入手可能な価格により評価される。

- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場で取引されておらず、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、予想販売価格に基づき誠意をもって本投資法人が選ぶその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（店頭派生商品）は、独立の価格提供者に基づいて評価される。派生商品について、利用できる独立の価格提供者がただ1社の場合、得られた評価の妥当性は、派生商品の原資産の時価に基づき本投資法人および本投資法人の監査人が認めた計算モデルを使用して検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／または集合投資事業（UCIs）の受益証券は、その最終資産価額で評価される。

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ（ユーロ）^{*}に関して、純資産価額の計算は、マスターファンドの純資産価額を適時に受領することに依拠する。

^{*} 旧UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アルファ・オポチュニティーズ（ユーロ）

- 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから計算される。このプロセスには次の原則が適用される。残余期間が最も近い金利が、各短期金融商品について補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手の信用力を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付けに重大な変更がある場合には調整される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグの平均為替レート（買呼値と売呼値の仲値）または入手不可能な場合、当該通貨を最も代表する市場におけるレートを用いて評価される。
- 定期預金および信託預金は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算はすべての現金流入額と正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、当該証券に依拠し、適用されるUBS評価方針に従い選択される。

上述した規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、純資産の適切な評価を遂行するために、誠意をもって他の一般に認められておりかつ検証可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

本投資法人のサブ・ファンドの一部が、資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、本投資法人は、上記の規定に従うことなく、評価時のこれらのサブ・ファンドの資産の適正価格

をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資される証券は、概して、上記の1口当たりの純資産価格を計算する時に入手可能な最新の価格に基づいて評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、本投資法人が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、本投資法人は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、本投資法人が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての投資証券クラスに常に適用される。

本投資法人は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置を本投資法人の関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な資産の評価よりも評価の信頼性を高める。また、適正価格での評価は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。本投資法人が1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、本投資法人が資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する場合に本投資法人が純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現投資主の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

さらに、特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。かかる新評価が投資証券の事後の発行、買戻しおよび転換について有効となる。再評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前にのみ行われる。発行、買戻しおよび転換は、唯一の純資産価格に基づいてのみ処理される。

c) 証券売買実現純（損）益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日に適用される先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

本投資法人の連結財務書類は、ユーロ（EUR）で表示される。本投資法人の2019年9月30日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2019年9月30日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ＝ 1.087093 スイスフラン (CHF)

1 ユーロ＝ 1.090200 米ドル (USD)

償還または統合したサブ・ファンドに関して、償還日または統合日現在の為替レートが使用された。

i) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、「配当落ち」日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

k) サブ・ファンド間投資

2019年9月30日現在、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブーアジア・グローバル・ストラテジー・バランスド (米ドル) は、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブーアジア・エクイティーズ (米ドル) に57,644,878.56米ドルを投資した。

2019年9月30日現在、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブーエマージング・マーケット・インカム (米ドル) は、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブーアジア・エクイティーズ (米ドル) に6,908,759.45米ドルを投資した。

l) スワップ

本投資法人は、金利スワップ契約、金利スワップションの金利先渡し契約およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。ただし、当該契約は、この種の取引を専門とする第一級の金融機関との間で執行される場合に限る。

スワップ取引の価値は、外部のサービス提供会社が計算し、また別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算は、インフローとアウトフロー双方のすべてのキャッシュフローの正味現在価値に基づいている。

特定の場合に、ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた当社内部での算出額および／またはブローカーの報告評価を利用することができる。

評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBS評価方針に従って決定される。

当該評価方法は、取締役会によって認可されている。

未実現損益の変動は、「スワップに係る未実現評価（損）益」の変動の下で運用計算書に計上される。

終了もしくは満期の時点で生じたスワップの損益は、運用計算書に「スワップに係る実現（損）益」として記帳される。

注2 一定率報酬

本投資法人は、サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率報酬を投資証券クラス「P」「N」「K-1」「F」「G」「Q」「I-A1」「I-A2」および「I-A3」のために支払う。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブーダイナミック・アルファ (米ドル)

名称に「P」が付く投資証券クラス	上限定率報酬	
	定率報酬	名称に「ヘッジ」を含む クラス受益証券の料率 ¹
		年率
名称に「P」が付く投資証券クラス	1.920%	年率1.970%

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャプ・グローバル・アロケーション (ユーロ)

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャプ・グローバル・アロケーション (米ドル)

上限定率報酬

定率報酬 名称に「ヘッジ」を含む

クラス受益証券の料率¹

名称に「P」が付く投資証券クラス

2.040%

年率2.090%

¹

ヘッジを行う投資証券クラスの実効料率は、ヘッジを行わない投資証券クラスと同じである。

上記の定率報酬から、以下の報酬が支払われる。

1. 本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理、投資助言および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。名称に「ヘッジ」を含むクラス投資証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための報酬が含まれる。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよび特別な投資方針」に記載されている。
 2. 上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人の資産にも請求される追加の費用を含まない。
 - a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に支払う一切の手数料。
 - c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査法人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。アドホック・レポートの作成に関してマスターファンドから請求される費用。ただし、当該費用は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャプ・マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ (ユーロ)^{*}の年次報告書または中間報告書の作成に関連して生じるものとする。
- ^{*} 旧UBS (Lux) キー・セレクション・シキャプ・グローバル・アルファ・オポチュニティーズ (ユーロ)
- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
 - f) 本投資法人の法的文書に関するコスト（目論見書、K I I D s、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
 - g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト（該当する場合、外国の監督官庁に支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。）。

- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の使用権に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ公表されており、および／または本投資法人の総費用率（TER）の開示において考慮される。

3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人の収益および資産に対し課せられるすべての税金、特に年次税 ("taxe d'abonnement") も本投資法人が負担する。

定率報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

投資証券クラス「I-B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用（本投資法人、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）を賄うために請求される。資産運用および販売に関する費用は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の代理人との間で直接結ばれた個別契約に基づき、本投資法人を除いて請求される。

投資証券クラス「I-X」「K-X」および「U-X」の資産運用、ファンド管理事務（本投資法人、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）および販売について実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

個々のサブ・ファンドに帰属する費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。

個々の投資証券クラスに帰属する費用は、それらの投資証券クラスに請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンド／投資証券クラスに関連して発生した場合には、これらの費用は当該サブ・ファンド／投資証券クラスに対してその純資産額に比例して請求される。その投資方針がその他の現存する投資信託（UCIsまたはUCITS）に投資することを容認するサブ・ファンドに関しては、当該対象ファンドおよびサブ・ファンドの両段階で支払が生じる。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合がある。

サブ・ファンドが、管理会社により、または共同経営もしくは支配を通じてまたは実質的に直接保有もしくは間接保有を通じて、管理会社と関係する別の会社により、直接的または委託によって運営されるファンドの受益証券への投資を行う場合、対象ファンドの受益証券に関して、投資を行うサブ・ファンドに発行または買戻手数料は課されることはない。

本投資法人の現行の手数料の詳細は、KIDSに記載されている。

注3－年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の各サブ・ファンドの純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税を課されているが、機関筋の投資証券クラスに関しては年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている純資産の部分に関して、年次税は課されない。

注4－その他の収益

その他の収益は、主にシングル・スイング・プライシングから生じる収益で構成される。

注5－関連当事者との取引

香港で販売が許可されている以下のサブ・ファンドに関して、2018年10月1日から2019年9月30日までの期間の管理会社の関連会社であるブローカー、ポートフォリオ運用会社または取締役会を通じて行われた証券取引および金融市場取引の額について、記述されている。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との株式および 株式類似証券の取引額 該当なし	証券取引比率
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との株式および 株式類似証券の取引の手数料 該当なし	手数料比率
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との（株式および 株式類似証券を除く） その他の有価証券の取引数量 該当なし	証券取引比率

通常の市場慣行に従い、関連当事者との「（株式および株式類似証券を除く）その他の有価証券」に係る取引に関して本投資法人に課せられる手数料はなかった。

当該取引は、通常の取引の過程で、通常の取引条件で締結された。

関連当事者との取引の額のサブ・ファンドの通貨への換算に関して、2019年9月30日現在の財務書類の為替レートが使用された。

注6－収益の分配

各サブ・ファンドの投資主総会は、管理会社の取締役会の提案によりサブ・ファンドの年次決算の終了後に、各サブ・ファンドおよび／または投資証券クラスから分配を行うか、および支払われる分配金の程度を決定する。本投資法人の純資産額が法律に規定されている最低資産額を下回る場合には、分配の支払は行われない。分配が行われる場合、分配金は年度末後4ヵ月以内に支払われる。

分配の詳細については、未監査である。

取締役会は、中間配当金を支払い、また分配金支払を停止する権限を有している。

注7－ソフト・ダラー取決め

2018年10月1日から2019年9月30日までの年度中に、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブのために締結された「ソフト・ダラー取決め」はなく、「ソフト・ダラー」の金額は零である。

注8－金融先物およびスワップの契約

2019年9月30日現在の個々のサブ・ファンドおよび各通貨の金融先物およびスワップに係る契約は、以下のように要約できる。

a) 金融先物

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	指数関連金融先物（購入）	指数関連金融先物（売却）
－ダイナミック・アルファ（米ドル）	12,365,018.87 米ドル	4,019,345.78 米ドル
－グローバル・アロケーション（ユーロ）	59,638,673.72 ユーロ	65,987,187.11 ユーロ
－グローバル・アロケーション（米ドル）	61,416,491.96 米ドル	56,115,760.12 米ドル
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	債券関連金融先物（購入）	債券関連金融先物（売却）
－ダイナミック・アルファ（米ドル）	3,040,636.84 米ドル	10,949,761.37 米ドル

ーグローバル・アロケーション(ユーロ)	21,118,254.99 ユーロ	47,692,360.18 ユーロ
ーグローバル・アロケーション(米ドル)	25,884,124.43 米ドル	58,560,772.41 米ドル

債券または指数に係る金融先物契約(もしあれば)は、金融先物の時価(契約数×想定契約規模×先物の市場価格)に基づき計算される。

b) スワップ

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	クレジット・デフォルト・スワップ(購入)	クレジット・デフォルト・スワップ(売却)
ーダイナミック・アルファ(米ドル)	19,554,235.33 米ドル	2,886,334.31 米ドル
ーグローバル・アロケーション(ユーロ)	ー ユーロ	16,837,381.49 ユーロ
ーグローバル・アロケーション(米ドル)	ー 米ドル	37,182,595.08 米ドル

注9ー総費用比率(TER)

この比率は、スイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント・アソシエーション(SFAMA)の「TERの計算および公表に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として週及的に計算され、純資産(運用費用)に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヵ月のTERは、以下のとおりである。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	総費用比率(TER)
ーダイナミック・アルファ(米ドル) P-acc	2.00%
ーダイナミック・アルファ(米ドル) ユーロ・ヘッジP-acc	2.00%
ーグローバル・アロケーション(ユーロ) P-acc	2.13%
ーグローバル・アロケーション(米ドル) P-acc	2.13%
ーグローバル・アロケーション(米ドル) 円建P-acc	2.13%

運用期間が12ヵ月未満の投資証券のクラスに関するTERは、年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

注10ー取引費用

取引費用には、当年度中に発生したブローカー手数料、印紙代、地方税およびその他の海外費用が含まれる。取引報酬には、購入および売却証券の費用が含まれる。

2019年9月30日に終了した年度に、ファンドは、以下のような投資有価証券の購入または売却ならびに類似取引に関連する取引費用を負担した。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	取引費用
ーダイナミック・アルファ(米ドル)	40,850.94米ドル
ーグローバル・アロケーション(ユーロ)	326,453.66ユーロ
ーグローバル・アロケーション(米ドル)	208,988.09米ドル

注11－合併

以下の合併が生じた。

サブ・ファンド	合併先	日付
	該当なし	

注12－名称の変更

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ－ヨーロッパ・エクイティーズ (ユーロ) の名称は、2018年12月13日付でUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ－ヨーロッパ・エクイティ・バリュー・オポチュニティー (ユーロ) に変更された。

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ－グローバル・アルファ・オポチュニティー (ユーロ) の名称は、2019年8月28日付でUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ－マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ (ユーロ) に変更され、本ファンドは純資産の85%以上をマスターファンドであるDB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives (「マスターファンド」) に投資するフィーダーファンドへ転換された。

注13－マスター・フィーダー・ストラクチャー

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ－マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ (ユーロ) について、記述されている。

注14－当期中における重要な事象

スイスUBSアセット・マネジメントの事業は、ユービーエス・エイ・ジーからUBSグループの一員であるUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーへ譲渡された。当該譲渡は、2019年6月17日付で効力が発生した。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーは、スイス金融市場調査局により承認された集団投資スキームの資産運用管理会社である。

注15－適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、管理会社および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資家の賠償請求に関する件については、管理会社および／または保管受託銀行は、ファンドの投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らおよびファンドを服せしめることを選択することができる。

当財務書類についてはドイツ語版が公認されたものであり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資家に対して投資証券が販売される場合、本投資法人および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳（すなわち、本投資法人によって承認されたもの）に自らが拘束されるものと認めることができる。

注16－店頭派生商品および証券貸付

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。本投資法人が適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、本投資法人のため保管受託銀行により保管されるものとする。店頭取引相手、保管受託銀

行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関する本投資法人の権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅することもある。その場合、本投資法人は、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

本投資法人は、第三者に本投資法人の組入証券の一部分を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、証券貸付代理店として従事している。

店頭派生商品*

以下のサブ・ファンドの無担保店頭派生商品は、代わりに証拠金勘定を有する。

サブ・ファンド 取引相手	未実現（損）益	受領した担保
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ ーダイナミック・アルファ（米ドル）		
パークレイズ	-124,420.35 米ドル	0.00 米ドル
カナディアン・インペリアル・バンク	-24,581.41 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	-75,288.29 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	-38,982.50 米ドル	0.00 米ドル
ジェー・ピー・モルガン	43.33 米ドル	0.00 米ドル
メリルリンチ	1,955.60 米ドル	0.00 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	128,788.52 米ドル	0.00 米ドル
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ ーグローバル・アロケーション（ユーロ）		
バンク・オブ・アメリカ	311,166.14 ユーロ	0.00 ユーロ
パークレイズ	-6,480,777.13 ユーロ	0.00 ユーロ
カナディアン・インペリアル・バンク	-29,505.03 ユーロ	0.00 ユーロ
シティバンク	77,267.21 ユーロ	0.00 ユーロ
HSBC	-507.38 ユーロ	0.00 ユーロ
ジェー・ピー・モルガン	162,112.11 ユーロ	0.00 ユーロ
ステート・ストリート	-693,593.43 ユーロ	0.00 ユーロ
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	-883,407.99 ユーロ	0.00 ユーロ
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ ーグローバル・アロケーション（米ドル）		
バンク・オブ・アメリカ	452,573.51 米ドル	0.00 米ドル
パークレイズ	245,175.59 米ドル	0.00 米ドル
カナディアン・インペリアル・バンク	-37,790.36 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	-304,396.93 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	7,132.85 米ドル	0.00 米ドル
HSBC	-215,087.67 米ドル	0.00 米ドル
ジェー・ピー・モルガン	1,084,418.79 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	-687,166.57 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	432,860.17 米ドル	0.00 米ドル

* 公認の取引所市場で取引される派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手に債務不履行が生じた場合、決済機関は、損失リスクを想定する。

貸付証券

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブ	2019年9月30日現在の貸付証券による 相手方エクスポージャー		2019年9月30日 現在の担保内訳 (比重 %)		
	貸付証券の時価	担保（ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
ーダイナミック・アルファ（米ドル）	14,269,632.53 米ドル	14,540,245.17 米ドル	31.31	68.69	0.00
ーグローバル・アロケーション（ユーロ）	85,496,387.73 ユーロ	87,117,761.16 ユーロ	31.31	68.69	0.00
ーグローバル・アロケーション（米ドル）	72,872,262.40 米ドル	74,254,228.98 米ドル	31.31	68.69	0.00

③【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

④【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

⑤【投資有価証券明細表等】

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アロケーション (米ドル)

2019年9月30日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
ノート、固定利付債			
豪ドル			
AUD AUSTRALIA 5.50000% 11-21.04.23	1 750 000.00	1 377 360.10	0.33
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 4.00000% 13-20.04.23	1 850 000.00	1 378 993.95	0.34
豪ドル合計		2 756 354.05	0.67
ノート、固定利付債合計		2 756 354.05	0.67
ボンド、固定利付債			
豪ドル			
AUD AUSTRALIA 2.75000% 12-21.04.24	5 200 000.00	3 820 362.68	0.93
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.25000% 16-21.05.28	1 500 000.00	1 117 000.49	0.27
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.75000% 14-21.06.35	2 100 000.00	1 719 626.95	0.42
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.75000% 16-21.11.27	2 500 000.00	1 921 052.80	0.47
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.00000% 16-21.03.47	1 350 000.00	1 186 828.32	0.29
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.25000% 13-21.04.25	2 600 000.00	1 985 602.38	0.48
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP 6.00000% 11-21.07.22	1 100 000.00	844 788.42	0.21
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-REG-S 4.25000% 12-21.07.23	950 000.00	717 371.32	0.17
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 6.00000% 03-17.10.22	1 750 000.00	1 358 924.01	0.33
豪ドル合計		14 671 557.37	3.57
カナダドル			
CAD CANADA, GOVERNMENT 0.75000% 16-01.09.21	3 300 000.00	2 453 839.12	0.60
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.75000% 14-01.12.64	1 300 000.00	1 372 059.66	0.33
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.25000% 14-01.06.25	3 400 000.00	2 687 258.31	0.65
CAD CANADA, GOVERNMENT 3.25000% 10-01.06.21	6 350 000.00	4 924 607.25	1.20
CAD CANADA, GOVERNMENT 3.50000% 11-01.12.45	1 250 000.00	1 337 953.18	0.33
CAD CANADA, GOVERNMENT 5.75000% 01-01.06.33	1 150 000.00	1 328 441.09	0.32
カナダドル合計		14 104 158.61	3.43
ユーロ			
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT 2.75000% 12-25.10.27	1 600 000.00	2 201 649.30	0.54
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-144A-REG-S 1.25000% 15-25.05.36	800 000.00	1 035 646.39	0.25
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 1.50000% 14-15.05.24	1 850 000.00	2 235 498.71	0.54
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 4.75000% 98-04.07.28	750 000.00	1 215 981.28	0.30
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 4.00000% 05-04.01.37	1 600 000.00	3 105 761.76	0.76
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 2.25000% 11-04.09.21	2 250 000.00	2 597 168.74	0.63
EUR ITALY, REPUBLIC OF BTP 3.75000% 10-01.03.21	3 000 000.00	3 458 561.38	0.84
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 4.00000% 05-01.02.37	800 000.00	1 204 212.24	0.29
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 2.20000% 17-01.06.27	2 000 000.00	2 444 019.08	0.60
ユーロ合計		19 498 498.88	4.75
ボンド、固定利付債合計		48 274 214.86	11.75

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
ボンド、ゼロ・クーポン債			
ユーロ			
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-REG-S 0.00000% 16-25.05.21	2 300 000.00	2 536 366.00	0.62
ユーロ合計		2 536 366.00	0.62
ボンド、ゼロ・クーポン債合計		2 536 366.00	0.62
財務省証券（T-note）、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 5.00000% 07-15.05.37	625 000.00	921 752.88	0.22
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 16-15.08.46	650 000.00	666 554.65	0.16
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.37500% 14-15.08.24	3 950 000.00	4 097 199.12	1.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 15-15.02.25	3 150 000.00	3 216 321.99	0.78
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.37500% 09-15.11.19	6 100 000.00	6 109 664.23	1.49
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.50000% 14-15.05.24	3 950 000.00	4 112 628.61	1.00
米ドル合計		19 124 121.48	4.65
財務省証券（T-note）、固定利付債合計		19 124 121.48	4.65
財務省証券（T-note）、変動利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.875%/CPI LINKED 99-15.04.29	1 880 000.00	3 929 650.06	0.96
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.375%/CPI LINKED 04-15.01.25	775 000.00	1 173 379.09	0.28
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.125%/CPI LINKED 11-15.01.21	1 010 000.00	1 187 943.71	0.29
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15.01.22	1 270 000.00	1 425 286.17	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 17-15.01.27	1 310 000.00	1 405 790.39	0.34
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.750%/CPI LINKED 18-15.07.28	1 305 000.00	1 399 434.37	0.34
米ドル合計		10 521 483.79	2.56
財務省証券（T-note）、変動利付債合計		10 521 483.79	2.56
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		83 212 540.18	20.25
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
ボンド、固定利付債			
カナダドル			
CAD CANADA, GOVERNMENT 0.50000% 16-01.03.22	4 050 000.00	2 983 051.36	0.73
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.75000% 14-01.12.48	1 500 000.00	1 453 549.85	0.35
カナダドル合計		4 436 601.21	1.08
ボンド、固定利付債合計		4 436 601.21	1.08
財務省証券（T-note）、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.62500% 14-15.02.44	3 950 000.00	5 106 300.49	1.24
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.87500% 17-30.09.22	2 550 000.00	2 572 611.11	0.63
米ドル合計		7 678 911.60	1.87
財務省証券（T-note）、固定利付債合計		7 678 911.60	1.87

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 (注1)	純資産 比率 (%)
財務省証券 (T-note)、変動利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 14-15.01.24	690 000.00	770 173.15	0.19
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.250%/CPI LINKED 15-15.01.25	1 700 000.00	1 845 221.50	0.45
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 16-15.01.26	1 275 000.00	1 410 249.20	0.34
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 16-15.04.21	1 340 000.00	1 434 569.72	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15.07.22	1 285 000.00	1 426 978.44	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 13-15.01.23	1 290 000.00	1 421 397.80	0.34
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI INDEX 13-15.07.23	1 285 000.00	1 424 682.36	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 15-15.07.25	1 290 000.00	1 413 183.89	0.34
米ドル合計		11 146 456.06	2.71
財務省証券 (T-note)、変動利付債合計		11 146 456.06	2.71
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および 短期金融商品合計			
		23 261 968.87	5.66
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD ISHARES EDGE MSCI USA VALUE FACTOR UCITS ETF-CAP	3 134 691.00	21 167 000.98	5.15
アイルランド合計		21 167 000.98	5.15
ルクセンブルグ			
USD UBS (LUX) BOND SICAV - GLOBAL CORPORATES U-X-DIST	1 727.00	21 036 604.27	5.12
CNY UBS (LUX) BOND SICAV - CHINA FIXED INCOME (RMB) U-X-ACC	499.00	7 756 372.14	1.89
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X ACC	1 487.00	20 222 664.68	4.92
EUR UBS (LUX) EQUITY FUND - EUROPEAN OPPORTUNITY U-X-ACC	2 160.00	62 524 368.94	15.22
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - USA GRWTH (USD)-U-X-ACC	661.00	26 855 567.00	6.54
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - USA QUANTITATIVE (USD) U-X-ACC	1 292.00	29 159 613.12	7.10
USD UBS (LUX) INST FUND - EMERGING MARKETS EQUITY FA	493.00	13 640 871.23	3.32
USD UBS (LUX) INST FUND-KEY SEL. GLOBAL EQUITY FA-USD	2 749.00	65 434 914.33	15.93
USD UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	1 429.00	15 786 205.87	3.84
ルクセンブルグ合計		262 417 181.58	63.88
投資信託、オープン・エンド型合計		283 584 182.56	69.03
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定された UCITS/その他のUCIs合計			
		283 584 182.56	69.03
投資有価証券合計		390 058 691.61	94.94
金融派生商品			
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品			
債券関連金融先物			
EUR EURO-BOBL FUTURE 06.12.19	-166.00	206 309.45	0.05
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19.12.19	-229.00	314 875.00	0.08
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 19.12.19	26.00	-105 218.75	-0.03
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.19	-35.00	27 617.17	0.01
CAD CANADA 10YR BOND FUTURE 18.12.19	194.00	-338 474.32	-0.08
債券関連金融先物合計		105 108.55	0.03

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
指数関連金融先物			
EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 20.12.19	281.00	174 617.33	0.04
CHF SWISS MARKET INDEX FUTURE 20.12.19	21.00	16 268.87	0.00
EUR CAC 40 INDEX FUTURE 18.10.19	-201.00	-175 304.16	-0.04
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 20.12.19	-193.00	-202 753.40	-0.05
SEK OMX 30 INDEX FUTURE 18.10.19	-732.00	8 561.71	0.00
USD FTSE XINHUA CHINA A 50 INDEX FUTURE 30.10.19	643.00	-90 020.00	-0.02
USD S&P500 EMINI FUTURE 20.12.19	-93.00	107 569.50	0.03
JPY TOPIX INDX FUTURE 12.12.19	170.00	990 589.96	0.24
USD MINI MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 20.12.19	168.00	-153 006.00	-0.04
AUD SPI 200 INDEX FUTURE 19.12.19	37.00	28 697.85	0.01
CAD S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 19.12.19	14.00	84.59	0.00
指数関連金融先物合計		705 306.25	0.17
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品合計		810 414.80	0.20
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない金融派生商品			
クレジット・デフォルト・スワップ*			
USD ICE/CDX.NA.IG.33-V1 CDI REC 1.00000% 19-20.12.24	16 000 000.00	322 968.89	0.08
USD ICE/CDX.NA.HY.33-V1 CDI REC 5.00000% 19-20.12.24	19 550 000.00	1 341 223.41	0.32
クレジット・デフォルト・スワップ合計		1 664 192.30	0.40
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で 取引されていない金融派生商品合計		1 664 192.30	0.40
金融派生商品合計		2 474 607.10	0.60
先渡為替契約			
先渡為替契約 (購入／売却)			
USD 655 772.51 NOK 5 827 094.88 10.10.2019		14 341.34	0.00
JPY 3 692 084 079.00 USD 34 850 656.06 10.10.2019		-670 616.21	-0.16
USD 29 827 230.16 AUD 43 847 904.59 10.10.2019		245 175.59	0.06
USD 1 658 776.17 DKK 11 000 000.00 10.10.2019		51 555.29	0.01
USD 8 426 810.78 NZD 12 860 000.00 10.10.2019		361 578.03	0.09
USD 12 355 754.52 GBP 10 110 000.00 10.10.2019		-106 903.46	-0.03
USD 35 307 552.18 EUR 31 380 000.00 10.10.2019		1 076 002.32	0.26
USD 15 893 381.42 CHF 15 399 367.45 10.10.2019		439 434.66	0.11
USD 30 427 267.66 CAD 40 127 997.85 10.10.2019		115 075.80	0.03
SEK 74 727 526.92 USD 7 819 433.53 10.10.2019		-215 087.67	-0.05
HKD 15 700 000.00 USD 2 004 727.84 10.10.2019		-1 742.50	0.00
MXN 290 920 000.00 USD 14 723 365.02 10.10.2019		-8 745.09	0.00
CAD 2 300 000.00 USD 1 732 005.96 10.10.2019		5 385.51	0.00
USD 216 791.73 JPY 23 000 000.00 10.10.2019		3 865.67	0.00
USD 278 619.35 EUR 250 000.00 10.10.2019		5 901.46	0.00
GBP 500 000.00 USD 607 936.55 10.10.2019		8 416.47	0.00
USD 255 433.45 CHF 250 000.00 10.10.2019		4 547.39	0.00
USD 7 725 762.60 CNH 55 450 000.00 10.10.2019		-37 108.14	-0.01
AUD 1 000 000.00 USD 675 209.90 10.10.2019		-558.40	0.00
CAD 1 200 000.00 USD 902 972.25 10.10.2019		3 492.87	0.00
EUR 750 000.00 USD 832 824.45 10.10.2019		-14 670.77	0.00
JPY 60 000 000.00 USD 566 210.96 10.10.2019		-10 751.67	0.00

* 額面が正：サブ・ファンドは「プロテクションの受取側」、額面が負：サブ・ファンドは「プロテクションの支払側」

銘柄					数量/ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡し為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注1）	純資産 比率 （%）
SEK	12 000 000.00	USD	1 235 027.48	10.10.2019		-13 895.80	0.00
CHF	700 000.00	USD	715 212.57	10.10.2019		-12 731.59	0.00
GBP	750 000.00	USD	916 761.75	10.10.2019		7 767.77	0.00
USD	326 695.39	SEK	3 200 000.00	10.10.2019		1 060.28	0.00
USD	339 056.31	GBP	280 000.00	10.10.2019		-6 101.38	0.00
USD	296 460.81	CAD	390 000.00	10.10.2019		1 859.65	0.00
USD	247 575.24	SEK	2 400 000.00	10.10.2019		3 348.90	0.00
USD	304 111.12	CAD	400 000.00	10.10.2019		1 956.08	0.00
USD	310 249.43	SEK	3 000 000.00	10.10.2019		4 966.51	0.00
USD	224 472.55	GBP	180 000.00	10.10.2019		2 585.46	0.00
COP	28 100 000 000.00	USD	8 341 372.91	21.11.2019		-281 635.21	-0.07
USD	184 856.12	GBP	150 000.00	10.10.2019		-49.78	0.00
先渡し為替契約（購入／売却）合計						977 719.38	0.24
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産						17 462 853.16	4.25
当座借越およびその他の短期負債						-240 000.00	-0.06
その他の資産および負債						92 377.65	0.03
純資産総額						410 826 248.90	100.00

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux)キー・セレクション・シキャプ・グローバル・アロケーション (ユーロ)

2019年9月30日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量/ 額面	ユーロ建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
無記名株式			
オーストリア			
EUR ERSTE GROUP BK AG NPV	27 477.00	833 652.18	0.25
オーストリア合計		833 652.18	0.25
バミューダ			
USD MARVELL TECH GROUP COM USD0.002	35 953.00	823 469.46	0.25
バミューダ合計		823 469.46	0.25
カナダ			
GBP ENTERTAINMENT ONE ORD NPV	126 155.00	807 107.10	0.25
カナダ合計		807 107.10	0.25
デンマーク			
DKK GENMAB AS DKK1 (BEARER)	3 563.00	663 562.76	0.20
デンマーク合計		663 562.76	0.20
フランス			
EUR AIR LIQUIDE(L') EUR5.5 (POST-SUBDIVISION)	8 172.00	1 067 263.20	0.32
EUR AXA EUR2.29	46 040.00	1 078 717.20	0.33
EUR BNP PARIBAS EUR2	18 972.00	847 479.24	0.26
EUR CREDIT AGRICOLE SA EUR3	83 554.00	930 791.56	0.28
EUR DANONE EURO.25	17 343.00	1 401 661.26	0.43
EUR EIFFAGE EUR4	9 272.00	881 952.64	0.27
EUR LVMH MOET HENNESSY EURO.30	3 810.00	1 389 316.50	0.42
EUR PERNOD RICARD EUR1.55	7 845.00	1 281 873.00	0.39
EUR PUBLICIS GROUPE SA EURO.40	11 494.00	518 609.28	0.16
EUR SAFRAN EURO.20	9 195.00	1 328 217.75	0.40
EUR SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	14 510.00	1 168 055.00	0.35
EUR UBISOFT ENTERTAIN EURO.31	7 755.00	514 466.70	0.16
フランス合計		12 408 403.33	3.77
ドイツ			
EUR COMMERZBANK AG NPV	68 419.00	364 125.92	0.11
EUR CONTINENTAL AG ORD NPV	6 186.00	728 092.20	0.22
EUR HEIDELBERGCEMENT NPV	7 001.00	464 306.32	0.14
EUR LANXESS AG NPV	14 025.00	785 400.00	0.24
EUR RWE AG (NEU) NPV	26 790.00	768 605.10	0.23
EUR SAP AG ORD NPV	15 750.00	1 699 110.00	0.52
ドイツ合計		4 809 639.54	1.46
香港			
HKD AIA GROUP LTD NPV	149 000.00	1 290 988.37	0.39
香港合計		1 290 988.37	0.39
イタリア			
EUR BANCA MEDIOLANUM NPV	136 787.00	942 462.43	0.29
イタリア合計		942 462.43	0.29
日本			
JPY ミネベアミツミ	43 700.00	634 599.93	0.19
JPY ナブテスコ	25 700.00	729 621.83	0.22
JPY テクノプロ・ホールディングス	6 400.00	347 639.03	0.11
日本合計		1 711 860.79	0.52

銘柄	数量/ 額面	ユーロ建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注1）	純資産 比率 （%）
ルクセンブルグ			
EUR EUROFINS SCIENTIFI EURO.10	288.00	122 803.20	0.04
ルクセンブルグ合計		122 803.20	0.04
オランダ			
EUR ASR NEDERLAND N.V. EURO.16	26 434.00	895 319.58	0.27
EUR KONINKLIJKE PHILIPS NV EURO.20	25 850.00	1 098 625.00	0.33
USD NXP SEMICONDUCTORS EURO.20	6 506.00	651 196.77	0.20
オランダ合計		2 645 141.35	0.80
ノルウェー			
NOK YARA INTERNATIONAL NOK1.7	12 904.00	510 401.88	0.16
ノルウェー合計		510 401.88	0.16
スペイン			
EUR IBERDROLA SA EURO.75 (POST SUBDIVISION)	113 314.00	1 080 562.30	0.33
スペイン合計		1 080 562.30	0.33
スウェーデン			
SEK ASSA ABLOY SER ' B ' NPV (POST SPLIT)	43 238.00	883 798.58	0.27
スウェーデン合計		883 798.58	0.27
イギリス			
GBP ASTRAZENECA ORD USD0.25	28 329.00	2 325 080.28	0.71
GBP BABCOCK INTL GROUP ORD GBP0.60	129 648.00	817 730.68	0.25
GBP BEAZLEY PLC (UK) ORD GBP0.05	102 839.00	723 033.63	0.22
GBP BRIT AMER TOBACCO ORD GBP0.25	23 217.00	789 263.49	0.24
USD LIVANOVA PLC ORD GBP1.00 (DI)	12 300.00	832 523.39	0.25
GBP RECKITT BENCK GRP ORD GBP0.10	21 807.00	1 563 757.37	0.47
GBP SAGE GROUP GBP0.01051948	124 822.00	975 507.88	0.30
GBP SPECTRIS ORD GBP0.05	17 239.00	476 237.45	0.14
EUR UNILEVER EURO.16	30 902.00	1 704 245.30	0.52
イギリス合計		10 207 379.47	3.10
アメリカ合衆国			
USD ALIGN TECHNOLOGY INC COM	4 645.00	770 843.33	0.24
USD ARISTA NETWORKS IN COM USD0.0001	6 146.00	1 346 910.95	0.41
USD BIO RAD LABS INC CL A	2 380.00	726 399.93	0.22
USD BLUEBIRD BIO INC COM USD0.01	3 281.00	276 335.92	0.08
USD CARVANA CO COM USD0.001 CL A	6 110.00	369 895.43	0.11
USD COHERUS BIOSCIENCE COM USD0.0001	13 444.00	249 839.88	0.08
USD F M C CORP COM NEW	9 395.00	755 598.61	0.23
USD GARDNER DENVER HLD COM USD0.01	24 906.00	646 294.94	0.20
USD IAC INTERACTIVECOR COM USD0.001	3 655.00	730 765.32	0.22
USD INCYTE CORPORATION COM USD0.001	11 642.00	792 685.43	0.24
USD IRONWOOD PHARMACEU COM CL A USD0.001	42 553.00	335 092.19	0.10
USD JOHNSON & JOHNSON COM USD1	14 220.00	1 687 565.22	0.51
USD JP MORGAN CHASE & COM USD1	12 718.00	1 372 942.05	0.42
USD MARSH & MCLENNAN COM USD1	8 374.00	768 500.00	0.23
USD MSA SAFETY INC COM NPV	6 107.00	611 204.15	0.19
USD PEPSICO INC CAP USD0.016666	14 117.00	1 775 307.93	0.54
USD TAKE TWO INTERACTI COM USD0.01	6 867.00	789 497.14	0.24
USD TRANSUNION COM USD0.01	6 981.00	519 380.76	0.16
USD UNIVERSAL DISPLAY COM USD0.01	3 215.00	495 137.13	0.15
アメリカ合衆国合計		15 020 196.31	4.57
無記名株式合計		54 761 429.05	16.65

銘柄	数量/ 額面	先物／先渡為替契約／ ユーロ建評価額 スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
優先株式			
ドイツ			
EUR VOLKSWAGEN AG NON VTG PRF NPV	3 829.00	597 553.74	0.18
ドイツ合計		597 553.74	0.18
優先株式合計		597 553.74	0.18
記名株式			
ベルギー			
EUR KBC GROUP NV NPV	12 871.00	767 369.02	0.23
ベルギー合計		767 369.02	0.23
カナダ			
CAD CANADIAN NAT RES LTD COM	37 604.00	918 330.49	0.28
カナダ合計		918 330.49	0.28
デンマーク			
DKK NOVO-NORDISK AS DKK0.2 SER ' B '	21 772.00	1 026 883.58	0.31
デンマーク合計		1 026 883.58	0.31
フィンランド			
EUR NESTE OIL OYJ NPV	21 530.00	653 866.10	0.20
EUR SAMPO OYJ SER ' A ' NPV	59 821.00	2 182 270.08	0.66
フィンランド合計		2 836 136.18	0.86
ドイツ			
EUR ALLIANZ SE NPV(REGD)(VINKULIERT)	7 128.00	1 524 322.80	0.46
EUR BAYER AG NPV (REGD)	7 372.00	476 894.68	0.15
EUR DAIMLER AG ORD NPV(REGD)	11 257.00	513 544.34	0.16
ドイツ合計		2 514 761.82	0.77
アイルランド			
USD ALLEGION PLC CIM USD0.01	9 500.00	903 205.83	0.28
EUR CRH ORD EURO.32	33 404.00	1 055 232.36	0.32
アイルランド合計		1 958 438.19	0.60
イタリア			
EUR ENEL EURI	103 565.00	709 523.82	0.22
EUR MONCLER SPA NPV	22 894.00	748 633.80	0.23
イタリア合計		1 458 157.62	0.45
日本			
JPY 伊藤忠商事	37 900.00	717 641.19	0.22
JPY 任天堂	2 700.00	917 084.65	0.28
JPY 日本電信電話	18 100.00	792 063.61	0.24
JPY オリックス	64 400.00	880 541.81	0.27
JPY 大塚ホールディングス	12 100.00	414 892.24	0.12
JPY ソフトバンクグループ	20 700.00	744 911.67	0.23
JPY ソニー	31 400.00	1 691 479.44	0.51
JPY 武田薬品工業	33 900.00	1 061 682.46	0.32
JPY 西日本旅客鉄道	10 500.00	813 722.30	0.25
日本合計		8 034 019.37	2.44

銘柄	数量/ 額面	ユーロ建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
オランダ			
EUR ASML HOLDING NV EURO.09	6 341.00	1 440 992.25	0.44
EUR KONINKLIJKE DSM NV EUR1.5	8 326.00	919 190.40	0.28
EUR ROYAL DUTCH SHELL PLC 'A' SHS EURO.07	57 813.00	1 555 169.70	0.47
オランダ合計		3 915 352.35	1.19
ノルウェー			
NOK DNB ASA NOK10	39 154.00	633 428.58	0.19
NOK EQUINOR ASA NOK2.50	37 782.00	660 054.85	0.20
ノルウェー合計		1 293 483.43	0.39
スペイン			
EUR BBVA(BILB-VIZ-ARG) EURO.49	138 746.00	663 275.25	0.20
スペイン合計		663 275.25	0.20
スウェーデン			
SEK TELE2 AB SHS	46 428.00	634 545.73	0.19
スウェーデン合計		634 545.73	0.19
スイス			
CHF ALCON AG CHF0.04	7 770.00	415 984.68	0.13
CHF LONZA GROUP AG CHF1(REGD)	3 881.00	1 204 542.28	0.37
CHF NESTLE SA CHF0.10(REGD)	24 642.00	2 454 468.87	0.75
CHF NOVARTIS AG CHF0.50(REGD)	27 938.00	2 224 055.05	0.67
CHF RICHEMONT(CIE FIN) CHF1.00 (REG) SER 'A'	12 094.00	814 578.64	0.25
CHF SIKA AG CHF0.01 (REG)	3 187.00	428 024.12	0.13
CHF ZURICH INSURANCE GRP CHF0.10	2 931.00	1 029 941.39	0.31
スイス合計		8 571 595.03	2.61
アラブ首長国連邦			
GBP NETWORK INTL HLDGS ORD GBP0.1 (WI)	103 506.00	625 935.49	0.19
アラブ首長国連邦合計		625 935.49	0.19
イギリス			
GBP ADMIRAL GROUP ORD GBP0.001	11 461.00	274 383.97	0.08
GBP ANGLO AMERICAN USD0.54945	31 896.00	674 631.63	0.21
GBP ASHTAD GROUP ORD GBP0.10	31 658.00	810 158.83	0.25
GBP BP ORD USD0.25	324 058.00	1 889 358.43	0.57
GBP CENTRICA ORD GBP0.061728395	466 074.00	388 479.66	0.12
GBP DIAGEO ORD GBP0.28 101/108	16 442.00	619 441.40	0.19
GBP GLAXOSMITHKLINE ORD GBP0.25	50 765.00	1 001 084.02	0.30
GBP PRUDENTIAL ORD GBP0.05	36 391.00	606 731.13	0.18
GBP SMITH & NEPHEW ORD USD0.20	22 397.00	495 946.19	0.15
GBP TESCO ORD GBP0.05	467 287.00	1 272 949.02	0.39
イギリス合計		8 033 164.28	2.44
アメリカ合衆国			
USD ABBOTT LABS COM	10 417.00	799 477.52	0.24
USD ADOBE INC COM USD0.0001	2 705.00	685 430.43	0.21
USD AGCO CORP COM USD0.01	13 859.00	962 324.62	0.29
USD ALEXION PHARMACEUT COM USD0.0001	9 079.00	815 627.65	0.25
USD ALLERGAN PLC COM USD0.0001	1 826.00	281 872.63	0.09
USD ALPHABET INC CAP STK USD0.001 CL A	2 872.00	3 216 945.59	0.98
USD AMAZON COM INC COM USD0.01	3 123.00	4 972 708.61	1.51
USD AMER EXPRESS CO COM USD0.20	8 389.00	910 154.94	0.28
USD AMERIPRISE FINL INC COM	5 295.00	714 451.02	0.22
USD APPLE INC COM NPV	12 466.00	2 561 007.17	0.78
USD AUTODESK INC COM USD0.01	8 107.00	1 098 334.16	0.33

銘柄	数量/ 額面	ユーロ建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD BK OF AMERICA CORP COM USD0.01	47 161.00	1 261 866.05	0.38
USD BURLINGTON STORES COM USD0.0001	4 049.00	742 130.97	0.23
USD CATERPILLAR INC DEL COM	6 444.00	746 598.46	0.23
USD COMCAST CORP COM CLS 'A' USD0.01	46 615.00	1 927 540.08	0.59
USD COOPER COS INC COM USD0.10	1 895.00	516 249.31	0.16
USD CROWN CASTLE INTL COM USD0.01	4 800.00	612 041.83	0.19
USD CYCLERION THERAPEU COM NPV	4 719.00	52 462.19	0.02
USD DELTA AIRLINES INC COM USD0.0001	19 579.00	1 034 443.59	0.31
USD DOLLAR GENERAL CP COM USD0.875	8 252.00	1 203 057.13	0.37
USD DOMINOS PIZZA INC COM USD0.01	4 579.00	1 027 313.90	0.31
USD ELANCO ANIMAL HEAL COM NPV	49 087.00	1 197 232.92	0.36
USD EXPEDIA GROUP INC COM USD0.001	6 498.00	801 133.90	0.24
USD FACEBOOK INC COM USD0.000006 CL 'A'	11 540.00	1 885 014.86	0.57
USD FIDELITY NATL INF COM STK USD0.01	19 586.00	2 385 101.23	0.72
USD GODADDY INC COM CL A USD0.001	23 969.00	1 450 627.98	0.44
USD HESS CORPORATION COM USD1	13 553.00	751 867.04	0.23
USD LAB CORP AMER HLDG COM USD0.1	8 390.00	1 292 900.39	0.39
USD LAM RESEARCH CORP COM USD0.001	4 626.00	980 659.38	0.30
USD LIVERAMP HOLDINGS COM USD0.10	8 776.00	345 823.67	0.10
USD LKQ CORP COM	44 526.00	1 284 482.39	0.39
USD LOWE 'S COS INC COM USD0.50	9 223.00	930 252.32	0.28
USD MASCO CORP COM	14 063.00	537 649.83	0.16
USD MASTERCARD INC COM USD0.0001 CLASS 'A'	7 488.00	1 865 268.90	0.57
USD MICRON TECHNOLOGY COM USD0.10	17 044.00	669 909.56	0.20
USD MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	52 781.00	6 731 005.71	2.05
USD MOHAWK INDS COM USD0.01	7 697.00	875 955.60	0.27
USD MONDELEZ INTL INC COM USD0.01	42 210.00	2 141 861.31	0.65
USD NETFLIX INC COM USD0.001	3 767.00	924 715.23	0.28
USD NIKE INC CLASS 'B' COM NPV	16 913.00	1 457 043.62	0.44
USD PALO ALTO NETWORKS COM USD0.0001	3 274.00	612 125.68	0.19
USD PLAINS GP HLDGS LP LTD PARTNER INT CL A NEW IN	42 638.00	830 310.71	0.25
USD ROCKWELL AUTOMATIO COM USD1	5 742.00	867 988.99	0.26
USD SALESFORCE.COM INC COM USD0.001	11 077.00	1 508 227.74	0.46
USD SERVICENOW INC COM USD0.001	3 567.00	830 565.91	0.25
USD SIMON PROP GROUP COM USD0.0001	9 807.00	1 400 164.69	0.43
USD SPIRIT AEROSYSTEMS COM STK USD0.01 CLASS 'A'	14 201.00	1 071 262.37	0.33
USD STERICYCLE INC COM	12 852.00	600 396.59	0.18
USD SYNCHRONY FINANCIA COM USD0.001	31 104.00	972 606.27	0.30
USD TJX COS INC COM USD1	30 032.00	1 535 483.10	0.47
USD ULTA BEAUTY INC COM STK USD0.01	3 362.00	772 963.95	0.23
USD UNION PACIFIC CORP COM USD2.50	7 304.00	1 085 215.48	0.33
USD UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	3 302.00	658 219.26	0.20
USD VISA INC COM STK USD0.0001	14 357.00	2 265 224.33	0.69
USD WALT DISNEY CO. DISNEY COM USD0.01	17 047.00	2 037 759.16	0.62
USD WELLS FARGO & CO COM USD1 2/3	41 915.00	1 939 270.41	0.59
USD WESTERN DIGITAL CORP COM	12 634.00	691 150.03	0.21
USD ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC COM USD0.01	4 629.00	582 849.78	0.18
アメリカ合衆国合計		74 912 328.14	22.78
記名株式合計		118 163 775.97	35.93
預託証券			
中国			
USD ALIBABA GROUP HLDG SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	2 359.00	361 856.15	0.11
中国合計		361 856.15	0.11
スペイン			
USD GRIFOLS SA SPON ADR EA REPR 1 ORD	27 100.00	498 150.80	0.15
スペイン合計		498 150.80	0.15

銘柄	数量/ 額面	ユーロ建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
イギリス			
USD GLAXOSMITHKLINE PLC SPONSORED ADR	15 500.00	606 806.09	0.19
イギリス合計		606 806.09	0.19
預託証券合計		1 466 813.04	0.45
ノート、固定利付債			
豪ドル			
AUD AUSTRALIA 5.50000% 11-21.04.23	1 600 000.00	1 155 109.77	0.35
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 4.00000% 13-20.04.23	1 700 000.00	1 162 340.52	0.35
豪ドル合計		2 317 450.29	0.70
英ポンド			
GBP BRITISH TELECOMMUNICATIONS PLC 5.75000% 99-07.12.28	500 000.00	732 928.00	0.22
英ポンド合計		732 928.00	0.22
米ドル			
USD APPLE INC 2.40000% 13-03.05.23	1 000 000.00	932 369.38	0.28
USD E.ON INTERNATIONAL FINANCE BV-REG-S 6.65000% 08-30.04.38	1 000 000.00	1 265 870.67	0.38
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.62500% 13-22.01.23	1 000 000.00	953 931.57	0.29
USD HSBC HOLDINGS PLC 4.00000% 12-30.03.22	1 000 000.00	957 227.85	0.29
USD INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP 3.37500% 13-01.08.23	500 000.00	479 756.79	0.15
USD PETROLEOS MEXICANOS 3.50000% 13-30.01.23	1 000 000.00	914 052.46	0.28
USD TAQA ABU DHABI NATIONAL ENERGY CO-REG-S 3.62500% 12-12.01.23	1 000 000.00	942 946.25	0.29
USD TOTAL CAPITAL CANADA LTD 2.75000% 13-15.07.23	1 000 000.00	942 623.37	0.29
USD VALE OVERSEAS LTD 4.37500% 12-11.01.22	1 000 000.00	949 080.45	0.29
USD WALMART INC 6.50000% 07-15.08.37	500 000.00	696 024.08	0.21
米ドル合計		9 033 882.87	2.75
ノート、固定利付債合計		12 084 261.16	3.67
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債			
ユーロ			
EUR WELLS FARGO & CO-REG-S 2.62500% 12-16.08.22	1 000 000.00	1 075 010.00	0.33
ユーロ合計		1 075 010.00	0.33
英ポンド			
GBP BANK OF AMERICA CORP-REG-S 2.30000% 16-25.07.25	1 000 000.00	1 183 557.35	0.36
英ポンド合計		1 183 557.35	0.36
米ドル			
USD SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD-REG-S 4.50000% 12-14.02.22	1 000 000.00	956 870.30	0.29
USD TORONTO-DOMINION BANK 2.50000% 15-14.12.20	1 170 000.00	1 079 874.58	0.33
米ドル合計		2 036 744.88	0.62
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債合計		4 295 312.23	1.31
ミディアム・ターム・ノート、変動利付債			
英ポンド			
GBP IMPERIAL BRANDS FIN-REG-S 9.000%/RATING LINKED 09-17.02.22	500 000.00	665 698.59	0.20
英ポンド合計		665 698.59	0.20
ミディアム・ターム・ノート、変動利付債合計		665 698.59	0.20

銘柄	数量/ 額面	先物／先渡為替契約／ ユーロ建評価額 スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
ボンド、固定利付債			
豪ドル			
AUD AUSTRALIA 2.75000% 12-21.04.24	4 875 000.00	3 285 259.59	1.00
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.25000% 16-21.05.28	1 350 000.00	922 124.78	0.28
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.75000% 14-21.06.35	1 720 000.00	1 291 924.76	0.39
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.75000% 16-21.11.27	2 350 000.00	1 656 383.81	0.51
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.00000% 16-21.03.47	1 150 000.00	927 354.52	0.28
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.25000% 13-21.04.25	2 350 000.00	1 646 192.51	0.50
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP 6.00000% 11-21.07.22	50 000.00	35 222.42	0.01
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-REG-S 4.25000% 12-21.07.23	850 000.00	588 753.03	0.18
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 6.00000% 03-17.10.22	1 750 000.00	1 246 490.56	0.38
豪ドル合計		11 599 705.98	3.53
カナダドル			
CAD CANADA, GOVERNMENT 0.75000% 16-01.09.21	3 200 000.00	2 182 609.03	0.67
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.75000% 14-01.12.64	1 200 000.00	1 161 728.69	0.35
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.25000% 14-01.06.25	2 730 000.00	1 979 187.63	0.60
CAD CANADA, GOVERNMENT 3.25000% 10-01.06.21	4 800 000.00	3 414 545.74	1.04
CAD CANADA, GOVERNMENT 3.50000% 11-01.12.45	1 150 000.00	1 129 074.40	0.34
CAD CANADA, GOVERNMENT 5.75000% 01-01.06.33	1 050 000.00	1 112 570.60	0.34
カナダドル合計		10 979 716.09	3.34
ユーロ			
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT 2.75000% 12-25.10.27	1 450 000.00	1 830 163.90	0.56
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-144A-REG-S 1.25000% 15-25.05.36	700 000.00	831 215.00	0.25
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 1.50000% 14-15.05.24	2 000 000.00	2 216 800.00	0.67
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 4.75000% 98-04.07.28	900 000.00	1 338 449.40	0.41
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 4.00000% 05-04.01.37	1 500 000.00	2 670 750.00	0.81
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 2.25000% 11-04.09.21	2 100 000.00	2 223 467.40	0.68
EUR ITALY, REPUBLIC OF BTP 3.75000% 10-01.03.21	2 900 000.00	3 066 663.00	0.93
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 4.00000% 05-01.02.37	660 000.00	911 277.84	0.28
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 2.20000% 17-01.06.27	1 800 000.00	2 017 627.20	0.61
ユーロ合計		17 106 413.74	5.20
米ドル			
USD CHINA OVERSEAS FINANCE CAYMAN II-REG-S 5.50000% 10-10.11.20	1 000 000.00	945 067.41	0.29
USD PFIZER INC 7.20000% 09-15.03.39	1 000 000.00	1 438 342.96	0.43
米ドル合計		2 383 410.37	0.72
ボンド、固定利付債合計		42 069 246.18	12.79
ボンド、ゼロ・クーポン債			
ユーロ			
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-REG-S 0.00000% 16-25.05.21	2 050 000.00	2 073 632.40	0.63
ユーロ合計		2 073 632.40	0.63
ボンド、ゼロ・クーポン債合計		2 073 632.40	0.63
財務省証券 (T-note)、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 5.00000% 07-15.05.37	650 000.00	879 309.29	0.27
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.50000% 09-15.02.39	1 000 000.00	1 149 015.05	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.00000% 15-15.05.45	1 500 000.00	1 619 954.32	0.49
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 16-15.08.46	625 000.00	587 890.24	0.18
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.37500% 14-15.08.24	3 550 000.00	3 377 630.60	1.03

銘柄	数量/ 額面	先物／先渡為替契約／ ユーロ建評価額 スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 15-15.02.25	2 580 000.00	2 416 364.76	0.73
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.37500% 09-15.11.19	4 500 000.00	4 134 222.48	1.26
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.50000% 14-15.05.24	3 500 000.00	3 342 598.88	1.01
米ドル合計		17 506 985.62	5.32
財務省証券 (T-note)、固定利付債合計		17 506 985.62	5.32
財務省証券 (T-note)、変動利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.875%/CPI LINKED 99-15.04.29	1 650 000.00	3 163 543.39	0.96
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.375%/CPI LINKED 04-15.01.25	685 000.00	951 307.75	0.29
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.125%/CPI LINKED 11-15.01.21	890 000.00	960 192.52	0.29
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15.01.22	1 125 000.00	1 158 096.36	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 17-15.01.27	1 160 000.00	1 141 829.05	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.750%/CPI LINKED 18-15.07.28	1 155 000.00	1 136 103.32	0.35
米ドル合計		8 511 072.39	2.59
財務省証券 (T-note)、変動利付債合計		8 511 072.39	2.59
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および 短期金融商品合計		262 195 780.37	79.72
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
ノート、固定利付債			
米ドル			
USD ABBVIE INC 2.90000% 13-06.11.22	1 000 000.00	934 847.55	0.28
USD KRAFT HEINZ FOODS CO 3.50000% 12-06.06.22	1 000 000.00	942 763.89	0.29
USD MORGAN STANLEY 3.75000% 13-25.02.23	1 000 000.00	959 036.14	0.29
USD TIME WARNER CABLE LLC 4.00000% 11-01.09.21	500 000.00	469 234.00	0.14
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 4.01600% 19-03.12.29	1 019 000.00	1 038 752.45	0.32
USD WALT DISNEY CO-REG-S 3.00000% 19-15.09.22	1 000 000.00	945 861.58	0.29
米ドル合計		5 290 495.61	1.61
ノート、固定利付債合計		5 290 495.61	1.61
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債			
米ドル			
USD BANK OF AMERICA CORP 3.30000% 13-11.01.23	1 000 000.00	947 686.58	0.29
米ドル合計		947 686.58	0.29
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債合計		947 686.58	0.29
ボンド、固定利付債			
カナダドル			
CAD CANADA, GOVERNMENT 0.50000% 16-01.03.22	3 800 000.00	2 567 338.45	0.78
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.75000% 14-01.12.48	1 300 000.00	1 155 515.69	0.35
カナダドル合計		3 722 854.14	1.13
米ドル			
USD AMERICA MOVIL SAB DE CV 3.12500% 12-16.07.22	1 000 000.00	938 043.48	0.29
米ドル合計		938 043.48	0.29
ボンド、固定利付債合計		4 660 897.62	1.42

銘柄	数量/ 額面	先物／ユーロ建 先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
財務省証券 (T-note)、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.62500% 14-15.02.44	3 470 000.00	4 114 646.87	1.25
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.87500% 17-30.09.22	2 200 000.00	2 035 871.97	0.62
米ドル合計		6 150 518.84	1.87
財務省証券 (T-note)、固定利付債合計		6 150 518.84	1.87
財務省証券 (T-note)、変動利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 14-15.01.24	610 000.00	624 543.84	0.19
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.250%/CPI LINKED 15-15.01.25	1 500 000.00	1 493 429.29	0.45
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 16-15.01.26	1 125 000.00	1 141 384.65	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 16-15.04.21	1 180 000.00	1 158 757.86	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15.07.22	1 133 500.00	1 154 594.89	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 13-15.01.23	1 145 000.00	1 157 244.80	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI INDEX 13-15.07.23	1 130 000.00	1 149 177.69	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 15-15.07.25	1 140 000.00	1 145 533.09	0.35
米ドル合計		9 024 666.11	2.74
財務省証券 (T-note)、変動利付債合計		9 024 666.11	2.74
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および 短期金融商品合計		26 074 264.76	7.93
ルクセンブルグ2010年12月17日法 (改訂済) の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
ルクセンブルグ			
CNY UBS (LUX) BOND SICAV - CHINA FIXED INCOME (RMB) U-X-ACC	442.00	6 301 938.84	1.91
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X ACC	1 231.00	15 356 041.86	4.67
USD UBS (LUX) INST FUND - EMERGING MARKETS EQUITY FA	272.00	6 903 318.58	2.10
ルクセンブルグ合計		28 561 299.28	8.68
投資信託、オープン・エンド型合計		28 561 299.28	8.68
ルクセンブルグ2010年12月17日法 (改訂済) の第41条(1)e)に規定された UCITS/その他のUCIs合計		28 561 299.28	8.68
投資有価証券合計		316 831 344.41	96.33
金融派生商品			
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品			
債券関連金融先物			
EUR EURO-BOBL FUTURE 06.12.19	-147.00	167 580.00	0.05
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19.12.19	-202.00	254 769.77	0.08
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 19.12.19	24.00	-89 089.16	-0.03
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.19	-33.00	23 884.65	0.01
CAD CANADA 10YR BOND FUTURE 18.12.19	171.00	-273 661.64	-0.09
債券関連金融先物合計		83 483.62	0.02

銘柄	数量/ 額面	先物／先渡為替契約／ユーロ建評価額 スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
指数関連金融先物			
EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 20.12.19	103.00	58 710.00	0.02
CHF SWISS MARKET INDEX FUTURE 20.12.19	-54.00	-40 235.75	-0.01
EUR CAC 40 INDEX FUTURE 18.10.19	-200.00	-160 000.00	-0.05
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 20.12.19	-212.00	-204 286.90	-0.06
SEK OMX 30 INDEX FUTURE 18.10.19	-692.00	7 424.19	0.00
USD FTSE XINHUA CHINA A 50 INDEX FUTURE 30.10.19	581.00	-74 610.16	-0.02
USD S&P500 EMINI FUTURE 20.12.19	-156.00	165 064.94	0.05
JPY TOPIX INDX FUTURE 12.12.19	105.00	561 213.51	0.17
USD MINI MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 20.12.19	271.00	-226 392.63	-0.07
AUD SPI 200 INDEX FUTURE 19.12.19	33.00	23 477.69	0.01
USD E-MINI RUSSELL 1000 VALUE INDEX FUTURE 20.12.19	309.00	-178 998.63	-0.06
CAD S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 19.12.19	6.00	33.25	0.00
指数関連金融先物合計		-68 600.49	-0.02
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品合計			14 883.13 0.00
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない金融派生商品			
クレジット・デフォルト・スワップ*			
USD ICE/CDX.NA.HY.33-V1 CDI REC 5.00000% 19-20.12.24	17 200 000.00	1 082 372.21	0.33
クレジット・デフォルト・スワップ合計		1 082 372.21	0.33
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない金融派生商品合計			1 082 372.21 0.33
金融派生商品合計			1 097 255.34 0.33
先渡為替契約			
先渡為替契約 (購入／売却)			
EUR 23 670 752.12	GBP 21 804 999.77	10.10.2019	-969 318.78 -0.30
EUR 29 040 292.91	CAD 43 083 406.09	10.10.2019	-793 344.16 -0.24
EUR 27 235 296.03	AUD 45 051 727.92	10.10.2019	-627 024.44 -0.19
EUR 2 184 436.68	DKK 16 300 000.00	10.10.2019	1 219.86 0.00
EUR 19 734 727.03	CHF 21 517 917.49	10.10.2019	-60 621.42 -0.02
EUR 6 949 248.07	NZD 11 935 000.00	10.10.2019	87 659.24 0.03
MXN 264 780 000.00	EUR 11 908 013.36	10.10.2019	368 832.59 0.11
JPY 1 472 915 005.00	ユーロ 12 357 221.02	10.10.2019	142 635.83 0.04
SEK 48 255 903.20	EUR 4 487 720.19	10.10.2019	13 788.25 0.00
EUR 186 064 666.54	USD 209 360 000.00	10.10.2019	-5 855 237.93 -1.78
EUR 1 435 270.39	HKD 12 649 999.57	10.10.2019	-44 161.42 -0.01
EUR 1 395 352.86	NOK 13 952 081.58	10.10.2019	-12 519.56 0.00
EUR 942 372.16	USD 1 060 000.00	10.10.2019	-29 327.78 -0.01
GBP 700 000.00	EUR 758 389.96	10.10.2019	32 623.56 0.01
EUR 632 596.43	JPY 75 000 000.00	10.10.2019	-3 889.22 0.00
USD 750 000.00	EUR 666 536.26	10.10.2019	20 987.28 0.01
USD 830 000.00	EUR 741 733.76	10.10.2019	19 125.62 0.01
USD 1 000 000.00	EUR 899 221.71	10.10.2019	17 476.34 0.01
GBP 800 000.00	EUR 872 939.51	10.10.2019	31 075.94 0.01
EUR 634 296.14	JPY 75 000 000.00	10.10.2019	-2 189.51 0.00
EUR 220 248.48	NOK 2 200 000.00	10.10.2019	-1 748.45 0.00
USD 140 000.00	EUR 125 530.91	10.10.2019	2 806.82 0.00

* 額面が正：サブ・ファンドは「プロテクションの受取側」、額面が負：サブ・ファンドは「プロテクションの支払側」

銘柄				数量/ 額面	先物／ユーロ建評価額 先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD	6 843 813.50	CNH	49 120 000.00	10.10.2019	-30 159.76	-0.01
CAD	800 000.00	EUR	542 106.17	10.10.2019	11 863.72	0.00
JPY	65 000 000.00	EUR	552 389.94	10.10.2019	-769.04	0.00
SEK	4 500 000.00	EUR	417 026.39	10.10.2019	2 752.05	0.00
CHF	250 000.00	EUR	229 938.76	10.10.2019	48.05	0.00
GBP	250 000.00	EUR	275 223.10	10.10.2019	7 281.73	0.00
USD	900 000.00	EUR	812 983.97	10.10.2019	12 044.28	0.00
USD	430 000.00	EUR	391 077.82	10.10.2019	3 102.34	0.00
EUR	279 632.03	NOK	2 800 000.00	10.10.2019	-2 909.52	0.00
USD	202 329.17	CHF	200 000.00	10.10.2019	1 485.24	0.00
USD	620 000.00	EUR	563 903.76	10.10.2019	4 449.03	0.00
USD	2 000 000.00	EUR	1 810 600.50	10.10.2019	22 795.61	0.01
EUR	233 227.70	CAD	340 000.00	10.10.2019	-2 209.50	0.00
EUR	292 872.11	CHF	320 000.00	10.10.2019	-1 511.00	0.00
EUR	655 284.25	SEK	7 000 000.00	10.10.2019	2 295.56	0.00
EUR	224 823.08	CAD	330 000.00	10.10.2019	-3 689.50	0.00
USD	1 230 000.00	EUR	1 109 332.97	10.10.2019	18 205.64	0.01
EUR	191 012.37	GBP	170 000.00	10.10.2019	-1 090.91	0.00
USD	470 000.00	EUR	423 762.82	10.10.2019	7 085.27	0.00
EUR	178 460.17	SEK	1 900 000.00	10.10.2019	1 220.38	0.00
COP	25 100 000 000.00	USD	7 450 834.88	21.11.2019	-230 737.46	-0.07
CAD	41 647 200.00	EUR	28 505 662.16	25.10.2019	304 080.87	0.09
GBP	23 072 100.00	EUR	26 058 574.16	25.10.2019	-1 727.24	0.00
先渡為替契約 (購入／売却) 合計					-7 537 245.50	-2.29
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産					17 810 257.54	5.41
当座借越およびその他の短期負債					-220 143.09	-0.07
その他の資産および負債					931 803.11	0.29
純資産総額					328 913 271.81	100.00

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux)キー・セレクション・シキャブダイナミック・アルファ (米ドル)

2019年9月30日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
ノート、固定利付債			
ユーロ			
EUR DREAM GLOBAL FUNDING 1 SARL-REG-S 1.37500% 17-21.12.21	100 000.00	111 093.78	0.19
ユーロ合計		111 093.78	0.19
米ドル			
USD ABBOTT LABORATORIES 4.90000% 16-30.11.46	60 000.00	77 402.39	0.13
USD ABBVIE INC 4.25000% 18-14.11.28	50 000.00	54 251.86	0.09
USD ABBVIE INC 4.87500% 18-14.11.48	35 000.00	38 613.27	0.07
USD ALBEMARLE CORPORATION 5.45000% 14-01.12.44	50 000.00	56 748.38	0.10
USD ALLERGAN FUNDING SCS 3.45000% 15-15.03.22	40 000.00	40 991.24	0.07
USD ALLERGAN FUNDING SCS 4.75000% 15-15.03.45	12 000.00	12 713.75	0.02
USD ALPHABET INC 1.99800% 16-15.08.26	75 000.00	75 213.40	0.13
USD ALTRIA GROUP INC 4.40000% 19-14.02.26	35 000.00	37 427.20	0.07
USD ALTRIA GROUP INC 4.80000% 19-14.02.29	15 000.00	16 431.43	0.03
USD ALTRIA GROUP INC 5.95000% 19-14.02.49	30 000.00	35 278.61	0.06
USD AMERICAN EXPRESS CO 3.40000% 18-27.02.23	75 000.00	77 878.17	0.14
USD AMGEN INC 4.40000% 15-01.05.45	25 000.00	28 252.11	0.05
USD ANHEUSER-BUSCH COS 3.65000% 19-01.02.26	45 000.00	48 208.33	0.08
USD ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC 4.15000% 19-23.01.25	25 000.00	27 304.91	0.05
USD ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC 4.75000% 19-23.01.29	30 000.00	34 867.83	0.06
USD ANTHEM INC 3.65000% 17-01.12.27	25 000.00	26 269.70	0.05
USD APPLE INC 3.85000% 16-04.08.46	80 000.00	90 181.11	0.16
USD APT PIPELINES LTD-REG-S 4.20000% 15-23.03.25	20 000.00	21 182.00	0.04
USD APT PIPELINES LTD-REG-S 4.25000% 17-15.07.27	25 000.00	26 697.25	0.05
USD AT&T INC 4.35000% 19-01.03.29	100 000.00	110 448.85	0.19
USD AT&T INC 4.75000% 15-15.05.46	85 000.00	94 262.12	0.16
USD AT&T INC 5.55000% 11-15.08.41	60 000.00	71 722.48	0.12
USD BAT CAPITAL CORP 3.55700% 18-15.08.27	40 000.00	40 291.17	0.07
USD CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD 2.95000% 17-15.01.23	35 000.00	35 613.10	0.06
USD CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD 3.85000% 17-01.06.27	50 000.00	52 635.15	0.09
USD CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 3.90000% 19-29.01.24	65 000.00	68 672.68	0.12
USD CCO LLC/CAPITAL 4.50000% 18-01.02.24	60 000.00	64 459.40	0.11
USD CELGENE CORP 3.87500% 15-15.08.25	70 000.00	75 557.97	0.13
USD CENOVUS ENERGY INC 4.25000% 17-15.04.27	40 000.00	41 587.24	0.07
USD CF INDUSTRIES INC 5.15000% 14-15.03.34	40 000.00	41 838.00	0.07
USD CIGNA CORP 3.40000% 19-17.09.21	45 000.00	46 010.95	0.08
USD CIGNA CORP 4.37500% 19-15.10.28	50 000.00	54 633.80	0.10
USD CIGNA CORP 4.90000% 19-15.12.48	20 000.00	22 881.52	0.04
USD CITIGROUP INC 4.65000% 18-23.07.48	105 000.00	128 500.00	0.22
USD COMCAST CORP 3.95000% 18-15.10.25	50 000.00	54 423.00	0.09
USD COMCAST CORP 4.15000% 18-15.10.28	30 000.00	33 651.78	0.06
USD COMCAST CORP 4.70000% 18-15.10.48	25 000.00	30 611.08	0.05
USD COMCAST CORP 4.95000% 18-15.10.58	25 000.00	31 773.91	0.06
USD CONAGRA BRANDS INC 3.80000% 18-22.10.21	20 000.00	20 641.12	0.04
USD CONAGRA BRANDS INC 5.40000% 18-01.11.48	30 000.00	35 590.37	0.06
USD CONAGRA INC 4.60000% 18-01.11.25	40 000.00	43 988.68	0.08
USD CVS HEALTH CORP 2.62500% 19-15.08.24	45 000.00	45 200.08	0.08
USD CVS HEALTH CORP 3.35000% 18-09.03.21	16 000.00	16 255.85	0.03
USD CVS HEALTH CORP 4.30000% 18-25.03.28	50 000.00	54 066.77	0.09
USD CVS HEALTH CORP 5.05000% 18-25.03.48	25 000.00	28 373.22	0.05
USD CVS HEALTH CORP 5.12500% 15-20.07.45	60 000.00	68 007.66	0.12
USD DISCOVERY COMMUNICATIONS LLC 5.30000% 19-15.05.49	55 000.00	60 777.76	0.11
USD DOMINION ENERGY INC 2.85000% 16-15.08.26	20 000.00	20 101.28	0.04

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）	
USD	ENABLE MIDSTREAM PARTNERS LP 3.90000% 15-15.05.24	35 000.00	35 675.42	0.06
USD	ENERGY TRANSFER OPERATING LP 4.50000% 19-15.04.24	35 000.00	37 307.93	0.07
USD	ENERGY TRANSFER PARTNERS LP 6.05000% 11-01.06.41	60 000.00	68 596.92	0.12
USD	EXELON CORP 3.40000% 16-15.04.26	25 000.00	26 131.19	0.05
USD	FEDEX CORP 4.55000% 16-01.04.46	10 000.00	10 489.05	0.02
USD	GE CAPITAL INTL FUNDING CO 4.41800% 16-15.11.35	200 000.00	209 303.74	0.36
USD	GENERAL ELECTRIC CO 3.15000% 12-07.09.22	30 000.00	30 451.93	0.05
USD	GILEAD SCIENCES INC 4.75000% 15-01.03.46	25 000.00	29 756.16	0.05
USD	HCP INC 3.87500% 14-15.08.24	45 000.00	48 013.62	0.08
USD	HSBC HOLDINGS PLC 5.10000% 11-05.04.21	95 000.00	99 038.76	0.17
USD	HUMANA INC 3.12500% 19-15.08.29	60 000.00	59 944.04	0.10
USD	ILLINOIS TOOL WORKS INC 2.65000% 16-15.11.26	60 000.00	62 074.91	0.11
USD	JPMORGAN CHASE & CO 3.20000% 13-25.01.23	380 000.00	392 440.59	0.68
USD	KINDER MORGAN INC 3.15000% 17-15.01.23	45 000.00	46 062.23	0.08
USD	KRAFT HEINZ FOODS CO 5.00000% 13-04.06.42	50 000.00	51 548.88	0.09
USD	KROGER CO 3.87500% 16-15.10.46	10 000.00	9 539.35	0.02
USD	LINCOLN NATIONAL CORP 3.80000% 18-01.03.28	80 000.00	84 585.19	0.15
USD	LOWE ' S COS INC 4.25000% 14-15.09.44	45 000.00	48 382.42	0.08
USD	MARATHON OIL CORP 3.85000% 15-01.06.25	40 000.00	41 588.82	0.07
USD	MEXICHEM SAB DE CV-REG-S 5.50000% 17-15.01.48	200 000.00	201 500.00	0.35
USD	MICROSOFT CORP 3.70000% 16-08.08.46	60 000.00	68 287.46	0.12
USD	MORGAN STANLEY 2.50000% 16-21.04.21	140 000.00	140 938.68	0.25
USD	MPLX LP 5.20000% 17-01.03.47	40 000.00	44 425.88	0.08
USD	NEXEN INC 6.40000% 07-15.05.37	45 000.00	63 520.31	0.11
USD	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP 3.50000% 19-15.08.29	45 000.00	45 639.02	0.08
USD	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC 4.25000% 14-10.11.44	25 000.00	27 340.75	0.05
USD	QUALCOMM INC 4.30000% 17-20.05.47	30 000.00	33 536.03	0.06
USD	REYNOLDS AMERICAN INC 5.70000% 15-15.08.35	15 000.00	16 742.46	0.03
USD	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC-SUB 6.10000% 13-10.06.23	65 000.00	70 812.36	0.12
USD	SCENTRE GROUP TRUST 1 /2-REG-S 2.37500% 15-28.04.21	55 000.00	54 887.25	0.10
USD	SEMPRA ENERGY 6.00000% 09-15.10.39	40 000.00	51 360.01	0.09
USD	SGSP AUSTRALIA ASSETS PTY LTD-REG-S 3.25000% 16-29.07.26	200 000.00	206 204.56	0.36
USD	SOUTHERN CO 3.25000% 16-01.07.26	50 000.00	51 563.40	0.09
USD	SOUTHERN CO 4.40000% 16-01.07.46	15 000.00	16 713.24	0.03
USD	SUMITOMO MITSUI FIN GP INC 2.93400% 16-09.03.21	30 000.00	30 235.80	0.05
USD	SUMITOMO MITSUI FIN GP INC-SUB 3.20200% 19-17.09.29	70 000.00	70 553.00	0.12
USD	SUNTRUST BANKS INC 2.70000% 16-27.01.22	70 000.00	70 781.68	0.12
USD	TELEFONICA EMISIONES SA 5.52000% 19-01.03.49	260 000.00	316 526.86	0.55
USD	TELSTRA CORP LTD-REG-S 4.80000% 11-12.10.21	40 000.00	41 902.00	0.07
USD	TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NL III BV 2.80000% 16-21.07.23	35 000.00	28 150.94	0.05
USD	TIME WARNER CABLE LLC 5.00000% 09-01.02.20	65 000.00	65 525.45	0.11
USD	UNION PACIFIC CORP 4.05000% 15-15.11.45	20 000.00	21 992.05	0.04
USD	UNITED TECHNOLOGIES CORP 4.62500% 18-16.11.48	20 000.00	24 970.25	0.04
USD	UNITED TECHNOLOGIES CORP 3.35000% 18-16.08.21	20 000.00	20 516.51	0.04
USD	UNITED TECHNOLOGIES CORP 3.95000% 18-16.08.25	40 000.00	43 822.16	0.08
USD	VALERO ENERGY CORP 4.90000% 15-15.03.45	50 000.00	55 831.72	0.10
USD	VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.37600% 18-15.02.25	26 000.00	27 426.54	0.05
USD	VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.87500% 19-08.02.29	25 000.00	27 434.12	0.05
USD	VMWARE INC 3.90000% 17-21.08.27	50 000.00	51 423.81	0.09
USD	VODAFONE GROUP PLC 4.37500% 13-19.02.43	15 000.00	15 495.68	0.03
USD	WELLS FARGO & CO 2.10000% 16-26.07.21	65 000.00	64 934.44	0.11
USD	WELLS FARGO & CO 3.06900% 17-24.01.23	80 000.00	81 467.60	0.14
USD	WESTPAC BANKING CORP 2.80000% 17-11.01.22	25 000.00	25 393.25	0.04
USD	WILLIAMS COMPANIES INC 4.55000% 14-24.06.24	25 000.00	26 907.65	0.05
USD	WILLIAMS COS INC/THE 4.30000% 14-04.03.24	55 000.00	58 461.30	0.10
USD	WILLIAMS COS INC/THE 4.90000% 14-15.01.45	20 000.00	21 135.66	0.04
USD	WPP FINANCE 2010 3.75000% 14-19.09.24	30 000.00	31 177.12	0.05
USD	XLIT LTD 5.25000% 13-15.12.43	25 000.00	32 590.20	0.06
米ドル合計			6 057 548.28	10.55
ノート、固定利付債合計			6 168 642.06	10.74

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
ノート、変動利付債			
米ドル			
USD BHP BILLITON FINANCE USA-REG-S-SUB 6.750%/VAR 15-19.10.75	200 000.00	233 278.00	0.41
USD ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 5.625%/VAR 14-PRP	185 000.00	191 937.50	0.33
USD ROYAL BK OF SCOTLAND GP PLC 4.519%/VAR 18-25.06.24	200 000.00	210 326.88	0.37
米ドル合計		635 542.38	1.11
ノート、変動利付債合計		635 542.38	1.11
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債			
豪ドル			
AUD AURIZON NETWORK PTY LTD-REG-S 4.00000% 17-21.06.24	30 000.00	21 718.44	0.04
AUD BANCO SANTANDER SA 4.00000% 17-19.01.23	200 000.00	141 570.01	0.24
豪ドル合計		163 288.45	0.28
ユーロ			
EUR A.P. MOELLER-MAERSK-REG-S 1.75000% 18-16.03.26	105 000.00	118 695.67	0.21
EUR ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA-REG-S 2.37500% 19-27.09.27	100 000.00	118 976.14	0.21
EUR AKELIUS RESIDENTIAL PROPERTY AB-REG-S 1.75000% 17-07.02.25	100 000.00	114 832.95	0.20
EUR AUSGRID FINANCE PTY LTD-REG-S 1.25000% 18-30.07.25	125 000.00	142 898.08	0.25
EUR BANCO SANTANDER SA-REG-S-SUB 3.25000% 16-04.04.26	100 000.00	124 853.46	0.22
EUR BANQUE FEDER DU CREDIT MUTUEL-REG-S-SUB 3.00000% 15-11.09.25	100 000.00	124 552.73	0.22
EUR BAT INTERNATIONAL FINANCE PLC-REG-S 0.87500% 15-13.10.23	100 000.00	110 372.72	0.19
EUR BNP PARIBAS-REG-S 1.25000% 18-19.03.25	100 000.00	114 631.70	0.20
EUR BNP PARIBAS-REG-S 1.00000% 18-17.04.24	100 000.00	113 078.60	0.20
EUR BPCE SA-REG-S 1.37500% 18-23.03.26	100 000.00	116 159.29	0.20
EUR CANAL DE ISABEL II GESTION SA-REG-S 1.68000% 15-26.02.25	100 000.00	115 484.85	0.20
EUR CREDIT AGRICOLE SA LONDON-REG-S 1.37500% 18-13.03.25	100 000.00	115 435.83	0.20
EUR DANSKE BANK AS-REG-S 1.37500% 19-24.05.22	100 000.00	112 304.56	0.19
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S 1.12500% 18-30.08.23	40 000.00	44 954.26	0.08
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S 1.62500% 19-12.02.21	100 000.00	110 230.12	0.19
EUR FORD MOTOR CREDIT CO LLC 3.02100% 19-06.03.24	100 000.00	114 554.95	0.20
EUR GALP GAS NATURAL DISTRIBUICAO SA-REG-S 1.37500% 16-19.09.23	100 000.00	113 966.67	0.20
EUR GLOBALWORTH REAL ESTATE INVEST-REG-S 3.00000% 18-29.03.25	100 000.00	118 934.00	0.21
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC-REG-S 2.00000% 15-27.07.23	190 000.00	221 074.24	0.38
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC-REG-S 1.62500% 16-27.07.26	80 000.00	93 395.26	0.16
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC-REG-S 2.00000% 18-01.11.28	40 000.00	48 322.90	0.08
EUR ING GROEP NV-REG-S 1.12500% 18-14.02.25	100 000.00	114 035.57	0.20
EUR ITALGAS SPA-REG-S 1.62500% 17-19.01.27	100 000.00	118 959.35	0.21
EUR NET4GAS SRO-REG-S 2.50000% 14-28.07.21	100 000.00	113 536.70	0.20
EUR PETROLEOS MEXICANOS-REG-S 3.75000% 17-21.02.24	100 000.00	113 142.32	0.20
EUR REDEXIS GAS FINANCE BV-REG-S 1.87500% 15-27.04.27	100 000.00	112 777.26	0.19
EUR SCHAEFFLER AG-REG-S 2.87500% 19-26.03.27	25 000.00	29 980.97	0.05
EUR VOLKSWAGEN FINANCIAL SERVICES AG-REG-S 1.50000% 19-01.10.24	30 000.00	33 972.90	0.06
EUR VOLKSWAGEN LEASING GMBH-REG-S 1.00000% 18-16.02.23	35 000.00	38 915.56	0.07
EUR VOLKSWAGEN LEASING GMBH-REG-S 1.62500% 18-15.08.25	45 000.00	51 271.07	0.09
ユーロ合計		3 134 300.68	5.46
英ポンド			
GBP AA BOND CO LTD-REG-S 2.87500% 16-31.01.22	140 000.00	165 904.75	0.29
GBP ANGLIAN WATER SERVICES FINANCING-REG-S 4.50000% 13-22.02.26	100 000.00	137 728.70	0.24
GBP PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC-REG-S-SUB 4.12500% 17-20.07.22	100 000.00	128 508.92	0.22
GBP THAMES WATER UTILITIES FINANCE PLC 5.12500% 06-28.09.37	65 000.00	109 406.38	0.19
英ポンド合計		541 548.75	0.94

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
米ドル			
USD BANK OF AMERICA CORP 3.87500% 15-01.08.25	320 000.00	344 897.28	0.60
USD GENERAL ELECTRIC CO 4.37500% 10-16.09.20	30 000.00	30 518.20	0.05
USD HENKEL AG & CO KGAA-REG-S 2.00000% 17-12.06.20	60 000.00	59 949.96	0.11
USD MIRVAC GROUP FINANCE LTD-REG-S 3.62500% 17-18.03.27	200 000.00	204 876.42	0.36
USD MORGAN STANLEY 4.00000% 15-23.07.25	60 000.00	64 726.74	0.11
USD MORGAN STANLEY-SUB 4.35000% 14-08.09.26	50 000.00	54 146.27	0.09
USD PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC-REG-S-SUB 5.37500% 17-06.07.27	200 000.00	205 500.00	0.36
USD WALT DISNEY CO/THE 1.85000% 16-30.07.26	10 000.00	9 864.64	0.02
USD WELLS FARGO & CO 2.62500% 17-22.07.22	70 000.00	70 777.17	0.12
米ドル合計		1 045 256.68	1.82
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債合計		4 884 394.56	8.50
ミディアム・ターム・ノート、変動利付債			
ユーロ			
EUR AXA SA-REG-S-SUB 3.250%/VAR 18-28.05.49	100 000.00	123 347.31	0.22
EUR BARCLAYS PLC-REG-S-SUB 2.625%/VAR 15-11.11.25	140 000.00	154 486.40	0.27
EUR COMMONWEALTH BK OF AUSTRLIA-REG-S-SUB 1.936%/VAR 17-03.10.29	100 000.00	113 524.71	0.20
EUR IBERDROLA INTERNATIONAL BV-REG-S-SUB 2.625%/VAR 18-PRP	100 000.00	115 697.48	0.20
EUR NATIONWIDE BUILDING SOCIETY-REG-S-SUB 2.000%/VAR 17-25.07.29	100 000.00	110 739.25	0.19
EUR UBS AG-REG-S-SUB 4.750%/VAR 14-12.02.26	100 000.00	115 402.25	0.20
ユーロ合計		733 197.40	1.28
英ポンド			
GBP AVIVA PLC-REG-S-SUB 5.125%VAR 15-04.06.50	100 000.00	139 729.43	0.24
GBP BARCLAYS PLC-REG-S 2.375%/VAR 17-06.10.23	100 000.00	124 260.21	0.22
GBP CYBG PLC-REG-S 3.375%/VAR 18-24.04.26	100 000.00	120 536.19	0.21
GBP PRUDENTIAL PLC-REG-S-SUB 5.000%/VAR 15-20.07.55	100 000.00	140 851.15	0.24
GBP YORKSHIRE WATER SERVICES FIN-REG-S 3.750%/VAR 10-22.03.46	110 000.00	141 891.03	0.25
英ポンド合計		667 268.01	1.16
米ドル			
USD DBS GROUP HOLDINGS LTD-REG-S-SUB 3.600%/VAR 16-PRP	200 000.00	200 194.00	0.35
米ドル合計		200 194.00	0.35
ミディアム・ターム・ノート、変動利付債合計		1 600 659.41	2.79
ボンド、固定利付債			
ユーロ			
EUR ADO PROPERTIES SA-REG-S 1.50000% 17-26.07.24	100 000.00	109 179.82	0.19
EUR ALLERGAN FUNDING SCS 2.12500% 17-01.06.29	100 000.00	120 041.92	0.21
EUR BUZZI UNICEM SPA-REG-S 2.12500% 16-28.04.23	100 000.00	115 123.82	0.20
EUR CDP RETI SPA-REG-S 1.87500% 15-29.05.22	100 000.00	112 188.56	0.19
EUR CHUBB INA HOLDINGS INC 2.50000% 18-15.03.38	100 000.00	133 249.91	0.23
EUR CIE GEN ETABLISSEMENTS MICHELIN-REG-S 2.50000% 18-03.09.38	100 000.00	141 892.14	0.25
EUR FCC AQUALIA SA-REG-S 2.62900% 17-08.06.27	100 000.00	118 997.08	0.21
EUR GENERAL ELECTRIC CO 2.12500% 17-17.05.37	190 000.00	212 415.88	0.37
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 1.35000% 15-15.04.22	90 000.00	101 784.47	0.18
EUR LIBERTY MUTUAL GROUP INC-REG-S 2.75000% 16-04.05.26	130 000.00	159 842.97	0.28
EUR MYLAN NV-REG-S 3.12500% 16-22.11.28	100 000.00	123 084.46	0.21
EUR PETROLEOS MEXICANOS-REG-S 5.50000% 05-24.02.25	20 000.00	24 447.74	0.04
EUR RESA SA/BELGIUM-REG-S 1.00000% 16-22.07.26	100 000.00	113 369.61	0.20
EUR TAURON POLSKA ENERGIA SA-REG-S 2.37500% 17-05.07.27	100 000.00	116 157.54	0.20
EUR TDF INFRASTRUCTURE SAS 2.87500% 15-19.10.22	100 000.00	115 790.14	0.20

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE II BV-REG-S 1.12500% 16-15.10.24	140 000.00	114 013.11	0.20
EUR TRANSPORT ET INFRASTRUCTURES GAZ-REG-S 2.20000% 15-05.08.25	100 000.00	120 259.09	0.21
EUR VERIZON COMMUNICATIONS INC 2.87500% 17-15.01.38	105 000.00	141 742.57	0.25
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FIN NV-REG-S 1.12500% 17-02.10.23	100 000.00	111 961.36	0.19
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FIN NV-REG-S 4.12500% 18-16.11.38	100 000.00	142 367.04	0.25
EUR VVO-YHTYMA OYJ-REG-S 1.62500% 16-17.10.23	100 000.00	113 511.80	0.20
ユーロ合計		2 561 421.03	4.46
英ポンド			
GBP BARCLAYS BANK PLC-SUB 9.50000% 96-07.08.21	55 000.00	77 146.00	0.14
GBP TESCO PROPERTY FINANCE 4 PLC 5.80060% 11-13.10.40	180 000.00	283 387.72	0.49
英ポンド合計		360 533.72	0.63
米ドル			
USD AMERICAN AIRLINES PASS THROUGH TRUST 4.37500% 14-01.10.22	50 000.00	31 155.55	0.06
USD BALTIMORE GAS & ELECTRIC CO 3.50000% 16-15.08.46	35 000.00	36 340.25	0.06
USD CITIGROUP INC 3.87500% 13-25.10.23	180 000.00	190 596.15	0.33
USD CONSUMERS ENERGY COMPANY 3.25000% 16-15.08.46	20 000.00	20 461.34	0.04
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC-SUB 5.15000% 15-22.05.45	45 000.00	53 406.04	0.09
USD KROGER CO 3.70000% 17-01.08.27	60 000.00	63 396.93	0.11
USD MEXICO CITY AIRPORT TRUST-REG-S 5.50000% 17-31.07.47	200 000.00	198 600.00	0.35
USD MICROSOFT CORP 2.40000% 16-08.08.26	30 000.00	30 553.64	0.05
USD MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 2.66500% 17-25.07.22	40 000.00	40 303.20	0.07
USD NATL RURAL UTIL COOPERATIVE FIN CORP 3.70000% 19-15.03.29	25 000.00	27 630.81	0.05
USD REYNOLDS AMERICAN INC 4.45000% 15-12.06.25	40 000.00	42 662.01	0.08
USD SHELL INTERNATIONAL FINANCE BV 4.37500% 15-11.05.45	40 000.00	48 334.68	0.08
USD SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO 4.00000% 17-01.04.47	45 000.00	48 259.03	0.08
USD SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO 2.85000% 19-01.08.29	45 000.00	45 392.73	0.08
USD SUNCOR ENERGY INC 6.50000% 07-15.06.38	55 000.00	75 736.59	0.13
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 5.25000% 17-16.03.37	20 000.00	24 761.24	0.04
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 5.50000% 17-16.03.47	90 000.00	118 783.66	0.21
米ドル合計		1 096 373.85	1.91
債券、固定利付債合計		4 018 328.60	7.00
債券、変動利付債			
ユーロ			
EUR AG INSURANCE SA/NV-REG-S-SUB 3.500%/VAR 15-30.06.47	100 000.00	122 172.17	0.21
EUR ATF NETHERLANDS BV-REG-S-SUB 3.750%/VAR 16-PRP	100 000.00	115 247.22	0.20
EUR CREDIT LOGEMENT SA-SUB 4.60400%/3M EURIBOR+115BP 06-PRP	100 000.00	86 097.24	0.15
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 4.000%/VAR 18-PRP	100 000.00	117 325.14	0.21
EUR ORSTED A/S-REG-S-SUB 3.000%/VAR 15-06.11.3015	20 000.00	22 313.52	0.04
EUR RABOBANK NEDERLAND NV REG-S 5.500%/VAR 15-PRP	200 000.00	224 446.01	0.39
EUR SWISS LIFE AG VIA DEMETER INV BV-SUB 4.375%/VAR 15-PRP	100 000.00	124 145.13	0.22
EUR UNIBAIL-RODAMCO SE-REG-S-SUB 2.875%/VAR 18-PRP	100 000.00	115 421.65	0.20
EUR VOLKSWAGEN INTL FINANCE NV-REG-S-SUB 3.375%/VAR 18-PRP	100 000.00	114 295.99	0.20
EUR VONOVIA FINANCE BV-REG-S-SUB 4.000%/VAR 14-PRP	100 000.00	117 014.43	0.20
ユーロ合計		1 158 478.50	2.02
英ポンド			
GBP BUPA FINANCE PLC 6.125%/VAR 04-PRP	20 000.00	25 545.33	0.05
GBP HSBC BANK CAPITAL FUNDING STERLING-SUB 5.86200%/VAR 04-PRP	20 000.00	25 101.01	0.04
GBP PRUDENTIAL PLC-REG-S-SUB 5.625%/VAR 18-20.10.51	175 000.00	246 829.38	0.43
GBP SSE PLC-REG-S-SUB 3.875%/VAR 15-PRP	120 000.00	148 985.07	0.26
英ポンド合計		446 460.79	0.78

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
米ドル			
USD SCOR SE-REG-S-SUB 5.250%/VAR 18-PRP	200 000.00	194 500.00	0.34
USD WESTPAC BANKING CORP-SUB 5.000%/VAR 17-PRP	90 000.00	87 920.10	0.15
米ドル合計		282 420.10	0.49
ボンド、変動利付債合計		1 887 359.39	3.29
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および 短期金融商品合計			
		19 194 926.40	33.43
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
財務省証券 (T-bill)、ゼロ・クーポン			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 16.05.19-14.11.19	11 000 000.00	10 976 065.54	19.11
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 30.05.19-29.11.19	13 700 000.00	13 659 304.29	23.79
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 12.09.19-12.03.20	2 400 000.00	2 380 521.50	4.15
米ドル合計		27 015 891.33	47.05
財務省証券 (T-bill)、ゼロ・クーポン合計		27 015 891.33	47.05
ノート、固定利付債			
カナダドル			
CAD ROYAL BANK OF CANADA 1.65000% 16-15.07.21	145 000.00	108 694.14	0.19
CAD TELUS CORP 3.75000% 14-17.01.25	30 000.00	23 882.18	0.04
CAD TORONTO-DOMINION BANK 2.04500% 16-08.03.21	100 000.00	75 518.12	0.13
カナダドル合計		208 094.44	0.36
米ドル			
USD ABB FINANCE USA INC 2.87500% 12-08.05.22	45 000.00	45 986.14	0.08
USD ABBVIE INC 4.40000% 13-06.11.42	40 000.00	41 254.30	0.07
USD ALTRIA GROUP INC 4.25000% 12-09.08.42	100 000.00	96 791.20	0.17
USD AMAZON.COM INC 2.80000% 18-22.08.24	110 000.00	114 381.63	0.20
USD APACHE CORP 4.25000% 12-15.01.44	80 000.00	71 240.89	0.12
USD BROADCOM CORP/CAYMAN FIN LTD 3.62500% 18-15.01.24	90 000.00	92 034.90	0.16
USD BURLINGTON NORTHERN SANTA FE LLC 5.40000% 11-01.06.41	35 000.00	45 508.70	0.08
USD CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 3.20000% 15-05.02.25	90 000.00	92 530.98	0.16
USD CCO LLC/CAPITAL 5.37500% 17-01.05.47	20 000.00	21 791.34	0.04
USD CHEVRON PHILLIPS CHEMICAL CO LLC-144A 3.30000% 18-01.05.23	125 000.00	128 349.86	0.22
USD CITIGROUP INC-SUB 4.60000% 16-09.03.26	30 000.00	32 777.65	0.06
USD DELL INTERNATIONAL LLC / EMC CORP-144A 5.30000% 19-01.10.29	85 000.00	92 671.59	0.16
USD DELL INTERNATIONAL LLC / EMC CORP-144A 8.35000% 16-15.07.46	85 000.00	112 110.51	0.19
USD DIAGEO CAPITAL PLC 3.87500% 13-29.04.43	30 000.00	34 150.96	0.06
USD EATON CORP 4.15000% 13-02.11.42	40 000.00	44 297.93	0.08
USD ENERGY TRANSFER PARTNERS LP 6.00000% 18-15.06.48	45 000.00	53 165.04	0.09
USD ENLINK MIDSTREAM PARTNERS LP 4.40000% 14-01.04.24	50 000.00	48 152.50	0.08
USD ENTERPRISE PRODUCTS OPERATING LLC 4.85000% 13-15.03.44	40 000.00	45 923.09	0.08
USD ERAC USA FINANCE LLC-144A 5.62500% 12-15.03.42	30 000.00	38 014.59	0.07
USD FREEPORT-MCMORAN INC 3.87500% 13-15.03.23	65 000.00	65 487.50	0.11
USD GENERAL ELECTRIC CO 4.12500% 12-09.10.42	20 000.00	20 012.52	0.03
USD GENERAL MOTORS FINANCIAL CO 4.35000% 18-09.04.25	105 000.00	109 373.00	0.19
USD GILEAD SCIENCES INC 4.80000% 14-01.04.44	30 000.00	35 878.84	0.06
USD GLENCORE FUNDING LLC-144A 4.87500% 19-12.03.29	50 000.00	54 029.07	0.09
USD HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP INC 4.30000% 13-15.04.43	40 000.00	44 407.86	0.08
USD HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP INC 4.40000% 18-15.03.48	55 000.00	63 136.37	0.11
USD HOME DEPOT INC/THE 4.87500% 13-15.02.44	30 000.00	38 673.49	0.07

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD JPMORGAN CHASE & CO-SUB 3.62500% 16-01.12.27	75 000.00	78 959.87	0.14
USD KINDER MORGAN INC-144A 5.62500% 13-15.11.23	40 000.00	44 389.91	0.08
USD KRAFT HEINZ FOODS CO-144A 4.87500% 15-15.02.25	28 000.00	28 825.35	0.05
USD KROGER CO 4.65000% 17-15.01.48	10 000.00	10 701.67	0.02
USD LIBERTY MUTUAL GROUP INC-144A 4.56900% 19-01.02.29	50 000.00	55 789.46	0.10
USD MERCK & CO INC 3.70000% 15-10.02.45	15 000.00	16 916.69	0.03
USD MICROSOFT CORP 3.50000% 12-15.11.42	35 000.00	38 501.43	0.07
USD MORGAN STANLEY 6.37500% 12-24.07.42	30 000.00	43 547.28	0.08
USD MOTIVA ENTERPRISES LLC-144A 6.85000% 10-15.01.40	30 000.00	36 948.66	0.06
USD MPLX LP-144A 4.25000% 19-01.12.27	20 000.00	21 159.81	0.04
USD NBC UNIVERSAL INC 4.37500% 11-01.04.21	100 000.00	103 529.47	0.18
USD ONCOR ELECTRIC DELIVERY CO 3.70000% 19-15.11.28	30 000.00	33 033.59	0.06
USD ORIGIN ENERGY FINANCE LTD-REG-S 5.45000% 11-14.10.21	40 000.00	42 161.20	0.07
USD PHILLIPS 66 PARTNERS LP 4.68000% 15-15.02.45	25 000.00	26 822.77	0.05
USD PPL CAPITAL FUNDING INC 4.70000% 13-01.06.43	85 000.00	95 773.15	0.17
USD SCHLUMBERGER HOLDINGS CORP-144A 3.00000% 15-21.12.20	50 000.00	50 423.48	0.09
USD SOUTHWESTERN ELECTRIC POWER 6.20000% 10-15.03.40	75 000.00	100 924.35	0.17
USD SWISS RE TREASURY (US) CORP-144A 4.25000% 12-06.12.42	40 000.00	45 927.82	0.08
USD TEACHERS INSURANCE&ANNUITY ASS-144A-SUB 4.90000% 14-15.09.44	35 000.00	43 511.21	0.08
USD TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE IV LLC 3.65000% 11-10.11.21	20 000.00	18 475.00	0.03
USD UNITD AIRLNS 2016-1 CL B PAS THROUGH TRT 3.65000% 17-07.01.26	50 000.00	44 278.75	0.08
USD VIRGINIA ELECTRIC & POWER CO 4.00000% 16-15.11.46	30 000.00	33 517.30	0.06
USD WALT DISNEY CO-144A 6.20000% 19-15.12.34	85 000.00	120 919.06	0.21
USD XCEL ENERGY INC 4.80000% 11-15.09.41	120 000.00	139 068.74	0.24
米ドル合計		2 956 238.47	5.15
ノート、固定利付債合計		3 164 332.91	5.51
ノート、変動利付債			
米ドル			
USD JPMORGAN CHASE & CO 2.739%/VAR 19-15.10.30	110 000.00	109 227.34	0.19
USD LLOYDS BANKING GROUP PLC 3.574%/3M LIBOR+120.5BP 17-07.11.28	210 000.00	214 292.19	0.37
米ドル合計		323 519.53	0.56
ノート、変動利付債合計		323 519.53	0.56
メディアム・ターム・ノート、固定利付債			
豪ドル			
AUD AUSGRID FINANCE PTY LTD-REG-S 3.75000% 17-30.10.24	50 000.00	36 650.29	0.06
豪ドル合計		36 650.29	0.06
カナダドル			
CAD BELL CANADA 4.75000% 14-29.09.44	25 000.00	21 885.38	0.04
CAD SUNCOR ENERGY INC 3.00000% 16-14.09.26	40 000.00	31 016.01	0.05
カナダドル合計		52 901.39	0.09
メディアム・ターム・ノート、固定利付債合計		89 551.68	0.15
ボンド、固定利付債			
米ドル			
USD AT&T INC 3.00000% 12-15.02.22	50 000.00	51 021.90	0.09
USD COMCAST CORP 4.75000% 14-01.03.44	20 000.00	24 282.40	0.04
USD DUKE ENERGY CAROLINAS LLC 4.00000% 12-30.09.42	50 000.00	55 948.19	0.10
USD MONONGAHELA POWER CO-144A 5.40000% 13-15.12.43	35 000.00	46 923.28	0.08

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD PACIFICORP 6.00000% 09-15.01.39	60 000.00	84 106.31	0.15
USD PHILLIPS 66 4.65000% 14-15.11.34	30 000.00	34 643.07	0.06
USD TIME WARNER CABLE LLC 4.50000% 12-15.09.42	35 000.00	34 441.67	0.06
米ドル合計		331 366.82	0.58
ボンド、固定利付債合計		331 366.82	0.58
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および 短期金融商品合計		30 924 662.27	53.85
ルクセンブルグ2010年12月17日法 (改訂済) の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD ISHARES III PLC - ISHARES CAP EM MKT LOC GOV BD USD UCITS ET	44 100.00	2 614 689.00	4.56
アイルランド合計		2 614 689.00	4.56
ルクセンブルグ			
USD X-TRACKERS HARVEST CSI300 INDEX UCITS ETF-EUR-1D-DISTR	229 200.00	2 436 396.00	4.24
ルクセンブルグ合計		2 436 396.00	4.24
投資信託、オープン・エンド型合計		5 051 085.00	8.80
ルクセンブルグ2010年12月17日法 (改訂済) の第41条(1)e)に規定された UCITS/その他のUCIs合計		5 051 085.00	8.80
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品			
債券先物関連オプション、従来型			
米ドル			
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE CALL 133.00000 NOV19 25.10.19	24.00	1 875.00	0.00
米ドル合計		1 875.00	0.00
債券先物関連オプション、従来型合計		1 875.00	0.00
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品合計		1 875.00	0.00
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない金融派生商品			
その他のスワップ関連オプション、従来型			
ユーロ			
EUR ML/ITRX.SNR FIN S31 SWAPTION PUT 65.00000% 20.11.19	1 000 000.00	1 955.60	0.00
ユーロ合計		1 955.60	0.00
その他のスワップ関連オプション、従来型合計		1 955.60	0.00
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で 取引されていない金融派生商品合計		1 955.60	0.00
投資有価証券合計		55 174 504.27	96.08

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
金融派生商品			
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品			
債券関連金融先物			
EUR EURO-BUND FUTURE 06.12.19	-32.00	63 046.27	0.11
GBP LONG GILT FUTURE 27.12.19	-12.00	-12 224.42	-0.02
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19.12.19	-3.00	2 484.38	0.01
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 19.12.19	-13.00	88 390.63	0.15
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.19	21.00	-20 507.80	-0.04
CAD CANADA 10YR BOND FUTURE 18.12.19	5.00	-4 607.25	-0.01
債券関連金融先物合計		116 581.81	0.20
指数関連金融先物			
EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 20.12.19	6.00	3 466.84	0.01
EUR DAX INDEX FUTURE 20.12.19	2.00	3 325.11	0.01
CHF SWISS MARKET INDEX FUTURE 20.12.19	4.00	5 054.41	0.01
EUR CAC 40 INDEX FUTURE 18.10.19	-37.00	-34 286.79	-0.06
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 20.12.19	-8.00	-10 647.07	-0.02
GBP FTSE 250 INDEX FUTURE 20.12.19	43.00	-1 247.09	0.00
EUR FTSE/MIB INDEX FUTURE 20.12.19	8.00	10 291.49	0.02
USD S&P500 EMINI FUTURE 20.12.19	17.00	-25 755.00	-0.05
JPY TOPIX INDX FUTURE 12.12.19	32.00	186 389.08	0.32
USD MINI MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 20.12.19	-20.00	25 100.00	0.04
AUD SPI 200 INDEX FUTURE 19.12.19	4.00	1 214.01	0.00
CAD S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 19.12.19	2.00	6.04	0.00
指数関連金融先物合計		162 911.03	0.28
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品合計		279 492.84	0.48
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない金融派生商品			
クレジット・デフォルト・スワップ*			
USD ICE/CDX.NA.IG.33-V1 CDI PAYER 1.00000% 19-20.12.24	-12 500 000.00	-252 319.44	-0.44
EUR ICE/ITRX.EUROPE.32-V1 CDI PAYER 1.00000% 19-20.12.24	-6 100 000.00	-157 015.39	-0.27
USD JP MORGAN/TCKBCN CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 14-20.03.20	10 000.00	43.33	0.00
USD BARCLAYS/TCKBCN CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 15-20.09.20	630 000.00	5 412.51	0.01
EUR ICE/ITRX.XOVER.32-V1 CDI REC 5.00000% 19-20.12.24	520 000.00	74 115.77	0.13
USD ICE/CDX.NA.HY.33-V1 CDI REC 5.00000% 19-20.12.24	1 500 000.00	102 907.17	0.18
クレジット・デフォルト・スワップ合計		-226 856.05	-0.39
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない金融派生商品合計		-226 856.05	-0.39
金融派生商品合計		52 636.79	0.09

* 額面が正：サブ・ファンドは「プロテクションの受取側」、額面が負：サブ・ファンドは「プロテクションの支払側」

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）		
先渡為替契約					
先渡為替契約（購入／売却）					
MYR	3 544 000.00	USD 848 659.00	17.10.2019	-2 847.90	0.00
COP	11 859 088 000.00	USD 3 506 842.12	17.10.2019	-99 788.74	-0.17
BRL	7 180 000.00	USD 1 760 831.07	17.10.2019	-38 982.50	-0.07
USD	1 736 414.84	HUF 524 050 000.00	17.10.2019	29 299.49	0.05
JPY	553 600 000.00	USD 5 144 044.39	17.10.2019	-16 254.41	-0.03
MXN	70 240 000.00	USD 3 589 020.38	17.10.2019	-40 973.00	-0.07
USD	378 036.37	JPY 40 700 000.00	17.10.2019	1 047.47	0.00
USD	557 978.01	HKD 4 365 000.00	17.10.2019	1 022.45	0.00
USD	2 339 757.60	AUD 3 400 000.00	17.10.2019	45 311.63	0.08
USD	360 413.16	GBP 290 000.00	17.10.2019	2 814.63	0.01
USD	3 827 847.26	CHF 3 775 000.00	17.10.2019	37 024.70	0.06
USD	3 641 884.91	NZD 5 685 000.00	17.10.2019	75 842.90	0.13
NOK	16 230 000.00	USD 1 813 442.87	17.10.2019	-26 647.71	-0.05
USD	3 666 125.32	THB 111 290 000.00	17.10.2019	26 477.02	0.05
USD	3 975 362.59	CAD 5 255 000.00	17.10.2019	5 353.54	0.01
USD	5 976 779.63	EUR 5 375 000.00	17.10.2019	109 897.32	0.19
SEK	33 230 000.00	USD 3 471 142.82	17.10.2019	-87 878.44	-0.15
NOK	15 594 004.98	CAD 2 305 000.00	17.10.2019	-24 581.41	-0.04
EUR	445 000.00	USD 490 009.53	17.10.2019	-4 286.25	-0.01
EUR	13 925 800.00	USD 15 274 583.36	31.10.2019	-56 495.71	-0.10
CHF	18 913 800.00	USD 19 092 891.32	31.10.2019	-75 288.29	-0.13
JPY	38 300 000.00	USD 354 721.92	17.10.2019	36.67	0.00
先渡為替契約（購入／売却） 合計				-139 896.54	-0.24
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産				2 999 149.41	5.22
当座借越およびその他の短期負債				-873 001.11	-1.52
その他の資産および負債				211 618.12	0.37
純資産総額				57 425 010.94	100.00

注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.9.2019
Investments in securities, cost	310 777 123.13
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	79 281 568.48
Total investments in securities (Note 1)	390 058 691.61
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	17 462 853.16
Receivable on securities sales (Note 1)	1 392 827.53
Receivable on subscriptions	1 603.83
Interest receivable on securities	712 287.24
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	810 414.80
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	977 719.38
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	1 664 192.30
Total Assets	413 080 589.85
Liabilities	
Bank overdraft	-240 000.00
Other short-term liabilities (Margins)	-83 031.31
Payable on securities purchases (Note 1)	-1 321 992.71
Payable on redemptions	-286 962.69
Provisions for flat fee (Note 2)	-298 206.91
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-17 457.27
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-6 690.06
Total provisions	-322 354.24
Total Liabilities	-2 254 340.95
Net assets at the end of the financial year	410 826 248.90

Statement of Operations

	USD
Income	1.10.2018-30.9.2019
Interest on liquid assets	164 185.27
Interest on securities	2 356 746.74
Dividends (Note 1)	648 315.80
Interest received on swaps (Note 1)	398 822.13
Income on securities lending (Note 16)	117 170.00
Other income (Note 4)	33 863.27
Total income	3 719 103.21
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-129 722.27
Flat fee (Note 2)	-7 775 328.47
Taxe d'abonnement (Note 3)	-72 984.35
Cost on securities lending (Note 16)	-46 868.00
Other commissions and fees (Note 2)	-127 550.56
Interest on cash and bank overdraft	-55 454.60
Total expenses	-8 207 908.25
Net income (loss) on investments	-4 488 805.04
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	20 772 017.31
Realized gain (loss) on options	332 963.20
Realized gain (loss) on financial futures	-2 604 991.75
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	8 726 171.74
Realized gain (loss) on swaps	-1 451 323.43
Realized gain (loss) on foreign exchange	-1 761 649.26
Total realized gain (loss)	24 013 187.81
Net realized gain (loss) of the financial year	19 524 382.77
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-17 163 512.91
Unrealized appreciation (depreciation) on options	208 170.00
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-2 196.16
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-840 541.11
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	2 200 717.31
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	1 350 976.30
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-14 246 386.57
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	5 277 996.20

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

99

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.10.2018-30.9.2019
Net assets at the beginning of the financial year	492 951 333.20
Subscriptions	16 534 565.70
Redemptions	-103 937 646.20
Total net subscriptions (redemptions)	-87 403 080.50
Net income (loss) on investments	-4 488 805.04
Total realized gain (loss)	24 013 187.81
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-14 246 386.57
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	5 277 996.20
Net assets at the end of the financial year	410 826 248.90

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.10.2018-30.9.2019
Class	I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	173 474.9310
Number of shares issued	18 607.0810
Number of shares redeemed	-21 298.0170
Number of shares outstanding at the end of the financial year	170 783.9950
Class	K-1-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	3.9000
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-0.6000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	3.3000
Class	P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	25 420 348.3340
Number of shares issued	224 549.3210
Number of shares redeemed	-5 502 574.3480
Number of shares outstanding at the end of the financial year	20 142 323.3070
Class	(JPY) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	2 103.6940
Number of shares issued	4 317.4470
Number of shares redeemed	-0.0910
Number of shares outstanding at the end of the financial year	6 421.0500
Class	Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	241 083.8150
Number of shares issued	86 607.7960
Number of shares redeemed	-93 578.1000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	234 113.5110

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.9.2019	30.9.2018	30.9.2017
Net assets in USD		410 826 248.90	492 951 333.20	579 473 856.08
Class I-X-acc	LU0423408631			
Shares outstanding		170 783,9950	173 474,9310	191 601,2140
Net asset value per share in USD		177.27	171.03	160.52
Issue and redemption price per share in USD ¹		177.27	171.03	160.52
Class K-1-acc	LU0423406858			
Shares outstanding		3,9000	3,9000	3,9000
Net asset value per share in USD		9 147 051.64	8 924 890.20	8 469 829.90
Issue and redemption price per share in USD ¹		9 147 051.64	8 924 890.20	8 469 829.90
Class P-acc	LU0197216392			
Shares outstanding		20 142 323,3070	25 420 348,3340	32 021 781,9690
Net asset value per share in USD		16.04	15.80	15.13
Issue and redemption price per share in USD ¹		16.04	15.80	15.13
Class (JPY) P-acc	LU0953722104			
Shares outstanding		6 421,0500	2 103,6940	2 116,2470
Net asset value per share in JPY ¹		13 076.00	13 518.00	12 833.00
Issue and redemption price per share in JPY ¹		13 076.00	13 518.00	12 833.00
Class Q-acc	LU0423407401			
Shares outstanding		234 113,5110	241 083,8150	294 394,8610
Net asset value per share in USD		113.50	110.66	104.93
Issue and redemption price per share in USD ¹		113.50	110.66	104.93

¹ See note 1

Performance

	Currency	2018/2019	2017/2018	2016/2017
Class I-X-acc	USD	3.6%	6.5%	12.6%
Class K-1-acc	USD	2.5%	5.4%	11.6%
Class P-acc	USD	1.5%	4.4%	10.5%
Class (JPY) P-acc	JPY	-3.3%	5.3%	22.6%
Class Q-acc	USD	2.6%	5.5%	11.7%

Historical performance is no indicator of current or future performance.
The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming shares.
The performance data were not audited.
The subfund has no benchmark.

Report of the Portfolio Manager

The financial year, from 1 October 2018 to 30 September 2019, was characterized by slowing global economic growth across the major economies. The fourth quarter of 2018 saw a sell-off in risky asset classes amidst weaker economic fundamentals and lower inflation numbers. A move to more accommodative central bank policies led by the US Federal Reserve fuelled a rebound in asset prices in the first quarter. International trade tensions and the uncertainty regarding monetary policies were among the main reasons for higher volatility and a lack of market trend.

The subfund posted a positive performance for almost all share classes, just one share (JPY) P-acc had a slightly negative performance in the financial year from 1 October 2018 to 30 September 2019.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
Luxembourg	63.88
United States	11.80
Ireland	5.15
Canada	4.51
Australia	4.24
Germany	2.23
Italy	1.73
France	1.40
Total	94.94
Economic Breakdown as a % of net assets	
Investment funds	69.03
Countries & central governments	24.87
Public, non-profit institutions	0.66
Cantons, federal states	0.38
Total	94.94

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.9.2019
Investments in securities, cost	272 492 902.29
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	44 338 442.12
Total investments in securities (Note 1)	316 831 344.41
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	17 691 020.53
Other liquid assets (Margins)	119 237.01
Receivable on securities sales (Note 1)	1 123 971.56
Receivable on subscriptions	101 602.31
Interest receivable on securities	818 087.41
Receivable on dividends	152 162.81
Other receivables	279 248.28
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	14 883.13
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-7 537 245.50
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	1 082 372.21
Total Assets	330 676 684.16
Liabilities	
Bank overdraft	-220 143.09
Payable on securities purchases (Note 1)	-1 083 135.57
Payable on redemptions	-123 637.31
Provisions for flat fee (Note 2)	-250 743.33
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-35 972.37
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-49 780.68
Total provisions	-336 496.38
Total Liabilities	-1 763 412.35
Net assets at the end of the financial year	328 913 271.81

Statement of Operations

	EUR
Income	1.10.2018-30.9.2019
Interest on liquid assets	110 714.45
Interest on securities	2 929 241.11
Dividends (Note 1)	3 764 023.34
Interest received on swaps (Note 1)	237 471.94
Income on securities lending (Note 16)	195 376.97
Other income (Note 4)	27 714.14
Total income	7 264 541.95
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-67 283.01
Flat fee (Note 2)	-6 508 656.66
Taxe d'abonnement (Note 3)	-150 783.38
Cost on securities lending (Note 16)	-78 150.79
Other commissions and fees (Note 2)	-100 991.42
Interest on cash and bank overdraft	-54 623.82
Total expenses	-6 960 489.08
Net income (loss) on investments	304 052.87
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	22 588 026.66
Realized gain (loss) on options	264 470.58
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	-593.94
Realized gain (loss) on financial futures	-3 479 109.27
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-6 961 253.04
Realized gain (loss) on swaps	-1 178 712.46
Realized gain (loss) on foreign exchange	-1 637 563.20
Total realized gain (loss)	9 595 265.33
Net realized gain (loss) of the financial year	9 899 318.20
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-856 214.40
Unrealized appreciation (depreciation) on options	165 653.02
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-1 470.94
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-143 663.81
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-8 040 002.70
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	1 082 372.21
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-7 793 326.62
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	2 105 991.58

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual Report as of 30 September 2019

Statement of Changes in Net Assets

	EUR
	1.10.2018-30.9.2019
Net assets at the beginning of the financial year	398 734 669.63
Subscriptions	13 706 909.22
Redemptions	-84 651 795.18
Total net subscriptions (redemptions)	-70 944 885.96
Dividend paid	-982 503.44
Net income (loss) on investments	304 052.87
Total realized gain (loss)	9 595 265.33
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-7 793 326.62
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	2 105 991.58
Net assets at the end of the financial year	328 913 271.81

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.10.2018-30.9.2019
Class	I-A2-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	20 037 5960
Number of shares issued	573.2300
Number of shares redeemed	-5 562.0920
Number of shares outstanding at the end of the financial year	15 048.7340
Class	(CAD hedged) I-X-dist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	205 220.4740
Number of shares issued	9 061.4700
Number of shares redeemed	-13 438.0780
Number of shares outstanding at the end of the financial year	200 843.8660
Class	(USD hedged) I-X-dist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	62 694.0780
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-62 694.0780
Number of shares outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	K-1-UKdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	3.7000
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-3.7000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	N-6%-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	115 825.9700
Number of shares issued	21 152.2250
Number of shares redeemed	-28 867.0400
Number of shares outstanding at the end of the financial year	108 111.1550
Class	N-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	27 633.3980
Number of shares issued	938.5840
Number of shares redeemed	-5 984.4700
Number of shares outstanding at the end of the financial year	22 587.5120
Class	P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	19 142 095.5940
Number of shares issued	255 518.2380
Number of shares redeemed	-3 380 555.5680
Number of shares outstanding at the end of the financial year	16 017 058.2640
Class	(CAD hedged) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	1 455 789.5160
Number of shares issued	4 471.6160
Number of shares redeemed	-409 644.6830
Number of shares outstanding at the end of the financial year	1 050 616.4490
Class	(GBP hedged) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	1 438 550.7160
Number of shares issued	36 155.1310
Number of shares redeemed	-195 324.1180
Number of shares outstanding at the end of the financial year	1 279 381.7290
Class	Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	183 136.0010
Number of shares issued	40 115.4710
Number of shares redeemed	-48 029.2650
Number of shares outstanding at the end of the financial year	175 222.2070
Class	(CAD hedged) Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	30 533.7580
Number of shares issued	4 658.2180
Number of shares redeemed	-1 631.1800
Number of shares outstanding at the end of the financial year	33 560.7960
Class	(GBP hedged) Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	32 762.5430
Number of shares issued	2 085.1080
Number of shares redeemed	-4 928.2430
Number of shares outstanding at the end of the financial year	29 919.4080

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual Report as of 30 September 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

89

Annual Distribution¹

UBS (Lux) Key Selection SiCAV – Global Allocation (EUR)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
(CAD hedged) I-X-dist	3.12.2018	6.12.2018	CAD	2.10
(USD hedged) I-X-dist	3.12.2018	6.12.2018	USD	2.09
K-1-UKdist	15.10.2018	18.10.2018	EUR	12 504.81

Monthly Distribution¹

UBS (Lux) Key Selection SiCAV – Global Allocation (EUR)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
N-6%-mdist	10.10.2018	15.10.2018	EUR	0.42
N-6%-mdist	12.11.2018	15.11.2018	EUR	0.40
N-6%-mdist	10.12.2018	13.12.2018	EUR	0.39
N-6%-mdist	10.1.2019	15.1.2019	EUR	0.38
N-6%-mdist	11.2.2019	14.2.2019	EUR	0.39
N-6%-mdist	11.3.2019	14.3.2019	EUR	0.40
N-6%-mdist	10.4.2019	15.4.2019	EUR	0.40
N-6%-mdist	10.5.2019	15.5.2019	EUR	0.41
N-6%-mdist	11.6.2019	14.6.2019	EUR	0.39
N-6%-mdist	10.7.2019	15.7.2019	EUR	0.40
N-6%-mdist	12.8.2019	16.8.2019	EUR	0.40
N-6%-mdist	10.9.2019	13.9.2019	EUR	0.40

¹ See note 6

UBS (Lux) Key Selection SiCAV – Global Allocation (EUR)
Annual Report as of 30 September 2019

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)

Three-year comparison

	ISIN	30.9.2019	30.9.2018	30.9.2017
Net assets in EUR		328 913 271.81	398 734 669.63	444 836 493.62
Class I-A2-acc	LU0423399384			
Shares outstanding		15 048,7340	20 037,5960	91 402,1960
Net asset value per share in EUR		109.93	108.17	102.63
Issue and redemption price per share in EUR ¹		109.93	108.17	102.63
Class (CAD hedged) I-X-dist	LU0423402782			
Shares outstanding		200 843,8660	205 220,4740	205 220,4740
Net asset value per share in CAD		111.78	109.24	101.75
Issue and redemption price per share in CAD ¹		111.78	109.24	101.75
Class (USD hedged) I-X-dist²	LU1611256956			
Shares outstanding		-	62 694,0780	67 289,9520
Net asset value per share in USD		-	109.38	101.40
Issue and redemption price per share in USD ¹		-	109.38	101.40
Class K-1-UKdist³	LU1240062015			
Shares outstanding		-	3 7000	3 7000
Net asset value per share in EUR		-	3 087 817.39	2 989 526.26
Issue and redemption price per share in EUR ¹		-	3 087 817.39	2 989 526.26
Class N-6%-mdist	LU1121266784			
Shares outstanding		108 111,1550	115 825,9700	122 543,0430
Net asset value per share in EUR		80.24	85.34	87.50
Issue and redemption price per share in EUR ¹		80.24	85.34	87.50
Class N-acc	LU0423397842			
Shares outstanding		22 587,5120	27 633,3980	32 992,6260
Net asset value per share in EUR		139.06	139.37	134.68
Issue and redemption price per share in EUR ¹		139.06	139.37	134.68
Class P-acc	LU0197216558			
Shares outstanding		16 017 058,2640	19 142 095,5940	22 129 455,9080
Net asset value per share in EUR		14.48	14.45	13.90
Issue and redemption price per share in EUR ¹		14.48	14.45	13.90
Class (CAD hedged) P-acc	LU0218832045			
Shares outstanding		1 050 616,4490	1 455 789,5160	1 603 699,6000
Net asset value per share in CAD		14.09	13.78	13.01
Issue and redemption price per share in CAD ¹		14.09	13.78	13.01
Class (GBP hedged) P-acc	LU0678606244			
Shares outstanding		1 279 381,7290	1 438 550,7160	1 740 018,2000
Net asset value per share in GBP		15.34	15.12	14.41
Issue and redemption price per share in GBP ¹		15.34	15.12	14.41
Class (SGD hedged) P-acc⁴	LU0287180474			
Shares outstanding		-	-	799 570,3000
Net asset value per share in SGD		-	-	11.13
Issue and redemption price per share in SGD ¹		-	-	11.13
Class Q-acc	LU0423398907			
Shares outstanding		175 222,2070	183 136,0010	176 201,2100
Net asset value per share in EUR		163.03	160.99	153.29
Issue and redemption price per share in EUR ¹		163.03	160.99	153.29
Class (CAD hedged) Q-acc	LU0423401628			
Shares outstanding		33 560,7960	30 533,7580	34 751,8200
Net asset value per share in CAD		123.41	119.46	111.68
Issue and redemption price per share in CAD ¹		123.41	119.46	111.68
Class (GBP hedged) Q-acc	LU1240794971			
Shares outstanding		29 919,4080	32 762,5430	32 198,7330
Net asset value per share in GBP		120.86	117.94	111.26
Issue and redemption price per share in GBP ¹		120.86	117.94	111.26

¹ See note 1

² The share class (USD hedged) I-X-dist was in circulation until 13.2.2019

³ The share class K-1-UKdist was in circulation until 26.3.2019

⁴ The share class (SGD hedged) P-acc was in circulation until 15.3.2018

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual Report as of 30 September 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

85

Performance

	Currency	2018/2019	2017/2018	2016/2017
Class I-A2-acc	EUR	1.6%	5.4%	9.8%
Class (CAD hedged) I-X-dist	CAD	4.4%	8.1%	-
Class (USD hedged) I-X-dist ¹	USD	-	8.6%	-
Class K-1-UKdist ²	EUR	-	4.7%	9.1%
Class N-6%-mdist	EUR	-0.2%	3.5%	7.8%
Class N-acc	EUR	-0.2%	3.5%	7.8%
Class P-acc	EUR	0.2%	4.0%	8.3%
Class (CAD hedged) P-acc	CAD	2.2%	5.9%	9.7%
Class (GBP hedged) P-acc	GBP	1.5%	4.9%	9.2%
Class (SGD hedged) P-acc ³	SGD	-	-	9.8%
Class Q-acc	EUR	1.3%	5.0%	9.4%
Class (CAD hedged) Q-acc	CAD	3.3%	7.0%	10.9%
Class (GBP hedged) Q-acc	GBP	2.5%	6.0%	10.4%

¹ The share class (USD hedged) I-X-dist was in circulation until 19.2.2019. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

² The share class K-1-UKdist was in circulation until 26.9.2019. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

³ The share class (SGD hedged) P-acc was in circulation until 15.9.2018. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming shares.

The performance data were not audited.

The subfund has no benchmark.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual Report as of 30 September 2019

Report of the Portfolio Manager

The financial year, from 1 October 2018 to 30 September 2019, was characterized by slowing global economic growth across the major economies. The fourth quarter of 2018 saw a sell-off in risky asset classes amidst weaker economic fundamentals and lower inflation numbers. A move to more accommodative central bank policies led by the US Federal Reserve fuelled a rebound in asset prices in the first quarter. International trade tensions and the uncertainty regarding monetary policies were among the main reasons for higher volatility and a lack of market trend.

The subfund posted a positive performance for almost all share classes, but N-6%-mdist and N-acc had a slightly negative performance in the financial year from 1 October 2018 to 30 September 2019.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
United States	43.82
Luxembourg	8.72
United Kingdom	6.45
Canada	5.61
France	5.21
Germany	4.98
Australia	4.23
Japan	2.96
Switzerland	2.61
Italy	2.55
The Netherlands	2.38
Cayman Islands	0.87
Finland	0.86
Spain	0.68
Ireland	0.60
Mexico	0.56
Norway	0.55
Denmark	0.52
United Arab Emirates	0.48
Sweden	0.46
Hong Kong	0.39
Austria	0.25
Bermuda	0.25
Belgium	0.23
China	0.11
Total	96.33

Economic Breakdown as a % of net assets	
Countries & central governments	26.14
Investment funds	8.68
Internet, software & IT services	8.68
Banks & credit institutions	6.89
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	6.00
Finance & holding companies	4.74
Retail trade, department stores	3.45
Insurance	3.16
Food & soft drinks	2.96
Electronics & semiconductors	2.81
Telecommunications	2.27
Petroleum	2.23
Chemicals	1.71
Mechanical engineering & industrial equipment	1.70
Computer hardware & network equipment providers	1.42
Energy & water supply	1.18
Textiles, garments & leather goods	1.09
Miscellaneous consumer goods	0.99
Biotechnology	0.92
Building industry & materials	0.89
Traffic & transportation	0.89
Vehicles	0.84
Tobacco & alcohol	0.82
Graphic design, publishing & media	0.74
Public, non-profit institutions	0.73
Electrical devices & components	0.62
Real Estate	0.61
Healthcare & social services	0.61
Aerospace industry	0.33
Miscellaneous unclassified companies	0.28
Various capital goods	0.27
Miscellaneous services	0.25
Watches & jewellery	0.25
Rubber & tyres	0.22
Miscellaneous trading companies	0.22
Non-ferrous metals	0.21
Cantons, federal states	0.19
Environmental services & recycling	0.18
Agriculture & fishery	0.16
Total	96.33

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual Report as of 30 September 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

87

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.9.2019
Investments in securities, cost	54 352 133.27
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	822 371.00
Total investments in securities (Note 1)	55 174 504.27
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	2 775 375.68
Other liquid assets (Margin)	223 773.73
Receivable on securities sales (Note 1)	106 862.25
Interest receivable on securities	228 147.26
Interest receivable on liquid assets	136.26
Other receivables	20 080.75
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	2 79 492.84
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-139 896.54
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	-226 856.05
Total Assets	58 441 620.45
Liabilities	
Bank overdraft	-873 001.11
Payable on securities purchases (Note 1)	-101 431.67
Payable on redemptions	-16 485.08
Provisions for flat fee (Note 2)	-11 509.25
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-2 271.85
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-11 910.55
Total provisions	-25 691.65
Total Liabilities	-1 016 609.51
Net assets at the end of the financial year	57 425 010.94

Statement of Operations

	USD
Income	1.10.2018-30.9.2019
Interest on liquid assets	48 349.72
Interest on securities	1 109 345.96
Dividends (Note 1)	174 213.10
Interest received on swaps (Note 1)	170 441.57
Income on securities lending (Note 16)	52 495.55
Other income (Note 4)	59 008.38
Total income	1 613 854.28
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-257 820.90
Flat fee (Note 2)	-334 867.83
Taxe d'abonnement (Note 3)	-11 206.61
Cost on securities lending (Note 16)	-20 998.22
Other commissions and fees (Note 2)	-13 619.01
Interest on cash and bank overdraft	-10 701.77
Total expenses	-649 214.34
Net income (loss) on investments	964 639.94
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	80 909.00
Realized gain (loss) on options	-4 944.60
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	746 793.09
Realized gain (loss) on financial futures	-1 839 821.09
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-3 009 442.30
Realized gain (loss) on swaps	-389 471.58
Realized gain (loss) on foreign exchange	280 359.69
Total realized gain (loss)	-4 135 617.79
Net realized gain (loss) of the financial year	-3 170 977.85
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	1 237 167.99
Unrealized appreciation (depreciation) on options	-13 232.22
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-66 338.23
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-556 444.25
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	514 400.79
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	188 705.47
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	1 304 259.55
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-1 866 718.30

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.10.2018-30.9.2019
Net assets at the beginning of the financial year	87 150 059.39
Subscriptions	10 188 735.73
Redemptions	-38 015 651.02
Total net subscriptions (redemptions)	-27 826 915.29
Dividend paid	-31 414.86
Net income (loss) on investments	964 639.94
Total realized gain (loss)	-4 135 617.79
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	1 304 259.55
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-1 866 718.30
Net assets at the end of the financial year	57 425 010.94

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.10.2018-30.9.2019
Class	F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	20 800.0000
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-20 800.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	I-A1-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	4 562.0000
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-475.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	4 087.0000
Class	(EUR hedged) I-A2-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	74 639.4450
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	0.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	74 639.4450
Class	I-B-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	121 689.6200
Number of shares issued	20 763.8340
Number of shares redeemed	-25 420.6700
Number of shares outstanding at the end of the financial year	117 032.7840
Class	(EUR hedged) I-B-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	126 791.5270
Number of shares issued	2 959.5760
Number of shares redeemed	-129 751.1030
Number of shares outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	39 084.4970
Number of shares issued	71.6750
Number of shares redeemed	-28 142.8120
Number of shares outstanding at the end of the financial year	11 013.3600
Class	(CHF hedged) I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	187 868.2040
Number of shares issued	64 757.5980
Number of shares redeemed	-68 844.4010
Number of shares outstanding at the end of the financial year	183 781.4010
Class	(EUR hedged) I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	48 721.1770
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-0.0010
Number of shares outstanding at the end of the financial year	48 721.1760
Class	(EUR hedged) N-4%-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	2 786.8140
Number of shares issued	1 127.2460
Number of shares redeemed	-769.1510
Number of shares outstanding at the end of the financial year	3 144.9090
Class	(EUR hedged) N-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	6 679.3020
Number of shares issued	177.4260
Number of shares redeemed	-2 057.2500
Number of shares outstanding at the end of the financial year	4 799.4780
Class	(EUR hedged) P-4%-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	5 870.4390
Number of shares issued	2 600.8550
Number of shares redeemed	-1 652.2990
Number of shares outstanding at the end of the financial year	6 818.9950
Class	P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	91 312.8740
Number of shares issued	296.1690
Number of shares redeemed	-39 182.6380
Number of shares outstanding at the end of the financial year	52 426.4050

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

45

Class	(CHF hedged) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	3 846.4610
Number of shares issued	939.8010
Number of shares redeemed	-2 646.1630
Number of shares outstanding at the end of the financial year	2 140.0990
Class	(EUR hedged) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	28 167.4550
Number of shares issued	886.4970
Number of shares redeemed	-14 915.9390
Number of shares outstanding at the end of the financial year	14 138.0130
Class	Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	181.8080
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-181.8080
Number of shares outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	(EUR hedged) Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	2 965.6790
Number of shares issued	1 167.0350
Number of shares redeemed	-789.7980
Number of shares outstanding at the end of the financial year	3 342.9160

Monthly Distribution¹

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
(EUR hedged) N-4%-mdist	10.10.2018	15.10.2018	EUR	0.24
(EUR hedged) N-4%-mdist	12.11.2018	15.11.2018	EUR	0.24
(EUR hedged) N-4%-mdist	10.12.2018	13.12.2018	EUR	0.23
(EUR hedged) N-4%-mdist	10.1.2019	15.1.2019	EUR	0.23
(EUR hedged) N-4%-mdist	11.2.2019	14.2.2019	EUR	0.23
(EUR hedged) N-4%-mdist	11.3.2019	14.3.2019	EUR	0.23
(EUR hedged) N-4%-mdist	10.4.2019	15.4.2019	EUR	0.23
(EUR hedged) N-4%-mdist	10.5.2019	15.5.2019	EUR	0.24
(EUR hedged) N-4%-mdist	11.6.2019	14.6.2019	EUR	0.23
(EUR hedged) N-4%-mdist	10.7.2019	15.7.2019	EUR	0.23
(EUR hedged) N-4%-mdist	12.8.2019	16.8.2019	EUR	0.23
(EUR hedged) N-4%-mdist	10.9.2019	13.9.2019	EUR	0.23
(EUR hedged) P-4%-mdist	10.10.2018	15.10.2018	EUR	0.25
(EUR hedged) P-4%-mdist	12.11.2018	15.11.2018	EUR	0.24
(EUR hedged) P-4%-mdist	10.12.2018	13.12.2018	EUR	0.24
(EUR hedged) P-4%-mdist	10.1.2019	15.1.2019	EUR	0.24
(EUR hedged) P-4%-mdist	11.2.2019	14.2.2019	EUR	0.24
(EUR hedged) P-4%-mdist	11.3.2019	14.3.2019	EUR	0.24
(EUR hedged) P-4%-mdist	10.4.2019	15.4.2019	EUR	0.24
(EUR hedged) P-4%-mdist	10.5.2019	15.5.2019	EUR	0.24
(EUR hedged) P-4%-mdist	11.6.2019	14.6.2019	EUR	0.23
(EUR hedged) P-4%-mdist	10.7.2019	15.7.2019	EUR	0.24
(EUR hedged) P-4%-mdist	12.8.2019	16.8.2019	EUR	0.24
(EUR hedged) P-4%-mdist	10.9.2019	13.9.2019	EUR	0.23

¹ See note 8

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.9.2019	30.9.2018	30.9.2017
Net assets in USD		57 425 010.94	87 150 059.39	148 135 783.47
Class F-acc¹	LU0425150785			
Shares outstanding		-	20 800.0000	45 168.0000
Net asset value per share in USD		-	100.46	103.04
Issue and redemption price per share in USD ²		-	100.32	102.72
Class (GBP hedged) F-acc¹	LU1346285296			
Shares outstanding		-	-	38 903.3950
Net asset value per share in GBP		-	-	107.52
Issue and redemption price per share in GBP ²		-	-	107.19
Class I-A1-acc	LU0425151833			
Shares outstanding		4 087.0000	4 562.0000	9 308.0000
Net asset value per share in USD		94.52	93.07	96.01
Issue and redemption price per share in USD ²		94.52	92.94	95.71
Class (EUR hedged) I-A2-acc	LU0920342325			
Shares outstanding		74 639.4450	74 639.4450	96 219.8360
Net asset value per share in EUR		93.81	95.08	100.60
Issue and redemption price per share in EUR ²		93.81	94.95	100.29
Class I-B-acc	LU0425154183			
Shares outstanding		117 032.7840	121 689.6200	134 137.6080
Net asset value per share in USD		128.74	125.39	127.96
Issue and redemption price per share in USD ²		128.74	125.21	127.56
Class (EUR hedged) I-B-acc⁴	LU0945635695			
Shares outstanding		-	126 791.5270	139 208.7330
Net asset value per share in EUR		-	104.87	109.87
Issue and redemption price per share in EUR ²		-	104.72	109.53
Class I-X-acc	LU0425154852			
Shares outstanding		11 013.3600	39 084.4970	65 048.4030
Net asset value per share in USD		128.03	124.62	127.10
Issue and redemption price per share in USD ²		128.03	124.45	126.71
Class (CHF hedged) I-X-acc	LU0943632256			
Shares outstanding		183 781.4010	187 868.2040	289 453.5910
Net asset value per share in CHF		101.89	102.60	107.88
Issue and redemption price per share in CHF ²		101.89	102.46	107.55
Class (EUR hedged) I-X-acc	LU1191107694			
Shares outstanding		48 721.1760	48 721.1770	47 052.1000
Net asset value per share in EUR		90.00	90.26	94.51
Issue and redemption price per share in EUR ²		90.00	90.13	94.22
Class (EUR hedged) N-4%-mdist	LU1240811577			
Shares outstanding		3 144.9090	2 786.8140	5 984.0640
Net asset value per share in EUR		69.93	74.82	83.56
Issue and redemption price per share in EUR ²		69.93	74.72	83.30
Class (EUR hedged) N-acc	LU1089022138			
Shares outstanding		4 799.4780	6 679.3020	12 237.2700
Net asset value per share in EUR		83.69	86.11	92.46
Issue and redemption price per share in EUR ²		83.69	85.99	92.17
Class (EUR hedged) P-4%-mdist	LU1240811494			
Shares outstanding		6 818.9950	5 870.4390	8 064.4190
Net asset value per share in EUR		71.64	76.23	84.66
Issue and redemption price per share in EUR ²		71.64	76.12	84.40
Class P-acc	LU0218832805			
Shares outstanding		52 426.4050	91 312.8740	184 954.9600
Net asset value per share in USD		118.02	117.15	121.83
Issue and redemption price per share in USD ²		118.02	116.99	121.45
Class (CHF hedged) P-acc	LU0849400626			
Shares outstanding		2 140.0990	3 846.4610	6 530.3180
Net asset value per share in CHF		91.34	93.81	100.58
Issue and redemption price per share in CHF ²		91.34	93.68	100.27
Class (EUR hedged) P-acc	LU0849401350			
Shares outstanding		14 138.0130	28 167.4550	40 224.8910
Net asset value per share in EUR		94.27	96.43	102.96
Issue and redemption price per share in EUR ²		94.27	96.29	102.64

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

41

	ISIN	30.9.2019	30.9.2018	30.9.2017
Class Q-acc¹	LU1240792256			
Shares outstanding		-	181,8080	2 463 5860
Net asset value per share in USD		-	98.71	101.93
Issue and redemption price per share in USD ²		-	98.57	101.61
Class (EUR hedged) Q-acc	LU1121267162			
Shares outstanding		3 342,9160	2 965,6790	119 626,9430
Net asset value per share in EUR		88.21	89.59	94.73
Issue and redemption price per share in EUR ²		88.21	89.46	94.44

¹ The share class F-acc was in circulation until 1.10.2018.

² See note 1.

³ For the period from 7.3.2016 to 9.10.2017 the share class (GBP hedged) F-acc was in circulation.

⁴ The share class (EUR hedged) I-B-acc was in circulation until 8.8.2019.

⁵ The share class Q-acc was in circulation until 12.10.2018.

Performance

	Currency	2018/2019	2017/2018	2016/2017
Class F-acc ¹	USD	-	-2.3%	5.5%
Class (GBP hedged) F-acc ²	GBP	-	-	4.5%
Class I-A1-acc	USD	1.6%	-3.1%	5.2%
Class (EUR hedged) I-A2-acc	EUR	-1.3%	-5.5%	3.5%
Class I-B-acc	USD	2.7%	-2.0%	6.4%
Class (EUR hedged) I-B-acc ³	EUR	-	-4.6%	4.5%
Class I-X-acc	USD	2.7%	-2.0%	6.4%
Class (CHF hedged) I-X-acc	CHF	-0.7%	-4.9%	4.1%
Class (EUR hedged) I-X-acc	EUR	-0.3%	-4.5%	4.6%
Class (EUR hedged) N-4%-midst	EUR	-2.7%	-6.7%	1.7%
Class (EUR hedged) N-acc	EUR	-2.7%	-6.7%	1.7%
Class (EUR hedged) P-4%-midst	EUR	-2.1%	-6.2%	2.3%
Class P-acc	USD	0.9%	-3.7%	4.0%
Class (CHF hedged) P-acc	CHF	-2.5%	-6.6%	1.8%
Class (EUR hedged) P-acc	EUR	-2.1%	-6.2%	2.3%
Class Q-acc ⁴	USD	-	-3.0%	4.8%
Class (EUR hedged) Q-acc	EUR	-1.4%	-5.3%	3.0%

¹ The share class F-acc was in circulation until 1.10.2018. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

² For the period from 7.3.2016 to 9.10.2017 the share class (GBP hedged) F-acc was in circulation. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

³ The share class (EUR hedged) I-B-acc was in circulation until 8.8.2019. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

⁴ The share class Q-acc was in circulation until 12.10.2018. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming shares.

The performance data were not audited.

The subfund has no benchmark.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

Report of the Portfolio Manager

The financial year, from 1 October 2018 to 30 September 2019, was characterized by slowing global economic growth across the major economies. The fourth quarter of 2018 saw a sell-off in risky asset classes amidst weaker economic fundamentals and lower inflation numbers. A move to more accommodative central bank policies led by the US Federal Reserve fueled a rebound in asset prices in the first quarter. International trade tensions and the uncertainty regarding monetary policies were among the main reasons for higher volatility and a lack of market trend. The performance of global equities was only slightly up taking into account Q4 2018. The equity holding in the fund was increased at the beginning of the financial year and was subsequently lowered during the summer.

The subfund's performance was positive in the financial year for USD share classes and negative for CHF hedged and EUR hedged. A core holding in corporate bonds provided steady returns while a positioning long the Mexican Peso vs. short the USD was among the profitable currency trades. Hedging the USD strategy into CHF and EUR share classes created a drag on performance due to the interest rate differentials.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
United States	64.57
United Kingdom	5.37
Luxembourg	4.93
Ireland	4.92
France	3.12
The Netherlands	2.80
Australia	2.04
Spain	1.63
Mexico	0.94
Canada	0.92
Italy	0.78
Germany	0.64
Denmark	0.44
Belgium	0.41
Singapore	0.35
Jersey	0.33
Japan	0.24
Romania	0.21
Poland	0.20
Switzerland	0.20
Sweden	0.20
Portugal	0.20
Czech Republic	0.20
Finland	0.20
New Zealand	0.15
Cayman Islands	0.06
Curacao	0.03
Total	96.08

Economic Breakdown as a % of net assets	
Countries & central governments	47.22
Banks & credit institutions	9.67
Finance & holding companies	9.12
Investment funds	9.00
Energy & water supply	3.16
Insurance	3.06
Petroleum	2.43
Telecommunications	2.33
Real Estate	1.43
Traffic & transportation	1.11
Electrical devices & components	0.87
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	0.85
Tobacco & alcohol	0.67
Mortgage & funding institutions	0.57
Retail trade, department stores	0.50
Internet, software & IT services	0.46
Graphic design, publishing & media	0.43
Miscellaneous services	0.41
Chemicals	0.32
Food & soft drinks	0.31
Miscellaneous unclassified companies	0.30
Biotechnology	0.29
Rubber & tyres	0.25
Building industry & materials	0.20
Healthcare & social services	0.19
Computer hardware & network equipment providers	0.16
Aerospace industry	0.16
Vehicles	0.13
Precious metals & stones	0.11
Mechanical engineering & industrial equipment	0.11
Miscellaneous consumer goods	0.10
Mining, coal & steel	0.09
Agriculture & fishery	0.07
Total	96.08

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

43

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per share of any subfund or of any share class are expressed in the currencies of account of the subfund or share classes concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund, into which each share class is to be allocated, by the number of shares in circulation in the respective share class of this subfund. However, the net asset value of a share may also be calculated on days where no shares are issued or redeemed, as described in the following section. In this case, the net asset value may be published, but it may only be used for the purpose of calculating performance, statistics or fees. Under no circumstances should it be used as a basis for subscription and redemption orders.

A "business day" is a normal bank business day in Luxembourg (i.e. a day when the banks are open during normal business hours), except for 24 and 31 December; individual, non-statutory days of rest in Luxembourg; and days on which stock exchanges in the main countries in which the respective subfund invests are closed, or on which 50% or more of the investments of the subfund cannot be adequately valued.

Furthermore, with regard to the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD), days which are not normal banking days in the People's Republic of China are not deemed business days of this subfund.

The following days are not regarded as business days ("MSA business days") for the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)*:

- a) Days that are not normal banking days in England and in the United States of America;
- b) Days on which the Master Fund (DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives) is closed for share subscriptions and redemptions.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of subfund shares in circulation, taking into account the fees charged to that share class.

If the total subscriptions or redemptions in all the share classes of a subfund on a single trading day should result in a net capital inflow or outflow, this subfund's net asset value may be increased or reduced accordingly ("single swing pricing"). The maximum adjustment amounts to 2% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund, as well as the estimated bid-ask spreads of the assets in which the subfund invests, may be taken into account. Such an adjustment will lead to an increase in net asset value if the net movements result in an increase in the number of shares in the relevant subfund. It will lead to a decrease in net asset value if the net movements result in a decrease in the shares. The Board of Directors of the Company can set a threshold value for each subfund. This may be calculated from the ratio of net movement on a given trading day to the net fund assets, or from a single amount in the currency of the relevant subfund. In such a case, the net asset value would only be adjusted if this threshold were to be exceeded on a given trading day.

b) Valuation principles

- Liquid assets (whether in the form of cash and bank deposits, bills of exchange, cheques, promissory notes, expense advances, cash dividends and declared or accrued interest still receivable) are valued at face value, unless this value is unlikely to be fully paid or received, in which case their value is determined by deducting an amount deemed appropriate to arrive at their real value.
- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset shall apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market exists among securities traders with pricing based on market standards, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated market

* formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR)

that operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the most recently available price on this market.

- Securities and other investments not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company on the basis of the likely sales prices according to other principles chosen by the Company in good faith.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Company and the Company's auditors, based on the market value of that derivative's underlying.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last known asset value.
Calculation of the net asset value for the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)* is dependent on the timely receipt of the net asset value of the Master Fund.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: The interest rate nearest the residual maturity is interpolated for each money market instrument. Thus calculated, the interest rate is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the creditworthiness of the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the borrower's credit rating.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the relevant subfund's currency of account, and not hedged by foreign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. Such calculations are based on the net present value of all cash flows (both inflows and outflows). In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg) and/or broker statement valuations may be used. The valuation method depends on the security in question and is chosen pursuant to the applicable UBS Valuation Policy.

* Formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR)

If valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be impossible or inaccurate, the Company is entitled to use other generally recognised and verifiable valuation criteria in good faith in order to achieve a suitable valuation of the net assets.

As some of the Company's subfunds may be invested in markets that are closed at the time their assets are valued, the Company may – by way of derogation from the aforementioned provisions – allow the net asset value per share to be adjusted in order to more accurately reflect the fair value of these subfunds' assets at the time of valuation. In practice, the securities in which the subfunds are invested are generally valued on the basis of the latest available prices at the time of calculating the net asset value per share, as described above. There may, however, be a substantial time difference between the close of the markets in which a subfund invests and the time of valuation.

As a result, developments that may influence the value of these securities and that occur between the closure of the markets and the valuation time are not generally taken into account in the net asset value per share of the subfund concerned. If, as a result of this, the Company deems that the most recently available prices of the securities in a subfund's portfolio do not reflect their fair value, it may allow the net asset value per share to be adjusted in order to reflect the assumed fair value of the portfolio at the time of valuation. Such an adjustment is based on the investment policy determined by the Company and a number of practices. If the value is adjusted as described above, this will be applied consistently to all share classes in the same subfund.

The Company reserves the right to apply this measure to the relevant subfunds of the Company whenever it deems this to be appropriate.

Valuing assets at fair value calls for greater reliability of judgement than valuing assets for which readily available market quotations can be referred to. Fair-value calculations may also be based on quantitative models used by price reporting providers to determine the fair value. No guarantee can be given that the Company will be in a position to accurately establish the fair value of an asset when it is about to sell the asset around the time at which the Company determines the net asset value per share. As a consequence, if the Company sells or redeems shares at the net asset value at a time when one or more participations are valued at fair value, this may lead to a dilution or increase in the economic participation of the existing shareholders.

Furthermore, in exceptional circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then prevail for the subsequent issue, redemption and conversion of shares. Revaluations only take place before publishing the only net asset value for that day. Issues, redemptions and conversions are only processed based on this sole net asset value.

c) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

d) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

e) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

h) Combined financial statements

The combined financial statements of the Company are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets and the combined statement of operations as of 30 September 2019 of the Company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as at 30 September 2019:

Exchange rates		
EUR 1 =	CHF	1.087093
EUR 1 =	USD	1.090200

For the liquidated or merged subfunds the exchange rates as at liquidation or merger date were used.

i) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the "ex-dividend" date. Interest income is accrued on a daily basis.

*j) Receivable on securities sales,**Payable on securities purchases*

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

k) Cross-subfund investments

As per 30 September 2019 the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD) was invested 57 644 878.56 USD in the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD).

As per 30 September 2019 the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Emerging Markets Income (USD) was invested 6 908 759.45 USD in the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD).

l) Swaps

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

The value of swap transactions is calculated by an external service provider and a second independent valuation is made available by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows.

In some specific cases, internal calculations based on models and market data available from Bloomberg and/or broker statement valuations may be used.

The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

This valuation method is approved by the Board of Directors.

Changes in unrealized gains and losses are reflected in the statement of operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a maximum monthly flat fee for share classes "P", "N", "K-1", "F", "G", "Q", "I-A1", "I-A2" and "I-A3", calculated on the average net asset value of the subfunds.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name¹
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "Q" in their name	1.080%	1.130%
Share classes with "I-A1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A2" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-B" in their name	0.180%	0.180%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name¹
Share classes with "P" in their name	1.880%	1.930%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.990%	1.020%
Share classes with "Q" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "I-A1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "I-A2" in their name	1.050%	1.080%
Share classes with "I-A3" in their name	0.990%	1.020%
Share classes with "I-B" in their name	0.145%	0.145%

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name¹
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name¹
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "N" in their name	2.400%	2.450%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "Q" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "I-A1" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "I-A2" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-B" in their name	0.145%	0.145%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name¹
Share classes with "P" in their name	1.920%	1.970%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.580%	0.610%
Share classes with "Q" in their name	1.200%	1.250%
Share classes with "I-A1" in their name	1.150%	1.180%
Share classes with "I-A2" in their name	1.050%	1.080%

¹ The effective fee for hedged share classes is the same as the one for non-hedged share classes.

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "I-A3" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Emerging Markets Income (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	2.080%	2.130%
Share classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Share classes with "K-1" in their name	1.400%	1.430%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "Q" in their name	1.120%	1.170%
Share classes with "I-A1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A2" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-B" in their name	0.150%	0.150%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– European Equity Value Opportunity (EUR)*

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.680%	0.710%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.800%	0.830%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "I-A2" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A3" in their name	0.680%	0.710%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– European Growth and Income (EUR)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	1.700%	1.750%
Share classes with "N" in their name	1.900%	1.950%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "G" in their name	0.960%	1.010%
Share classes with "Q" in their name	0.960%	1.010%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300% ²	1.330%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%

* Formerly UBS Global Key Selection SICAV – European Equities (EUR)

¹ The effective fee for hedged share classes is the same as the one for non-hedged share classes.

² For UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD) K-1, max: 1.500% till: 1.100% (as per 30.9.2019)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "F" in their name	0.580%	0.610%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Global Allocation Focus Europe (EUR)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Equities (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.640%	0.670%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Global Multi Income (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	1.300%	1.350%
Share classes with "N" in their name	1.600%	1.650%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "Q" in their name	0.780%	0.830%
Share classes with "I-A1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ The effective fee for hedged share classes is the same as the one for non-hedged share classes.

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

UBS (Lux) Key Selection SICAV
 – Multi Asset Defensive Growth (EUR)
 UBS (Lux) Key Selection SICAV
 – Multi Asset Defensive Growth (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "N" in their name	1.300%	1.350%
Share classes with "K-1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "Q" in their name	0.650%	0.700%
Share classes with "I-A1" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A2" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A3" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
 – Multi Asset Income (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	1.480%	1.530%
Share classes with "N" in their name	2.000%	2.050%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "I-A1" in their name	0.780%	0.810%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
 Annual Report as of 30 September 2019

UBS (Lux) Key Selection SICAV
 – Multi Strategy Alternatives (EUR)**

a) until 27 August 2019

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	1.750%	1.800%
Share classes with "N" in their name	2.000%	2.050%
Share classes with "K-1" in their name	1.250%	1.280%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.950%	0.980%
Share classes with "Q" in their name	1.000%	1.050%
Share classes with "I-A1" in their name	0.950%	0.980%
Share classes with "I-A2" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A3" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

b) since 28 August 2019

	Maximum flat fee at Feeder Fund level (maximum management fee) p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	1.000%	1.050%
Share classes with "N" in their name	1.350%	1.400%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.200%	0.230%
Share classes with "Q" in their name	0.500%	0.550%
Share classes with "I-A1" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-A2" in their name	0.250%	0.280%
Share classes with "I-A3" in their name	0.200%	0.230%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

** formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR)

¹ The effective fee for hedged share classes is the same as the one for non-hedged share classes.

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name [*]
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "N" in their name	2.350%	2.400%
Share classes with "K-1" in their name	1.180%	1.210%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.610%	0.640%
Share classes with "Q" in their name	0.830%	0.880%
Share classes with "I-A1" in their name	0.690%	0.720%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.610%	0.640%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

^{*} The effective fee for hedged share classes is the same as the one for non-hedged share classes.

Out of the aforementioned flat fee the following fees are paid:

1. In accordance with the following provisions, a maximum flat management fee based on the net asset value of the Company is paid from the Company's assets for the management, administration, portfolio management, investment advice, and distribution of the Company (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the "Depositary and Main Paying Agent" of the sales prospectus. This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat management fee). The maximum flat fee for share classes with "hedged" in their name may include foreign exchange risk hedging charges. The relevant maximum flat management fee will not be charged until the corresponding share classes have been launched. An overview of the maximum flat management fees can be found under "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.
2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also charged to the Company's assets:

- a) all additional expenses related to management of the Company's assets for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section titled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
- b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
- c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as any other fees paid to the audit firm for the services it provides in relation to the administration of the Fund as permitted by law. Costs charged by the Master Fund for the preparation of ad hoc reports, provided that these arise in relation to the preparation of annual or semi-annual reports for the Feeder Fund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)*;
- d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Company, as well as for the general safeguarding of the interests of the Company and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) Costs for the publication of the Company's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) costs for the Company's legal documents (prospectuses, KIIDs, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) costs for the Company's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Company, including fees for external advisers;
- i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or to the Company's rights of usufruct;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;

^{*} formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR)

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Company's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable, and published and/or taken into account in the disclosure of the Company's total expense ratio (TER).

3. The Management Company may pay retrocessions to cover the distribution activities of the Company.

All taxes levied on the income and assets of the Company, particularly the *taxe d'abonnement*, will also be borne by the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat management fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat management fee.

For share class "I-B", a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Company, the administrative agent and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Company under a separate contract concluded directly between the shareholder and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for share classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Company, the administrative agent and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled to under a separate contract with the shareholder.

All costs that can be allocated to specific subfunds will be charged to those subfunds.

Costs that can be attributed to individual share classes will be charged to these share classes. If costs are incurred in connection with several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to these subfunds/share classes in proportion to their relative net asset values. With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the relevant target fund as well as at the level of the subfund. The management fees of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3.00%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect

holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details on the Company's ongoing charges can be found in the KIIDs.

Note 3 – *Taxe d'abonnement*

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05%, for institutional share classes only a reduced "*taxe d'abonnement*" of 0.01% p.a., payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of each subfund at the end of each quarter.

The "*taxe d'abonnement*" is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the "*taxe d'abonnement*" in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Single Swing Pricing.

Note 5 – Related party transactions

The volume of securities and money-market transactions undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company, the Portfolio Manager or the Board of Directors for the period from 1 October 2018 to 30 September 2019 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Volume of transactions in equities and equity- like securities with related parties	As a percentage of the total of security transactions
– China Allocation Opportunity (USD)	48 903 255.96 USD	14.47%
– Emerging Markets Income (USD)	49 855 207.90 USD	63.58%
– European Growth and Income (EUR)	466 591 326.22 EUR	48.49%

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Commissions on transactions in equities and equity-like securities with related parties	As a percentage of the total commissions
– China Allocation Opportunity (USD)	15 117.85 USD	24.53%
– Emerging Markets Income (USD)	- USD	-
– European Growth and Income (EUR)	404.94 EUR	0.76%

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Volume of transactions in other securities (except equities and equity-like securities) with related parties	As a % of the total of security transactions
- China Allocation Opportunity (USD)	34 006 095.57 USD	10.06%
- Emerging Markets Income (USD)	- USD	-
- European Growth and Income (EUR)	13 917 855.47 EUR	1.45%

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the Company on transactions on "other securities (except equities and equity-like securities)" with related parties.

Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 30 September 2019 were used.

Note 6 – Income distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfunds shall decide, at the proposal of the Board of Directors of the Management Company and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund resp each share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount of assets prescribed by law. If distributions are made, they will be paid out within four months of the end of the financial year.

The details of the distribution are unaudited.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

Note 7 – Soft dollar arrangements

During the financial year from 1 October 2018 until 30 September 2019, no "soft dollar arrangements" were entered into on behalf of UBS (Lux) Key Selection SICAV and "soft dollars" amount to nil.

Note 8 – Commitments on Financial Futures and Swaps

Commitments on Financial Futures and Swaps per subfund and respective currency as of 30 September 2019 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on indices (purchased)	Financial Futures on indices (sold)
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	12 760 094.08 USD	16 569 010.10 USD
- China Allocation Opportunity (USD)	30 163 704.14 USD	- USD
- Dynamic Alpha (USD)	12 365 018.87 USD	4 019 345.78 USD
- Emerging Markets Income (USD)	7 965 105.00 USD	2 680 650.00 USD
- Global Allocation (CHF)	20 496 421.82 CHF	19 649 580.10 CHF
- Global Allocation (EUR)	59 638 673.72 EUR	65 987 187.11 EUR
- Global Allocation (USD)	61 416 491.96 USD	56 115 760.12 USD
- Global Allocation Focus Europe (EUR)	10 454 352.53 EUR	10 180 805.17 EUR
- Global Multi Income (USD)	3 254 459.99 USD	- USD
- Multi Asset Defensive Growth (EUR)	1 997 592.19 EUR	- EUR
- Multi Asset Defensive Growth (USD)	1 887 745.00 USD	- USD
- Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	168 100 916.04 USD	- USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	10 795 650.99 USD	- USD
- Dynamic Alpha (USD)	3 040 636.84 USD	10 949 761.37 USD
- Emerging Markets Income (USD)	- USD	5 559 546.89 USD
- Global Allocation (CHF)	8 296 883.73 CHF	19 281 818.16 CHF
- Global Allocation (EUR)	21 118 254.99 EUR	47 692 360.18 EUR
- Global Allocation (USD)	25 884 124.43 USD	58 560 772.41 USD
- Global Allocation Focus Europe (EUR)	3 096 698.64 EUR	7 116 676.80 EUR
- Global Multi Income (USD)	12 709 063.44 USD	17 722 500.00 USD
- Multi Asset Defensive Growth (EUR)	1 789 884.86 EUR	- EUR
- Multi Asset Defensive Growth (USD)	1 677 656.58 USD	- USD
- Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	- USD	137 019 125.22 USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Swaps

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Credit Default Swaps (purchased)	Credit Default Swaps (sold)
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	- USD	10 263 864.02 USD
- Dynamic Alpha (USD)	19 554 235.33 USD	2 886 334.31 USD
- Global Allocation (CHF)	- CHF	12 401 862.73 CHF
- Global Allocation (EUR)	- EUR	16 837 381.49 EUR
- Global Allocation (USD)	- USD	37 182 595.08 USD
- Global Allocation Focus Europe (EUR)	- EUR	4 650 113.57 EUR

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

Note 9 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Asian Equities (USD) I-B-acc	0.23%
– Asian Equities (USD) I-X-dist	0.04%
– Asian Equities (USD) K-X-acc	0.08%
– Asian Equities (USD) P-acc	2.13%
– Asian Equities (USD) (GBP) P-dist	2.13%
– Asian Equities (USD) Q-acc	1.16%
– Asian Equities (USD) U-X-acc	0.04%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-4%-mdist	1.96%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-acc	1.95%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) (HKD) P-acc	1.95%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-dist	1.96%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-mdist	1.95%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) (HKD) P-mdist	1.95%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.95%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) Q-4%-mdist	1.18%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) Q-acc	1.18%
– China Allocation Opportunity (USD) I-X-acc	0.04%
– China Allocation Opportunity (USD) P-6%-mdist	1.93%
– China Allocation Opportunity (USD) (HKD) P-6%-mdist	1.92%
– China Allocation Opportunity (USD) (AUD hedged) P-6%-mdist	1.91%
– China Allocation Opportunity (USD) (RMB hedged) P-6%-mdist	1.92%
– China Allocation Opportunity (USD) (SGD hedged) P-6%-mdist	1.92%
– China Allocation Opportunity (USD) P-acc	1.92%
– China Allocation Opportunity (USD) P-mdist	1.91%
– China Allocation Opportunity (USD) (HKD) P-mdist	1.86%
– China Allocation Opportunity (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.91%
– China Allocation Opportunity (USD) Q-6%-mdist	1.22%
– Dynamic Alpha (USD) I-A1-acc	1.18%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) I-A2-acc	1.09%
– Dynamic Alpha (USD) I-B-acc	0.10%
– Dynamic Alpha (USD) I-X-acc	0.02%
– Dynamic Alpha (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.03%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.03%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) N-4%-mdist	2.58%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) N-acc	2.58%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) P-4%-mdist	2.00%
– Dynamic Alpha (USD) P-acc	2.00%
– Dynamic Alpha (USD) (CHF hedged) P-acc	2.01%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) P-acc	2.00%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.28%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) N-8%-mdist	2.94%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) N-acc	2.94%
– Emerging Markets Income (USD) P-acc	2.28%
– Emerging Markets Income (USD) (CHF hedged) P-acc	2.28%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) P-acc	2.28%
– Emerging Markets Income (USD) P-dist	2.28%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) P-dist	2.28%

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Emerging Markets Income (USD) P-mdist	2.26%
– Emerging Markets Income (USD) (HKD) P-mdist	2.26%
– Emerging Markets Income (USD) Q-acc	1.31%
– Emerging Markets Income (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.31%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.31%
– Emerging Markets Income (USD) Q-dist	1.31%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) Q-dist	1.31%
– European Equity Value Opportunity (EUR) I-B-acc*	0.11%
– European Equity Value Opportunity (EUR) K-1-acc*	1.15%
– European Equity Value Opportunity (EUR) P-acc*	2.12%
– European Equity Value Opportunity (EUR) Q-acc*	1.11%
– European Growth and Income (EUR) K-1-8%-mdist	1.19%
– European Growth and Income (EUR) (HKD hedged) P-6%-mdist	1.78%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-6%-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) P-8%-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (AUD hedged) P-8%-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (GBP hedged) P-8%-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (HKD hedged) P-8%-mdist	1.78%
– European Growth and Income (EUR) (RMB hedged) P-8%-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-8%-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-8%-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) P-acc	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-acc	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-acc	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-mdist	1.78%
– European Growth and Income (EUR) Q-8%-mdist	1.05%
– European Growth and Income (EUR) (GBP hedged) Q-8%-mdist	1.05%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-8%-mdist	1.06%
– European Growth and Income (EUR) Q-acc	1.05%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-acc	1.07%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-mdist	1.05%
– Global Allocation (CHF) K-1-acc	1.39%
– Global Allocation (CHF) P-acc	2.13%
– Global Allocation (CHF) Q-acc	1.10%
– Global Allocation (EUR) I-A2-acc	0.74%
– Global Allocation (EUR) (CAD hedged) I-X-dist	0.03%
– Global Allocation (EUR) N-6%-mdist	2.58%
– Global Allocation (EUR) N-acc	2.58%
– Global Allocation (EUR) P-acc	2.13%
– Global Allocation (EUR) (CAD hedged) P-acc	2.12%
– Global Allocation (EUR) (GBP hedged) P-acc	2.12%
– Global Allocation (EUR) Q-acc	1.10%
– Global Allocation (EUR) (CAD hedged) Q-acc	1.10%
– Global Allocation (EUR) (GBP hedged) Q-acc	1.10%
– Global Allocation (USD) I-X-acc	0.06%
– Global Allocation (USD) K-1-acc	1.18%
– Global Allocation (USD) P-acc	2.13%
– Global Allocation (USD) (JPY) P-acc	2.13%
– Global Allocation (USD) Q-acc	1.10%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) P-acc	2.12%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) (CHF hedged) P-acc	2.12%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) Q-acc	1.10%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) (CHF hedged) Q-acc	1.10%
– Global Equities (USD) I-X-acc	0.03%
– Global Equities (USD) P-acc	2.12%
– Global Equities (USD) (EUR) P-acc	2.12%
– Global Equities (USD) Q-acc	1.09%
– Global Equities (USD) (EUR) Q-acc	1.10%

* formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equities (EUR)

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Global Multi Income (USD) I-X-acc	0.13%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.12%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) P-4% qdist	1.45%
– Global Multi Income (USD) P-acc	1.47%
– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) P-acc	1.46%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) P-acc	1.46%
– Global Multi Income (USD) (GBP hedged) P-acc	1.44%
– Global Multi Income (USD) P-dist	1.44%
– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) P-dist	1.46%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) P-dist	1.45%
– Global Multi Income (USD) (GBP hedged) P-UKdist	1.45%
– Global Multi Income (USD) P-mdist	1.49%
– Global Multi Income (USD) (HKD) P-mdist	1.50%
– Global Multi Income (USD) (RMB hedged) P-mdist	1.49%
– Global Multi Income (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.49%
– Global Multi Income (USD) Q-acc	0.92%
– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.92%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.92%
– Global Multi Income (USD) Q-dist	0.92%
– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) Q-dist	0.93%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.93%
– Multi Asset Defensive Growth (EUR) I-X-acc	0.21%
– Multi Asset Defensive Growth (EUR) P-acc	1.35%
– Multi Asset Defensive Growth (EUR) Q-acc	0.91%
– Multi Asset Defensive Growth (USD) I-X-acc	0.23%
– Multi Asset Defensive Growth (USD) P-acc	1.37%
– Multi Asset Defensive Growth (USD) Q-acc	0.92%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) I-A1-acc**	2.50%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (USD hedged) I-A1-acc**	2.49%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) P-acc**	3.36%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (CHF hedged) P-acc**	3.38%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (USD hedged) P-acc**	3.31%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) Q-acc**	2.59%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (CHF hedged) Q-acc**	2.60%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (GBP hedged) Q-acc**	2.58%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (USD hedged) Q-acc**	2.61%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) U-X-acc**	1.62%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) F-acc	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (CHF hedged) F-acc	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (EUR hedged) F-acc	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (JPY hedged) F-acc	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) F-UKdist	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (CHF hedged) F-UKdist	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (EUR hedged) F-UKdist	0.71%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (GBP hedged) F-UKdist	0.71%

** Formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR)

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 10 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 30 September 2019, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Transaction costs
– Asian Equities (USD)	754 307.97 USD
– Asian Global Strategy Balanced (USD)	224 612.94 USD
– China Allocation Opportunity (USD)	317 278.11 USD
– Dynamic Alpha (USD)	40 850.94 USD
– Emerging Markets Income (USD)	18 158.63 USD
– European Equity Value Opportunity (EUR)*	97 065.31 EUR
– European Growth and Income (EUR)	111 580.03 EUR
– Global Allocation (CHF)	68 420.14 CHF
– Global Allocation (EUR)	326 453.66 EUR
– Global Allocation (USD)	208 988.09 USD
– Global Allocation Focus Europe (EUR)	26 831.37 EUR
– Global Equities (USD)	38 288.52 USD
– Global Multi Income (USD)	8 332.27 USD
– Multi Asset Defensive Growth (EUR)	1 134.57 EUR
– Multi Asset Defensive Growth (USD)	924.33 USD
– Multi Asset Income (USD)	496.49 USD
– Multi Strategy Alternatives (EUR)**	34 230.86 EUR
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	269 183.26 USD

* Formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equities (EUR)

** Formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR)

Note 11 – Merger

The following merger took place:

Subfund	merged into	Date
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Income (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Multi Income (USD)	27.2.2019

Note 12 – Name Change

The name of the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equities (EUR) was changed into UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equity Value Opportunity (EUR) with effect 13 December 2018.

The name of the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR) was changed into UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR) with effect 28 August 2019 and it was converted into a feeder fund investing at least 85% of its net assets into the master fund DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives (the “Master-Fund”).

Note 13 – Master Feeder Structure

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR) subfund (the “feeder fund”) is a feeder fund in accordance with Article 77 of the 2010 Law. It invests at least 85% of its net assets in units of DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives (the “Master Fund”), a subfund of DB Platinum IV, to an investment company established under Luxembourg

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

law in the form of a public limited company (société anonyme), which is a société d'investissement à capital variable (SICAV) that was approved by the CSSF. The master fund has DWS Investment S.A. as its management company and DWS Alternatives Global Limited as its investment manager ("master management company" or "master investment manager").

Since 11 January 2020, Alma Capital Investment Management S.A. is management company and the investment manager of the Master Fund and the Master Fund was renamed Alma Platinum IV UBS Multi Strategy Alternatives.

The feeder fund may hold up to 15% of its net assets in the following assets:

- a) accessory liquid assets in accordance with Article 41 paragraph 2 subparagraph 2 of the 2010 Act;
- b) derivative financial instruments that may only be used for hedging purposes, in accordance with Article 41 paragraph 1 letter g) of the 2010 Law and Article 42 paragraphs 2 and 3 of the 2010 Law.

As of 30 September 2019, the feeder UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR) held 68.83% of the net fund assets of DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives.

The sum of the costs of the feeder fund with the pro rata costs of the master fund can be seen in Note 9 – Total Expense Ratio (TER). The performance fees at master fund level for an amount of 255 193 EUR are not included in the TER.

The investment policy of the master fund is defined in its prospectus.

The sales prospectus, the KIID, the articles of association of the master fund, the annual and semi-annual reports as well as the portfolio movements of the master fund are available free of charge at Alma Capital Investment Management S.A., 5 rue Aldringen, L-1118 Luxembourg.

Note 14 – Significant event during the period

The Swiss UBS asset management business was transferred from UBS AG to UBS Asset Management Switzerland AG, a member of UBS Group. The transfer became effective on 17 June 2019.

UBS Asset Management Switzerland AG is a FINMA approved asset manager of collective investment schemes.

Note 15 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Management Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Depositary can elect to make themselves and the fund subject to the jurisdiction of the countries in which the fund units were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of company shares sold to investors from the other countries in which company shares can be bought and sold, the company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the company) into the languages concerned as binding upon itself.

Note 16 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD)		
Barclays	-850.38 USD	0.00 USD
Citibank	-113 122.16 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-53 314.18 USD	0.00 USD
HSBC	60 365.08 USD	0.00 USD
JP Morgan	26 550.27 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-19 678.07 USD	0.00 USD
State Street	-9 733.05 USD	0.00 USD
UBS AG	9 577.91 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp.	210 849.63 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)		
State Street	-37 936.82 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp.	-134 243.47 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)		
Barclays	-124 420.35 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-24 581.41 USD	0.00 USD
Citibank	-75 288.29 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-38 982.50 USD	0.00 USD
JP Morgan	43.33 USD	0.00 USD
Merrill Lynch	1 955.60 USD	0.00 USD
UBS AG	128 788.52 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Emerging Markets Income (USD)		
Barclays	-41 661.63 USD	0.00 USD
HSBC	-154 144.81 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-1 568.22 USD	0.00 USD
State Street	-208 963.75 USD	0.00 USD
UBS AG	-9 588.76 USD	0.00 USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Growth and Income (EUR)		
HSBC	90 628.56 EUR	0.00 EUR
State Street	1 933 467.61 EUR	0.00 EUR
UBS AG	763 136.23 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)		
Bank of America	-196.16 CHF	0.00 CHF
Barclays	-212 557.87 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	-11 280.77 CHF	0.00 CHF
Citibank	-112 998.43 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	127 309.79 CHF	0.00 CHF
J.P. Morgan	-2 009 845.38 CHF	0.00 CHF
State Street	94 749.90 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-583 542.68 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)		
Bank of America	311 166.14 EUR	0.00 EUR
Barclays	-6 480 777.13 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	-29 505.03 EUR	0.00 EUR
Citibank	77 267.21 EUR	0.00 EUR
HSBC	-507.38 EUR	0.00 EUR
J.P. Morgan	162 112.11 EUR	0.00 EUR
State Street	-693 593.43 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-883 407.99 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)		
Bank of America	452 573.51 USD	0.00 USD
Barclays	245 175.59 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-37 790.36 USD	0.00 USD
Citibank	-304 396.93 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	7 132.85 USD	0.00 USD
HSBC	-215 087.67 USD	0.00 USD
J.P. Morgan	1 084 418.79 USD	0.00 USD
State Street	-687 166.57 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	432 860.17 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation Focus Europe (EUR)		
Barclays	-856 191.50 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	-3 880.84 EUR	0.00 EUR
Citibank	44 152.31 EUR	0.00 EUR
HSBC	202.81 EUR	0.00 EUR
J.P. Morgan	-50 157.64 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-8 997.46 EUR	0.00 EUR
State Street	-303 613.88 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Multi Income (USD)		
Barclays	12 131.83 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	149 815.50 USD	0.00 USD
HSBC	-653 036.37 USD	0.00 USD
State Street	-20 825.43 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-1 010.12 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Defensive Growth (EUR)		
Barclays	-405.54 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	-605.92 EUR	0.00 EUR
State Street	-23 017.20 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Defensive Growth (USD)		
Bank of America	-5 039.96 USD	0.00 USD
Barclays	337.74 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-3 268.30 USD	0.00 USD
State Street	50 012.62 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)**		
UBS AG	177 176.62 EUR	0.00 EUR

** Formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR)

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)		
Bank of America	-199 337.77 USD	0.00 USD
Citibank	-165 879.00 USD	0.00 USD
HSBC	-437 166.30 USD	0.00 USD
J.P. Morgan	136 163.19 USD	0.00 USD
State Street	-677 934.41 USD	0.00 USD
UBS AG	45 466.87 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp.	210 221.98 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Securities Lending

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 30 September 2019		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 30 September 2019		
	Market value of Securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Asian Equities (USD)	6 367 426.73 USD	6 488 180.09 USD	31.31	68.69	0.00
– Asian Global Strategy Balanced (USD)	42 789 314.74 USD	43 600 781.28 USD	31.31	68.69	0.00
– Dynamic Alpha (USD)	14 269 632.53 USD	14 540 245.17 USD	31.31	68.69	0.00
– Emerging Markets Income (USD)	724 325.11 USD	738 061.38 USD	31.31	68.69	0.00
– European Equity Value Opportunity (EUR)*	8 773 642.67 EUR	8 940 028.08 EUR	31.31	68.69	0.00
– Global Allocation (CHF)	24 712 219.69 CHF	25 180 867.99 CHF	31.31	68.69	0.00
– Global Allocation (EUR)	85 496 387.73 EUR	87 117 761.16 EUR	31.31	68.69	0.00
– Global Allocation (USD)	72 872 262.40 USD	74 254 228.98 USD	31.31	68.69	0.00
– Global Allocation Focus Europe (EUR)	9 014 269.74 EUR	9 185 218.46 EUR	31.31	68.69	0.00
– Global Equities (USD)	9 750 719.77 USD	9 935 634.70 USD	31.31	68.69	0.00
– Multi Asset Defensive Growth (EUR)	2 302 656.41 EUR	2 346 324.52 EUR	31.31	68.69	0.00
– Multi Asset Defensive Growth (USD)	421 850.17 USD	429 850.23 USD	31.31	68.69	0.00
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	25 589 942.07 USD	26 075 235.70 USD	31.31	68.69	0.00

* Formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equities (EUR)

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 September 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
Notes, fixed rate			
AUD			
AUD AUSTRALIA 5.50000% 11-21-04-23	1,750,000.00	1,377,380.10	0.39
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 4.00000% 13-20-04-23	1,850,000.00	1,376,993.95	0.34
Total AUD		2,756,354.05	0.67
Total Notes, fixed rate		2,756,354.05	0.57
Bonds, fixed rate			
AUD			
AUD AUSTRALIA 2.75000% 12-21-04-24	5,200,000.00	3,820,362.68	0.99
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.25000% 16-21-05-28	1,500,000.00	1,117,000.49	0.27
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.75000% 14-21-06-35	2,100,000.00	1,719,626.95	0.42
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.75000% 16-21-11-27	2,500,000.00	1,921,052.80	0.47
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.00000% 16-21-08-47	1,350,000.00	1,186,628.32	0.29
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.25000% 13-21-04-25	2,600,000.00	1,985,602.38	0.48
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP 8.00000% 11-21-07-22	1,100,000.00	844,788.42	0.21
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-REG-S 4.25000% 12-21-07-23	950,000.00	717,371.32	0.17
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 8.00000% 03-17-10-22	1,750,000.00	1,358,924.01	0.33
Total AUD		14,671,557.37	3.57
CAD			
CAD CANADA, GOVERNMENT 0.75000% 16-01-09-21	3,300,000.00	2,459,839.12	0.60
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.75000% 14-01-12-64	1,300,000.00	1,372,059.66	0.33
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.25000% 14-01-06-25	3,400,000.00	2,687,258.31	0.65
CAD CANADA, GOVERNMENT 3.25000% 10-01-06-21	6,350,000.00	4,934,607.25	1.20
CAD CANADA, GOVERNMENT 5.50000% 11-01-12-45	1,250,000.00	1,337,953.18	0.33
CAD CANADA, GOVERNMENT 5.75000% 01-01-06-33	1,150,000.00	1,326,441.09	0.32
Total CAD		14,104,158.61	3.43
EUR			
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-GAT 2.75000% 12-25-10-27	1,800,000.00	2,201,849.30	0.54
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-GAT-REG-S 1.25000% 15-25-05-36	800,000.00	1,035,646.39	0.25
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 1.50000% 14-15-05-24	1,850,000.00	2,235,498.71	0.54
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 4.75000% 06-04-07-28	750,000.00	1,215,981.28	0.30
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 4.00000% 05-04-01-37	1,800,000.00	3,105,761.76	0.76
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 2.25000% 11-04-09-21	2,250,000.00	2,597,168.74	0.63
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 3.75000% 10-01-03-21	3,000,000.00	3,458,561.38	0.84
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 4.00000% 05-01-02-37	800,000.00	1,204,212.24	0.29
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 2.20000% 17-01-06-27	2,000,000.00	2,444,019.08	0.60
Total EUR		19,496,456.88	4.75
Total Bonds, fixed rate		48,274,214.85	11.75
Bonds, zero coupon			
EUR			
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-GAT-REG-S 0.00000% 16-25-05-21	2,300,000.00	2,536,366.00	0.62
Total EUR		2,536,366.00	0.62
Total Bonds, zero coupon		2,536,366.00	0.52
Treasury notes, fixed rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 5.00000% 07-15-05-37	625,000.00	921,752.88	0.22
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 16-15-08-46	650,000.00	666,554.65	0.16
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.37500% 14-15-08-24	3,950,000.00	4,097,199.12	1.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 15-15-02-25	3,150,000.00	3,216,321.99	0.78
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.37500% 09-15-11-19	6,100,000.00	6,109,664.23	1.49
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.50000% 14-15-05-24	3,950,000.00	4,112,628.81	1.00
Total USD		19,124,121.68	4.65
Total Treasury notes, fixed rate		19,124,121.68	4.65
Treasury notes, floating rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.875%/CH LINKED 99-15-04-29	1,860,000.00	3,929,650.06	0.96
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.375%/CH LINKED 04-15-01-25	775,000.00	1,179,379.09	0.28
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.125%/CH LINKED 11-15-01-21	1,010,000.00	1,187,943.71	0.29
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CH LINKED 12-15-01-22	1,270,000.00	1,425,266.17	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CH LINKED 17-15-01-27	1,310,000.00	1,405,790.39	0.34
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.750%/CH LINKED 18-15-07-26	1,305,000.00	1,399,434.37	0.34
Total USD		10,521,483.79	2.56
Total Treasury notes, floating rate		10,521,483.79	2.56
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		83,212,540.18	20.25

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Bonds, fixed rate			
CAD			
CAD CANADA, GOVERNMENT 0.50000% 16-01-09-22	4 050 000.00	2 983 051.36	0.73
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.75000% 14-01-12-48	1 900 000.00	1 453 549.85	0.35
Total CAD		4 436 601.21	1.08
Total Bonds, fixed rate		4 435 601.21	1.08
Treasury notes, fixed rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.82500% 14-15-02-44	3 950 000.00	5 106 300.49	1.24
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.87500% 17-30-09-22	2 550 000.00	2 572 611.11	0.63
Total USD		7 678 911.60	1.87
Total Treasury notes, fixed rate		7 678 911.60	1.87
Treasury notes, floating rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.825%/CHF LINKED 14-15-01-24	890 000.00	770 173.15	0.19
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.250%/CHF LINKED 15-15-01-25	1 700 000.00	1 845 221.50	0.45
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.825%/CHF LINKED 16-15-01-26	1 275 000.00	1 410 249.20	0.34
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CHF LINKED 16-15-04-21	1 340 000.00	1 434 569.72	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CHF LINKED 12-15-07-22	1 265 000.00	1 426 978.44	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CHF LINKED 13-15-01-23	1 290 000.00	1 421 397.60	0.34
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CHF INDEX 13-15-07-23	1 265 000.00	1 424 682.36	0.35
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CHF LINKED 15-15-07-25	1 290 000.00	1 419 183.89	0.34
Total USD		11 146 456.66	2.71
Total Treasury notes, floating rate		11 145 456.05	2.71
Total transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		23 251 958.87	5.56

UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Investment funds, open end			
Ireland			
USD iSHARES EDGE MSCI USA VALUE FACTOR UCITS ETF-CAP	3 134 891.00	21 167 000.98	5.15
Total Ireland		21 167 000.98	5.15
Luxembourg			
USD UBS (LUX) BOND SICAV - GLOBAL CORPORATES U-X-DIST	1 727.00	21 036 604.27	5.12
CHF UBS (LUX) BOND SICAV - CHINA FIXED INCOME (RMB) U-X-ACC	499.00	7 756 372.14	1.89
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X-ACC	1 487.00	20 222 664.68	4.92
EUR UBS (LUX) EQUITY FUND - EUROPEAN OPPORTUNITY U-X-ACC	2 180.00	62 524 366.94	15.22
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - USA GRWTH (USD)-U-X-ACC	661.00	26 855 567.00	6.54
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - USA QUANTITATIVE (USD)-U-X-ACC	1 292.00	29 159 613.12	7.10
USD UBS (LUX) INST FUND - EMERGING MARKETS EQUITY FA	499.00	13 640 871.23	3.32
USD UBS (LUX) INST FUND-KEY SEL GLOBAL EQUITY FA-USD	2 749.00	65 434 914.33	15.93
USD UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	1 429.00	15 786 205.87	3.84
Total Luxembourg		262 417 161.58	63.88
Total investment funds, open end		283 584 162.56	69.03
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		283 584 162.56	69.03
Total investments in securities		390 058 591.51	94.94

Derivative instruments**Derivative instruments listed on an official stock exchange**

Financial futures on bonds			
EUR EURO-BOBL FUTURE 06.12.19	-168.00	206 309.45	0.05
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19.12.19	-229.00	314 875.00	0.08
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 19.12.19	26.00	-105 218.75	-0.03
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.19	-35.00	27 617.17	0.01
CAD CANADA 10YR BOND FUTURE 18.12.19	194.00	-336 474.32	-0.08
Total Financial Futures on bonds		105 108.55	0.03
Financial futures on indices			
EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 20.12.19	281.00	174 617.33	0.04
CHF SWISS MARKET INDEX FUTURE 20.12.19	21.00	16 268.87	0.00
EUR CAC 40 INDEX FUTURE 18.10.19	-201.00	-175 304.16	-0.04
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 20.12.19	-190.00	-202 753.40	-0.05
SEK OMX 30 INDEX FUTURE 18.10.19	-732.00	8 561.71	0.00
USD FTSE XINHUA CHINA A 50 INDEX FUTURE 30.10.19	643.00	-90 020.00	-0.02
USD S&P500 EMINI FUTURE 20.12.19	-93.00	107 569.50	0.03
JPY TOPIX INDEX FUTURE 12.12.19	170.00	990 589.96	0.24

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD MIMMSEI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 20.12.19	168.00	-153 006.00	-0.04
AUD S&P 200 INDEX FUTURE 19.12.19	37.00	28 897.85	0.01
CAD S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 19.12.19	14.00	84.99	0.00
Total Financial Futures on Indices		705 306.25	0.17
Total Derivative instruments listed on an official stock exchange		810 414.80	0.20
Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market			
Credit default swaps*			
USD ICE/CDX.NA.RG.39-V1 C01 REC 1.00000% 19-20.12.24	18 000 000.00	322 968.89	0.08
USD ICE/CDX.NA.HY.33-V1 C01 REC 5.00000% 19-20.12.24	19 550 000.00	1 341 223.81	0.32
Total Credit default swaps		1 564 192.30	0.40
Total Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		1 564 192.30	0.40
Total Derivative instruments		2 474 507.10	0.50
Forward Foreign Exchange contracts			
Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)			
USD 855 772.51 NOK -5 827 094.88 10.10.2019 14 341.34 0.00			
JPY 3 692 084 079.00 USD 34 850 858.06 10.10.2019 -670 816.21 -0.16			
USD 29 827 290.16 AUD 49 847 904.99 10.10.2019 245 175.99 0.06			
USD 1 658 776.17 DKK 11 000 000.00 10.10.2019 59 555.29 0.01			
USD 8 428 810.78 NZD 12 880 000.00 10.10.2019 386 578.03 0.09			
USD 12 355 754.52 GBP 10 110 000.00 10.10.2019 -106 903.46 -0.03			
USD 35 307 552.16 EUR 31 380 000.00 10.10.2019 1 076 002.32 0.26			
USD 15 893 381.42 CHF 15 399 167.45 10.10.2019 439 434.66 0.11			
USD 30 427 287.66 CAD 40 127 997.85 10.10.2019 115 075.80 0.03			
SEK 74 727 526.92 USD 7 819 493.59 10.10.2019 -215 087.67 -0.05			
HKD 15 700 000.00 USD 2 004 727.84 10.10.2019 -1 742.50 0.00			
MXN 290 920 000.00 USD 14 723 185.02 10.10.2019 -8 745.09 0.00			
CAD 2 300 000.00 USD 1 792 005.96 10.10.2019 5 385.51 0.00			
USD 216 791.73 JPY 23 000 000.00 10.10.2019 3 865.87 0.00			
USD 278 619.35 EUR 250 000.00 10.10.2019 5 901.66 0.00			
GBP 500 000.00 USD 607 936.55 10.10.2019 8 416.47 0.00			
USD 255 433.45 CHF 250 000.00 10.10.2019 4 547.99 0.00			
USD 7 725 762.80 CNH 55 450 000.00 10.10.2019 -37 108.14 -0.01			
AUD 1 000 000.00 USD 675 209.90 10.10.2019 -558.40 0.00			
CAD 1 200 000.00 USD 902 972.25 10.10.2019 3 492.87 0.00			
EUR 750 000.00 USD 832 824.45 10.10.2019 -14 670.77 0.00			
JPY 60 000 000.00 USD 566 210.96 10.10.2019 -10 751.67 0.00			
SEK 12 000 000.00 USD 1 235 027.48 10.10.2019 -13 895.60 0.00			
CHF 700 000.00 USD 715 212.57 10.10.2019 -12 731.59 0.00			
GBP 750 000.00 USD 916 761.75 10.10.2019 7 767.77 0.00			
USD 326 695.99 SEK 3 200 000.00 10.10.2019 1 060.28 0.00			
USD 339 056.31 GBP 280 000.00 10.10.2019 -6 101.38 0.00			
USD 298 480.81 CAD 390 000.00 10.10.2019 1 859.65 0.00			
USD 247 575.24 SEK 2 400 000.00 10.10.2019 3 348.90 0.00			
USD 304 111.12 CAD 400 000.00 10.10.2019 1 958.08 0.00			
USD 310 249.43 SEK 3 000 000.00 10.10.2019 4 966.51 0.00			
USD 224 472.55 GBP 180 000.00 10.10.2019 2 565.46 0.00			
COP 26 100 000 000.00 USD 8 341 372.91 21.11.2019 -288 835.21 -0.07			
USD 184 836.12 GBP 150 000.00 10.10.2019 -49.78 0.00			
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)		977 719.38	0.24
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		17 452 853.15	4.25
Bank overdraft and other short-term liabilities		-240 000.00	-0.05
Other assets and liabilities		92 377.65	0.03
Total net assets		410 825 248.90	100.00

* Positive nominal: the subfund is "buyer of protection", negative nominal: the subfund is "seller of protection".

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 September 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
Bearer shares			
Austria			
EUR ERSTE GROUP BK AG NPV	27 477.00	839 852.18	0.25
Total Austria		839 852.18	0.25
Bermuda			
USD MARVELL TECH GROUP COM USD0.002	35 953.00	823 469.46	0.25
Total Bermuda		823 469.46	0.25
Canada			
GBP ENTERTAINMENT ONE ORD NPV	126 155.00	807 167.10	0.25
Total Canada		807 167.10	0.25
Denmark			
DKK GENMAB AS DKK1 (BEARER)	3 569.00	663 562.76	0.20
Total Denmark		663 562.76	0.20
France			
EUR AIR LIQUID(0.1) EURS.5 (POST-SUBDIVISION)	8 172.00	1 067 263.20	0.32
EUR AXA EUR2.29	46 040.00	1 076 717.20	0.33
EUR BNP PARIBAS EUR2	18 972.00	847 479.24	0.26
EUR CREDIT AGRICOLE SA EUR3	83 554.00	930 791.56	0.28
EUR DANONE EURO.25	17 343.00	1 401 661.26	0.43
EUR EFRAIS EUR4	9 272.00	861 952.64	0.27
EUR LVMH MOET HENNESSY EURO.30	3 810.00	1 389 316.50	0.42
EUR PERNOU RICARD EUR1.55	7 845.00	1 281 873.00	0.39
EUR PUBLICIS GROUPE SA EURO.40	11 494.00	518 609.28	0.16
EUR SAFRAN EURO.20	9 195.00	1 328 217.75	0.40
EUR SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	14 510.00	1 168 055.00	0.35
EUR UBISOFT ENTERTAIN EURO.31	7 735.00	514 466.70	0.16
Total France		12 408 463.33	3.77
Germany			
EUR COMMERZBANK AG NPV	68 419.00	364 125.92	0.11
EUR CONTINENTAL AG ORD NPV	6 186.00	728 092.20	0.22
EUR HEIDELBERGCEMENT NPV	7 001.00	464 306.32	0.14
EUR LANXESS AG NPV	14 025.00	785 400.00	0.24
EUR RWI AG (NEU) NPV	26 790.00	766 805.10	0.23
EUR SAP AG ORD NPV	15 730.00	1 699 110.00	0.52
Total Germany		4 809 639.54	1.46
Hong Kong			
HKD AIA GROUP LTD NPV	149 000.00	1 290 968.37	0.39
Total Hong Kong		1 290 968.37	0.39
Italy			
EUR BANCA MEDIOLANUM NPV	136 787.00	942 462.43	0.29
Total Italy		942 462.43	0.29
Japan			
JPY MINEBEA MITSUMI INC.	43 700.00	634 599.93	0.19
JPY NABTESCO CORP NPV	25 700.00	729 621.83	0.22
JPY TECHNIPRO HDGS IN NPV	6 400.00	347 639.03	0.11
Total Japan		1 711 860.79	0.52
Luxembourg			
EUR EUROFINS SCIENTIF EURO.10	286.00	122 803.20	0.04
Total Luxembourg		122 803.20	0.04
The Netherlands			
EUR ASR NEDERLAND N.V. EURO.1.6	26 434.00	895 319.58	0.27
EUR KONINKLIJKE PHILIPS NV EURO.20	25 850.00	1 096 625.00	0.33
USD NXP SEMICONDUCTORS EURO.20	6 506.00	651 196.77	0.20
Total The Netherlands		2 645 141.35	0.80
Norway			
NOK YARA INTERNATIONAL NOK 1.7	12 904.00	510 401.88	0.16
Total Norway		510 401.88	0.16
Spain			
EUR IBERDROLA SA EURO.75 (POST SUBDIVISION)	113 314.00	1 080 562.30	0.33
Total Spain		1 080 562.30	0.33
Sweden			
SEK ASSA ABLOY SER B NPV (POST SPLT)	43 236.00	883 798.58	0.27
Total Sweden		883 798.58	0.27
United Kingdom			
GBP ASTRAZENECA ORD USD0.25	28 329.00	2 325 080.28	0.71
GBP BABCOCK INTL GROUP ORD GBP0.50	129 648.00	617 730.68	0.25
GBP BEAZLEY PLC (UK) ORD GBP0.05	502 839.00	723 033.63	0.22
GBP BRIT AMER TOBACCO ORD GBP0.25	23 217.00	789 263.49	0.24
USD L'ORALNOR PLC ORD GBP1.00 (08)	12 300.00	832 523.39	0.25
GBP BECKITT BENCK GRP ORD GBP0.10	21 607.00	1 563 757.37	0.47

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual Report as of 30 September 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

91

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
GBP SAGE GROUP GBP0.01051948	124 822.00	975 507.88	0.30
GBP SPECTRUM OGD GBP 05	17 289.00	476 237.45	0.14
EUR UNINEVER EURO 18	30 902.00	1 704 245.30	0.52
Total United Kingdom		16 207 379.47	3.16
United States			
USD ALIGN TECHNOLOGY INC COM	4 645.00	770 843.33	0.24
USD ARISTA NETWORKS IN COM USD0.0001	6 148.00	1 346 910.95	0.41
USD BIO RAD LABS INC CL A	2 380.00	726 399.93	0.22
USD BLUEBIRD BIO INC COM USD0.01	3 261.00	276 335.92	0.08
USD CARVANA CO COM USD0.001 CL A	6 110.00	389 895.43	0.11
USD CONERUS BIOSCIENCE COM USD0.0001	13 444.00	249 839.88	0.08
USD F M C CORP COM NEW	9 395.00	755 598.51	0.23
USD GARDNER DENVER HLD COM USD0.01	24 906.00	646 294.94	0.20
USD IAC INTERACTIVE COR COM USD0.001	3 655.00	730 765.32	0.22
USD INCYTE CORPORATION COM USD0.001	11 642.00	792 665.43	0.24
USD IRONWOOD PHARMACEU COM CL A USD0.001	42 553.00	335 092.19	0.10
USD JOHNSON & JOHNSON COM USD1	14 220.00	1 687 565.22	0.51
USD JP MORGAN CHASE & CO COM USD1	12 718.00	1 372 942.05	0.42
USD MARSH & MCLENNAN COM USD1	8 374.00	766 500.00	0.23
USD MSA SAFETY INC COM NPV	6 107.00	611 204.15	0.19
USD PEPSICO INC CAP USD0.016886	14 117.00	1 775 307.93	0.54
USD TAKE TWO INTERACT COM USD0.01	6 887.00	789 497.14	0.24
USD TRANSUNION COM USD0.01	6 981.00	519 380.76	0.16
USD UNIVERSAL DISPLAY COM USD0.01	3 215.00	495 137.13	0.15
Total United States		15 626 196.31	4.57
Total Bearer shares		54 761 429.05	15.55
Preference shares			
Germany			
EUR VOLKSWAGEN AG NON VTD PRF NPV	3 829.00	597 553.74	0.18
Total Germany		597 553.74	0.18
Total Preference shares		597 553.74	0.18
Registered shares			
Belgium			
EUR KBC GROUP NV NPV	12 871.00	767 369.02	0.23
Total Belgium		767 369.02	0.23
Canada			
CAD CANADIAN NAT RES LTD COM	37 604.00	318 330.49	0.28
Total Canada		318 330.49	0.28
Denmark			
DKK NOVO-NORDISK AS DKX0.2 18R'B	21 772.00	1 026 883.58	0.31
Total Denmark		1 026 883.58	0.31
Finland			
EUR NESTE OIL OYJ NPV	21 530.00	653 866.10	0.20
EUR TAMPO OYJ SER'A NPV	59 821.00	2 162 270.08	0.66
Total Finland		2 816 136.18	0.86
Germany			
EUR ALLIANZ SE NPV(EGD)(VINKULBERT)	7 128.00	1 524 322.80	0.46
EUR BAYER AG NPV(EGD)	7 372.00	476 894.68	0.15
EUR DAIMLER AG ORD NPV(EGD)	11 257.00	513 544.34	0.16
Total Germany		2 514 761.82	0.77
Ireland			
USD ALLEGION PLC COM USD0.01	9 500.00	900 205.83	0.28
EUR CRH ORD EURO 32	33 404.00	1 055 232.36	0.32
Total Ireland		1 956 438.19	0.60
Italy			
EUR ENEL EUR	103 565.00	709 523.82	0.22
EUR MONCLER SRA NPV	22 894.00	748 633.80	0.23
Total Italy		1 458 157.62	0.45
Japan			
JPY ITOCHU CORP NPV	37 900.00	717 641.19	0.22
JPY NINTENDO CO LTD NPV	2 700.00	917 084.85	0.28
JPY NIPPON TELETEL CP NPV	18 100.00	792 063.81	0.24
JPY OHSI CORP NPV	64 400.00	680 541.31	0.27
JPY OTSUKA HLDGS CO NPV	12 100.00	414 892.24	0.12
JPY SOFTBANK GROUP CO NPV	20 700.00	744 911.87	0.23
JPY TONY CORP NPV	31 400.00	1 891 479.44	0.51
JPY TAKEDA PHARMACE(UTI) NPV	33 900.00	1 061 662.46	0.32
JPY WEST JAPAN RAILWAY NPV	10 500.00	813 722.30	0.25
Total Japan		8 636 619.37	2.48
The Netherlands			
EUR ASML HOLDING NV EURO 09	6 341.00	1 440 992.25	0.44
EUR KONINKLIJKE DSM NV EUR 3	8 325.00	919 190.40	0.28
EUR ROYAL DUTCH SHELL PLC A'SHS EURO 07	57 813.00	1 535 169.70	0.47
Total The Netherlands		3 915 352.35	1.19

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual Report as of 30 September 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Norway			
NOK DNB ASA NOK10	39 154.00	639 428.58	0.19
NOK EQUINOR ASA NOK2.50	87 782.00	600 054.85	0.20
Total Norway		1 239 483.43	0.39
Spain			
EUR BEVABIBL-VZ-ARGI EURO #9	138 746.00	569 275.25	0.20
Total Spain		609 275.25	0.20
Sweden			
SEK TELERAB SHS	46 428.00	634 545.73	0.19
Total Sweden		634 545.73	0.19
Switzerland			
CHF ALCON AG CHRO.04	7 770.00	415 984.68	0.13
CHF LONZA GROUP AG CHFI(REGD)	9 889.00	1 204 542.28	0.37
CHF NESTLE SA CHRO.100REGD	24 642.00	2 454 466.87	0.75
CHF NOVARTIS AG CHFO.500REGD	27 938.00	2 234 055.05	0.67
CHF RICHEMONTIDE FNB CHF1.00(REG) SER 'A'	12 094.00	614 578.64	0.25
CHF SICA AG CHRO.01(REG)	3 187.00	428 024.12	0.13
CHF ZURICH INSURANCE GRF CHRO.10	2 931.00	1 029 941.39	0.31
Total Switzerland		8 571 595.63	2.61
United Arab Emirates			
GBP NETWORK INTL HLDGS ORD GBP0.1 (NVL)	109 506.00	625 935.49	0.19
Total United Arab Emirates		625 935.49	0.19
United Kingdom			
GBP ADMIRAL GROUP ORD GBP0.001	11 481.00	274 383.97	0.08
GBP ANGLO AMERICAN USDO.54945	31 896.00	674 831.69	0.21
GBP ASHTED GROUP ORD GBP0.10	31 858.00	810 158.83	0.25
GBP BP ORD USDO.25	324 058.00	1 689 356.43	0.57
GBP CENTRICA ORD GBP0.061728395	466 074.00	386 479.66	0.12
GBP DIAGEO ORD GBP0.28 101/108	16 442.00	619 441.40	0.19
GBP GLAXOSMITHKLINE ORD GBP0.25	50 785.00	1 001 084.02	0.30
GBP PRUDENTIAL ORD GBP0.05	36 391.00	606 731.13	0.18
GBP SMITH & NEPHEW ORD USDO.20	22 397.00	495 946.19	0.15
GBP TESCO ORD GBP0.05	467 287.00	1 272 949.02	0.39
Total United Kingdom		8 633 164.28	2.44
United States			
USD ABBOTT LABS COM	10 417.00	799 477.52	0.24
USD ADOBE INC COM USDO.0001	2 705.00	685 430.43	0.21
USD AGCO CORP COM USDO.01	13 859.00	962 324.82	0.29
USD ALEXION PHARMACEUT COM USDO.0001	9 079.00	615 627.65	0.25
USD ALLERGAN PLC COM USDO.0001	1 826.00	281 872.83	0.09
USD ALPHABET INC CAP STK USDO.001 CL A	2 872.00	3 216 945.59	0.98
USD AMAZON COM INC COM USDO.01	3 123.00	4 932 706.81	1.51
USD AMER EXPRESS CO COM USDO.20	6 389.00	910 154.94	0.28
USD AMERPRGE RNL INC COM	5 295.00	714 451.02	0.22
USD APPLE INC COM NPV	12 466.00	2 561 007.17	0.78
USD AUTODESK INC COM USDO.01	8 107.00	1 096 334.16	0.33
USD BK OF AMERICA CORP COM USDO.01	47 161.00	1 261 866.05	0.38
USD BURLINGTON STORES COM USDO.0001	4 049.00	742 130.97	0.23
USD CATERPILLAR INC DEL COM	6 444.00	746 596.46	0.23
USD COMCAST CORP COM CL'A' USDO.01	46 615.00	1 927 540.08	0.59
USD COOPER COS INC COM USDO.10	1 895.00	516 249.31	0.16
USD CROWN CASTLE INTL COM USDO.01	4 800.00	612 041.83	0.19
USD CYCLERON THERAPEUTIC COM NPV	4 719.00	52 462.19	0.02
USD DELTA AIRLINES INC COM USDO.0001	19 579.00	1 034 443.59	0.31
USD DOLLAR GENERAL CP COM USDO.875	6 252.00	1 209 057.13	0.37
USD DOMINOS PIZZA INC COM USDO.01	4 579.00	1 027 313.90	0.31
USD ELANCO ANIMAL HEAL COM NPV	49 087.00	1 197 232.92	0.36
USD EXPEDIA GROUP INC COM USDO.001	6 496.00	801 133.90	0.24
USD FACEBOOK INC COM USDO.000006 CL 'A'	11 540.00	1 885 014.86	0.57
USD FIDELITY NATL INF COM STK USDO.01	19 586.00	2 385 101.23	0.72
USD GODADDY INC COM CL A USDO.001	23 989.00	1 450 627.98	0.44
USD HESS CORPORATION COM USD1	13 553.00	751 867.04	0.23
USD IAB CORP AMER HLDG COM USDO.1	8 390.00	1 292 900.39	0.39
USD ILM RESEARCH CORP COM USDO.001	4 626.00	940 659.36	0.30
USD LIVERAMP HOLDINGS COM USDO.10	6 776.00	345 823.67	0.10
USD LKQ CORP COM	44 526.00	1 284 482.39	0.39
USD LOWE'S COS INC COM USDO.50	9 223.00	930 252.32	0.28
USD MASCO CORP COM	14 063.00	537 649.83	0.16
USD MASTERCARD INC COM USDO.0001 CLASS 'A'	7 488.00	1 665 268.90	0.57
USD MICRON TECHNOLOGY COM USDO.10	17 044.00	689 909.56	0.20
USD MICROSOFT CORP COM USDO.0000125	52 781.00	6 731 005.71	2.05
USD MOHAWK INDS COM USDO.01	7 697.00	875 955.80	0.27
USD MONSIEUR INTL INC COM USDO.01	42 210.00	2 141 861.31	0.65
USD NETRIX INC COM USDO.001	3 767.00	924 715.23	0.28
USD NIKE INC CLASS B COM NPV	16 913.00	1 457 043.62	0.44
USD PALO ALTO NETWORKS COM USDO.0001	3 274.00	612 125.68	0.19
USD PLAINS GP HLDGS LP LTD PARTNER INT CL A NEW IN	42 636.00	830 310.71	0.25
USD ROCKWELL AUTOMATIO COM USD1	5 742.00	867 968.99	0.26
USD SALESFORCE COM INC COM USDO.001	11 077.00	1 506 227.74	0.46
USD SERVICENOW INC COM USDO.001	3 567.00	830 565.91	0.25
USD SIMON PROP GROUP COM USDO.0001	9 807.00	1 400 164.69	0.43
USD SPIRIT AEROSYSTEMS COM STK USDO.01 CLASS 'A'	14 201.00	1 071 262.37	0.33
USD STERIS CORP COM	12 832.00	600 396.59	0.18
USD SYNCHRONY FINANCIA COM USDO.001	31 104.00	932 606.27	0.30
USD TIX COS INC COM USD1	30 032.00	1 535 483.10	0.47
USD ULTA BEAUTY INC COM STK USDO.01	3 362.00	772 963.95	0.23
USD UNION PACIFIC CORP COM USDO.50	7 904.00	1 085 215.48	0.33

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual Report as of 30 September 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD UNITEDHEALTH GRP COM USD 01	8 302.00	696 219.26	0.20
USD VISA INC COM TTK USD0.0001	14 837.00	2 265 224.93	0.69
USD WALT DISNEY CO. DISNEY COM USD0.01	17 047.00	2 037 759.16	0.62
USD WELLS FARGO & CO COM USD 1/2/3	41 915.00	1 939 270.41	0.59
USD WESTERN DIGITAL CORP COM	12 634.00	699 150.03	0.21
USD ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC COM USD0.01	4 629.00	562 849.78	0.16
Total United States		74 512 328.58	22.78
Total Registered shares		118 163 775.97	35.93
Depository receipts			
China			
USD ALIBABA GROUP HLDG SPON ADS EACH REP ONE ORD ADR	2 399.00	361 856.15	0.11
Total China		361 856.15	0.11
Spain			
USD GRIFOLT SA SPON ADREA REPR 1 ORD	27 100.00	496 150.80	0.15
Total Spain		496 150.80	0.15
United Kingdom			
USD GLAXOSMITHKLINE PLC SPONSORED ADR	15 500.00	606 806.09	0.19
Total United Kingdom		606 806.09	0.19
Total Depository receipts		1 465 813.04	0.45
Notes, fixed rate			
AUD			
AUD AUSTRALIA 5.50000% 11-21.04.23	1 800 000.00	1 155 109.77	0.35
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 4.00000% 13-20.04.23	1 700 000.00	1 162 340.52	0.35
Total AUD		2 317 450.29	0.70
GBP			
GBP BRITISH TELECOMMUNICATIONS PLC 5.75000% 99-07.12.28	500 000.00	732 938.00	0.22
Total GBP		732 938.00	0.22
USD			
USD APPLE INC 2.40000% 13-03.05.23	1 000 000.00	932 369.38	0.28
USD E.ON INTERNATIONAL FINANCE BV REG-S 6.65000% 08-30.04.38	1 000 000.00	1 265 870.87	0.38
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.62500% 13-22.01.23	1 000 000.00	953 931.57	0.29
USD HSBC HOLDINGS PLC 4.00000% 12-30.03.22	1 000 000.00	957 227.65	0.29
USD INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP 3.37500% 13-01.08.23	500 000.00	479 756.79	0.15
USD PETROLEOS MEXICANOS 3.50000% 13-30.01.23	1 000 000.00	914 052.48	0.28
USD TAQA ABU DHABI NATIONAL ENERGY CO REG-S 3.62500% 12-12.01.23	1 000 000.00	942 946.25	0.29
USD TOTAL CAPITAL CANADA LTD 2.75000% 13-15.07.23	1 000 000.00	942 823.37	0.29
USD VALE OVERSEAS LTD 4.37500% 12-11.01.22	1 000 000.00	949 080.45	0.29
USD WALMART INC 6.50000% 07-15.08.37	500 000.00	696 024.08	0.21
Total USD		9 633 882.87	2.75
Total Notes, fixed rate		12 084 251.16	3.57
Medium term notes, fixed rate			
EUR			
EUR WELLS FARGO & CO REG-S 2.62500% 12-16.08.22	1 000 000.00	1 075 010.00	0.33
Total EUR		1 075 010.00	0.33
GBP			
GBP BANK OF AMERICA CORP REG-S 2.30000% 16-25.07.25	1 000 000.00	1 183 557.35	0.36
Total GBP		1 183 557.35	0.36
USD			
USD SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD REG-S 4.50000% 12-14.02.22	1 000 000.00	956 870.30	0.29
USD TORONTO DOMINION BANK 2.50000% 13-14.12.20	1 170 000.00	1 079 874.58	0.33
Total USD		2 036 744.88	0.62
Total Medium term notes, fixed rate		4 295 312.23	1.31
Medium term notes, floating rate			
GBP			
GBP IMPERIAL BRANDS RM REG-S 9.000% RATING LINKED 09-17.02.22	500 000.00	665 698.59	0.20
Total GBP		665 698.59	0.20
Total Medium term notes, floating rate		665 698.59	0.20
Bonds, fixed rate			
AUD			
AUD AUSTRALIA 2.75000% 12-21.04.24	4 875 000.00	3 285 259.59	1.00
AUD AUSTRALIA REG-S 2.25000% 16-21.05.28	1 350 000.00	922 124.78	0.28
AUD AUSTRALIA REG-S 2.75000% 14-21.06.35	1 720 000.00	1 291 924.76	0.39
AUD AUSTRALIA REG-S 2.75000% 16-21.11.27	2 350 000.00	1 656 383.81	0.51
AUD AUSTRALIA REG-S 3.00000% 16-21.03.47	1 150 000.00	927 354.52	0.28
AUD AUSTRALIA REG-S 3.25000% 13-21.04.25	2 350 000.00	1 646 192.51	0.50
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP 6.00000% 11-21.07.22	50 000.00	35 222.42	0.01
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP REG-S 4.25000% 12-21.07.23	850 000.00	568 753.03	0.16
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 6.00000% 03-17.10.22	1 750 000.00	1 246 490.56	0.38
Total AUD		11 599 705.98	3.53

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual Report as of 30 September 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain/ (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
CAD			
CAD CANADA GOVERNMENT 0.75000% 16-01-09-21	3 200 000.00	2 182 609.03	0.67
CAD CANADA GOVERNMENT 2.75000% 14-01-12-64	1 200 000.00	1 161 728.69	0.35
CAD CANADA GOVERNMENT 2.25000% 14-01-06-25	2 790 000.00	1 979 187.63	0.60
CAD CANADA GOVERNMENT 3.25000% 10-01-06-21	4 800 000.00	3 414 545.74	1.04
CAD CANADA GOVERNMENT 3.50000% 11-01-12-45	1 150 000.00	1 129 074.40	0.34
CAD CANADA GOVERNMENT 5.75000% 01-01-06-33	1 050 000.00	1 112 570.60	0.34
Total CAD		16 976 716.69	3.34
EUR			
EUR FRANCE REPUBLIC OF-GAT 2.75000% 12-25-10-27	1 450 000.00	1 830 163.90	0.56
EUR FRANCE REPUBLIC OF-GAT-REG-S 1.25000% 15-25-05-36	700 000.00	831 215.00	0.25
EUR GERMANY REPUBLIC OF 1.50000% 14-15-05-24	2 000 000.00	2 216 800.00	0.67
EUR GERMANY REPUBLIC OF 4.75000% 98-04-07-28	900 000.00	1 336 449.40	0.41
EUR GERMANY REPUBLIC OF 4.00000% 05-04-01-37	1 500 000.00	2 670 750.00	0.81
EUR GERMANY REPUBLIC OF 2.25000% 11-04-09-21	2 100 000.00	2 229 467.40	0.68
EUR ITALY REPUBLIC OF-BTP 3.75000% 10-01-03-21	2 900 000.00	3 066 663.00	0.93
EUR ITALY REPUBLIC OF-BTP 4.00000% 05-01-02-37	660 000.00	911 277.64	0.28
EUR ITALY REPUBLIC OF-BTP 2.20000% 17-01-06-27	1 800 000.00	2 017 627.20	0.61
Total EUR		17 106 413.74	5.26
USD			
USD CHINA OVERSEAS FINANCE CAYMAN 8-BIG-S 5.50000% 10-10-11-20	1 000 000.00	945 067.41	0.29
USD PFIZER INC 7.20000% 09-15-03-39	1 000 000.00	1 436 342.96	0.43
Total USD		2 381 410.37	0.72
Total Bonds, fixed rate		42 069 245.18	12.79
Bonds, zero coupon			
EUR			
EUR FRANCE REPUBLIC OF-GAT-REG-S 0.00000% 16-25-05-21	2 050 000.00	2 073 632.40	0.63
Total EUR		2 073 632.40	0.63
Total Bonds, zero coupon		2 073 632.40	0.63
Treasury notes, fixed rate			
USD			
USD AMERICA UNITED STATES OF 5.00000% 07-15-05-37	690 000.00	679 309.29	0.27
USD AMERICA UNITED STATES OF 3.50000% 09-15-02-39	1 000 000.00	1 149 015.05	0.35
USD AMERICA UNITED STATES OF 3.00000% 15-15-05-45	1 500 000.00	1 619 954.32	0.49
USD AMERICA UNITED STATES OF 2.25000% 16-15-08-48	625 000.00	587 690.24	0.18
USD AMERICA UNITED STATES OF 2.37500% 14-15-08-24	3 350 000.00	3 377 630.60	1.03
USD AMERICA UNITED STATES OF 2.00000% 15-15-02-25	2 580 000.00	2 416 164.76	0.73
USD AMERICA UNITED STATES OF 3.37500% 09-15-11-39	4 300 000.00	4 194 222.48	1.26
USD AMERICA UNITED STATES OF 2.50000% 14-15-05-24	3 300 000.00	3 342 598.88	1.01
Total USD		17 506 985.62	5.32
Total Treasury notes, fixed rate		17 506 985.62	5.32
Treasury notes, floating rate			
USD			
USD AMERICA UNITED STATES OF 3.875%/CH LINKED 99-15-04-29	1 650 000.00	3 163 543.39	0.96
USD AMERICA UNITED STATES OF 2.375%/CH LINKED 04-15-01-25	665 000.00	951 307.75	0.29
USD AMERICA UNITED STATES OF 1.125%/CH LINKED 11-15-01-21	890 000.00	980 192.52	0.29
USD AMERICA UNITED STATES OF 0.125%/CH LINKED 12-15-01-22	1 125 000.00	1 150 096.36	0.35
USD AMERICA UNITED STATES OF 0.375%/CH LINKED 13-15-01-27	1 180 000.00	1 141 829.05	0.35
USD AMERICA UNITED STATES OF 0.750%/CH LINKED 16-15-07-28	1 155 000.00	1 136 103.32	0.35
Total USD		8 511 072.39	2.59
Total Treasury notes, floating rate		8 511 072.39	2.59
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		262 195 780.37	79.72
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Notes, fixed rate			
USD			
USD ARBYE INC 2.90000% 13-08-11-22	1 000 000.00	934 847.55	0.28
USD KRAFT HEINZ FOODS CO 3.90000% 12-08-06-22	1 000 000.00	942 763.89	0.29
USD MORGAN STANLEY 3.75000% 13-25-02-23	1 000 000.00	939 036.14	0.29
USD TIME WARNER CABLE LLC 4.00000% 11-01-09-21	500 000.00	489 234.00	0.14
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 4.01800% 19-03-12-29	1 019 000.00	1 036 752.45	0.32
USD WALT DISNEY CO-REG-S 3.00000% 19-15-09-22	1 000 000.00	945 861.58	0.29
Total USD		5 296 495.61	1.61
Total Notes, fixed rate		5 296 495.61	1.61
Medium term notes, fixed rate			
USD			
USD BANK OF AMERICA CORP 3.30000% 13-11-01-23	1 000 000.00	947 686.56	0.29
Total USD		947 686.56	0.29
Total Medium term notes, fixed rate		947 686.56	0.29

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual Report as of 30 September 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

95

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Bonds, fixed rate			
CAD			
CAD CANADA GOVERNMENT 0.50000% 16-01-03-22	3 800 000.00	2 567 338.45	0.78
CAD CANADA GOVERNMENT 2.75000% 14-01-12-48	1 300 000.00	1 155 515.89	0.35
Total CAD		3 722 854.34	1.13
USD			
USD AMERICA MOVIL SAB DE CV 3.12500% 12-16-07-22	1 000 000.00	936 043.48	0.29
Total USD		936 043.48	0.29
Total Bonds, fixed rate		4 658 897.82	1.42
Treasury notes, fixed rate			
USD			
USD AMERICA UNITED STATES OF 3.82500% 14-15-02-44	3 470 000.00	4 114 646.87	1.25
USD AMERICA UNITED STATES OF 1.87500% 17-30-09-22	2 200 000.00	2 035 871.97	0.62
Total USD		6 150 518.84	1.87
Total Treasury notes, fixed rate		6 150 518.84	1.87
Treasury notes, floating rate			
USD			
USD AMERICA UNITED STATES OF 0.825%/CHF LINKED 14-15-01-24	810 000.00	634 543.84	0.19
USD AMERICA UNITED STATES OF 0.250%/CHF LINKED 15-15-01-25	1 500 000.00	1 459 429.29	0.45
USD AMERICA UNITED STATES OF 0.825%/CHF LINKED 16-15-01-25	1 125 000.00	1 141 384.65	0.35
USD AMERICA UNITED STATES OF 0.125%/CHF LINKED 16-15-04-21	1 180 000.00	1 158 757.86	0.35
USD AMERICA UNITED STATES OF 0.125%/CHF LINKED 12-15-07-22	1 133 500.00	1 154 594.89	0.35
USD AMERICA UNITED STATES OF 0.125%/CHF LINKED 14-15-01-23	1 145 000.00	1 157 244.80	0.35
USD AMERICA UNITED STATES OF 0.375%/CHF INDEX 13-15-07-23	1 130 000.00	1 149 177.69	0.35
USD AMERICA UNITED STATES OF 0.375%/CHF LINKED 15-15-07-25	1 140 000.00	1 145 533.09	0.35
Total USD		9 024 666.11	2.74
Total Treasury notes, floating rate		9 024 666.11	2.74
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		25 074 254.76	7.93
UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			
Investment funds, open end			
Luxembourg			
OVY UBS (LUX) BOND SICAV - CHINA FIXED INCOME (RMB) U-X-ACC	442.00	6 301 938.84	1.91
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X-ACC	1 231.00	15 356 041.86	4.67
USD UBS (LUX) INST FUND - EMERGING MARKETS EQUITY FA	272.00	6 900 318.58	2.10
Total Luxembourg		28 561 299.28	8.68
Total investment funds, open end		28 561 299.28	8.68
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		28 561 299.28	8.68
Total investments in securities		315 831 344.41	96.33

Derivative instruments

Derivative instruments listed on an official stock exchange

Financial futures on bonds

EUR EURO-BONL FUTURE 06.12.19	-147.00	167 580.00	0.05
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19.12.19	-202.00	254 769.77	0.08
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 19.12.19	24.00	-89 089.16	-0.03
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.19	-39.00	23 884.65	0.01
CAD CANADA 10YR BOND FUTURE 18.12.19	171.00	-279 661.84	-0.09
Total Financial Futures on bonds		83 483.52	0.02

Financial futures on indices

EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 20.12.19	109.00	58 710.00	0.02
CHF SWISS MARKET INDEX FUTURE 20.12.19	-54.00	-40 235.75	-0.01
EUR CAC 40 INDEX FUTURE 18.10.19	-200.00	-160 000.00	-0.05
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 20.12.19	-212.00	-204 266.90	-0.06
SEK OMX 30 INDEX FUTURE 18.10.19	-692.00	7 424.19	0.00
USD FTSE XINHUA CHINA A 50 INDEX FUTURE 30.10.19	581.00	-74 610.16	-0.02
USD S&P500 EMPIR FUTURE 20.12.19	-156.00	165 064.94	0.05
JPY TOPIX INDEX FUTURE 12.12.19	105.00	561 213.51	0.17
USD MSCI EEMERGING MARKETS INDEX FUTURE 20.12.19	271.00	-226 392.63	-0.07
AUD S&P 200 INDEX FUTURE 19.12.19	39.00	23 477.89	0.01
USD E-MINI RUSSELL 1000 VALUE INDEX FUTURE 20.12.19	309.00	-178 998.83	-0.06
CAD S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 19.12.19	6.00	33.25	0.00
Total Financial Futures on indices		-68 500.49	-0.02
Total Derivative instruments listed on an official stock exchange		14 883.13	0.00

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual Report as of 30 September 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Putwars/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets	
Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market				
Credit default swaps*				
USD ICE/CDX NA HY 33-V1 CDR EC 5.00000% 19-20.12.24	17 200 000.00	1 082 372.21	0.33	
Total Credit default swaps		1 082 372.21	0.33	
Total Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		1 082 372.21	0.33	
Total Derivative instruments		1 097 255.34	0.33	
Forward Foreign Exchange contracts				
Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)				
EUR 23 670 752.12	GBP 21 804 999.77	10.10.2019	-989 318.78	-0.30
EUR 29 040 292.91	CAD 49 083 406.09	10.10.2019	-799 344.16	-0.24
EUR 27 235 298.03	AUD 45 051 727.92	10.10.2019	-627 024.44	-0.19
EUR 2 184 436.68	DKK 16 300 000.00	10.10.2019	1 219.86	0.00
EUR 19 734 727.03	CHF 21 517 917.49	10.10.2019	-80 621.42	-0.02
EUR 6 949 248.07	NZD 11 935 000.00	10.10.2019	87 659.24	0.03
MXN 264 780 000.00	EUR 11 908 013.38	10.10.2019	368 832.59	0.11
JPY 1 472 915 005.00	EUR 12 357 221.02	10.10.2019	142 635.63	0.04
SEK 48 255 903.20	EUR 4 487 720.19	10.10.2019	13 768.25	0.00
EUR 186 064 666.54	USD 209 360 000.00	10.10.2019	-5 655 237.93	-1.78
EUR 1 435 270.39	HKD 12 649 999.57	10.10.2019	-44 181.42	-0.01
EUR 1 395 352.86	NOK 13 952 081.58	10.10.2019	-12 519.56	0.00
EUR 942 372.16	USD 1 080 000.00	10.10.2019	-29 327.78	-0.01
GBP 700 000.00	EUR 758 389.96	10.10.2019	32 623.56	0.01
EUR 632 306.43	JPY 75 000 000.00	10.10.2019	-8 889.22	0.00
USD 750 000.00	EUR 666 536.26	10.10.2019	20 987.28	0.01
USD 830 000.00	EUR 741 733.76	10.10.2019	19 125.62	0.01
USD 1 000 000.00	EUR 899 221.71	10.10.2019	17 476.34	0.01
GBP 800 000.00	EUR 872 939.51	10.10.2019	31 075.94	0.01
EUR 634 236.14	JPY 75 000 000.00	10.10.2019	-2 189.51	0.00
EUR 220 248.48	NOK 2 200 000.00	10.10.2019	-1 748.45	0.00
USD 140 000.00	EUR 125 130.91	10.10.2019	2 606.82	0.00
USD 6 843 813.50	CNH 49 120 000.00	10.10.2019	-30 159.76	-0.01
CAD 800 000.00	EUR 542 106.17	10.10.2019	11 863.72	0.00
JPY 65 000 000.00	EUR 552 389.94	10.10.2019	-789.04	0.00
SEK 4 500 000.00	EUR 417 026.39	10.10.2019	2 752.05	0.00
CHF 250 000.00	EUR 229 938.76	10.10.2019	48.05	0.00
GBP 250 000.00	EUR 275 223.10	10.10.2019	7 281.73	0.00
USD 900 000.00	EUR 812 983.97	10.10.2019	12 044.28	0.00
USD 430 000.00	EUR 391 077.82	10.10.2019	3 102.34	0.00
EUR 279 632.03	NOK 2 800 000.00	10.10.2019	-2 909.52	0.00
USD 202 329.17	CHF 200 000.00	10.10.2019	1 465.24	0.00
USD 620 000.00	EUR 563 903.76	10.10.2019	4 449.03	0.00
USD 2 000 000.00	EUR 1 810 800.30	10.10.2019	22 795.81	0.01
EUR 233 227.70	CAD 340 000.00	10.10.2019	-2 209.50	0.00
EUR 292 872.11	CHF 320 000.00	10.10.2019	-1 511.00	0.00
EUR 855 284.25	SEK 7 000 000.00	10.10.2019	2 295.56	0.00
EUR 224 623.06	CAD 330 000.00	10.10.2019	-3 689.50	0.00
USD 1 230 000.00	EUR 1 109 332.97	10.10.2019	16 205.64	0.01
EUR 191 012.37	GBP 170 000.00	10.10.2019	-1 090.91	0.00
USD 470 000.00	EUR 423 762.82	10.10.2019	7 085.27	0.00
EUR 178 480.17	SEK 1 900 000.00	10.10.2019	1 220.36	0.00
GBP 25 100 000 000.00	USD 7 430 834.88	21.11.2019	-230 737.46	-0.07
CAD 41 647 200.00	EUR 28 505 662.16	25.10.2019	304 080.87	0.09
GBP 23 072 100.00	EUR 28 058 574.16	25.10.2019	-1 727.24	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)		-7 537 245.50	-2.29	
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		17 810 257.54	5.41	
Bank overdraft and other short-term liabilities		-220 143.09	-0.07	
Other assets and liabilities		931 803.11	0.29	
Total net assets		328 913 271.81	100.00	

* Positive nominal: the subfund is "holder of protection"; negative nominal: the subfund is "seller of protection".

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 September 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Notes, fixed rate

EUR			
EUR	DREAM GLOBAL FUNDING 1 SARL-REG-S 1.37500% 17-21.12.21	100 000.00	111 093.78
Total EUR			0.19
		111 093.78	0.19
USD			
USD	ABBOTT LABORATORIES 4.90000% 16-30.11.46	60 000.00	77 402.39
USD	ABBV INC 4.25000% 16-14.11.28	50 000.00	54 251.86
USD	ABBV INC 4.87500% 16-14.11.48	35 000.00	36 613.27
USD	ALBEMARLE CORPORATION 5.45000% 16-01.12.44	50 000.00	56 748.38
USD	ALLERGAN FUNDING SCIS 3.45000% 15-15.03.22	40 000.00	40 991.24
USD	ALLERGAN FUNDING SCIS 4.75000% 15-15.03.45	12 000.00	12 713.75
USD	ALPHABET INC 1.99800% 16-15.08.26	75 000.00	75 213.40
USD	ALTRIA GROUP INC 4.40000% 19-14.02.26	35 000.00	37 427.20
USD	ALTRIA GROUP INC 4.80000% 19-14.02.29	15 000.00	16 431.43
USD	ALTRIA GROUP INC 5.95000% 19-14.02.49	30 000.00	35 276.61
USD	AMERICAN EXPRESS CO 3.40000% 18-27.02.23	75 000.00	77 878.17
USD	AMGEN INC 4.40000% 15-01.05.45	25 000.00	26 252.11
USD	ANHEUSER-BUSCH COS 3.65000% 19-01.02.26	45 000.00	46 206.33
USD	ANHEUSER-BUSCH COS 3.65000% 19-01.02.26	25 000.00	27 304.91
USD	ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC 4.15000% 19-23.01.25	30 000.00	34 867.83
USD	ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC 4.75000% 19-23.01.29	30 000.00	34 867.83
USD	ANTHEM INC 3.85000% 17-01.12.27	25 000.00	26 269.70
USD	APPLE INC 3.85000% 16-04.08.46	80 000.00	90 181.11
USD	APT PPE UNITS (TD-REG-S 4.20000% 15-23.03.25	20 000.00	21 182.00
USD	APT PPE UNITS (TD-REG-S 4.20000% 17-15.07.27	25 000.00	26 897.25
USD	AT&T INC 4.35000% 19-01.03.29	100 000.00	110 448.85
USD	AT&T INC 4.75000% 15-15.05.46	85 000.00	94 262.12
USD	AT&T INC 5.55000% 11-15.06.41	80 000.00	71 722.48
USD	BAT CAPITAL CORP 3.55000% 16-15.08.27	40 000.00	40 291.17
USD	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD 2.95000% 17-15.01.23	35 000.00	35 613.10
USD	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD 3.85000% 17-01.06.27	50 000.00	52 635.15
USD	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 3.90000% 19-29.01.24	85 000.00	86 672.68
USD	CCO LLC/CAPITAL 4.50000% 18-01.02.24	60 000.00	64 459.40
USD	CEGENE CORP 3.87500% 15-15.08.25	70 000.00	75 557.97
USD	CENOVUS ENERGY INC 4.25000% 17-15.04.27	40 000.00	41 587.24
USD	CF INDUSTRIES INC 5.15000% 14-15.03.34	40 000.00	41 638.00
USD	CIGNA CORP 3.40000% 19-17.09.21	45 000.00	46 010.95
USD	CIGNA CORP 4.37500% 19-15.10.28	50 000.00	54 833.60
USD	CIGNA CORP 4.90000% 19-15.12.48	20 000.00	22 881.52
USD	CITIGROUP INC 4.85000% 18-23.07.46	105 000.00	136 500.00
USD	COMCAST CORP 3.95000% 16-15.10.25	50 000.00	54 423.00
USD	COMCAST CORP 4.15000% 16-15.10.28	30 000.00	33 651.78
USD	COMCAST CORP 4.70000% 16-15.10.48	25 000.00	30 611.08
USD	COMCAST CORP 4.95000% 16-15.10.58	25 000.00	31 773.91
USD	CONAGRA BRANDS INC 3.80000% 16-22.10.21	20 000.00	20 641.12
USD	CONAGRA BRANDS INC 5.40000% 16-01.11.48	30 000.00	35 590.37
USD	CONAGRA INC 4.80000% 16-01.11.25	40 000.00	49 968.68
USD	CVS HEALTH CORP 2.62500% 19-15.08.24	45 000.00	45 200.08
USD	CVS HEALTH CORP 3.35000% 18-09.03.21	16 000.00	16 255.85
USD	CVS HEALTH CORP 4.30000% 18-25.01.28	50 000.00	54 066.77
USD	CVS HEALTH CORP 5.05000% 18-25.03.48	25 000.00	26 373.22
USD	CVS HEALTH CORP 5.12500% 15-20.07.45	60 000.00	66 007.66
USD	DISCOVERY COMMUNICATIONS LLC 5.30000% 19-15.05.49	55 000.00	60 777.76
USD	DOMINION ENERGY INC 2.85000% 16-15.08.26	20 000.00	20 101.28
USD	ENABLE MIDSTREAM PARTNERS LP 3.90000% 15-15.05.24	35 000.00	35 675.42
USD	ENERGY TRANSFER OPERATING LP 4.50000% 19-15.04.24	35 000.00	37 307.93
USD	ENERGY TRANSFER PARTNERS LP 6.05000% 11-01.06.41	60 000.00	66 596.92
USD	EXELON CORP 3.40000% 16-15.04.26	25 000.00	26 131.19
USD	FEDEX CORP 4.55000% 16-01.04.46	10 000.00	10 489.05
USD	GE CAPITAL INTL FUNDING CO 4.41800% 16-15.11.35	200 000.00	209 303.74
USD	GENERAL ELECTRIC CO 3.15000% 12-07.09.22	30 000.00	30 451.93
USD	GLEAD SCIENCES INC 4.75000% 15-01.03.46	25 000.00	29 756.16
USD	HCP INC 3.87500% 16-15.08.24	45 000.00	46 013.62
USD	HGC HOLDINGS PLC 5.10000% 11-05.04.21	95 000.00	99 036.76
USD	HUMANA INC 3.12500% 19-15.08.29	60 000.00	59 944.04
USD	ILLINOIS TOOL WORKS INC 2.85000% 16-15.11.26	60 000.00	62 074.91
USD	JPMORGAN CHASE & CO 3.20000% 13-25.01.23	360 000.00	392 440.59
USD	KINDER MORGAN INC 3.15000% 17-15.01.23	45 000.00	46 062.23
USD	KRAFT HEINZ FOODS CO 5.00000% 13-04.06.42	50 000.00	51 548.88
USD	KROGER CO 3.87500% 16-15.10.46	10 000.00	9 539.35
USD	LINCOLN NATIONAL CORP 3.80000% 18-01.03.28	80 000.00	84 585.19
USD	LOWE'S COS INC 4.25000% 14-15.09.44	45 000.00	48 382.42
USD	MARATHON OIL CORP 3.85000% 15-01.06.25	40 000.00	41 588.82
USD	MEIOCHEM SAB DE CV-REG-S 5.50000% 17-15.01.48	200 000.00	201 500.00
USD	MICROSOFT CORP 3.70000% 16-08.08.46	80 000.00	86 287.46
USD	MORGAN STANLEY 2.50000% 16-21.04.21	140 000.00	140 916.86
USD	MPLX LP 5.20000% 17-01.03.47	40 000.00	44 425.86
USD	NEVEN INC 6.40000% 07-15.05.37	45 000.00	63 520.31
USD	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP 3.50000% 19-15.08.29	45 000.00	45 699.02
USD	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC 4.25000% 14-10.11.44	25 000.00	27 340.75
USD	QUALCOMM INC 4.30000% 17-20.05.47	30 000.00	33 556.09
USD	REYNOLDS AMERICAN INC 5.20000% 15-15.08.35	15 000.00	16 742.46
USD	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC-SUB 6.10000% 13-10.06.23	65 000.00	70 812.36
USD	SCENTRE GROUP TRUST 1 (L-REG-S 2.37500% 15-28.04.21	55 000.00	54 887.25
USD	SEMPRA ENERGY 6.09000% 09-15.10.39	40 000.00	51 380.01
USD	SGLP AUSTRALIA ASSETS PTY LTD-REG-S 3.25000% 16-29.07.26	200 000.00	206 204.56
USD	SOUTHERN CO 4.25000% 16-01.07.26	30 000.00	31 563.40
USD	SOUTHERN CO 4.40000% 16-01.07.48	15 000.00	16 713.24
USD	SUMITOMO MITSUI FIN GP INC 2.93400% 16-09.03.21	30 000.00	30 235.80
USD	SUMITOMO MITSUI FIN GP INC-SUB 3.20200% 19-17.09.29	70 000.00	70 553.00

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD SUNTRUST BANKS INC 2.70000% 16-27.07.22	70 000.00	70 781.68	0.12
USD TELEFONICA EMISORES SA 5.52000% 19-01.08.19	260 000.00	316 526.86	0.55
USD TELSTRA CORP LTD-REG-S 4.80000% 11-12.10.21	40 000.00	41 962.00	0.07
USD TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NL BV 2.80000% 16-21.07.23	85 000.00	28 150.94	0.05
USD TIME WARNER CABLE LLC 5.00000% 09-01.02.20	85 000.00	85 525.45	0.11
USD UNION PACIFIC CORP 4.05000% 15-11.11.15	20 000.00	21 992.05	0.04
USD UNITED TECHNOLOGIES CORP 4.62500% 18-18.11.18	20 000.00	24 970.25	0.04
USD UNITED TECHNOLOGIES CORP 3.95000% 18-18.08.21	20 000.00	20 516.51	0.04
USD UNITED TECHNOLOGIES CORP 3.95000% 18-18.08.25	40 000.00	43 622.16	0.08
USD VALERO ENERGY CORP 4.90000% 15-15.09.15	50 000.00	55 831.72	0.10
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.37500% 18-15.02.25	26 000.00	27 426.54	0.05
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.67500% 19-08.02.29	25 000.00	27 434.12	0.05
USD VIMARE INC 3.90000% 17-21.08.27	30 000.00	31 423.81	0.09
USD VODAFONE GROUP PLC 4.37500% 13-19.02.13	15 000.00	15 495.68	0.03
USD WELLS FARGO & CO 2.10000% 16-26.07.21	85 000.00	84 934.44	0.11
USD WELLS FARGO & CO 3.06900% 17-24.01.23	80 000.00	81 467.60	0.14
USD WESTRAC BANKING CORP 2.80000% 17-11.01.22	25 000.00	25 393.25	0.04
USD WILLIAMS COMPANIES INC 4.55000% 14-24.06.24	25 000.00	26 907.65	0.05
USD WILLIAMS COS INC/THE 4.30000% 14-04.03.24	55 000.00	56 461.30	0.10
USD WILLIAMS COS INC/THE 4.90000% 14-15.01.15	20 000.00	21 135.68	0.04
USD WPP FINANCE 2010 3.75000% 14-19.09.24	30 000.00	31 177.12	0.05
USD XLT LTD 5.25000% 13-15.12.13	25 000.00	32 590.20	0.06
Total USD		6 497 548.28	16.55
Total Notes, fixed rate		6 158 542.05	10.74
Notes, floating rate			
USD			
USD BNP BILLITON FINANCE USA-REG-S-SUB 6.750%VAR 15-19.10.75	200 000.00	239 278.00	0.41
USD ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 5.625%VAR 14-MP	185 000.00	196 937.50	0.33
USD ROYAL BK OF SCOTLAND GP PLC 4.519%VAR 18-25.06.24	200 000.00	210 326.88	0.37
Total USD		635 542.38	1.11
Total Notes, floating rate		635 542.38	1.11
Medium term notes, fixed rate			
AUD			
AUD AUSTRON NETWORK PTY LTD-REG-S 4.00000% 17-21.08.24	30 000.00	21 718.44	0.04
AUD BANCO SANTANDER SA 4.00000% 17-19.01.23	200 000.00	141 570.01	0.24
Total AUD		163 288.45	0.28
EUR			
EUR A.P. MOELLER-MAERSK-REG-S 1.75000% 18-18.03.26	105 000.00	118 895.67	0.21
EUR ABERTIS INFRASTRUCTURAS SA-REG-S 2.37500% 19-27.09.27	100 000.00	118 978.14	0.21
EUR AKELIS RESIDENTIAL PROPERTY AB-REG-S 1.73000% 17-07.02.25	100 000.00	114 832.95	0.20
EUR AUSGRID FINANCE PTY LTD-REG-S 1.25000% 18-30.07.25	125 000.00	142 898.08	0.25
EUR BANCO SANTANDER SA-REG-S-SUB 3.25000% 16-04.04.26	100 000.00	124 853.46	0.22
EUR BANQUE FEDER DU CREDIT MUTUEL-REG-S-SUB 3.00000% 15-11.09.25	100 000.00	124 552.73	0.22
EUR BAT INTERNATIONAL FINANCE PLC-REG-S 0.87500% 15-13.10.23	100 000.00	110 372.72	0.19
EUR BNP PARIBAS-REG-S 1.25000% 18-19.03.25	100 000.00	114 631.70	0.20
EUR BNP PARIBAS-REG-S 1.00000% 18-17.04.24	100 000.00	113 078.60	0.20
EUR BPCE SA-REG-S 1.37500% 18-23.03.26	100 000.00	116 159.29	0.20
EUR CANAL DE ISABEL 8 GESTION SA-REG-S 1.88000% 15-28.02.25	100 000.00	115 484.85	0.20
EUR CREDIT AGRICOLE SA LONDON-REG-S 1.37500% 18-13.03.25	100 000.00	115 435.83	0.20
EUR DANSKE BANK AS-REG-S 1.37500% 19-24.05.22	100 000.00	112 304.56	0.19
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S 1.12500% 18-30.08.23	40 000.00	44 954.26	0.08
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S 1.62500% 19-12.02.21	100 000.00	110 230.12	0.19
EUR FORD MOTOR CREDIT CO LLC 3.02100% 19-08.03.24	100 000.00	114 554.95	0.20
EUR GALP GAS NATURAL DISTRIBUCION SA-REG-S 1.37500% 16-19.09.23	100 000.00	113 966.67	0.20
EUR GLOBALWORTH REAL ESTATE INVESTMENTS-S 3.00000% 18-29.03.25	100 000.00	118 934.00	0.21
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC-REG-S 2.00000% 15-27.07.23	190 000.00	221 074.24	0.38
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC-REG-S 1.62500% 18-27.07.28	80 000.00	98 395.28	0.16
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC-REG-S 2.00000% 18-01.11.28	40 000.00	48 322.90	0.08
EUR ING GROEP NV-REG-S 1.12500% 18-14.02.25	100 000.00	114 035.57	0.20
EUR ITALGAS SPA-REG-S 1.62500% 17-19.01.27	100 000.00	118 959.35	0.21
EUR NETAS SRO-REG-S 2.50000% 14-28.07.21	100 000.00	118 536.70	0.20
EUR PETROLEOS MEXICANOS-REG-S 3.75000% 17-21.02.24	100 000.00	113 142.32	0.20
EUR REDEX GAS FINANCE BV-REG-S 1.87500% 15-27.08.27	100 000.00	112 777.26	0.19
EUR SCHAEFFLER AG-REG-S 2.87500% 19-26.03.27	25 000.00	29 980.97	0.05
EUR VOLKSWAGEN FINANCIAL SERVICES AG-REG-S 1.50000% 19-01.10.24	30 000.00	33 972.90	0.06
EUR VOLKSWAGEN LEASING GMBH-REG-S 1.00000% 18-16.02.23	35 000.00	36 915.56	0.07
EUR VOLKSWAGEN LEASING GMBH-REG-S 1.62500% 18-15.08.25	45 000.00	51 271.07	0.09
Total EUR		3 134 360.68	5.86
GBP			
GBP AA BOND CO LTD-REG-S 2.87500% 18-31.01.22	140 000.00	185 904.75	0.29
GBP ANGLIAN WATER SERVICES FINANCING-REG-S 4.50000% 13-22.02.28	100 000.00	137 728.70	0.24
GBP PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC-REG-S-SUB 4.12500% 17-20.07.22	100 000.00	128 508.92	0.22
GBP THAMES WATER UTILITIES FINANCE PLC 5.12500% 06-28.09.37	85 000.00	109 405.38	0.19
Total GBP		541 548.75	0.84
USD			
USD BANK OF AMERICA CORP 3.87500% 15-01.08.25	320 000.00	344 897.28	0.60
USD GENERAL ELECTRIC CO 4.37500% 10-18.09.20	30 000.00	30 518.20	0.05
USD HENKEL AG & CO KGAA-REG-S 2.00000% 17-12.06.20	60 000.00	59 949.96	0.11
USD MRVAC GROUP FINANCE LTD-REG-S 3.62500% 17-18.03.27	200 000.00	204 876.42	0.36
USD MORGAN STANLEY 4.00000% 15-23.07.25	60 000.00	64 728.74	0.11
USD MORGAN STANLEY-SUB 4.35000% 14-08.09.26	50 000.00	54 146.27	0.09
USD PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC-REG-S-SUB 5.37500% 17-06.07.27	205 000.00	205 500.00	0.36
USD WALT DISNEY CO/THE 1.85000% 16-30.07.26	10 000.00	9 864.64	0.02
USD WELLS FARGO & CO 2.62500% 17-22.07.22	70 000.00	70 777.17	0.12
Total USD		1 645 256.68	1.82
Total Medium term notes, fixed rate		4 884 394.55	8.50

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Putative/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Medium term notes, floating rate			
EUR			
EUR AXA SA-REG-S-SUB 3.250%/VAR 18-28.05.19	100 000.00	123 347.31	0.22
EUR BARCLAYS PLC-REG-S-SUB 2.625%/VAR 15-11.11.25	180 000.00	154 486.40	0.27
EUR COMMONWEALTH BK. OF AUSTRALIA-REG-S-SUB 1.938%/VAR 17-09.10.29	100 000.00	113 524.71	0.20
EUR IBERDROLA INTERNATIONAL BV-REG-S-SUB 2.625%/VAR 18-PRP	100 000.00	115 897.48	0.20
EUR NATIONWIDE BUILDING SOCIETY-REG-S-SUB 2.000%/VAR 17-25.07.29	100 000.00	110 739.25	0.19
EUR UBS AG-REG-S-SUB 4.750%/VAR 14-12.02.28	100 000.00	115 402.25	0.20
Total EUR		733 197.40	1.28
GBP			
GBP AVIVA PLC-REG-S-SUB 5.125%/VAR 15-04.06.50	100 000.00	139 729.43	0.24
GBP BARCLAYS PLC-REG-S 2.375%/VAR 17-06.10.23	100 000.00	124 260.21	0.22
GBP CYBG PLC-REG-S 3.375%/VAR 18-24.04.26	100 000.00	120 536.19	0.21
GBP PRUDENTIAL PLC-REG-S-SUB 5.000%/VAR 15-20.07.55	100 000.00	140 651.15	0.24
GBP YORKSHIRE WATER SERVICES FIN-REG-S 3.750%/VAR 10-22.09.18	110 000.00	141 891.03	0.25
Total GBP		647 268.01	1.16
USD			
USD DBS GROUP HOLDINGS LTD-REG-S-SUB 3.800%/VAR 16-PRP	200 000.00	200 194.00	0.35
Total USD		206 194.00	0.35
Total Medium term notes, floating rate		1 500 659.41	2.79
Bonds, fixed rate			
EUR			
EUR ADO PROPERTIES SA-REG-S 1.50000% 17-26.07.24	100 000.00	109 179.82	0.19
EUR ALLERGAN FUNDING ICS 2.12500% 17-07.06.29	100 000.00	120 041.92	0.21
EUR BUZZI UNICEM SA-REG-S 2.12500% 16-28.04.23	100 000.00	115 123.82	0.20
EUR COP RETI SPA-REG-S 1.87500% 15-29.05.22	100 000.00	112 188.56	0.19
EUR CHUBB PNA HOLDINGS INC 2.50000% 18-15.03.38	100 000.00	139 249.91	0.23
EUR CIE GENETABUSSEMENTS MICHELIN-REG-S 2.50000% 18-03.09.38	100 000.00	141 892.14	0.25
EUR FCC AQUALIA SA-REG-S 2.62500% 17-08.06.27	100 000.00	118 997.08	0.21
EUR GENERAL ELECTRIC CO 2.25000% 17-17.05.37	190 000.00	212 415.88	0.37
EUR ITALY REPUBLIC OR-BTP 1.35000% 15-15.04.22	90 000.00	107 784.47	0.18
EUR LIBERTY MUTUAL GROUP INC-REG-S 2.75000% 16-04.05.26	190 000.00	199 842.97	0.38
EUR MYLAN NV-REG-S 3.12500% 16-22.11.28	100 000.00	123 084.46	0.21
EUR PETROLEOS MEXICANOS-REG-S 5.50000% 05-24.02.25	20 000.00	24 447.74	0.04
EUR REIA SA-BRUGKIM-REG-S 1.00000% 16-22.07.26	100 000.00	113 389.41	0.20
EUR TAURON POLSKA ENERGIA SA-REG-S 2.37500% 17-05.07.27	100 000.00	116 157.54	0.20
EUR TDF INFRASTRUCTURE SAS 2.87500% 15-19.10.22	100 000.00	115 290.14	0.20
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE BV-REG-S 1.12500% 16-15.10.24	140 000.00	114 013.11	0.20
EUR TRANSPORT ET INFRASTRUCTURES GAZ-REG-S 2.30000% 15-05.08.25	100 000.00	120 259.09	0.21
EUR VERIZON COMMUNICATIONS INC 2.87500% 17-15.01.38	105 000.00	141 742.57	0.25
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FIN NV-REG-S 1.12500% 17-02.10.23	100 000.00	111 961.36	0.19
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FIN NV-REG-S 1.12500% 18-16.11.38	100 000.00	142 367.04	0.25
EUR VVO-RHYTHMA OY-REG-S 1.62500% 16-17.10.23	100 000.00	113 511.80	0.20
Total EUR		2 561 421.63	4.46
GBP			
GBP BARCLAYS BANK PLC-SUB 9.50000% 96-07.06.21	55 000.00	77 146.00	0.14
GBP TESCO PROPERTY FINANCE PLC 5.80000% 11-13.10.40	180 000.00	283 387.72	0.49
Total GBP		360 533.72	0.63
USD			
USD AMERICAN AIRLINES PASS THROUGH TRUST 4.37500% 14-01.10.22	50 000.00	31 155.55	0.06
USD BALTIMORE GAS & ELECTRIC CO 3.50000% 16-15.06.48	35 000.00	36 340.25	0.06
USD CITIGROUP INC 3.87500% 13-25.10.23	180 000.00	190 596.15	0.33
USD CONSUMERS ENERGY COMPANY 3.25000% 16-15.08.48	20 000.00	20 461.34	0.04
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC-SUB 5.15000% 15-22.05.45	45 000.00	53 406.04	0.09
USD KROGER CO 3.70000% 17-01.06.27	60 000.00	63 396.93	0.11
USD MEXICO CITY AIRPORT TRUST-REG-S 5.50000% 17-31.07.47	200 000.00	196 800.00	0.35
USD MICROSOFT CORP 2.40000% 16-08.08.26	30 000.00	30 553.64	0.05
USD MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 2.66500% 17-25.07.22	40 000.00	40 303.20	0.07
USD NATL RURAL UTIL COOPERATIVE FIN CORP 3.70000% 19-15.09.29	25 000.00	27 630.81	0.05
USD REYNOLDS AMERICAN INC 4.45000% 15-12.06.25	40 000.00	42 662.01	0.08
USD SHELL INTERNATIONAL FINANCE BV 4.37500% 15-11.05.45	40 000.00	46 334.66	0.08
USD SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO 4.00000% 17-01.04.47	45 000.00	46 259.03	0.08
USD SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO 2.85000% 19-01.08.29	45 000.00	45 392.73	0.08
USD SUNCOR ENERGY INC 6.50000% 07-15.06.38	55 000.00	75 736.59	0.13
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 5.25000% 17-16.03.37	20 000.00	24 761.24	0.04
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 5.50000% 17-16.03.47	90 000.00	118 783.66	0.21
Total USD		1 696 373.85	1.91
Total Bonds, fixed rate		4 018 328.50	7.00
Bonds, floating rate			
EUR			
EUR AG INSURANCE SANV-REG-S-SUB 3.500%/VAR 15-30.06.47	100 000.00	122 172.17	0.21
EUR ABN NETHERLANDS BV-REG-S-SUB 3.750%/VAR 16-PRP	100 000.00	115 247.22	0.20
EUR CREDIT LOGEMENT SA-SUB 4.60400%/3M EURBOR+115BP 06-PRP	100 000.00	86 097.24	0.15
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 4.000%/VAR 18-PRP	100 000.00	117 325.14	0.21
EUR OKSTED A/S-REG-S-SUB 3.000%/VAR 15-06.11.3015	20 000.00	22 313.52	0.04
EUR RABOBANK NEDERLAND NV-REG-S 5.500%/VAR 15-PRP	200 000.00	224 446.01	0.39
EUR SWISS LIFE AG VIA DEMETER INV BV-SUB 4.375%/VAR 15-PRP	100 000.00	124 145.13	0.22
EUR UNIBAIL-RODAMCO 16-REG-S-SUB 2.875%/VAR 16-PRP	100 000.00	115 421.85	0.20
EUR VOLKSWAGEN INTL FINANCE NV-REG-S-SUB 3.375%/VAR 18-PRP	100 000.00	114 295.99	0.20
EUR VONOVIA FINANCE BV-REG-S-SUB 4.000%/VAR 18-PRP	100 000.00	117 014.43	0.20
Total EUR		1 158 476.90	2.02

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Putwars/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
GBP			
GBP BUPA FINANCE PLC 8.125%/VAR 04-PRP	20 000.00	25 545.39	0.05
GBP HSBC BANK CAPITAL FUNDING STERLING-SUB 5.86200%/VAR 04-PRP	20 000.00	25 101.01	0.04
GBP PRUDENTIAL PLC-REG-S-SUB 5.625%/VAR 18-20,10,51	175 000.00	246 829.38	0.83
GBP SSE PLC-REG-S-SUB 3.875%/VAR 15-PRP	120 000.00	148 985.07	0.26
Total GBP		446 460.79	0.78
USD			
USD SCOR SE-REG-S-SUB 5.250%/VAR 18-PRP	200 000.00	194 500.00	0.34
USD WESTRAC BANKING CORP-SUB 5.000%/VAR 17-PRP	90 000.00	87 920.10	0.15
Total USD		282 420.10	0.49
Total Bonds, floating rate		1 887 359.39	3.29
Total transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
		19 194 926.40	33.43
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Treasury bills, zero coupon			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 18-05-19-18-11-19	11 000 000.00	10 976 065.54	19.11
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 30-05-19-29-11-19	30 000 000.00	13 659 304.29	23.79
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 12-09-19-12-03-20	2 400 000.00	2 380 521.50	4.15
Total USD		27 015 891.33	47.05
Total Treasury bills, zero coupon		27 015 891.33	47.05
Notes, fixed rate			
CAD			
CAD ROYAL BANK OF CANADA 1.85000% 18-05-07-21	145 000.00	106 894.14	0.19
CAD TELUS CORP 3.75000% 14-17-01-25	30 000.00	23 882.18	0.04
CAD TORONTO-DOMINION BANK 2.04500% 16-08-03-21	100 000.00	75 518.12	0.13
Total CAD		206 094.44	0.36
USD			
USD ABB FINANCE USA INC 2.87500% 12-08-05-22	45 000.00	45 986.14	0.08
USD ABBVIE INC 4.40000% 13-05-11-42	40 000.00	41 254.30	0.07
USD ALTRIA GROUP INC 4.25000% 12-09-08-42	100 000.00	96 791.20	0.17
USD AMAZON.COM INC 2.80000% 18-22-08-24	110 000.00	114 381.83	0.20
USD APACHE CORP 4.25000% 12-15-01-44	80 000.00	71 240.89	0.12
USD BROADCOM CORP/CAYMAN FN LTD 3.62500% 18-15-01-24	90 000.00	92 034.90	0.16
USD BURLINGTON NORTHERN SANTA FE LLC 5.40000% 11-01-06-41	35 000.00	45 508.70	0.08
USD CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 3.20000% 15-05-02-25	90 000.00	92 530.98	0.16
USD CCO LLC/CAPITAL S 3.37500% 17-01-05-47	20 000.00	21 791.34	0.04
USD CHEVRON PHILLIPS CHEMICAL CO LLC-144A 3.30000% 18-01-05-23	125 000.00	128 349.88	0.22
USD CITIGROUP INC-SUB 4.60000% 18-09-03-26	30 000.00	32 777.65	0.06
USD DELL INTERNATIONAL LLC / EMC CORP-144A 5.30000% 19-01-10-29	85 000.00	92 871.59	0.16
USD DELL INTERNATIONAL LLC / EMC CORP-144A 8.35000% 16-15-07-46	85 000.00	112 110.51	0.19
USD DIAGEO CAPITAL PLC 3.87500% 13-29-04-43	30 000.00	34 150.96	0.06
USD EATON CORP 4.15000% 13-02-11-42	40 000.00	44 297.93	0.08
USD ENERGY TRANSFER PARTNERS LP 6.00000% 18-15-06-48	45 000.00	53 165.04	0.09
USD ENLINK MIDSTREAM PARTNERS LP 4.40000% 14-01-04-24	50 000.00	48 152.50	0.08
USD ENTERPRISE PRODUCTS OPERATING LLC 4.85000% 13-15-08-44	40 000.00	45 923.09	0.08
USD ERAC USA FINANCE LLC-144A 5.62500% 12-15-08-42	30 000.00	36 014.59	0.07
USD FREEPORT-MCMORAN INC 3.87500% 13-15-03-23	85 000.00	85 487.50	0.11
USD GENERAL ELECTRIC CO 4.12500% 12-09-10-42	20 000.00	20 012.52	0.03
USD GENERAL MOTORS FINANCIAL CO 4.35000% 18-09-04-25	105 000.00	109 373.00	0.19
USD GILEAD SCIENCES INC 4.80000% 14-01-04-44	30 000.00	35 878.84	0.06
USD GLENCORE FUNDING LLC-144A 4.87500% 19-12-03-29	50 000.00	54 029.07	0.09
USD HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP INC 4.30000% 13-15-04-43	40 000.00	44 407.86	0.08
USD HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP INC 4.40000% 18-15-09-48	55 000.00	63 136.37	0.11
USD HOME DEPOT INC/CFE 4.87500% 13-15-02-44	30 000.00	36 873.49	0.07
USD JPMORGAN CHASE & CO-SUB 3.62500% 16-01-12-27	75 000.00	78 959.87	0.14
USD KINDER MORGAN INC-144A 5.62500% 13-15-11-23	40 000.00	44 389.91	0.08
USD KRAFT HEINZ FOODS CO-144A 4.87500% 15-15-02-25	28 000.00	28 425.35	0.05
USD KROGER CO 4.85000% 17-15-01-48	10 000.00	10 701.67	0.02
USD LIBERTY MUTUAL GROUP INC-144A 4.58900% 19-01-02-29	50 000.00	55 789.46	0.10
USD MERCK & CO INC 3.70000% 15-10-02-45	15 000.00	16 916.89	0.03
USD MICROSOFT CORP 3.50000% 12-15-11-42	35 000.00	36 501.43	0.07
USD MORGAN STANLEY 6.37500% 12-24-07-42	30 000.00	43 547.28	0.08
USD MOTIVA ENTERPRISES LLC-144A 6.85000% 10-15-01-40	30 000.00	36 948.66	0.06
USD MPLX LP-144A 4.25000% 19-01-12-27	20 000.00	21 159.81	0.04
USD NBC UNIVERSAL INC 4.37500% 11-01-04-21	100 000.00	108 529.47	0.18
USD ONCOR ELECTRIC DELIVERY CO 3.70000% 19-15-11-28	30 000.00	33 033.59	0.06
USD ORIGIN ENERGY FINANCE LTD-REG-S 5.45000% 11-14-10-21	40 000.00	42 161.20	0.07
USD PHILIPS 66 PARTNERS LP 4.68000% 15-15-02-45	25 000.00	26 822.77	0.05
USD PPL CAPITAL FUNDING INC 4.70000% 13-01-06-43	85 000.00	95 773.15	0.17
USD SCHLUMBERGER HOLDINGS CORP-144A 3.00000% 15-21-12-20	50 000.00	50 423.48	0.09
USD SOUTHWESTERN ELECTRIC POWER 6.20000% 10-15-03-40	75 000.00	100 924.35	0.17
USD SVBFS RE TREASURY (US) CORP-144A 4.25000% 12-08-12-42	40 000.00	45 927.82	0.08
USD TEACHERS INSURANCE ANNUITY ASS-144A-SUB 4.90000% 14-15-09-44	35 000.00	43 511.21	0.08
USD TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE IV LLC 3.85000% 11-10-11-21	20 000.00	18 475.00	0.03
USD UNITED AIRLINES 2016-1 CL B RAS THROUGH TRT 3.85000% 17-07-01-28	50 000.00	44 278.75	0.08
USD VIRGINIA ELECTRIC & POWER CO 4.00000% 16-15-11-46	30 000.00	33 517.30	0.06
USD WALT DISNEY CO-144A 6.20000% 19-15-12-34	85 000.00	120 919.06	0.21
USD XCEL ENERGY INC 4.80000% 11-15-09-41	120 000.00	139 068.74	0.24
Total USD		2 556 238.47	5.15
Total Notes, fixed rate		3 164 332.91	5.51

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Notes, floating rate			
USD			
USD JPMORGAN CHASE & CO 2.799%VAR 19-15-10-30	110 000.00	109 227.34	0.19
USD LLOYDS BANKING GROUP PLC 3.574%/3M LIBOR+120.5BP 17-07-11-28	210 000.00	214 292.19	0.37
Total USD		323 519.53	0.56
Total Notes, floating rate		323 519.53	0.56
Medium term notes, fixed rate			
AUD			
AUD AUSGRID FINANCE PTY LTD-REG-S 3.75000% 17-30-10-24	50 000.00	36 650.29	0.06
Total AUD		36 650.29	0.06
CAD			
CAD BELL CANADA 4.75000% 14-29-09-44	25 000.00	21 865.38	0.04
CAD SUNCOR ENERGY INC 3.00000% 16-14-09-26	40 000.00	31 016.01	0.05
Total CAD		52 881.39	0.09
Total Medium term notes, fixed rate		89 531.68	0.15
Bonds, fixed rate			
USD			
USD AT&T INC 3.00000% 12-15-02-22	50 000.00	51 031.90	0.09
USD COMCAST CORP 4.75000% 14-01-09-44	20 000.00	24 282.40	0.04
USD DUKE ENERGY CAROLINAS LLC 4.00000% 12-30-09-42	50 000.00	55 948.19	0.10
USD MIDCONGAMA POWER CO-184A 5.40000% 13-15-12-43	35 000.00	46 723.28	0.08
USD PACIFICORP 6.00000% 09-15-01-39	60 000.00	64 106.31	0.15
USD PHILIPS 66 4.85000% 14-15-11-34	30 000.00	34 843.07	0.06
USD TIME WARNER CABLE LLC 4.30000% 12-15-09-42	35 000.00	34 441.67	0.06
Total USD		331 366.82	0.58
Total Bonds, fixed rate		331 366.82	0.58
Total transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		30 924 652.27	53.85
UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			
Investment funds, open end			
Ireland			
USD IISHARES RIF PLC - IISHARES CAP EM MKT IOC GOV BD USD UCITS ET	44 100.00	2 614 689.00	4.56
Total Ireland		2 614 689.00	4.56
Luxembourg			
USD X-TRACKERS HARVEST CSI300 INDEX UCITS ETF-EUR-10-DISTR	229 200.00	2 436 396.00	4.24
Total Luxembourg		2 436 396.00	4.28
Total investment funds, open end		5 051 085.00	8.80
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		5 051 085.00	8.80
Derivative instruments listed on an official stock exchange			
Options on bond futures, classic-styled			
USD			
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE CALL 139 00000 NOV19 25.10.19	24.00	1 875.00	0.00
Total USD		1 875.00	0.00
Total Options on bond futures, classic-styled		1 875.00	0.00
Total Derivative instruments listed on an official stock exchange		1 875.00	0.00
Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market			
Options on other swaps, classic-styled			
EUR			
EUR MULTICRANK RNS31 SWAPION PUT 65.00000% 20.11.19	1 000 000.00	1 955.60	0.00
Total EUR		1 955.60	0.00
Total Options on other swaps, classic-styled		1 955.60	0.00
Total Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		1 955.60	0.00
Total investments in securities		55 174 504.27	96.08

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

51

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Derivative instruments

Derivative instruments listed on an official stock exchange

Financial Futures on bonds

EUR	EURO-BUND FUTURE 06.12.19	-32.00	69 046.27	0.11
GBP	LONG GAT FUTURE 27.12.19	-12.00	-12 224.42	-0.02
USD	US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19.12.19	-3.00	2 484.36	0.01
USD	US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 19.12.19	-13.00	66 390.63	0.15
USD	US SVR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.19	29.00	-20 507.60	-0.04
CAD	CANADA 10YR BOND FUTURE 18.12.19	5.00	4 607.25	-0.01
Total Financial Futures on bonds			115 581.81	0.20

Financial Futures on Indices

EUR	EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 20.12.19	6.00	9 466.84	0.01
EUR	DAX INDEX FUTURE 20.12.19	2.00	9 323.11	0.01
CHF	SWISS MARKET INDEX FUTURE 20.12.19	4.00	5 054.41	0.01
EUR	CAC 40 INDEX FUTURE 18.10.19	-37.00	-94 286.79	-0.06
GBP	FTSE 100 INDEX FUTURE 20.12.19	-8.00	-10 647.07	-0.02
GBP	FTSE 250 INDEX FUTURE 20.12.19	43.00	-1 247.09	0.00
EUR	FTSEMIB INDEX FUTURE 20.12.19	8.00	10 291.49	0.02
USD	S&P500 EMINI FUTURE 20.12.19	17.00	-25 753.00	-0.05
JPY	TOPIX INDEX FUTURE 12.12.19	32.00	186 389.08	0.32
USD	MNMI(C) EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 20.12.19	-20.00	25 100.00	0.04
AUD	SPI 200 INDEX FUTURE 19.12.19	4.00	1 214.01	0.00
CAD	S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 19.12.19	2.00	6.04	0.00
Total Financial Futures on Indices			162 911.03	0.28

Total Derivative Instruments listed on an official stock exchange			279 492.84	0.48
--	--	--	-------------------	-------------

Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market

Credit default swaps*

USD	ICE/CDSX NA IG 35-V1 CDS PAYER 1.00000% 19-20.12.24	-12 500 000.00	-252 319.44	-0.44
EUR	ICE/ETX EUROPE 32-V1 CDS PAYER 1.00000% 19-20.12.24	-6 100 000.00	-157 015.99	-0.27
USD	JPMORGAN/ITCHEN CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 1A-20.09.20	10 000.00	43.33	0.00
USD	BARCLAYS/ITCHEN CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 15-20.09.20	600 000.00	5 412.51	0.01
EUR	ICE/ETX XOVER 32-V1 CDS REC 5.00000% 19-20.12.24	520 000.00	74 115.77	0.13
USD	ICE/CDSX NA HY 33-V1 CDS REC 5.00000% 19-20.12.24	1 500 000.00	102 907.17	0.18
Total Credit default swaps			-226 856.05	-0.39

Total Derivative Instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market			-226 856.05	-0.39
---	--	--	--------------------	--------------

Total Derivative Instruments			57 636.79	0.09
-------------------------------------	--	--	------------------	-------------

Forward Foreign Exchange contracts

Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)

MYR	3 544 000.00	USD	848 659.00	17.10.2019	-2 847.90	0.00
COF	11 659 088 000.00	USD	3 506 842.12	17.10.2019	-99 788.74	-0.17
BRL	7 180 000.00	USD	1 780 831.07	17.10.2019	-36 982.50	-0.07
USD	1 736 414.84	HUF	524 050 000.00	17.10.2019	29 299.49	0.05
JPY	553 600 000.00	USD	5 144 044.39	17.10.2019	-16 254.41	-0.03
MXN	70 240 000.00	USD	3 589 020.38	17.10.2019	-40 973.00	-0.07
USD	378 036.37	JPY	40 700 000.00	17.10.2019	1 047.47	0.00
USD	557 978.01	HKD	4 365 000.00	17.10.2019	1 022.45	0.00
USD	2 339 737.60	AUD	3 400 000.00	17.10.2019	45 311.63	0.08
USD	360 413.16	GBP	290 000.00	17.10.2019	2 814.69	0.01
USD	3 627 847.26	CHF	3 775 000.00	17.10.2019	37 024.70	0.06
USD	3 641 884.91	NZD	5 685 000.00	17.10.2019	75 842.90	0.13
NGK	16 230 000.00	USD	1 813 442.87	17.10.2019	-26 647.71	-0.05
USD	3 666 125.32	THB	111 290 000.00	17.10.2019	26 477.02	0.05
USD	3 975 382.59	CAD	5 235 000.00	17.10.2019	5 353.54	0.01
USD	5 976 779.63	EUR	5 375 000.00	17.10.2019	109 697.32	0.19
SEK	33 230 000.00	USD	3 471 142.82	17.10.2019	-67 878.44	-0.15
NGK	15 594 004.98	CAD	2 305 000.00	17.10.2019	-24 581.41	-0.04
EUR	445 000.00	USD	490 009.53	17.10.2019	-4 286.25	-0.01
EUR	13 925 800.00	USD	15 274 583.36	31.10.2019	-56 495.71	-0.10
CHF	18 919 800.00	USD	19 092 891.32	31.10.2019	-75 288.29	-0.13
JPY	38 300 000.00	USD	354 721.92	17.10.2019	16.67	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)					-139 896.54	-0.24

Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets			2 999 149.41	5.22
Bank overdraft and other short-term liabilities			-873 001.11	-1.52
Other assets and liabilities			211 518.12	0.37
Total net assets			57 425 010.94	100.00

* Positive nominal: the subfund is "Receiver of protection", negative nominal: the subfund is "Seller of protection".

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

(2) 【2018年9月30日終了年度】

① 【貸借対照表】

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アロケーション (米ドル)
純資産計算書

	2018年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	374,307,913.34	40,822,021
投資有価証券、未実現評価 (損) 益	96,239,107.55	10,495,837
投資有価証券合計 (注1)	470,547,020.89	51,317,858
現金預金、要求払預金および預託金勘定	13,613,305.53 *	1,484,667
その他の流動資産 (マージン)	6,469,160.57	705,527
有価証券売却未収金 (注1)	1,241,332.29	135,380
発行未収金	1,494.81	163
有価証券に係る未収利息	826,597.91	90,149
流動資産に係る未収利息	4,199.88	458
スワップに係る未収利息 (注1)	91,500.00	9,979
その他の未収金	158,523.91	17,289
金融先物に係る未実現 (損) 益 (注1)	1,650,955.91	180,053
先渡為替契約に係る未実現 (損) 益 (注1)	(1,222,997.93)	(133,380)
スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	313,216.00	34,159
資産合計	493,694,309.77	53,842,301
負 債		
当座借越に係る未払利息	(2,119.73)	(231)
買戻未払金	(339,518.00)	(37,028)
定率報酬引当金 (注2)	(314,858.17)	(34,338)
年次税引当金 (注3)	(19,952.87)	(2,176)
その他の手数料および報酬に係る引当金 (注2)	(66,527.80)	(7,256)
引当金合計	(401,338.84)	(43,770)
負債合計	(742,976.57)	(81,029)
期末現在純資産	492,951,333.20	53,761,272

* 2018年9月30日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、ステート・ストリートについては480,000米ドルである。

注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アロケーション (米ドル)
運用計算書

	自2017年10月1日 至2018年9月30日	
	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	73,257.45	7,989
有価証券に係る利息	2,848,960.87	310,708
配当金 (注1)	785,279.60	85,643
スワップに係る受取利息 (注1)	217,111.11	23,678
証券貸付に係る収益 (注14)	127,437.81	13,898
その他の収益 (注4)	35,718.50	3,895
収益合計	4,087,765.34	445,812
費 用		
スワップに係る支払利息 (注1)	(6,422.36)	(700)
定率報酬 (注2)	(9,673,623.97)	(1,055,005)
年次税 (注3)	(77,432.40)	(8,445)
証券貸付に係るコスト (注14)	(50,975.12)	(5,559)
その他の手数料および報酬 (注2)	(193,053.51)	(21,054)
現金および当座借越に係る利息	(63,197.19)	(6,892)
費用合計	(10,064,704.55)	(1,097,657)
投資純 (損) 益	(5,976,939.21)	(651,845)
実現 (損) 益 (注1)		
無オプション市場価格証券に係る実現 (損) 益	45,563,444.69	4,969,149
オプションに係る実現 (損) 益	(1,130.80)	(123)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現 (損) 益	(1,703.72)	(186)
金融先物に係る実現 (損) 益	(13,883,927.57)	(1,514,181)
先渡為替契約に係る実現 (損) 益	15,223,704.98	1,660,297
スワップに係る実現 (損) 益	79,331.71	8,652
為替差 (損) 益	(1,819,921.90)	(198,481)
実現 (損) 益合計	45,159,797.39	4,925,128
当期実現純 (損) 益	39,182,858.18	4,273,283
未実現評価 (損) 益の変動 (注1)		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価 (損) 益	(10,277,370.63)	(1,120,850)
オプションに係る未実現評価 (損) 益	(208,170.00)	(22,703)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価 (損) 益	(2,123.98)	(232)
金融先物に係る未実現評価 (損) 益	1,944,562.08	212,074
先渡為替契約に係る未実現評価 (損) 益	(4,943,463.41)	(539,134)
スワップに係る未実現評価 (損) 益	(84,886.00)	(9,258)
未実現評価 (損) 益の変動合計	(13,571,451.94)	(1,480,103)
運用の結果による純資産の純増 (減)	25,611,406.24	2,793,180

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・グローバル・アロケーション (ユーロ)
純資産計算書

	2018年9月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	334,803,796.66	40,276,897
投資有価証券、未実現評価 (損) 益	45,030,474.44	5,417,166
投資有価証券合計 (注1)	379,834,271.10	45,694,063
現金預金、要求払預金および預託金勘定	10,957,184.28 *	1,318,149
その他の流動資産 (マージン)	6,177,862.98	743,197
有価証券売却未収金 (注1)	405,224.29	48,748
発行未収金	29,424.73	3,540
有価証券に係る未収利息	947,065.97	113,932
流動資産に係る未収利息	6,641.84	799
未収配当金	133,529.76	16,064
その他の未収金	348,444.42	41,918
金融先物に係る未実現 (損) 益 (注1)	158,546.94	19,073
先渡為替契約に係る未実現 (損) 益 (注1)	502,757.20	60,482
資産合計	399,500,953.51	48,059,965
負 債		
当座借越に係る未払利息	(13.29)	(2)
有価証券購入未払金 (注1)	(209,845.49)	(25,244)
買戻未払金	(204,842.15)	(24,643)
定率報酬引当金 (注2)	(258,503.92)	(31,098)
年次税引当金 (注3)	(42,430.19)	(5,104)
その他の手数料および報酬に係る引当金 (注2)	(50,648.84)	(6,093)
引当金合計	(351,582.95)	(42,295)
負債合計	(766,283.88)	(92,184)
期末現在純資産	398,734,669.63	47,967,781

* 2018年9月30日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、ステート・ストリートについては421,868.27ユーロである。

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャプ・グローバル・アロケーション (ユーロ) 運用計算書

	自2017年10月1日 至2018年9月30日	
	(ユーロ)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	54,134.10	6,512
有価証券に係る利息	3,377,691.33	406,336
配当金 (注1)	3,905,343.40	469,813
証券貸付に係る収益 (注14)	276,492.26	33,262
その他の収益 (注4)	13,075.41	1,573
収益合計	7,626,736.50	917,496
費 用		
定率報酬 (注2)	(7,729,432.99)	(929,851)
年次税 (注3)	(178,465.95)	(21,469)
証券貸付に係るコスト (注14)	(110,596.90)	(13,305)
その他の手数料および報酬 (注2)	(147,732.93)	(17,772)
現金および当座借越に係る利息	(57,245.73)	(6,887)
費用合計	(8,223,474.50)	(989,284)
投資純 (損) 益	(596,738.00)	(71,788)
実現 (損) 益 (注1)		
無オプション市場価格証券に係る実現 (損) 益	38,558,987.69	4,638,646
オプションに係る実現 (損) 益	(900.78)	(108)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現 (損) 益	(500.00)	(60)
金融先物に係る実現 (損) 益	(10,163,709.73)	(1,222,694)
先渡為替契約に係る実現 (損) 益	(2,153,465.37)	(259,062)
為替差 (損) 益	(7,103,941.02)	(854,604)
実現 (損) 益合計	19,136,470.79	2,302,117
当期実現純 (損) 益	18,539,732.79	2,230,330
未実現評価 (損) 益の変動 (注1)		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価 (損) 益	(4,692,104.30)	(564,460)
オプションに係る未実現評価 (損) 益	(165,653.02)	(19,928)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価 (損) 益	(2,220.77)	(267)
金融先物に係る未実現評価 (損) 益	1,405,522.63	169,084
先渡為替契約に係る未実現評価 (損) 益	2,844,046.56	342,139
未実現評価 (損) 益の変動合計	(610,408.90)	(73,432)
運用の結果による純資産の純増 (減)	17,929,323.89	2,156,898

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブーダイナミック・アルファ（米ドル）

純資産計算書

	2018年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	81,480,792.72	8,886,295
投資有価証券、未実現評価（損）益	(335,226.54)	(36,560)
投資有価証券合計（注1）	81,145,566.18	8,849,735
現金預金、要求払預金および預託金勘定	5,657,671.34	617,026
その他の流動資産（マージン）	1,253,949.46	136,756
有価証券売却未収金（注1）	273,066.96	29,781
有価証券に係る未収利息	386,471.84	42,149
流動資産に係る未収利息	204.34	22
金融先物に係る未実現（損）益（注1）	835,937.09	91,167
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注1）	(654,297.33)	(71,358)
スワップに係る未実現（損）益（注1）	(415,561.52)	(45,321)
資産合計	88,483,008.36	9,649,957
負 債		
当座借越	(785,210.08)	(85,635)
有価証券購入未払金（注1）	(459,500.07)	(50,113)
買戻未払金	(58,292.96)	(6,357)
定率報酬引当金（注2）	(15,611.05)	(1,703)
年次税引当金（注3）	(3,694.49)	(403)
その他の手数料および報酬に係る引当金（注2）	(10,640.32)	(1,160)
引当金合計	(29,945.86)	(3,266)
負債合計	(1,332,948.97)	(145,371)
期末現在純資産	87,150,059.39	9,504,585

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブダイナミック・アルファ（米ドル）

運用計算書

	自2017年10月1日 至2018年9月30日	
	（米ドル）	（千円）
収 益		
流動資産に係る利息	53,103.31	5,791
有価証券に係る利息	1,825,560.52	199,096
スワップに係る受取利息（注1）	242,312.40	26,427
証券貸付に係る収益（注14）	100,665.00	10,979
その他の収益（注4）	129,508.42	14,124
収益合計	2,351,149.65	256,416
費 用		
スワップに係る支払利息（注1）	(997,832.24)	(108,824)
定率報酬（注2）	(628,683.12)	(68,564)
年次税（注3）	(18,925.27)	(2,064)
証券貸付に係るコスト（注14）	(40,266.00)	(4,391)
その他の手数料および報酬（注2）	(36,392.56)	(3,969)
現金および当座借越に係る利息	(21,964.37)	(2,395)
費用合計	(1,744,063.56)	(190,208)
投資純（損）益	607,086.09	66,209
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	858,403.14	93,617
オプションに係る実現（損）益	4,090.14	446
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現（損）益	385,972.71	42,094
金融先物に係る実現（損）益	(4,310,713.39)	(470,126)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(213,857.39)	(23,323)
スワップに係る実現（損）益	(2,155,202.05)	(235,046)
為替差（損）益	119,198.39	13,000
実現（損）益合計	(5,312,108.45)	(579,339)
当期実現純（損）益	(4,705,022.36)	(513,130)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価（損）益	(2,811,212.04)	(306,591)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価（損）益	185,996.86	20,285
金融先物に係る未実現評価（損）益	312,450.86	34,076
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(721,720.75)	(78,711)
スワップに係る未実現評価（損）益	2,190,949.71	238,945
未実現評価（損）益の変動合計	(843,535.36)	(91,996)
運用の結果による純資産の純増（減）	(5,548,557.72)	(605,126)

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

財務書類に対する注記

2018年9月30日現在

注1－重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のとおりに要約される。

a) 純資産価額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに帰するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの特定投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブグローバル・アルファ・オポチュニティーズ (ユーロ) の、GAO営業日に計算される純資産価格は、対応するGAO営業日後3銀行営業日以内に公表される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日 (即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日) を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

さらに、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブチャイナ・アロケーション・オポチュニティー (米ドル) に関して、中華人民共和国における通常の銀行営業日でない日は本サブ・ファンドの営業日とはみなされない。

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブグローバル・アルファ・オポチュニティーズ (ユーロ) に関して、「GAO営業日」は、毎週水曜日と定義されているが、営業日とする。当該水曜日が営業日でない場合は、GAO営業日は、翌営業日とする。

あるサブ・ファンドの全投資証券クラスにおける発行または買戻しの総額が、単一の取引日において純資本の流入または流出をもたらす場合、当該サブ・ファンドの純資産価額はそれに伴い増加または減少することがある (「シングル・スイング・プライシング」)。最大調整額は、純資産価額の2%である。サブ・ファンドが負担する見積取引費用および課税金ならびにサブ・ファンドが投資する資産の見積呼値スプレッドは、計算上考慮される。関連するサブ・ファンドの投資証券口数が純増する場合、かかる調整は純資産価額の増加を導く。投資証券が純減する場合、調整は純資産価額の減少となる。本投資法人の取締役会は、各サブ・ファンドに関して限界値を設定することができる。これは、ファンドの純資産に対する1取引日の純変動額の割合または関連するサブ・ファンドの通貨の絶対額から計算することができる。かかる場合、この限界値が1取引日に越えられた場合にのみ、純資産価額は調整される。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、当該投資証券クラスに課される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

b) 評価原則

- － 流動資金－現金、銀行預金、為替手形および一覧払いの有価証券ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言または発生した利息のいずれかを問わない－は、その全額で評価される。ただし、当該価額が全額支払われないかまたは受領できない可能性がある場合を除くものとし、この場合、その価値はその正しい価値を表すために決定される。
- － 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。当該証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合に

は、当該資産の主要市場である証券取引所における直近の入手可能な価格が適用される。

証券取引所において通常取引されない証券、派生商品およびその他の資産について、標準的な市場に基づく値付けによる流通市場が証券トレーダー間で存在する場合、本投資法人はこれらの価格に基づいて当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていないが、公認され、公開の他の定期的に関われる規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における直近の入手可能な価格により評価される。

- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場で取引されておらず、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、予想販売価格に基づき誠意をもって本投資法人が選ぶその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（店頭派生商品）は、独立の価格提供業者に基づいて評価される。派生商品について、利用できる独立の価格提供業者がただ1社のみの場合、得られた評価の妥当性は、派生商品の原資産の時価に基づき本投資法人および本投資法人の監査人が認めた計算モデルを使用して検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／または集合投資事業（UCIs）の受益証券は、その最終資産価額で評価される。サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブグローバル・アルファ・オポチュニティーズ（ユーロ）に関して、その他のUCITSおよび／またはUCIsの受益証券は、見積純資産価額がこれらの投資証券もしくは受益証券のより正確な評価を提供する場合、サブ・ファンドの純資産価額を計算する時に先立って入手できる当該投資証券もしくは受益証券の見積純資産価額に基づいて評価されることもできる。
- 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから計算される。このプロセスには次の原則が適用される。残余期間が最も近い金利が、各短期金融商品について補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手の信用力を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付けに重大な変更がある場合には調整される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグの平均為替レート（買呼値と売呼値の仲値）または入手不可能な場合、当該通貨を最も代表する市場におけるレートを用いて評価される。
- 定期預金および信託預金は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算はすべての現金流入出額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、当該証券に依拠し、適用されるUBS評価方針に従い選択される。

上述した規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、純資産の適切な評価を遂行するために、誠意をもって他の一般に認められておりかつ検証可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

本投資法人のサブ・ファンドの一部が、資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、本投資法人は、上記の規定に従うことなく、評価時のこれらのサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資される証券は、概して、上記の1口当たりの純資産価格を計算する時に入手可能な最新の価格に基づいて評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、本投資法人が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、本投資法人は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、本投資法人が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての投資証券クラスに常に適用される。

本投資法人は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置を本投資法人の関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な資産の評価よりも評価の信頼性を高める。また、適正価格での評価は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。本投資法人が1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、本投資法人が資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する場合に本投資法人が純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現投資主の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

さらに、特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。かかる新評価が投資証券の事後の発行、買戻しおよび転換について有効となる。再評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前にのみ行われる。発行、買戻しおよび転換は、唯一の純資産価格に基づいてのみ処理される。

c) 証券売買実現純(損)益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現(損)益は、評価日に適用される先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

本投資法人の連結財務書類は、ユーロ(EUR)で表示される。本投資法人の2018年9月30日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2018年9月30日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1ユーロ＝ 1.134553 スイスフラン(CHF)

1ユーロ＝ 1.161500 米ドル(USD)

償還または統合したサブ・ファンドに関して、連結財務書類の換算に使用された為替レートは償還または統合された日付現在のものである。

i) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、「配当落ち」日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

k) サブ・ファンド間投資

2018年9月30日現在、或るサブ・ファンドは、他のサブ・ファンドに77,790,234.24米ドルを投資した。

2018年9月30日現在、或るサブ・ファンドは、他のサブ・ファンドに7,377,259.54米ドルを投資した。

l) スワップ

本投資法人は、金利スワップ契約、金利スワップションの金利先渡し契約およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。ただし、当該契約は、この種の取引を専門とする第一級の金融機関との間で執行される場合に限る。

スワップ取引の価値は、外部のサービス提供会社が計算し、また別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算は、インフローとアウトフロー双方のすべてのキャッシュフローの正味現在価値に基づいている。

特定の場合に、ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた当社内部での算出額および／またはブローカーの報告評価を利用することができる。

評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBS評価方針に従って決定される。

当該評価方法は、取締役会によって認可されている。

未実現損益の変動は、「スワップに係る未実現評価（損）益」の変動の下で運用計算書に計上される。

終了もしくは満期の時点で生じたスワップの損益は、運用計算書に「スワップに係る実現（損）益」として記帳される。

注2 一定率報酬

本投資法人は、以下の表に表示されるようにサブ・ファンドおよび／または投資証券クラスの平均純資産額で計算される月次定率報酬を各サブ・ファンドおよび／または投資証券クラスのために支払う。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブダイナミック・アルファ (米ドル)

定率報酬

名称に「P」が付く投資証券クラス

1.920%

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブグローバル・アロケーション (ユーロ)

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブグローバル・アロケーション (米ドル)

定率報酬

名称に「P」が付く投資証券クラス

2.040%

上記の定率報酬から、以下の報酬が支払われる。

1. 本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理、投資助言および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱い

ならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等)に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる(上限定率報酬)。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよび特別な投資方針」に記載されている。

2. 上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人の資産にも請求される追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に支払う一切の手数料。
- c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査法人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。
- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む。)
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、K I I D s、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト(該当する場合、外国の監督官庁に支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。)
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の使用権に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ公表されており、および／または本投資法人の総費用率(T E R)の開示において考慮される。

3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人の収益および資産に対し課せられるすべての税金、特に年次税("taxe d'abonnement")も本投資法人が負担する。

定率報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

個々のサブ・ファンドに帰属する費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。個々の投資証券クラスに帰属する費用は、それらの投資証券クラスに請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンド／投資証券クラスに関連して発生した場合には、これらの費用は当該サブ・ファンド／投資証券クラスに対してその純資産額に比例して請求される。

その投資方針がその他の現存する投資信託（UCISまたはUCITS）に投資することを容認するサブ・ファンドに関しては、当該対象ファンドおよびサブ・ファンドの両段階で支払が生じる。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合がある。特例として、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブグローバル・アルファ・オポチュニティ（ユーロ）に関しては、サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬の上限は、販売報酬を考慮して最大で4.50%である。

サブ・ファンドが、管理会社により、または共同経営もしくは支配を通じてまたは実質的に直接保有もしくは間接保有を通じて、管理会社と関係する別の会社により、直接的または委託によって運営されるファンドの受益証券への投資を行う場合、対象ファンドの受益証券に関して、投資を行うサブ・ファンドに発行または買戻手数料は課されることはない。

本投資法人の現行の手数料の詳細は、KIDに記載されている。

注3－年次税

ルクセンブルクの現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の各サブ・ファンドの純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税を課されているが、機関筋の投資証券クラスに関しては年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている純資産の部分に関して、年次税は課されない。

注4－その他の収益

その他の収益は、主にシングル・スイング・プライシングから生じる収益で構成される。

注5－関連当事者との取引

香港で販売が許可されている以下のサブ・ファンドに関して、2017年10月1日から2018年9月30日までの期間の管理会社の関連会社であるブローカー、ポートフォリオ運用会社または取締役会を通じて行われた証券取引および金融市場取引の額について、記述されている。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との株式および株式類似証券の取引額 該当なし	証券取引比率
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との株式および株式類似証券の取引の手数料 該当なし	手数料比率
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との（株式および株式類似証券を除く） その他の有価証券の取引数量 該当なし	手数料比率

通常の市場慣行に従い、関連当事者との「（株式および株式類似証券を除く）その他の有価証券」に係る取引に関して本投資法人に課せられる手数料はなかった。

当該取引は、通常の取引の過程で、通常の取引条件で締結された。

関連当事者との取引の額のサブ・ファンドの通貨への換算に関して、2018年9月30日現在の財務書類の為替レートが使用された。

注6－収益の分配

各サブ・ファンドの投資主総会は、管理会社の取締役会の提案によりサブ・ファンドの年次決算の終了後に、各サブ・ファンドおよび／または投資証券クラスから分配を行うか、および支払われる分配金の程度を決定する。本投資法人の純資産額が法律に規定されている最低資産額を下回る場合には、分配の支払は行われず。分配が行われる場合、分配金は年度末後4ヵ月以内に支払われる。

分配の詳細については、未監査である。

取締役会は、中間配当金を支払い、また分配金支払を停止する権限を有している。

注7－ソフト・コミッション取決め

2017年10月1日から2018年9月30日までの年度中に、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブのために締結された「ソフト・コミッション取決め」はなく、「ソフト・コミッション」の金額は零である。

注8－金融先物、オプションおよびスワップの契約

2018年9月30日現在の個々のサブ・ファンドおよび各通貨の金融先物、オプションおよびスワップに係る契約は、以下のように要約できる。

a) 金融先物

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	指数関連金融先物 (購入)	指数関連金融先物 (売却)
－ダイナミック・アルファ (米ドル)	29,110,627.80 米ドル	13,919,303.19 米ドル
－グローバル・アロケーション (ユーロ)	75,569,368.18 ユーロ	83,550,691.34 ユーロ
－グローバル・アロケーション (米ドル)	80,161,262.58 米ドル	81,754,716.63 米ドル
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	債券関連金融先物 (購入)	債券関連金融先物 (売却)
－ダイナミック・アルファ (米ドル)	3,324,911.14 米ドル	17,616,010.53 米ドル
－グローバル・アロケーション (ユーロ)	54,895,779.71 ユーロ	31,604,965.78 ユーロ
－グローバル・アロケーション (米ドル)	68,803,210.61 米ドル	39,276,578.65 米ドル

b) オプション

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	指数関連オプション、 従来型 (売却)
－グローバル・アロケーション (ユーロ)	7,165,154.44 ユーロ
－グローバル・アロケーション (米ドル)	8,986,714.32 米ドル

c) スワップ

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	クレジット・デフォルト・ スワップ (購入)	クレジット・デフォルト・ スワップ (売却)
－ダイナミック・アルファ (米ドル)	29,641,774.81 米ドル	1,869,687.82 米ドル
－グローバル・アロケーション (米ドル)	－ 米ドル	16,309,660.44 米ドル

注9－総費用比率 (TER)

この比率は、スイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント・アソシエーション (SFAMA) の「TERの計算および公表に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産 (運用費用) に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヵ月のTERは、以下のとおりである。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	総費用比率 (TER)
ーダイナミック・アルファ (米ドル) P-acc	2.00%
ーダイナミック・アルファ (米ドル) ユーロ・ヘッジP-acc	2.00%
ーグローバル・アロケーション (ユーロ) P-acc	2.12%
ーグローバル・アロケーション (米ドル) P-acc	2.12%
ーグローバル・アロケーション (米ドル) 円建P-acc	2.11%

運用期間が12ヵ月未満の投資証券のクラスに関するTERは、年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

注10ー取引費用

取引費用には、当年度中に発生したブローカー手数料、印紙代、地方税およびその他の海外費用が含まれる。取引報酬には、購入および売却証券の費用が含まれる。

2018年9月30日に終了した年度に、ファンドは、以下のような投資有価証券の購入または売却ならびに類似取引に関連する取引費用を負担した。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	取引費用
ーダイナミック・アルファ (米ドル)	94,295.05米ドル
ーグローバル・アロケーション (ユーロ)	370,645.94ユーロ
ーグローバル・アロケーション (米ドル)	196,848.02米ドル

注11ー償還

本投資法人の取締役会は、2018年9月5日付で或るサブ・ファンドを償還することを決議した。

注12ー後発事象

或るサブ・ファンドは、2018年12月13日付で名称を変更した。

注13ー適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、管理会社および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資家の賠償請求に関する件については、管理会社および／または保管受託銀行は、ファンドの投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らおよびファンドを服せしめることを選択することができる。

当財務書類についてはドイツ語版が公認されたものであり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資家に対して投資証券が販売される場合、本投資法人および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳（すなわち、本投資法人によって承認されたもの）に自らが拘束されるものと認めることができる。

注14ー店頭派生商品および証券貸付

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。本投資法人が適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、本投資法人のため保管受託銀行により保管されるものとする。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関する本投資法人の権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅するこ

ともある。その場合、本投資法人は、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

本投資法人は、第三者に本投資法人の組入証券の一部分を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、証券貸付代理店として従事している。

店頭派生商品*

以下のサブ・ファンドの無担保店頭派生商品は、代わりに証拠金勘定を有する。

サブ・ファンド 取引相手	未実現（損）益	受領した担保
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ ーダイナミック・アルファ (米ドル)		
バンク・オブ・アメリカ	-48,870.12 米ドル	0.00 米ドル
パークレイズ	-372,992.54 米ドル	0.00 米ドル
カナディアン・インペリアル・バンク	167,618.70 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	-163,159.79 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	-244,224.66 米ドル	0.00 米ドル
HSBC	-70,419.72 米ドル	0.00 米ドル
ジェー・ピー・モルガン	-15,398.82 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	20,538.40 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	81,360.38 米ドル	0.00 米ドル
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ ーグローバル・アロケーション (ユーロ)		
パークレイズ	337,597.48 ユーロ	0.00 ユーロ
カナディアン・インペリアル・バンク	84,944.50 ユーロ	0.00 ユーロ
シティバンク	379,367.53 ユーロ	330,000.00 ユーロ
HSBC	-281,753.65 ユーロ	0.00 ユーロ
ステート・ストリート	170,415.33 ユーロ	0.00 ユーロ
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	-187,813.99 ユーロ	0.00 ユーロ
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ ーグローバル・アロケーション (米ドル)		
パークレイズ	-20,391.72 米ドル	0.00 米ドル
カナディアン・インペリアル・バンク	248,486.99 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	182,791.47 米ドル	365,872.50 米ドル
HSBC	-174,463.50 米ドル	0.00 米ドル
ジェー・ピー・モルガン	160,253.20 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	-998,354.49 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	-621,319.88 米ドル	0.00 米ドル

* 公認の取引所市場で取引される派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手に債務不履行が生じた場合、決済機関は、損失リスクを想定する。

資産種別担保の内訳 比重 (%)

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
ーグローバル・アロケーション (ユーロ)
シティバンク

現金	100.00
債券	0.00
株式	0.00

UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブ
ーグローバル・アロケーション（米ドル）

シティバンク

現金	100.00
債券	0.00
株式	0.00

貸付証券

UBS（Lux）キー・セレクション・ シキャブ	2018年9月30日現在の貸付証券による 相手方エクスポージャー		2018年9月30日 現在の担保内訳 （比重 %）		
	貸付証券の時価	担保（ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
ーダイナミック・アルファ（米ドル）	41,052,426.33 米ドル	43,392,330.32 米ドル	43.69	56.31	0.00
ーグローバル・アロケーション（ユーロ）	124,545,612.96 ユーロ	131,644,457.11 ユーロ	43.69	56.31	0.00
ーグローバル・アロケーション（米ドル）	95,603,349.48 米ドル	101,052,544.06 米ドル	43.69	56.31	0.00

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.9.2018
Investments in securities, cost	374 307 913.34
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	96 239 107.55
Total investments in securities (Note 1)	470 547 020.89
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	13 613 305.53*
Other liquid assets (Margins)	6 469 160.57
Receivable on securities sales (Note 1)	1 241 332.29
Receivable on subscriptions	1 494.81
Interest receivable on securities	826 597.91
Interest receivable on liquid assets	4 199.88
Interest receivable on swaps (Note 1)	91 500.00
Other receivables	158 523.91
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	1 650 955.91
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-1 222 997.93
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	313 216.00
Total Assets	493 694 309.77
Liabilities	
Interest payable on bank overdraft	-2 119.73
Payable on redemptions	-339 518.00
Provisions for flat fee (Note 2)	-314 858.17
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-19 952.87
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-66 527.80
Total provisions	-401 338.84
Total Liabilities	-742 976.57
Net assets at the end of the financial year	492 951 333.20

Statement of Operations

	USD
Income	1.10.2017-30.9.2018
Interest on liquid assets	73 257.45
Interest on securities	2 848 960.87
Dividends (Note 1)	785 279.60
Interest received on swaps (Note 1)	217 111.11
Income on securities lending (Note 14)	127 437.81
Other income (Note 4)	35 718.50
Total income	4 087 765.34
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-6 422.36
Flat fee (Note 2)	-9 673 623.97
Taxe d'abonnement (Note 3)	-77 432.40
Cost on securities lending (Note 14)	-50 975.12
Other commissions and fees (Note 2)	-193 053.51
Interest on cash and bank overdraft	-63 197.19
Total expenses	-10 064 704.55
Net income (loss) on investments	-5 976 939.21
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	45 563 444.69
Realized gain (loss) on options	-1 130.80
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	-1 703.72
Realized gain (loss) on financial futures	-13 883 927.57
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	15 223 704.98
Realized gain (loss) on swaps	79 331.71
Realized gain (loss) on foreign exchange	-1 819 921.90
Total realized gain (loss)	45 159 797.39
Net realized gain (loss) of the financial year	39 182 858.18
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-10 277 370.63
Unrealized appreciation (depreciation) on options	-208 170.00
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-2 123.98
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	1 944 562.08
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-4 943 463.41
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-84 886.00
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-13 571 451.94
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	25 611 406.24

* As at 30 September 2018, cash amount serves as collateral for the counterparty State Street for an amount of USD 480 000.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)
Annual Report as of 30 September 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

109

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.9.2018
Investments in securities, cost	334 803 796.66
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	45 030 474.44
Total investments in securities (Note 1)	379 834 271.10
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	10 957 184.28*
Other liquid assets (Margins)	6 177 862.98
Receivable on securities sales (Note 1)	405 224.29
Receivable on subscriptions	29 424.73
Interest receivable on securities	947 065.97
Interest receivable on liquid assets	6 641.84
Receivable on dividends	133 529.76
Other receivables	348 444.42
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	158 546.94
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	502 757.20
Total Assets	399 500 953.51
Liabilities	
Interest payable on bank overdraft	-13.29
Payable on securities purchases (Note 1)	-209 845.49
Payable on redemptions	-204 842.15
Provisions for flat fee (Note 2)	-258 503.92
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-42 430.19
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-50 648.84
Total provisions	-351 582.95
Total Liabilities	-766 283.88
Net assets at the end of the financial year	398 734 669.63

Statement of Operations

	EUR
Income	1.10.2017-30.9.2018
Interest on liquid assets	54 134.10
Interest on securities	3 377 691.33
Dividends (Note 1)	3 905 343.40
Income on securities lending (Note 14)	276 492.26
Other income (Note 4)	13 075.41
Total income	7 626 736.50
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-7 729 432.99
Taxe d'abonnement (Note 3)	-178 465.95
Cost on securities lending (Note 14)	-110 596.90
Other commissions and fees (Note 2)	-147 732.93
Interest on cash and bank overdraft	-57 245.73
Total expenses	-8 223 474.50
Net income (loss) on investments	-596 738.00
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	38 558 987.69
Realized gain (loss) on options	-900.78
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	-500.00
Realized gain (loss) on financial futures	-10 163 709.73
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-2 153 465.37
Realized gain (loss) on foreign exchange	-7 103 941.02
Total realized gain (loss)	19 136 470.79
Net realized gain (loss) of the financial year	18 539 732.79
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-4 692 104.30
Unrealized appreciation (depreciation) on options	-165 653.02
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-2 220.77
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	1 405 522.63
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	2 844 046.56
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-610 408.90
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	17 929 323.89

* As at 30 September 2018, cash amount serves as collateral for the counterparty State Street for an amount of EUR 421 658.27.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual Report as of 30 September 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

97

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.9.2018
Investments in securities, cost	81 480 792.72
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-335 226.54
Total investments in securities (Note 1)	81 145 566.18
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	5 657 671.34
Other liquid assets (Margins)	1 253 949.46
Receivable on securities sales (Note 1)	273 066.96
Interest receivable on securities	386 471.84
Interest receivable on liquid assets	204.34
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	835 937.09
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-654 297.33
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	-415 561.52
Total Assets	88 483 008.36
Liabilities	
Bank overdraft	-785 210.08
Payable on securities purchases (Note 1)	-459 500.07
Payable on redemptions	-58 292.96
Provisions for flat fee (Note 2)	-15 611.05
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-3 694.49
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-10 640.32
Total provisions	-29 945.86
Total Liabilities	-1 332 948.97
Net assets at the end of the financial year	87 150 059.39

Statement of Operations

	USD
Income	1.10.2017-30.9.2018
Interest on liquid assets	53 103.31
Interest on securities	1 825 560.52
Interest received on swaps (Note 1)	242 312.40
Income on securities lending (Note 14)	100 665.00
Other income (Note 4)	129 508.42
Total income	2 351 149.65
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-997 832.24
Flat fee (Note 2)	-628 683.12
Taxe d'abonnement (Note 3)	-18 925.27
Cost on securities lending (Note 14)	-40 266.00
Other commissions and fees (Note 2)	-36 392.56
Interest on cash and bank overdraft	-21 964.37
Total expenses	-1 744 063.56
Net income (loss) on investments	607 086.09
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	858 403.14
Realized gain (loss) on options	4 090.14
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	385 972.71
Realized gain (loss) on financial futures	-4 310 713.39
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-213 857.39
Realized gain (loss) on swaps	-2 155 202.05
Realized gain (loss) on foreign exchange	119 198.39
Total realized gain (loss)	-5 312 108.45
Net realized gain (loss) of the financial year	-4 705 022.36
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-2 811 212.04
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	185 996.86
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	312 450.86
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-721 720.75
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	2 190 949.71
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-843 535.36
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-5 548 557.72

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual Report as of 30 September 2018

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per share of any subfund or of any share class are expressed in the currencies of account of the subfund or share classes concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund, into which each share class is to be allocated, by the number of shares in circulation in the respective share class of this subfund.

The net asset value calculated for a GAO business day of the UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR) subfund will be published no later than on the third banking day after the corresponding GAO business day.

In this context, “business day” refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

Furthermore, with regard to the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD), days which are not normal banking days in the People’s Republic of China are not deemed business days of this subfund.

For the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR), a “GAO business day” is defined as every Wednesday, provided that day is a business day. If that Wednesday is not a business day, the GAO business day is the next business day.

If the total subscriptions or redemptions in all the share classes of a subfund on a single trading day should result in a net capital inflow or outflow, this subfund’s net asset value may be increased or reduced accordingly (“single swing pricing”). The maximum adjustment amounts to

2% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund, as well as the estimated bid-ask spreads of the assets in which the subfund invests, may be taken into account. Such an adjustment will lead to an increase in net asset value if the net movements result in an increase in the number of shares in the relevant subfund. It will lead to a decrease in net asset value if the net movements result in a decrease in the shares. The Board of Directors of the Company can set a threshold value for each subfund. This may be calculated from the ratio of net movement on a given trading day to the net fund assets, or from a single amount in the currency of the relevant subfund. In such a case, the net asset value would only be adjusted if this threshold were to be exceeded on a given trading day.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of subfund shares in circulation, taking into account the fees charged to that share class.

b) Valuation principles

– Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and sight securities and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined in order to portray their true value.

– Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset shall apply.

In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market exists among securities traders with pricing based on market standards, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated market that operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the most recently available price on this market.

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2018

- Securities and other investments not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company on the basis of the likely sales prices according to other principles chosen by the Company in good faith.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Company and the Company's auditors, based on the market value of that derivative's underlying.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last known asset value. For the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR), the units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) may also be valued on the basis of an estimated net asset value for such shares or units available prior to the time of calculation of the net asset value of the subfund in the event that this estimated net asset value provides a more accurate valuation of these shares or units.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: The interest rate nearest the residual maturity is interpolated for each money market instrument. Thus calculated, the interest rate is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the creditworthiness of the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the borrower's credit rating.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the relevant subfund's currency of account, and not hedged by foreign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. Such calculations are based on the net present value of all cash flows (both inflows and outflows). In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg) and/or broker statement valuations may be used. The valuation method depends on the security in question and is chosen pursuant to the applicable UBS Valuation Policy.

If valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be impossible or inaccurate, the Company is entitled to use other generally recognised and verifiable valuation criteria in good faith in order to achieve a suitable valuation of the net assets.

As some of the Company's subfunds may be invested in markets that are closed at the time their assets are valued, the Company may – by way of derogation from the aforementioned provisions – allow the net asset value per share to be adjusted in order to more accurately reflect the fair value of these subfunds' assets at the time of valuation. In practice, the securities in which the subfunds are invested are generally valued on the basis of the latest available prices at the time of calculating the net asset value per share, as described above. There may, however, be a substantial time difference between the close of the markets in which a subfund invests and the time of valuation.

As a result, developments that may influence the value of these securities and that occur between the closure of the markets and the valuation time are not generally taken into account in the net asset value per share of the subfund concerned. If, as a result of this, the Company deems that the most recently available prices of the securities in a subfund's portfolio do not reflect their fair value, it may allow the net asset value per share to be adjusted in order to reflect the assumed fair value of the portfolio at the time of valuation. Such an adjustment is based on the investment policy determined by the Company and a number of practices. If the value is adjusted as described above, this will be applied consistently to all share classes in the same subfund.

The Company reserves the right to apply this measure to the relevant subfunds of the Company whenever it deems this to be appropriate.

Valuing assets at fair value calls for greater reliability of judgement than valuing assets for which readily available market quotations can be referred to. Fair-value calculations may also be based on quantitative models used by price reporting providers to determine the fair value. No guarantee can be given that the Company will be in a position to accurately establish the fair value of an asset when it is about to sell the asset around the time at which the Company determines the net asset value per share. As a consequence, if the Company sells or redeems shares at the net asset value at a time when one or more participations are valued at fair value, this may lead to a dilution or increase in the economic participation of the existing shareholders.

Furthermore, in exceptional circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then prevail for the subsequent issue, redemption and conversion of shares. Revaluations only take place before publishing the only net asset value for that day. Issues, redemptions and conversions are only processed based on this sole net asset value.

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

161

c) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

d) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

e) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

h) Consolidated financial statements

The consolidated financial statements of the Company are expressed in EUR. The various items of the consolidated statement of net assets and the consolidated statement of operations as of 30 September 2018 of the Company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the consolidated financial statements as at 30 September 2018:

Exchange rates		
EUR 1 =	CHF	1.134553
EUR 1 =	USD	1.161500

For the liquidated or merged subfunds, the exchange rate used for the conversion of the consolidated financial statements is the one as at liquidation or merger date.

i) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the "ex-dividend" date. Interest income is accrued on a daily basis.

*j) Receivable on securities sales,**Payable on securities purchases*

The account "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The account "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

k) Cross-subfund investments

As per 30 September 2018 the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD) was invested 77 790 234.24 USD in the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD).

As per 30 September 2018 the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Emerging Markets Income (USD) was invested 7 377 259.54 USD in the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD).

l) Swaps

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

The value of swap transactions is calculated by an external service provider and a second independent valuation is made available by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows.

In some specific cases, internal calculations based on models and market data available from Bloomberg and/or broker statement valuations may be used.

The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

This valuation method is approved by the Board of Directors.

Changes in unrealized gains and losses are reflected in the statement of operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a monthly flat fee for the various subfunds and/or share classes calculated on the average net asset value of the subfunds and/or share classes indicated in the table below:

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2018

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Active Allocation
Balanced (EUR)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	0.750%
Share classes with "N" in their name	0.900%
Share classes with "K-1" in their name	0.530%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.280%
Share classes with "Q" in their name	0.420%
Share classes with "I-A1" in their name	0.360%
Share classes with "I-A2" in their name	0.330%
Share classes with "I-A3" in their name	0.280%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Active Allocation
Defensive (EUR)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	0.700%
Share classes with "N" in their name	0.800%
Share classes with "K-1" in their name	0.490%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.240%
Share classes with "Q" in their name	0.400%
Share classes with "I-A1" in their name	0.320%
Share classes with "I-A2" in their name	0.290%
Share classes with "I-A3" in their name	0.240%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Active Allocation Growth
(EUR)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	0.800%
Share classes with "N" in their name	1.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.570%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.310%
Share classes with "Q" in their name	0.450%
Share classes with "I-A1" in their name	0.390%
Share classes with "I-A2" in their name	0.360%
Share classes with "I-A3" in their name	0.310%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	2.040%
Share classes with "N" in their name	2.500%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.800%
Share classes with "Q" in their name	1.080%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

	Flat fee
Share classes with "I-A1" in their name	0.900%
Share classes with "I-A2" in their name	0.850%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800% ⁽¹⁾
Share classes with "I-B" in their name	0.180%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

⁽¹⁾ for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD) I-A3: max. 0.800% with 0.800% (as per 30.9.2018)

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Asian Global Strategy Balanced (USD)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	1.880%
Share classes with "N" in their name	2.500%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.990%
Share classes with "Q" in their name	1.350% ⁽¹⁾
Share classes with "I-A1" in their name	1.100%
Share classes with "I-A2" in their name	1.050%
Share classes with "I-A3" in their name	0.990%
Share classes with "I-B" in their name	0.145%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

⁽¹⁾ for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD) Q: max. 1.350% with 1.100% (as per 30.9.2018)

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– China Allocation Opportunity (USD)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	1.800%
Share classes with "N" in their name	2.400%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.800%
Share classes with "Q" in their name	1.100%
Share classes with "I-A1" in their name	1.000%
Share classes with "I-A2" in their name	0.900%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%
Share classes with "I-B" in their name	0.145%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	1.920%
Share classes with "N" in their name	2.500%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.580%
Share classes with "Q" in their name	1.200%
Share classes with "I-A1" in their name	1.150%
Share classes with "I-A2" in their name	1.050%
Share classes with "I-A3" in their name	1.000%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Emerging Markets Income (USD)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	2.080%
Share classes with "N" in their name	2.750%
Share classes with "K-1" in their name	1.400%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.800%
Share classes with "Q" in their name	1.120%
Share classes with "I-A1" in their name	0.900%
Share classes with "I-A2" in their name	0.850%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%
Share classes with "I-B" in their name	0.150%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– European Equities (EUR)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	2.040%
Share classes with "N" in their name	2.500%
Share classes with "K-1" in their name	1.080%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.520%
Share classes with "Q" in their name	1.020%
Share classes with "I-A1" in their name	0.640%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%
Share classes with "I-A3" in their name	0.520%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– European Growth and Income (EUR)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	1.700%
Share classes with "N" in their name	1.900%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.650%
Share classes with "Q" in their name	0.960%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	2.040%
Share classes with "N" in their name	2.500%
Share classes with "K-1" in their name	1.300% ^{*)}

^{*)} for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD) K-1: max: 1.300% a/f: 1.100% (as per 30.9.2018)

	Flat fee
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.580%
Share classes with "Q" in their name	1.020%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Global Allocation Focus Europe (EUR)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	2.040%
Share classes with "N" in their name	2.500%
Share classes with "K-1" in their name	1.300% ^{*)}
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.650%
Share classes with "Q" in their name	1.020%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

^{*)} for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation Focus Europe (EUR) K-1: max: 1.300% a/f: 1.100% (as per 30.9.2018)

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Global Alpha Opportunities (EUR)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	1.750%
Share classes with "N" in their name	2.000%
Share classes with "K-1" in their name	1.250%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.950%
Share classes with "Q" in their name	1.000%
Share classes with "I-A1" in their name	0.950%
Share classes with "I-A2" in their name	0.900%
Share classes with "I-A3" in their name	0.850%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Equities (USD)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	2.040%
Share classes with "N" in their name	2.500%
Share classes with "K-1" in their name	1.080%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.540%
Share classes with "Q" in their name	1.020%
Share classes with "I-A1" in their name	0.640%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%
Share classes with "I-A3" in their name	0.540%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2018

	Flat fee
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Multi Income (USD)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	1.680%
Share classes with "N" in their name	1.900%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.700%
Share classes with "Q" in their name	0.950%
Share classes with "I-A1" in their name	0.800%
Share classes with "I-A2" in their name	0.750%
Share classes with "I-A3" in their name	0.700%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Defensive Growth (USD)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	1.400% ¹⁾
Share classes with "N" in their name	1.700%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.560%
Share classes with "Q" in their name	0.750% ²⁾
Share classes with "I-A1" in their name	0.650%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%
Share classes with "I-A3" in their name	0.560%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

¹⁾ For UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Defensive Growth (USD) P: max: 1.400% all: 1.100% (as per 30.9.2018)

²⁾ For UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Defensive Growth (USD) Q: max: 0.750% all: 0.650% (as per 30.9.2018)

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Income (USD)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	1.480%
Share classes with "N" in their name	2.000%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.600%
Share classes with "Q" in their name	0.900%
Share classes with "I-A1" in their name	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%
Share classes with "I-A3" in their name	0.600%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)

	Flat fee
Share classes with "P" in their name	1.800%
Share classes with "N" in their name	2.350%
Share classes with "K-1" in their name	1.180%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.610%
Share classes with "Q" in their name	0.830%
Share classes with "I-A1" in their name	0.690%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%
Share classes with "I-A3" in their name	0.610%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

Out of the aforementioned flat fee the following fees are paid:

1. In accordance with the following provisions, a maximum flat management fee based on the net asset value of the Company is paid from the Company's assets for the management, administration, portfolio management, investment advice, and distribution of the Company (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the "Depositary and Main Paying Agent" of the sales prospectus. This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat management fee). The relevant maximum flat management fee will not be charged until the corresponding share classes have been launched. An overview of the maximum flat management fees can be found under "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.
2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also charged to the Company's assets:
 - a) all additional expenses related to management of the Company's assets for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section titled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
 - b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;

- c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as any other fees paid to the audit firm for the services it provides in relation to the administration of the Fund as permitted by law;
- d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Company, as well as for the general safeguarding of the interests of the Company and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) Costs for the publication of the Company's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) costs for the Company's legal documents (prospectuses, KIIDs, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) costs for the Company's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Company, including fees for external advisers;
- i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or to the Company's rights of usufruct;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;
- k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Company's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable, and published and/or taken into account in the disclosure of the Company's total expense ratio (TER).

3. The Management Company may pay retrocessions to cover the distribution activities of the Company.

All taxes levied on the income and assets of the Company, particularly the *taxe d'abonnement*, will also be borne by the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat management fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat management fee.

All costs that can be attributed to individual subfunds will be charged to these subfunds. Costs that can be attributed to individual share classes will be charged to these share classes. If costs are incurred in connection

with several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to these subfunds/share classes in proportion to their relative net asset values.

With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the relevant target fund as well as at the level of the subfund. The management fees of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3.00%, taking into account any trailer fees. By way of derogation from this, for the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR), the upper limit for management fees of the target fund in which the assets of the subfund are invested amounts to a maximum of 4.50%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details on the Company's ongoing charges can be found in the KIIDs.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05%, for institutional share classes only a reduced "*taxe d'abonnement*" of 0.01% p.a., payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of each subfund at the end of each quarter.

The "*taxe d'abonnement*" is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the "*taxe d'abonnement*" in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Single Swing Pricing.

Note 5 – Related party transactions

The volume of securities and money-market transactions undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company, the Portfolio Manager or the Board of Directors for the period from 1 October 2017 to 30 September 2018 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2018

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Volume of transactions in equities and equity- like securities with related parties	As a percentage of the total of security transactions
- China Allocation Opportunity (USD)	48 449 926.73 USD	9.10%
- Emerging Markets Income (USD)	17 545 949.62 USD	54.05%
- European Growth and Income (EUR)	420 878 202.21 EUR	44.51%

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Commissions on transactions in equities and equity-like securities with related parties	As a percentage of the total commissions
- China Allocation Opportunity (USD)	46 688.54 USD	40.41%
- Emerging Markets Income (USD)	102.56 USD	16.05%
- European Growth and Income (EUR)	28.82 EUR	0.03%

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Volume of transactions in other securities (except equities and equity-like securities) with related parties	As a percentage of the total commissions
- China Allocation Opportunity (USD)	50 708 968.60 USD	9.53%
- Emerging Markets Income (USD)	- USD	-
- European Growth and Income (EUR)	12 106 511.56 EUR	1.28%

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the Company on transactions on "other securities (except equities and equity-like securities)" with related parties.

Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 30 September 2018 were used.

Note 6 – Income distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfunds shall decide, at the proposal of the Board of Directors of the Management Company and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund resp each share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount of assets prescribed by law. If distributions are made, they will be paid out within four months of the end of the financial year.

The details of the distribution are unaudited.

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

Note 7 – Soft commission arrangements

During the financial year from 1 October 2017 until 30 September 2018, no "soft commission arrangements" were entered into on behalf of UBS (Lux) Key Selection SICAV and "soft commissions" amount to nil.

Note 8 – Commitments on Financial Futures, Options and Swaps

Commitments on Financial Futures, Options and Swaps per subfund and respective currency as of 30 September 2018 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on indices (purchased)	Financial Futures on indices (sold)
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	42 715 210.09 USD	34 293 437.44 USD
- Dynamic Alpha (USD)	29 110 627.80 USD	13 919 303.19 USD
- Emerging Markets Income (USD)	10 374 974.73 USD	3 329 970.00 USD
- Global Allocation (CHF)	26 195 720.12 CHF	26 256 809.13 CHF
- Global Allocation (EUR)	75 569 368.18 EUR	83 550 691.34 EUR
- Global Allocation (USD)	80 161 262.58 USD	81 754 716.63 USD
- Global Allocation Focus Europe (EUR)	13 830 037.46 EUR	13 478 746.33 EUR
- Global Multi Income (USD)	2 212 459.37 USD	- USD
- Multi Asset Defensive Growth (USD)	1 939 830.00 USD	- USD
- Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	35 131 703.29 USD	- USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	8 946 000.00 USD	13 213 892.68 USD
- Dynamic Alpha (USD)	3 324 911.14 USD	17 616 010.53 USD
- Emerging Markets Income (USD)	- USD	5 623 828.15 USD
- Global Allocation (CHF)	23 069 455.23 CHF	13 151 623.04 CHF
- Global Allocation (EUR)	54 895 779.71 EUR	31 604 965.78 EUR
- Global Allocation (USD)	68 803 210.61 USD	39 276 578.65 USD
- Global Allocation Focus Europe (EUR)	8 547 980.58 EUR	4 886 784.68 EUR
- Global Multi Income (USD)	4 309 175.31 USD	6 659 918.37 USD
- Multi Asset Defensive Growth (USD)	1 979 769.78 USD	- USD
- Multi Asset Income (USD)	- USD	14 568 864.14 USD
- Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	- USD	29 810 084.62 USD

b) Options

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Options on indices, classic- styled (sold)
– Global Allocation (CHF)	2 971 616.19 CHF
– Global Allocation (EUR)	7 165 154.44 EUR
– Global Allocation (USD)	8 986 714.32 USD
– Global Allocation Focus Europe (EUR)	1 083 804.87 EUR

c) Swaps

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Credit Default Swaps (purchased)	Credit Default Swaps (sold)
– Dynamic Alpha (USD)	29 641 774.81 USD	1 869 687.82 USD
– Global Allocation (CHF)	- CHF	5 526 161.47 CHF
– Global Allocation (USD)	- USD	16 309 660.44 USD
– Global Allocation Focus Europe (EUR)	- EUR	2 062 403.25 EUR

Note 9 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Asian Equities (USD) I-B-acc	0.13 %
– Asian Equities (USD) I-X-dist	0.05 %
– Asian Equities (USD) K-X-acc	0.07 %
– Asian Equities (USD) P-acc	2.12 %
– Asian Equities (USD) (GBP) P-dist	2.12 %
– Asian Equities (USD) Q-acc	1.17 %
– Asian Equities (USD) U-X-acc	0.04 %
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-4%-mdist	1.92 %
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-acc	1.92 %
– Asian Global Strategy Balanced (USD) (HKD) P-acc	1.92 %
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-dist	1.92 %
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-mdist	1.90 %
– Asian Global Strategy Balanced (USD) (HKD) P-mdist	1.90 %
– Asian Global Strategy Balanced (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.90 %
– Asian Global Strategy Balanced (USD) Q-acc	1.15 %
– China Allocation Opportunity (USD) P-6%-mdist	1.90 %
– China Allocation Opportunity (USD) (HKD) P-6%-mdist	1.90 %
– China Allocation Opportunity (USD) (AUD hedged) P-6%-mdist	1.90 %
– China Allocation Opportunity (USD) (RMB hedged) P-6%-mdist	1.91 %
– China Allocation Opportunity (USD) (SGD hedged) P-6%-mdist	1.89 %
– China Allocation Opportunity (USD) P-acc	1.92 %
– China Allocation Opportunity (USD) P-mdist	1.89 %
– China Allocation Opportunity (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.89 %
– Dynamic Alpha (USD) F-acc	0.62 %
– Dynamic Alpha (USD) I-A1-acc	1.18 %
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) I-A2-acc	1.09 %
– Dynamic Alpha (USD) I-B-acc	0.11 %

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) I-B-acc	0.11 %
– Dynamic Alpha (USD) I-X-acc	0.05 %
– Dynamic Alpha (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.04 %
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.04 %
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) N-4%-mdist	2.57 %
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) N-acc	2.57 %
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) P-4%-mdist	2.00 %
– Dynamic Alpha (USD) P-acc	2.00 %
– Dynamic Alpha (USD) (CHF hedged) P-acc	2.00 %
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) P-acc	2.00 %
– Dynamic Alpha (USD) Q-acc	1.30 %
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.22 %
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) N-8%-mdist	2.97 %
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) N-acc	2.96 %
– Emerging Markets Income (USD) P-acc	2.31 %
– Emerging Markets Income (USD) (CHF hedged) P-acc	2.31 %
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) P-acc	2.31 %
– Emerging Markets Income (USD) P-dist	2.31 %
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) P-dist	2.31 %
– Emerging Markets Income (USD) P-mdist	2.29 %
– Emerging Markets Income (USD) (HKD) P-mdist	2.29 %
– Emerging Markets Income (USD) (SGD hedged) P-mdist	2.30 %
– Emerging Markets Income (USD) Q-acc	1.35 %
– Emerging Markets Income (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.35 %
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.35 %
– Emerging Markets Income (USD) Q-dist	1.35 %
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) Q-dist	1.38 %
– European Equities (EUR) K-1-acc	1.16 %
– European Equities (EUR) P-acc	2.12 %
– European Equities (EUR) Q-acc	1.12 %
– European Growth and Income (EUR) K-1-8%-mdist	1.17 %
– European Growth and Income (EUR) (HKD hedged) P-6%-mdist	1.74 %
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-6%-mdist	1.76 %
– European Growth and Income (EUR) P-8%-mdist	1.77 %
– European Growth and Income (EUR) (AUD hedged) P-8%-mdist	1.77 %
– European Growth and Income (EUR) (GBP hedged) P-8%-mdist	1.77 %
– European Growth and Income (EUR) (HKD hedged) P-8%-mdist	1.77 %
– European Growth and Income (EUR) (RMB hedged) P-8%-mdist	1.77 %
– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-8%-mdist	1.76 %
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-8%-mdist	1.77 %
– European Growth and Income (EUR) P-acc	1.77 %
– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-acc	1.76 %
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-acc	1.77 %
– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-mdist	1.75 %
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-mdist	1.75 %
– European Growth and Income (EUR) Q-8%-mdist	1.03 %
– European Growth and Income (EUR) (GBP hedged) Q-8%-mdist	1.03 %
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-8%-mdist	1.03 %
– European Growth and Income (EUR) Q-acc	1.03 %
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-acc	1.03 %
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-mdist	1.01 %
– Global Allocation (CHF) K-1-acc	1.38 %
– Global Allocation (CHF) P-acc	2.12 %
– Global Allocation (CHF) Q-acc	1.10 %
– Global Allocation (EUR) I-A2-acc	0.74 %
– Global Allocation (EUR) (CAD hedged) I-X-dist	0.04 %
– Global Allocation (EUR) (USD hedged) I-X-dist	0.04 %
– Global Allocation (EUR) K-1-UK-dist	1.37 %
– Global Allocation (EUR) N-6%-mdist	2.57 %
– Global Allocation (EUR) N-acc	2.57 %

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2018

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Global Allocation (EUR) P-acc	2.12%
– Global Allocation (EUR) (CAD hedged) P-acc	2.12%
– Global Allocation (EUR) (GBP hedged) P-acc	2.12%
– Global Allocation (EUR) Q-acc	1.10%
– Global Allocation (EUR) (CAD hedged) Q-acc	1.10%
– Global Allocation (EUR) (GBP hedged) Q-acc	1.10%
– Global Allocation (USD) I-X-acc	0.07%
– Global Allocation (USD) K-1-acc	1.18%
– Global Allocation (USD) P-acc	2.12%
– Global Allocation (USD) (JPY) P-acc	2.11%
– Global Allocation (USD) Q-acc	1.10%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) K-1-acc	1.18%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) P-acc	2.12%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) (CHF hedged) P-acc	2.12%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) Q-acc	1.10%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) (CHF hedged) Q-acc	1.10%
– Global Alpha Opportunities (EUR) I-A1-acc	2.69%
– Global Alpha Opportunities (EUR) (USD hedged) I-A1-acc	2.69%
– Global Alpha Opportunities (EUR) P-acc	3.51%
– Global Alpha Opportunities (EUR) (CHF hedged) P-acc	3.50%
– Global Alpha Opportunities (EUR) (USD hedged) P-acc	3.50%
– Global Alpha Opportunities (EUR) Q-acc	2.76%
– Global Alpha Opportunities (EUR) (CHF hedged) Q-acc	2.76%
– Global Alpha Opportunities (EUR) (GBP hedged) Q-acc	2.76%
– Global Alpha Opportunities (EUR) (USD hedged) Q-acc	2.76%
– Global Alpha Opportunities (EUR) U-X-acc	1.74%
– Global Equities (USD) I-X-acc	0.05%
– Global Equities (USD) P-acc	2.12%
– Global Equities (USD) (EUR) P-acc	2.12%
– Global Equities (USD) Q-acc	1.10%
– Global Equities (USD) (EUR) Q-acc	1.10%
– Global Multi Income (USD) I-X-acc	0.11%
– Global Multi Income (USD) K-1-acc	1.23%
– Global Multi Income (USD) P-acc	1.81%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) P-acc	1.77%
– Global Multi Income (USD) P-mdist	1.79%
– Global Multi Income (USD) (HKD) P-mdist	1.79%
– Global Multi Income (USD) (RMB hedged) P-mdist	1.79%
– Global Multi Income (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.79%
– Multi Asset Defensive Growth (USD) I-X-acc	0.17%
– Multi Asset Defensive Growth (USD) P-acc	1.28%
– Multi Asset Defensive Growth (USD) Q-acc	0.83%
– Multi Asset Income (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.23%
– Multi Asset Income (USD) (EUR hedged) N-4%-mdist	2.25%
– Multi Asset Income (USD) (EUR hedged) N-dist	2.26%
– Multi Asset Income (USD) P-acc	1.74%
– Multi Asset Income (USD) (CHF hedged) P-acc	1.74%
– Multi Asset Income (USD) (EUR hedged) P-acc	1.75%
– Multi Asset Income (USD) (GBP hedged) P-acc	1.75%
– Multi Asset Income (USD) P-dist	1.74%
– Multi Asset Income (USD) (CHF hedged) P-dist	1.74%
– Multi Asset Income (USD) (EUR hedged) P-dist	1.75%
– Multi Asset Income (USD) (GBP hedged) P-UKdist	1.73%
– Multi Asset Income (USD) Q-acc	1.17%
– Multi Asset Income (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.17%
– Multi Asset Income (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.17%
– Multi Asset Income (USD) (GBP hedged) Q-acc	1.17%
– Multi Asset Income (USD) Q-dist	1.16%
– Multi Asset Income (USD) (CHF hedged) Q-dist	1.17%
– Multi Asset Income (USD) (EUR hedged) Q-dist	1.17%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Multi Asset Income (USD) (GBP hedged) Q-UKdist	1.17%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) F-acc	0.79%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (CHF hedged) F-acc	0.78%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (EUR hedged) F-acc	0.78%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) F-UKdist	0.79%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (CHF hedged) F-UKdist	0.80%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (EUR hedged) F-UKdist	0.80%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (GBP hedged) F-UKdist	0.80%

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 10 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 30 September 2018, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Transaction costs
– Active Allocation Balanced (EUR)	0.36 EUR
– Active Allocation Defensive (EUR)	3.83 EUR
– Active Allocation Growth (EUR)	2.66 EUR
– Asian Equities (USD)	1 408 536.24 USD
– Asian Global Strategy Balanced (USD)	228 606.56 USD
– China Allocation Opportunity (USD)	267 454.96 USD
– Dynamic Alpha (USD)	94 295.05 USD
– Emerging Markets Income (USD)	30 787.32 USD
– European Equities (EUR)	159 020.98 EUR
– European Growth and Income (EUR)	227 670.89 EUR
– Global Allocation (CHF)	63 881.41 CHF
– Global Allocation (EUR)	370 645.94 EUR
– Global Allocation (USD)	196 848.02 USD
– Global Allocation Focus Europe (EUR)	28 382.08 EUR
– Global Alpha Opportunities (EUR)	44 384.85 EUR
– Global Equities (USD)	306 341.17 USD
– Global Multi Income (USD)	11 523.90 USD
– Multi Asset Defensive Growth (USD)	310.82 USD
– Multi Asset Income (USD)	7 400.56 USD
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	18 403.53 USD

Note 11 – Liquidation

The Board of Directors of the Company decided to liquidated the subfunds UBS (Lux) Key Selection SICAV – Active Allocation Balanced (EUR), UBS (Lux) Key Selection SICAV – Active Allocation Defensive (EUR) and UBS (Lux) Key Selection SICAV – Active Allocation Growth (EUR) effective on 5 September 2018.

Note 12 – Subsequent event

The name of the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equities (EUR) was changed into UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equity Value Opportunity (EUR) with effect 13 December 2018.

Note 13 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Management Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Depositary can elect to make themselves and the fund subject to the jurisdiction of the countries in which the fund units were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of company shares sold to investors from the other countries in which company shares can be bought and sold, the company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the company) into the languages concerned as binding upon itself.

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2018

Note 14 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD)		
Barclays	-32 998.82 USD	0.00 USD
Citibank	-10 745.21 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	19 411.53 USD	0.00 USD
HSBC	-81 165.42 USD	0.00 USD
UBS AG	138 918.45 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)		
Citibank	-247 618.36 USD	0.00 USD
HSBC	-1 242.49 USD	0.00 USD
State Street	-6 326.09 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)		
Bank of America	-48 870.12 USD	0.00 USD
Barclays	-372 992.54 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	167 618.70 USD	0.00 USD
Citibank	-163 159.79 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-244 224.66 USD	0.00 USD
HSBC	-70 419.72 USD	0.00 USD
JP Morgan	-15 398.82 USD	0.00 USD
State Street	20 538.40 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	81 360.38 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Emerging Markets Income (USD)		
Citibank	70 956.79 USD	0.00 USD
JP Morgan	-381 076.99 USD	0.00 USD
UBS AG	-1 321.10 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-334 067.48 USD	0.00 USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

171

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Growth and Income (EUR)		
Bank of America	882 044.04 EUR	0.00 EUR
HSBC	69 061.66 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	949 687.40 EUR	0.00 EUR
State Street	-28 396.29 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-4 597.21 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	3 888 949.81 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)		
Barclays	-672 491.07 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	36 210.27 CHF	0.00 CHF
Citibank	147 780.89 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	-159 892.55 CHF	0.00 CHF
HSBC	725.21 CHF	0.00 CHF
State Street	-313 126.73 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	26 618.04 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)		
Barclays	337 597.48 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	84 944.50 EUR	0.00 EUR
Citibank	379 367.53 EUR	330 000.00 EUR
HSBC	-281 753.65 EUR	0.00 EUR
State Street	170 415.33 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-187 813.99 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)		
Barclays	-20 391.72 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	248 486.99 USD	0.00 USD
Citibank	182 791.47 USD	365 872.50 USD
HSBC	-174 463.50 USD	0.00 USD
JP Morgan	160 253.20 USD	0.00 USD
State Street	-998 354.49 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-621 319.88 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation Focus Europe (EUR)		
Barclays	4 905.56 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	37 391.32 EUR	0.00 EUR
Citibank	37 617.29 EUR	0.00 EUR
HSBC	-106.37 EUR	0.00 EUR
State Street	-134 083.80 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-103 273.88 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR)		
UBS AG	407 172.91 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Multi Income (USD)		
Citibank	-2 769.12 USD	0.00 USD
State Street	-15 795.50 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	141 403.68 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Defensive Growth (USD)		
State Street	23 206.64 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	597.61 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Income (USD)		
Barclays	-362 853.46 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-985 626.84 USD	0.00 USD
HSBC	2 019.71 USD	0.00 USD
State Street	606 135.92 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)		
JP Morgan	-202 710.35 USD	0.00 USD
UBS AG	30 545.16 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-334 633.22 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2018

Composition of collateral by type of assets	Weight %
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)	
Citibank	
Cash	100.00
Bonds	0.00
Equities	0.00
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)	
Citibank	
Cash	100.00
Bonds	0.00
Equities	0.00

Securities Lending

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 30 September 2018		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 30 September 2018		
	Market value of Securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Asian Equities (USD)	37 354 041.14 USD	39 483 144.77 USD	43.69	56.31	0.00
– Asian Global Strategy Balanced (USD)	50 492 222.56 USD	53 370 175.55 USD	43.69	56.31	0.00
– Dynamic Alpha (USD)	41 052 426.33 USD	43 392 330.32 USD	43.69	56.31	0.00
– Emerging Markets Income (USD)	2 980 191.85 USD	3 150 056.67 USD	43.69	56.31	0.00
– European Equities (EUR)	10 912 398.83 EUR	11 534 383.15 EUR	43.69	56.31	0.00
– Global Allocation (CHF)	30 647 357.13 CHF	32 394 193.54 CHF	43.69	56.31	0.00
– Global Allocation (EUR)	124 545 612.96 EUR	131 644 457.11 EUR	43.69	56.31	0.00
– Global Allocation (USD)	95 603 349.48 USD	101 052 544.06 USD	43.69	56.31	0.00
– Global Allocation Focus Europe (EUR)	12 513 808.48 EUR	13 227 069.86 EUR	43.69	56.31	0.00
– Global Equities (USD)	17 036 674.77 USD	18 007 730.24 USD	43.69	56.31	0.00
– Multi Asset Defensive Growth (USD)	162 550.88 USD	171 815.94 USD	43.69	56.31	0.00
– Multi Asset Income (USD)	44 650 036.53 USD	47 194 996.91 USD	43.69	56.31	0.00
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	77 466.15 USD	81 881.56 USD	43.69	56.31	0.00

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

173

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(グローバル・アロケーション (米ドル))

(2020年1月末日現在)

	米ドル	千円 (dおよびeを除く。)
a 資産総額	419,393,344.96	45,739,038
b 負債総額	3,686,126.56	402,009
c 純資産総額 (a - b)	415,707,218.40	45,337,029
d 発行済株式総数 (クラスP - a c c 投資証券) (円建クラスP - a c c 投資証券)	19,400,281.247口 6,421.050口	
e 1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券) (円建クラスP - a c c 投資証券)	16.80 13,739円	1,832円 —

(グローバル・アロケーション (ユーロ))

(2020年1月末日現在)

	ユーロ	千円 (dおよびeを除く。)
a 資産総額	338,888,210.68	40,768,252
b 負債総額	4,825,430.28	580,499
c 純資産総額 (a - b)	334,062,780.40	40,187,752
d 発行済株式総数 (クラスP - a c c 投資証券)	15,571,738.339口	
e 1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券)	15.03	1,808円

(ダイナミック・アルファ (米ドル))

(2020年1月末日現在)

	米ドル	千円 (dおよびeを除く。)
a 資産総額	51,551,003.84	5,622,152
b 負債総額	1,017,092.92	110,924
c 純資産総額 (a - b)	50,533,910.92	5,511,228
d 発行済株式総数 (クラスP - a c c 投資証券) (ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券)	49,286.988口 12,116.783口	
e 1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券) (ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券)	121.25 95.97ユーロ	13,224円 11,545円

第6【販売及び買戻しの実績】

(グローバル・アロケーション(米ドル))

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2010年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	14,567,604.064 (47,950.000)	62,955,367.126 (865,978.000)	213,468,289.977 (5,352,567.000)
2011年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	8,692,627.996 (112,900.000)	50,957,597.565 (668,662.000)	171,203,320.408 (4,795,405.000)
2012年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	2,332,658.483 (100,000.000)	37,351,133.728 (1,216,082.000)	136,184,845.163 (3,679,323.000)
2013年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	9,330,653.889 (181,285.000)	27,668,994.950 (606,490.000)	117,846,504.102 (3,254,118.000)
	円建クラス P-a c c投資証券	57,040.000 (57,040.000)	0 (0)	57,040.000 (57,040.000)
2014年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	11,476,381.426 (420,634.000)	24,180,828.411 (528,360.000)	105,142,057.117 (3,146,392.000)
	円建クラス P-a c c投資証券	0 (0)	25,088.000 (25,088.000)	31,952.000 (31,952.000)
2015年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	7,656,853.503 (64,000.000)	25,346,653.428 (981,292.000)	87,452,257.192 (2,247,533.121)
	円建クラス P-a c c投資証券	3,550.000 (3,550.000)	3,550.000 (3,550.000)	31,952.000 (31,952.000)
2016年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	1,053,745.574 (15,000.000)	35,770,687.969 (880,573.121)	52,735,314.797 (1,381,960.000)
	円建クラス P-a c c投資証券	2,314.531 (2,160.000)	28,000.000 (28,000.000)	6,266.531 (6,112.000)
2017年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	529,339.728 (0)	21,242,872.556 (429,005.000)	32,021,781.969 (952,955.000)
	円建クラス P-a c c投資証券	8.822 (0)	4,159.106 (4,159.000)	2,116.247 (1,953.000)
2018年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	276,006.924 (0)	6,877,440.559 (108,290.000)	25,420,348.334 (844,665.000)
	円建クラス P-a c c投資証券	0.511 (0)	13.064 (0)	2,103.694 (1,953.000)
2019年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	224,549.321 (0)	5,502,574.348 (49,040.000)	20,142,323.307 (795,625.000)
	円建クラス P-a c c投資証券	4,317.447 (0)	0.091 (0)	6,421.050 (1,953.000)

(注1) ()内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数であり、受渡し日を基準として算出している。一方、()の上段の数字は約定日を基準として算出している。以下各サブ・ファンドについて同様とする。

(注2) 2009年9月末日に終了する会計年度中に、クラスP-a c c投資証券の本邦内における発行済口数のうち23,000口が海外の口座に移管された。

(注3) 2011年9月末日に終了する会計年度中に、クラスP-a c c投資証券の本邦内における発行済口数のうち1,400口が海外の口座に移管された。

(注4) 2015年9月末日に終了する会計年度中に、クラスP-a c c投資証券の本邦内における発行済口数のうち18,433.121口が海外の口座から移管された。

(グローバル・アロケーション (ユーロ))

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2010年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	36,973,231.270 (276,950.000)	59,181,012.278 (125,220.000)	106,539,036.346 (946,403.000)
2011年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	10,407,249.257 (24,300.000)	35,608,324.340 (299,040.000)	81,337,961.263 (671,663.000)
2012年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	13,253,592.405 (0)	28,050,033.113 (320,069.000)	66,541,520.555 (351,594.000)
2013年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	6,562,959.543 (0)	15,119,645.111 (44,100.000)	57,984,834.987 (307,494.000)
2014年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	9,793,468.512 (0)	14,838,715.009 (174,000.000)	52,939,588.490 (133,494.000)
2015年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	7,282,753.642 (0)	15,242,051.614 (10,000.000)	44,980,290.518 (123,494.000)
2016年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	3,161,280.287 (0)	14,600,236.002 (15,085.000)	33,541,334.803 (108,409.000)
2017年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	842,767.571 (41,998.551)	12,254,646.466 (73,400.000)	22,129,455.908 (77,007.551)
2018年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	545,456.877 (0)	3,532,817.191 (22,199.000)	19,142,095.594 (54,808.551)
2019年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	255,518.238 (0)	3,380,555.568 (8,000.000)	16,017,058.264 (46,808.551)

(注) 2009年9月末日に終了する会計年度中に本邦内における発行済口数のうち94,000口が海外の口座に移管された。

(ダイナミック・アルファ (米ドル))

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2010年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	61,411.468 (2,000.000)	427,713.697 (27,065.000)	1,020,810.540 (29,779.8320)
2011年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	9,450.397 (4,700.000)	406,766.972 (10,126.8320)	623,493.965 (24,353.000)
2012年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	214,367.658 (0)	418,715.460 (0)	419,146.163 (24,353.000)
2013年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	173,263.450 (0)	153,277.057 (0)	439,132.556 (24,353.000)
	ユーロ・ヘッジクラス P-a c c投資証券	19,909.106 (10,000)	10,800.000 (10,000)	9,109.106 (0)
2014年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	97,098.521 (32,451.000)	154,653.709 (4,464.000)	381,577.368 (52,340.000)
	ユーロ・ヘッジクラス P-a c c投資証券	20,077.169 (0)	6,113.832 (0)	23,072.443 (0)
2015年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	428,142.196 (17,020.000)	188,637.301 (29,871.000)	621,082.263 (39,489.000)
	ユーロ・ヘッジクラス P-a c c投資証券	207,488.692 (0)	31,380.546 (0)	199,180.589 (0)
2016年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	17,656.671 (0)	297,117.933 (9,070.000)	341,621.001 (30,419.000)
	ユーロ・ヘッジクラス P-a c c投資証券	39,008.219 (0)	146,012.906 (0)	92,175.902 (0)
2017年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	21,872.047 (0)	178,538.088 (9,480.000)	184,954.960 (17,939.000)
	ユーロ・ヘッジクラス P-a c c投資証券	892.130 (0)	52,843.141 (0)	40,224.891 (0)
2018年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	2,457.205 (0)	96,099.291 (8,460.000)	91,312.874 (9,479.000)
	ユーロ・ヘッジクラス P-a c c投資証券	3,132.338 (0)	15,189.774 (0)	28,167.455 (0)
2019年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP-a c c 投資証券	296.169 (0)	39,182.638 (9,479.000)	52,426.405 (0)
	ユーロ・ヘッジクラス P-a c c投資証券	886.497 (0)	14,915.939 (0)	14,138.013 (0)

（注１）2010年９月末日に終了する会計年度中に本邦内における発行済口数のうち9,004.8320口が海外の口座から移管された。

（注２）2017年９月末日に終了する会計年度中に本邦内における発行済口数のうち3,000口が海外の口座に移管された。

第四部【特別情報】

第1【投資法人制度の概要】

(2019年5月付)

定 義

1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（随時改正および補足済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（随時改正および補足済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（随時改正および補足済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正および補足済）
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	通達2011/61/EU第4条第1項（a号）に記載される投資信託（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 （a）多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 （b）通達2009/65/EC第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルグにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE Cが継承）
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合（特に、E Cにより構成）
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルグの官報であるメモリアルA
パートIファンド	2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達2009/65/ECをルクセンブルグ法に導入）。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
R C S	ルクセンブルグ大公国の商業および法人登記所 （Registre de Commerce et des Sociétés）
R E S A	ルクセンブルグ大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 （Recueil Electronique des Sociétés et des Associations）
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

I. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要および統計

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。2019年3月31日現在、契約型UCIは1,406存在し、純資産総額は、8,410億1,800万ユーロ¹である。投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけて初めて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング (Pan-Holding)、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ (Selected Risks Investments) およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト (Commonwealth and European Investment Trust) があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド (United States Trust Investment Fund) である。2019年3月31日現在、SICA V型およびSICAR型のUCIは2,420存在し、純資産総額は、3兆4,814億1,400万ユーロ²である。

2019年3月31日現在、ルクセンブルグ籍のUCIが運用する純資産の総額は4兆3,504億4,900万ユーロ³に達している。

¹ C S S Fウェブサイト

² Idem

³ Idem

II. ルクセンブルグの投資信託の監督

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によって行われている。これは、当初は、銀行および信用取引ならびに有価証券の発行を規制する1965年6月19日付の大公令、その後は、投資信託の監督に関する1972年12月22日付の大公令に基づく管轄権を有する銀行監督官であった。

監督機関の機能は、その後、1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁 (以下「IML」という。)(同法第30条に基づき銀行監督官の継承者となり、1998年4月22日法に基づきルクセンブルグ中央銀行 (以下「BCL」という。)) になった。) に委譲された。

1999年1月1日以降、監督機能は、BCLとは分離されており、1998年12月23日法により新たに創設された公的機関である金融監督委員会 (以下「C S S F」という。) によって行使されている。C S S Fは、銀行、金融セクターで業務を行っているその他の機関および投資信託の監督に関し以前はBCLに委託されていたあらゆる規制に関する権限、ならびにルクセンブルグ証券取引所およびルクセンブルグ証券取引所での有価証券の公募および有価証券の上場に関し証券取引委員会に委託されていたあらゆる規制に関する権限を行使している。

II. ルクセンブルグの投資信託の形態

1. 前書き

1.1 一般⁴

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法 (随時改正および補足済) (以下「1915年法」という。) ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

⁴ ルクセンブルグの投資信託制度は、特に欧州連合の法律に基づいており、かかる法律は現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと (特にその範囲が投資信託以外に及ぶ場合) に留意されたい。

1.2 UCITS/UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法 (改正済) (以下「1988年3月30日法」という。) が制定された。1988年3月30日法は、通達85/611/EEC (以下「U

「CITS通達」という。)の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法(以下「2002年法」という。)により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、直ちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)により、ルクセンブルグは、2009年7月13日付通達2009/65/EC(以下「UCITS IV通達」という。)を実施した。2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パートIIに基づくUCIについては、2011年1月1日より2010年法が法律上適用された。

2010年法は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(以下「2013年法」という。)により改正された。2013年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行され、近時、預託業務、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014/91/EU(以下「UCITS V通達」という。)をルクセンブルグ法に適用する2016年5月10日法により改正された。2016年5月10日法は、2016年5月12日にメモリアルに公告され、2016年6月1日付で施行された。

2010年法の最後の改正は、2018年6月8日にメモリアルにおいて公告された証券金融取引の透明性に関する2018年6月6日法により行われた。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法(以下「1991年法」という。)は、ルクセンブルグの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法は、2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった(以下、併せて「2007年法」という。)。これによりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託(以下「SIF」という。)が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。2007年法は、近時、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(以下「2016年法」という。)により改正された。2016年法は、2016年7月28日にメモリアルに公告され、2016年8月1日付で施行された。

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、監督義務がより緩やかである。このことは、いかなるプロモーターもCSSFの承認を得る必要がないという事実からも明らかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、2013年法および2010年法を改正し、AIFの新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「RAIF」という。)を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で、認可されたAIFMによって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。よって、RAIFは、CSSFの事前の許可を必要とせず、またCSSFによる継続的で(直接的で)慎重な監督に服するものでもない。RAIF

は、C S S Fの監督に服することなく、S I F制度およびS I C A R制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パートI UCITS (以下「パートI」という。)

パートII その他のUCI (以下「パートII」という。)

パートIII 外国のUCI (以下「パートIII」という。)

パートIV 管理会社 (以下「パートIV」という。)

パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定 (以下「パートV」という。)

2010年法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「UCITS」という。))とパートIIが適用される「その他の投資信託」(以下「UCI」という。))を区分して取り扱っている。2010年法パートIIに基づくUCIは、2013年法に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

2.1.2. 欧州連合(以下「EU」という。))のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パートIファンド」という。))としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パートIファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資すること、および/またはリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。))。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCITSの定義に該当するが、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- d) 2010年法第5章によりパートIファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d)の分類は、2003年1月22日付C S S F通達03/88(2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。))によって以下のとおり定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項(現2010年法第41条第1項)に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および/またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。

c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託(以下「レバレッジ・ファンド」という。)

d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパートI(現在は2010年法のパートI)の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パートIファンドおよびパートIIファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), common fund)

2) 投資法人(investment companies)、これは

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)である場合と、
- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に記載される特徴に加え、2010年法第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第66条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125-1条は、特定の特性を規定しており、または、CSSF規則によって特定の追加要件が定められる可能性を規定している。

(注)本書の日付において、この点に関して、CSSF規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条、ただし、これらに限られない。)および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより投資家自らと管理会社との間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定される。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主要な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に定められている範囲内で執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パート I ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。また、パート II が適用されるその他のすべての投資信託の場合は、少なくとも1か月に1度は計算されること。しかしながら、C S S Fは、頻度の減少が受益者の利益を毀損しないことを条件として、U C I T Sがこの頻度を1か月に1度に減らすことを許可することができ、また、適式かつ適正な請求により、パート II が適用されるその他の投資信託に対してもかかる減少を許可することができる。
- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 2010年法パート I に基づくFCPに関し、管理会社は、状況により必要とされる例外的な場合、および受益者の利益を考慮した上で停止することが妥当であると認められる場合、受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。いかなる場合も、純資産価額の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、(特に、FCPの業務および運営に関する法律、規則または契約の規定が遵守されていない場合)、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C Pに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート I ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I に適用される制限とを明確に区別している。

A) パート I ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制ある市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T Sは、U C I T S IV通達に従い認可されたU C I T Sまたは同通達第1条第2項第1号および／または第2号に規定する範囲のその他のU C I の受益証券に(設立国がE U加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のU C I は、C S S FがE U法に規定する監督と同程度であると判断する監督に服すること、および監督機関間の協力が十分に確保されることが定められている法律に基づき認可されたものであること。
 - かかるその他のU C I の受益者に対する保護水準はU C I T Sの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券

および短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS IV通達の要件と同等であること。

- かかるUCIの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のUCIに関して、CSSFは、2018年1月5日付CSSFプレスリリース18/02で公表されるとおり、UCITSの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のUCIは、以下の基準を遵守しなければならない。

(i) その他のUCIは、UCITS通達第1条第2項(a)に従い、非流動資産(商品および不動産など)に投資することを禁止される。

(ii) その他のUCIは、UCITS通達第50条第1項(e)(ii)に従い、UCITS通達の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。

(iii) ファンドの規則または設立文書において、UCITS通達第50条第1項(e)(iv)に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。

(3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および／または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、2007年8月2日付CSSF通達07/308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。さらに、通達では、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達11/512を發布した。通達は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESM

Aガイドラインならびに2010年12月22日付C S S F規則10-4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。

- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - 3) EC法が規定する基準に従った慎重な監督に服している発行体またはEC法が規定する基準と少なくとも同程度の厳格さを有しているとC S S Fが判断する慎重なルールに服しかつこれを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - 4) C S S Fが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、その発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロあり、通達2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社であるか、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従するもしくは銀行の与信ラインを享受する証券化目的のビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、C S S Fが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的风险、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S Fに定期的に報告しなければならない。かかる運用においてデリバティブ商品が使用される場合、かかる条件および制限は、2010年法に定められている規定に従うものとする。いかなる状況においても、かかる運用により、UCITSが、UCITSの約款または目論見書に定められている投資目的から逸脱することになってはならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S Fが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資

制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、かかる機関が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品、かかる機関への預金および／またはかかる機関と行ったOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャーの総額が、その純資産の20%を超える投資を行ってはならない。

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSSFは、本(10)に定める基準に適合した債券の発行に関する本(10)(d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10)(d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)に送付するものとする。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- － 指数の構成が十分多様化していること
- － 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- － 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび／またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび／またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定す

るその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) 2010年法第2条第2項の趣旨内の同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。

- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド（以下「フィーダー」という。）またはかかるUCITS（以下「マスター」という。）のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。
- フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

— 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産

- 2010年法第41条第1項g) および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品(ヘッジ目的のためにのみ利用可能)
- フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産
フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還(ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計)の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

- (21) UC Iのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUC I (以下「対象ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および／または保有する場合がある。

- 対象ファンドが、反対に、対象ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計で対象ファンドの10%を超える資産を、その他の対象ファンドの受益証券に投資することはできない。
- 対象ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUC Iに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUC Iの純資産の計算について考慮されない。
- 対象ファンドに投資しているUC Iのコンパートメントの段階と対象ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および／または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、以下の法的文書もまた考慮されなければならない。

- 一定の定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/CE (以下「2007/16通達」という。)を、ルクセンブルグにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則(以下「大公規則」という。)
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339 (以下「通達」という。)

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸付取引においてUCITS (および原則としてUC Iも) が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されたCSSF通達08/356 (通達11/512により改正済である。)

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITS (UCI) のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITS (UCI) のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- 2008年11月26日にCSSFは、UCITSによる投資の対象となる適格資産に関するCESRのガイドラインを規定する通達08/380 (以下「通達08/380」という。)を示達した。同通達は、UCITSによる投資の対象となる適格資産に関するCESRのガイドラインであり、委員会によって通達08/339により公布された2007年3月付のCESR/07-044を取消し、これに取って代わった。

この通達08/380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とする技法および商品に関する、UCITSによる投資の対象となる適格資産に関するCESRのガイドラインの変更のみに焦点を当てたものである。この通達には、UCITS通達第21条の規定に従わなくてはならないという要件は、特に、UCITSが買戻条件付き売買契約または証券貸付を使用することを許可された場合、かかる取引は、UCITSのグローバル・エクスポージャーを算定するために配慮されなければならないことを含意していることが記載されている。

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049 (改定済)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理および預託機関と管理会社の間の契約の内容に関する通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/43/EUを置換する2010年12月22日付CSSF規則10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定に関する通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/44/EUを置換する2010年12月22日付CSSF規則10-5
- 他の欧州連合加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他の欧州連合加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- CSSF規則10-4およびESMAによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するCSSFによるさらなる明確化ならびにCSSFに対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットの定義に関する2011年5月30日CSSF通達11/512。CSSF通達11/512は、CSSF通達18/698によって改正された。
- 運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関する2012年7月9日付CSSF通達12/540
- 投資信託に関する2010年12月17日法第15章に服するルクセンブルグの管理会社の認可および設立ならびに投資信託に関する2010年12月17日法第27条の趣旨内の管理会社を指定していない投資法人に関する2012年10月24日付CSSF通達12/546
- 告訴に関する裁判外の解決に関する2013年10月15日付のCSSF規則13-02に関する詳細を定めた2014年6月27日付CSSF通達14/589
- オープン・エンド型投資信託に重大な変更が生じた場合における投資家保護に関する2014年7月22日付CSSF通達14/591
- ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937 (改定済) に言及する2014年9月30日付CSSF通達14/592 (同通達は、CSSF通達13/559によ

り実施された、2012年公告の関連するESMAガイドライン(ESMA/2012/832)に取って代わった。)

この通達、主に、UCITS、インデックスストラッキングUCITS、レバレッジUCITSおよび逆レバレッジUCITS、証券貸付などの担保を利用するUCITS、レポおよび逆レポ契約を扱う。この点に関して、EU規則2015/2365も考慮しなければならない。

- ヨーロッパのマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するCESRのガイドライン(CESR/10-049)のレビューに関するESMAの意見に関する2014年12月2日付のCSSF通達14/598
- 税務情報の自動的交換および税務事項におけるマネーロンダリング防止の動向に関する2015年3月27日付CSSF通達15/609
- 管理委員会/戦略に関する文書の調製、交付および協議の外部委託システムに関するリスク管理に関する2015年4月16日付のCSSF通達15/611
- CSSFに対する新たな月次報告に関する2015年12月3日付CSSF通達15/627
- 休眠または不活動口座に関する2015年12月28日付CSSF通達15/631— 投資信託に関する2010年法パートIに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(該当する場合)に適用される規定に関する2016年10月11日付CSSF通達16/644
- ルクセンブルグ法により規制される投資ファンド運用者の認可および規制に関する2018年8月23日付CSSF通達18/698

(注) 2002年法に関連して示達された上記のCSSF通達および大公規則は、2010年法上でも引き続き適用される。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施という文脈において、ルクセンブルグの管理会社およびSICAVは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度を監視・測定することを可能とし、かつOTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に出されたCSSF通達11/512(CSSF通達18/698により改正済みである。)、に基づき定められた要件を遵守するものとし、当該通達は、リスク管理における主要な規制変更を示し、リスク管理ルールに関してCSSFよりさらに明確化しており、かつCSSFに対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、UCITSの目論見書は、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブVaRまたは絶対的VaRアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジ・レベル、ならびにそれより高いレバレッジ・レベルの可能性(VaRアプローチを用いるUCITSについて)
- レラティブVaRアプローチを用いるUCITSについての参照ポートフォリオに関する情報

また、CSSF通達14/592により実施された、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937(改定済)も、同文脈の中で考慮されるべきである。

当該ガイドラインの目的は、インデックスストラッキングUCITSおよびUCITS ETFに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UCITSが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う時および効率的なポートフォリオ管理を行う時に利用する一定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パートIIファンドに該当するFCPに適用される投資制限に関して、2010年法パートIIには、UCIの投資規則または借入規則についての規定はない。パートIファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。

(注) かかるCSSF規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パートIIに準拠するUCIに適用される投資制限は、1991年1月21日付IML通達91/75およびオルタナティブ投資戦略を実行するUCIに関する通達02/80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パートIIファンドの資格を有するFCPの管理は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

パートIファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定められる要件を遵守しなければならない(以下を参照のこと。)

パートIIファンドのみを管理する管理会社は、2010年法第16章によって規制される。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125-1条に服する管理会社と同法第125-2条に従う管理会社とを区別している。

(1) 2010年法第125-1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりルクセンブルグの会社公告集(Recueil Electronique des Sociétés et des Associations)(以下「RESA」という。)において公告される。

2010年法第125-2条の適用を損なうことなく、本(1)に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

(a) 通達2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルの管理を確保すること

(b) 通達2011/61/EUに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人(いずれも、単数か複数かを問わない。)のために、2010年法第88-2条第2項a)に従い外部AIFMを任命しなければならない。

(c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数のAIFの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

— 自らが管理するAIFについてCSSFに確認すること

— 自らが管理するAIFの投資戦略に関する情報を、CSSFに提供すること

— CSSFが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するAIFの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、CSSFに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88－2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、CSSFに認可を申請しなければならない。通達2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記(b)または(c)に記載される業務を遂行することなく、上記(a)に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、UCIの管理以外の活動に従事してはならない(ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠するUCIでなければならない。

当該管理会社の本店(中央管理機構)および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) (c) または (d) の条件が充足されない場合、当該委託は、CSSFによる事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部AIFM自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能にかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注)：現在にかかる規則は存在しない。

- b) a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。C S S Fは、管理会社が適用法(特に、自己資金に関する要件に関する法)により課された健全性要件を遵守することを約束する受益者に関連するスポンサーシップ・レターを要求することができる。
- e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するU C Iの資産を使用してはならない。

管理するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(2) 2010年法第125－2条に服する管理会社

2010年法第88－2条第2項a)に規定する外部A I F Mを任命することなく、任命を受けた管理会社として、通達2011/61/EUに規定する一または複数のA I Fを管理し、2010年法第125－2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくA I FのA I F Mとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙Iに記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するA I Fに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有する、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される(下記2.2.1.2.2.の(17)および(18)を参照のこと。)。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

- (1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S FによりR C Sにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるU C I T Sの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていないその他のU C Iの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T Sの管理のための活動は、2010年法別表IIに記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの管理(年金基金が保有するものも含む)

(b) 付随的業務としての、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)の付属書類IIセクションBに記載されている一または複数の金融商品に関する投資顧問業務およびU C Iの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 上記(2)からの一部修正として、通達2011/61/EUに規定するA I FのA I F Mとして任命され、ルクセンブルグに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくA I FのA I F Mとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがC S S Fに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙Iに記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するU C I T Sの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するA I Fの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本(4)に規定するA I FのA I F Mとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- (5) 金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

上記(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および金融機関の資本の十分性に関するEU規則575/2013の規定および金融機関の業務および金融機関およ

び投資会社の慎重な監督へのアクセスに関する2006年6月26日付欧州議会および理事会通達2013/36/EUを施行するルクセンブルグの規則を遵守しなければならない。

- (6) 管理会社が支払不能となった場合、上記(2)(3)の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (7) CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

- (a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

— 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

— 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

(ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

(iii) 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

— これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、EU規則575/2013第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

- (d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。

- (e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

- (f) 管理会社の業務を遂行する者は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。

- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2013/36/EUの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に適合しない場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集合的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格参加権を有する株主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報またはかかる参加の金額が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への参加資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条の規定と同様の規定に服する。
- CSSFは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- 以下に該当する管理会社の認可については、事前に、関係する他の加盟国の管轄官庁と協議しなければならない。
- (a) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
 - (b) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社、または
 - (c) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を管理している自然人または法人と同一の自然人または法人によって管理されている管理会社
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第900条の3により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) CSSFは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

(18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはUCIに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、CSSFに対し速やかに報告しなければならない。

- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
- 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
- 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をCSSFに対し速やかに報告する義務を有する。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはCSSFに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がCSSFに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

CSSFは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

CSSFは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。

管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社に関する慎重な監督は、管理会社が2010年法第1条において定義されている支店を設立しているか、または他の加盟国において業務を提供しているかにかかわらず、投資先の加盟国の機関に責任を課すUCITS通達の規定を毀損することなく、CSSFの責任である。

管理会社の適格ポジションは、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条において投資会社に関し定められている規則と同一の規則に服する。

2010年法の趣旨上、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条に記載されている「会社/投資会社」という用語は、「管理会社」と解釈されるものとする。

(2) 管理会社が管理するUCITSの性質に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき健全性規制の強化にあたり、管理会社は、UCITS IV通達に従い、以下を義務づけられる。

- (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 2.2.1.2.2.のA. (3) (a) に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- (i) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- (ii) (3) の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。

- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行うしなければならない。
- (b) 管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行うなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。2010年法は、管理会社が以下のすべてを満たす報酬に関する方針および実務を策定しなければならない旨を定めている。
 - － UCITSの健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであること。
 - － 該当するUCITSのリスク特性または該当するUCITSについて規定するファンド・ルールと矛盾するリスク・テakingを奨励しないものであること。
 - － UCITSの最善の利益に適うよう行為するUCITS運用者の義務の遵守を阻害しないものであること。

報酬に関する方針および実務は、経営幹部、リスク・テカー、コントロール・ファンクションおよび経営幹部の報酬区分に該当する報酬総額を受け取る従業員およびその専門的業務が管理会社またはかかる者が管理するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼすリスク・テカーを含むスタッフに適用される。

- (6) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (7) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命する場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第37－8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37－8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) UCITS IV通達に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置または業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルグにおいて設定されたUCITSは、UCITS IV通達第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、またはUCITS IV通達に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

(2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、2012年10月24日付C S S F通達12/546（以下「通達」という。）によりさらに処理される。かかる通達は、2010年法第15章に従う、ルクセンブルグ法に基づく全ルクセンブルグ籍管理会社ならびに2010年法第27条および2010年7月1日付欧州委員会通達2010/43/EUを置換するC S S F規制10-4に規定する管理会社を指定していない全投資法人に適用ある、C S S F通達03/108および05/185に取って代わることをその目的とする。同通達は、管理会社および自己管理投資法人（以下「S I A G」という。）の認可の取得ならびに維持に係る条件が単一の文書に集約されることを目的として、C S S F通達11/508を組み入れている。さらに、当該通達は、認可に係る特定条件（特に、自己の資金の再利用、経営体、中央管理事務に関する取決めおよび委任規則に関するものを含む。）に関して追加的な説明を提示している。

また通達の規定により、業務プログラムをC S S Fに提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達はさらに、人的資源について、管理会社は原則として職務を達成し、委託した業務を監督するために必要な技能、知識および専門性を有するルクセンブルグの職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。

管理会社の業務を遂行する者について、通達では、少なくとも業務を遂行する者を2名とし、かかる2名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T Sの預託機関の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。業務を遂行する者は、管理されるU C I T SまたはU C Iに必要な高い評価および専門的な実績において条件を満たさなければならない。また、通達は業務を遂行する者が管理委員会を構成することを規定している。

管理会社は、配分された責務を果たすために必要な技能、知識および専門性を有する人材を雇用し、特定の配置のもとに、第三者により実施される活動を効果的に監視するために必要な資質および専門性を維持しなければならない。

管理会社の職員は、原則として同社により雇用されるが、C S S Fは、管理会社と同じグループに属する企業または第三者企業によりメンバーが派遣されまたは対応可能であることに同意することができる。管理会社は、多くの職務の遂行責任者である職員が、常に特定の職務を着実に、誠実に、専門的に遂行する立場にあることを保証する。

さらに、通達では、管理会社がその機能の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う者が、管理会社から機能を委任された者を監視することができるよう用意されるべきシステムおよび取決めである。これについて、通達はまた、かかる業務を遂行する者が、機能の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は常にU C I T Sに関する会計書類をリアルタイムまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を預託機関に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用機能をかかる企業に委託することができると重ねて規定している。

2018年8月23日にC S S Fは、(i) ルクセンブルグのファンドの管理会社の認可手続きおよび設立ならびに(ii) マネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に対抗するために

ファンドの管理会社および名義書換代行会社の両者に適用される特定の要件に関する通達18/698を示達した。

CSSFの目的は、UCITSの管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者の両者に関連するあらゆる資産関連事項を一つの文書に記載することであった。現在までは、管理会社の資産に関するCSSFの規制上の実務については、2012年10月24日付通達12/546に記載されており、当初は、UCITSの管理会社のみを対象としていた。

2.2.1.3. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款およびFCPのために行う管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法の規定により、契約上の規定は保管受託契約に盛り込まなければならない。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること (UCITSに関してのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に送金されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って充当されるようにすること。

UCITS V通達 (以下に定義される。) により、預託機関は、預託機関または保管される金融商品の保管を委託した第三者による紛失について、ファンドおよび受益者に対し責任を負うものとする。保管された金融商品を紛失した場合、預託機関は、不当に遅延することなく、ファンドまたはファンドに代わって行う管理会社に対し同一タイプの金融商品または同等の金額を返還するものとする。保管受託会社は、紛失が、預託機関が合理的にコントロールすることのできない外部の事象により生じたものであること、保管受託会社が紛失しないためのあらゆる合理的努力を尽くしたにもかかわらず、かかる結果を回避することができなかったことを証明することができる場合は、責任を負わないものとする。

預託機関は、また、適用規制に対する自身の義務を適正に履行することを自身の過失により、もしくは故意に怠った場合、ファンドおよびファンドの受益者に対し、かかる者が被ったその他のすべての損失について責任を負うものとする。

受益者に対する預託機関の債務は、直接的に、または受益者に対する補償の重複もしくは受益者に対する不平等な措置にならないことを条件に間接的に管理会社を介して履行されることができる。

預託機関の債務は、預託機関が保管している資産のすべてもしくは一部を副預託機関に委託したという事実により影響を受けることはない。

預託機関は、その登記上の事務所をルクセンブルグに置くか、または外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。後者の場合において、預託機関がUCITSである場合、その登記上の事務所は、他の加盟国に所在していなければならない。預託機関は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法 (改正済) に定める金融機関でなければならない。

預託機関の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および十分な経験ならびに該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびそのすべての後任の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその債務の履行において得たもので、コモン・ファンドが2010年12月17日法を遵守しているかをCSSFが監視するために必要であるすべての情報を、CSSFに対し提供するように求められる。

預託機能に関して、UCITSに関する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/ECを改正する欧州議会および理事会通達が示達されることを予想し、CSSFは、2014年7月11日に、UCITSの預託機関として行為するルクセンブルグの金融機関に適用される規定を明確にすることを目的とする通達14/587（以下「通達14/587」という。）を公表した。原則に基づくアプローチを変更し、CSSFは、UCITSの預託機能について定める、より詳細な規則を制定した。通達14/587により、通達91/75のE章は、UCITSには適用されなくなるが、AIFMDの範囲に該当しないすべてのファンドに引き続き適用される。現在、UCITSの預託機関として行為しているルクセンブルグの金融機関は、その業務の仕組みをCSSFの新たな要件に適合しなくてはならなかった。

2014年7月23日に、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国によって施行されなければならないことになっていたUCITS V通達の最終版を正式に採択した。UCITS V通達は、UCITSの預託機関の機能および義務を明確にしており、過度なリスク・テイクを制限するための管理会社の報酬に関する方針のパラメーターを定めており、また、国の規定の違反に関する行政上の制裁の最低基準の調整について定めている。

UCITS V レベル2措置が2015年12月17日に公表された（効力発生日は、2016年10月13日）。

2016年5月10日に、ルクセンブルグの立法機関は、2010年12月17日法およびAIFM法を改正することによりUCITS通達をルクセンブルグ法に置き換える法律を採択した。

2016年10月11日に、CSSFは、UCITSのために保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関およびルクセンブルグのすべてのUCITSならびにUCITSのために行為する管理会社に対する通達16/644を公表した。この新たな通達は、UCITS V レベル2措置と矛盾していた通達14/587の規定を廃止し、2010年12月17日法およびUCITS V レベル2措置に定められていた預託機関に関する規則を明確にした。特に、同通達は、チェーン・オブ・カストディ（証拠保全）および特定の状況（UCITSがデリバティブ（金融派生商品）に投資する、担保を受け取るなどの場合）に関する組織としての要件を明確にするものであった。

A) 保管受託銀行は、パートIファンドの資格を有するFCPについて以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に送金されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って充当されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、FCPの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行のFCPの受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または2010年法第18条第4項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、FCPのために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

UCITS V通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上

の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、(ii) 保管、(iii) デューディリジェンス、(iv) 支払不能保障および(v) 独立性に関係するものである。SICAVはまた、客観性のある所定の基準に基づき、SICAVおよびSICAVの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。保管受託銀行がパートIファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)に定める信用機関でなければならない。

保管受託銀行の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後継者の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり得たもので、FCPが2010年法を遵守しているかをCSSFが監視するために必要であるすべての情報を、CSSFに対し提供するように求められる。

CSSFは、2016年10月11日に、UCITSの預託機関を務めるルクセンブルグの信用機関に適用される規定を明確化することを目的とした新たな通達(通達16/664)を出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、CSSFは、UCITSの預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を發布した。

B) パートIIファンドの資格を有するFCPについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するFCPと、2013年法第3条に規定される一部修正により利益を受けかつかかる修正を利用するAIFMが管理するFCPとを区別している。

FCP(パートIIファンド)に関しては、UCIの資産は、2010年法第88-3条の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

UCITSの保管受託体制は、2010年法パートIIファンドの預託機関に適用される。(公布および公表される必要があるが)2018年2月6日に法案第7024号が採択されたことにより、UCITSの保管受託体制の適用は、ルクセンブルグの小口投資家に対しても販売される2010年法パートIIファンドの預託機関にのみ限定される一方で、その他すべての2010年法パートIIファンドの預託機

関にはAIFMの保管受託体制が適用される(2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。))。

2.2.1.4. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB.(4)に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。))。

現行のFCPの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額を有し、株主は、一定の株主カテゴリーまたは1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合について記載される定款に記載される議決権の制限に服し、1株につき株主総会における1議決権を付与される。1915年8月10日法は、また、公開有限責任会社が議決権のない株式を発行する可能性、または複数の議決権を有する株式を発行する可能性について定めている。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主が承認し、定款に記載された金額まで引き上げられることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金(プレミアム)を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることとはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

2010年法に従い変動資本を有する投資法人(société d'investissement à capital variable。以下「SICAV」という。)の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特別な形態であるため、1915年8月10日法の規定は、2010年12月17日法が委任を受けていない範囲でのみ適用される。

SICAVの定款およびその変更は、出席当事者の決定により、フランス語、ドイツ語または英語で記載される特別な公正証書で記録される。フランス革命歴11年プレーリアル24の法令(Decree

of 24 Prairial, year XI) の規定を一部修正し、かかる証書が英語で記載された場合は、かかる証書が登録機関に提出される際、かかる証書の公用語の訳文が添付されなければならないという義務は、適用されない。かかる義務は、S I C A V の株主総会の議事録またはS I C A V の合併案に関する集会の議事録を記録した公正証書を含む公正証書の形式で記録されなければならないその他の証書にも適用されない。

1915年8月10日を一部修正し、S I C A V は、年次総会の招集通知と同時に年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会による登録株主に対するコメント（該当する場合）を送付することを義務付けられていない。招集通知には、株主に対してかかる文書が提供される場所およびその実務的手配に関する記載がなされており、また、各株主が、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会によるコメント（該当する場合）が送付されるよう要求することができる旨が記載されている。

株主総会の招集通知には、総会の定足数および過半数は、総会の5日前（以下「基準日」という。）の24時（ルクセンブルグ時間）に発行済みの株式に従って決定される旨が記載される。総会に出席し、自身の株式に付されている議決権を行使する株主の権利は、基準日において当該株主によって保有されている株式に従って決定される。

S I C A V は次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A V によって発行され、また買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株の発行の場合、新株引受権は、定款にかかる権利が明示的に定められていない限り、既存の株主によって請求されることはできない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A V の最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A V を含めすべてのS I C A V の資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F 規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる（注：本書の日付において、かかるC S S F 規則は発行されていない。）。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S F に届け出ることを要し、C S S F の異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A V はいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A V は、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A V の純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F 規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S F が決定する。）。
- 通常の期間内にS I C A V の資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A V の株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A V の資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。

- － 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パート I ファンドについては最低 1 か月に 2 回、または C S S F が許可する場合は 1 か月に 1 回とし、パート I 以外のファンドについては最低 1 か月に 1 回とする。）。
- － 定款中に S I C A V が負担する費用の性質を規定すること。
- － S I C A V の株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1 株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき（買戻手数料を課され、または課されずに）販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後 1 か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも 3 か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、さらに 1 か月以内に R C S に公告するため地方裁判所の公記録保管庁に届出られなければならない。

（注）S I C A V は、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記 2.2.1.1. 記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- － S I C A V の株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および S I C A V の定款に従って執行されるようにすること。
- － S I C A V の株式の価額が法律および S I C A V の定款に従って計算されるようにすること。
- － S I C A V または S I C A V のために行為する管理会社の指示を実行すること（ただし、かかる指示が法律または S I C A V の定款と相反するはこの限りではない。）。
- － S I C A V の資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － S I C A V の収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

S I C A V が管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、S I C A V の所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が 2010 年法第 33 条第 1 項、第 2 項および第 3 項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行のS I C A Vの株主に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が株主からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる株主は直接に保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行は、S I C A VおよびS I C A Vの株主に対し、保管受託銀行または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、S I C A Vのために行う管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび株主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S V通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、(ii) 保管、(iii) デューデリジェンス、(iv) 支払不能保障および(v) 独立性に関係するものである。S I C A Vはまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mにより管理されるS I C A Vの場合には、特別規定が適用される(2010年法第95条を参照のこと。)

預託機関としての任務を履行する際、預託機関は、受益者の利益のためのみに行うしなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート I ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート I ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、U C I T S IV通達に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

- (2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」をSICAVと読み替える。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、2012年10月24日付CSSF通達12/546に基づいて、2010年法第15章に従い、2010年法第27条の規定する意味において、管理会社を指定していない投資法人およびルクセンブルグの管理会社の認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該SICAVの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するSICAVの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府に投資信託を監督する権限を与えた法律に基づくものであり、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告および運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および政府通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状況は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。その後1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日には投資信託に関する2002年法が施行され、2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2011年1月1日付で、投資信託に関する2010年法が施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、(FCPおよび／または非セルフ・マネージドSICAV)の管理会社、および(2010年法により明確に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(société anonyme)の形態をとるかにかかわらず投資法人自身(および会社型投資信託における買戻子会社(もしあれば))に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第420条の1)

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項(1915年法第420条の15)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 登録事務所の所在地
- (iv) 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- (vi) 当初払込済の発行済資本の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- (viii) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定
- (ix) 現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
(注) 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x i) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)およびかかる株式に付随する権利に関する記載
- (x ii) 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (x iii) 会社の存続期間
- (x iv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRCSに公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第420条の19および第420条の23)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。

- 2010年法第2条および第87条に服するルクセンブルグの投資信託は、認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

かかる認可は、2013年法第58条第5項に従うことを条件として、ルクセンブルグのプロの投資家に対する外国法A I Fの受益証券または株式の販売が、ルクセンブルグで設立されたA I F Mにより行われる場合において2013年法第6章および第7章の規定に従って行われる場合、または別の加盟国もしくは第三国で設立されたA I F Mにより行われる場合において通達2011/61/E U第6章および第7章の規定に従って行われる場合には、免除される。

- i 認可を受けたUCIは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に記載されるUCIについては、リストへの登録の申請は、設立または設定の日から1か月以内にC S S Fに対しなされなければならない。
- ii ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託(fonds d'investissement)の定義は、1991年1月21日付IML通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証券、およびかかる証券もしくは証券を表章しまたはその取得権を与える一切の証券の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされている。

る。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

- 2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁 (Institut Monétaire Luxembourgeois) (IML) によりとってかわられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、C S S Fに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するC S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

- 2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人 (または、F C Pの場合は管理会社) に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人／管理会社 (F C Pの場合) は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない (監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。)。パートIIファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される (2010年法第150条第2項)。

パートIファンドに関しては、投資法人／管理会社 (F C Pの場合) は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書 (ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語) (以下「K I I」という。) を作成しなければならない (2010年法の第159条を参照のこと)。K I Iは、該当するU C I T Sの本質的な特徴について適切な情報を含んでいなければならない、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

K I Iは、該当するU C I T Sについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) U C I T Sの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するU C I T Sへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

K I Iは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法 (請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。) を明示する。

K I Iは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

K I Iは、当該U C I T Sが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている (2010年法第155条および第156条)。

- U C Iはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

- 一 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITSに関するKIIに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

欧州連合理事会は、2014年10月24日に、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品(PRIIP)の重要情報文書に関する新たなEU規則(EU規則1286/2014)を採択した。当該EU規則は、小口投資家に対する投資商品の開示に関する統一規則を定めており、かかる投資家が小口投資家向け投資商品の重要な性質およびリスクを理解し、異なる商品の性質を比較できるようにすることを目的としている。KIIを作成する義務は、PRIIP(投資信託を含む。)が小口投資家にとって利用可能となる場合に適用される。

UCITSは、PRIIPの定義を満たす投資信託であるが、同EU規則は、UCITSの販売者に対して施行から5年間の移行期間を認め、かかる販売者は、当該期間中は同規則の条件を免除される。

同EU規則は、EU官報での公告から20日後に施行される。同規則は、2016年12月31日から加盟国において適用される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法パートIIに服するUCIは、2010年法第88-2条第2項a)に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パートIIに服する、同法第88-2条第2項b)に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88-2条第2項b)に従い認可を受けなければならない。

(iii) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177(2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。)に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をCSSFに提出する必要はない。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添

付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

(vi) 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé) による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、監査人 (réviseur d'entreprises agréé) に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用 (その中央管理事務および預託機関を含む。) および (資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について) 監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

(vii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97/136 (CSSF通達08/348により改正) およびCSSF通達15/627に基づき、2002年法 (現在の2010年法) に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(viii) 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS (またはそのうちの一または複数のコンパートメント) (以下「吸収される側のUCITS」という。) が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS (以下「吸収する側のUCITS」という。) に移転する場合

- － 2つ以上のUCITS（またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- － 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS（またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS（一部または全部が吸収される）がルクセンブルグで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、通達2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f) およびg) に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、通達2009/65/EC第41条に従い、2010年法第69条第1項a)、f) およびg) に記載された詳細が、通達2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条（1）によれば、吸収される側のUCITSおよび／または吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連もしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日

を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資法人については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅するFCPである場合の合併については、合併の発効日は、約款で別途規定されていない限り、当該UCITSの管理会社により決定されなければならない。吸収される側の消滅するコモン・ファンドについては、合併の発効日についての決定は、1915年法の規定に従って、商業および法人登録所に預託されなければならない、かつ商業および法人登録所への当該決定の預託通知として、RESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.5.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

(注) 純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1（場合に応じて）を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるよう、招集されなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 裁判所によって命令されていない通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S Fを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルグの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は、現行のルクセンブルグの法律の特定の側面（すべてを網羅するものではない。）に関する理解に基づいている。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税

2002年法第128条および2002年法を改定する2008年12月19日法の廃止に従い、2010年法に準拠する事業体の設立に際しては、出資税は支払われなくなる。

パートIに基づくUCITSまたはパートIIに基づくUCIのみが、その設立の登記またはその定款の変更に際し、75ユーロの固定登録税を支払う必要がある。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産総額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 信用機関への預金への集合的投資を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCI

の個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

- a) 他のUCIにおいて保有される受益証券／投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券／投資口が、2010年法第174条または2007年法第68条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その受益証券が機関投資家の保有と限定され、
 - (ii) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - (iii) そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
 - (iv) 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- c) その投資口または受益証券が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび(ii) 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるUCIおよびそのコンパートメント。
- d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
- e) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、
 - (ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、(i)の条件を満たすクラスにのみ適用される。

2.6.2. 日本の投資主または受益者／ルクセンブルグに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託共に、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、ルクセンブルグの通常の所得税、株式譲渡益課税(キャピタル・ゲイン課税)、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設／常任代理人を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

2.6.3 投資主への課税関係

ルクセンブルグ法の一般的概要を記すると、原則として、契約型および会社型の投資信託共に、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益権者が、当該ファンドの投資証券または権利につい

て、ルクセンブルグの通常の所得税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設／常任代理人を有している特定の場合は、この限りでない。

ルクセンブルグの居住者ではない契約型投資信託（パート I UCI またはパート II UCI）の受益者は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン課税の対象にはならない。ただし、該当する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用により、契約型投資信託（パート I UCI またはパート II UCI）を通じてかかる者がルクセンブルグ居住会社（SICAR (*société d'investissement en capital à risque*) を除く。）、会社型投資信託、または同族不動産管理会社の資本金の10%超を保有することになり、かつ（i）かかる会社の株式がその取得から6か月以内に処分され、かつ（ii）かかる者が15年超ルクセンブルグの居住者であり、かつ自身の受益証券を譲渡した日の5年前までの期間にルクセンブルグの非居住者になっていた場合は、この限りではない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

現在、2010年12月17日法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルグの会社の投資主または契約型投資信託の権利を有する受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルグの源泉徴収税が課されることはない。

2.6.4 付加価値税

ルクセンブルグの付加価値税（以下「VAT」という。）法に定められているとおり、会社型投資信託（すなわちSICAV、SICAFまたはSICAR）および契約型投資信託（すなわちFCP）は、VATの趣旨上、課税対象者の取り扱いを受ける。したがって、投資信託は、ルクセンブルグにおいて、前段階VAT控除権を有さないVATの趣旨上の課税対象者とみなされるものとする。

ルクセンブルグにおいて、VATの免除は、投資信託の運用業務の資格を有する業務に対し適用される。かかる投資信託（またはFCPの場合は、その管理会社）に提供されるその他の業務は、VATの課税対象となる可能性があり、投資信託／その管理会社のルクセンブルグにおけるVAT登録が必要となる可能性がある。かかるVAT登録を行うことにより、投資信託／その管理会社は、海外から購入した課税対象サービス（または一定範囲の物品）についてルクセンブルグにおいて課されるVATを自己申告納付する義務を果たさなければならない。

投資信託によるその受益者に対する支払金に関しては、かかる支払金が投資信託の受益証券の購入に関連するものであり、したがって、投資信託に対して提供した課税対象サービスに対し受け取った対価ではない限り、原則として、ルクセンブルグにおけるVATの納税義務は発生しない。

2016年9月30日に、ルクセンブルグVAT当局（Administration de l'Enregistrement et des Domaines）は、会社の取締役に関するVATの取り扱いおよびかかる取締役の業務に関するVATの取り扱いに関する通達781（以下「通達781」という。）を公表した。

通達781において、ルクセンブルグVAT当局は、独立した取締役は、VATの課税対象になる者であることを確認した。通達781には、さらに、雇い主に代わって取締役として行為する従業員は、VATの課税対象にはならない者であること、したがって、VAT登録する義務はないことも明記された。VAT登録の義務（もしあれば）は、雇い主にある。

しかしながら、通達781には、契約型投資信託の取締役およびマネージャーに対する報酬、およびかかる投資信託の管理会社またはゼネラル・パートナーの取締役およびマネージャーに対する報酬（後者の場合、ゼネラル・パートナーの会社の業務に関する報酬を除く。）に関するVATの免除規定の適用に関しては、記載されていない。ヨーロッパの法制によると、かかるVAT免除は、該当する業務が投資信託の運用のための「特別かつ必要な」業務としてみなされる場合に適用されなければならない。

管理会社の取締役を支払われる報酬は、管理会社（コモン・ファンド／FCPおよび管理会社を指定した会社）の資金の運用に関する部分は、免税されるべきであるが、管理会社の経営に関する部分は、VATの課税対象となる。管理会社の取締役は、VAT免除の適用の正当性を主張する立場でなくてはならない。

2.6.5 共通報告基準（CRS）

2014年12月9日に、欧州連合理事会は、2011年2月15日付通達2011/16/EUを改正する、税務に関する管理上の協力に関する通達2014/107/EU（現在、EU加盟国間における金融口座情報の自動的交換について定めている。）（以下「DAC通達」という。）を採択した。上記の通達の採択により、OECDのCRSが適用され、2016年1月1日現在、欧州連合内の情報の自動的交換が一般化されている。

また、ルクセンブルグは、CRSに基づき自動的に情報を交換することができるよう、OECDの多国間管轄官庁協定（以下「多国間協定」という。）に調印した。かかる多国間協定に基づき、ルクセンブルグは、2016年1月1日現在、他の参加法域と自動的に金融口座情報を交換している。CRS法は、ルクセンブルグ法にCRSを導入するDAC通達と共にかかる多国間協定を実行するものである。

CRS法の条項に基づき、ファンドは、LTAに対し、毎年、（i）CRS法における意味の範囲内の口座保有者である各報告対象者、および（ii）CRS法における意味の範囲内のパッシブNFEの場合は、報告対象者である、各実質的支配者（Controlling Person）の氏名（または名称）、住所、居住している加盟国、TIN、および生年月日および出生地を報告することを要求される可能性がある。かかる情報は、LTAによって外国税務当局に開示される場合がある。

CRS法に基づき自身の報告義務を果たすファンドの能力は、ファンドに対し情報（各投資家の直接的または間接的所有者に関する情報および要求される裏付け証拠文書を含む。）を提供する各投資家にかかっている。ファンドの要請により、各投資家は、ファンドに対しかかる情報を提供することに同意するものとする。

ファンドは、CRS法により課される税金または課徴金の支払いを回避するために、課された一切の義務を履行するよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。CRS法により、ファンドが税金または課徴金を課せられた場合、投資家が保有する受益証券の価額が大幅に下落する可能性がある。

ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドまたは管理会社に課せられた一切の税金および課徴金を請求される可能性があり、また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の受益証券を買い戻すことができる。

投資家は、自身の投資に対するCRS法の影響に関し、自身の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

2.6.6 FATCA

FATCAを適用する手続きの一部として、ルクセンブルグは、ルクセンブルグに所在する（IGAにおける意味の範囲内の）金融機関に対し、FATCAに従わない（IGAにおける意味の範囲内の）特定米国人および非米国金融機関（もしあれば）により保有されている金融口座に関する情報を要請により管轄官庁に報告することを義務付ける2015年7月24日付ルクセンブルグ法により施行されるモデルI政府間協定（以下「IGA」という。）を締結した。

ファンドは、IGAおよびルクセンブルグ法に基づく外国金融機関（以下「FFI」という。）である。かかる法的地位には、ファンドのすべての投資家に関する情報を定期的に取得し、かつ確認する義務が含まれる。ファンドの要請により、各投資家は、特定の情報（IGAにおける意味の範囲内の）非金融外国事業体（以下「NFFE」という。）の場合は、当該NFFEの保有に関する一定の上限を上回る直接的または間接的保有に関する情報を含む。）および要求される裏付文書を提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、その取扱いに影響を及ぼす一切の情報（例え

ば、新しい郵送用住所または新しい居住地の住所など)を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

適用されたFATCAおよびIGAにより、ファンドは、IGAの条項に基づき、LTAに対し、投資家の氏名、住所および納税者番号(該当する場合)および口座残高、収益および総手取金(完全に網羅されているわけではない。)などの情報を開示する義務を負うことになる可能性がある。かかる情報は、それ以降、LTAによって米国内国歳入庁に報告される。

さらに、ファンドは、個人データの処理について責任を負うものとし、また、各受益者は、LTAに報告されたデータにアクセスし、(必要な場合、)かかるデータを訂正する権利を有する。ファンドによって取得されたあらゆるデータは、個人データの処理に関連する個人の保護に関する2002年8月2日付ルクセンブルグ法(改正済)に従って処理されるものとする。

ファンドは、FATCAに基づく源泉徴収税の課税を回避するために、課された一切の義務を履行するよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。FATCAにより、ファンドが源泉徴収税の対象となった場合、投資家が保有する受益証券の価額が大幅に下落する可能性がある。ファンドが各投資家からかかる情報を得て、LTAに伝達することを怠った場合、米国源泉の収益の支払いおよび米国源泉の利益および配当を発生させる可能性のある財産またはその他の資産の売却から生じる手取金に30%の源泉徴収税が課せられることになる可能性がある。

ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドに課せられた一切の税金を請求される可能性があり、また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の受益証券を買い戻すことができる。

仲介機関を通じて投資を行う投資家は、その仲介機関が米国源泉徴収税制度および報告制度に従っているか、また、どのように従っているかを確認する必要がある。

投資家は、上記の要件に関し、米国の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルグの専門投資信託(以下「SIF」という。)

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法を採択した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年2月13日法に準拠するSIFになった。

2007年法は、直近では2016年法により改正された。

3.1 範囲

SIF制度は、(i)その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび(ii)その設立文書によりSIF制度に服するUCIに特別に適用される。

さらに、SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達(いわゆる「目論見書通達」。)の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、信用機関の業務の遂行および追求に関する通達2013/36/EUに定める信用機関、金融商品市場に関する通達2014/65/EUに定める投資会社もしくはUCITSに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/CEに定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資

家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ビークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、FCPの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、SICAVの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に準拠するSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるSIFは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルグの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2. 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できると規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3 資本構造

2007年法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは会社型の形態において、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式（当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。）によっても行うことができる。

3.3 投資規制

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、CSSFの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、CSSFは、特に、通達CSSF 07/309を、専門投資信託におけるリスク分散に関して発行し、そこで専門投資信託がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型SIFのコンパートメントは、管理規則または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一SIF（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および／または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、SIFがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるSIFの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／マネジャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2007年法の規定により、SIFは、CSSFによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うSIFは、2013年法が適用される範囲のAIFの資格を自動的に得るわけではない。SIFは、AIFの定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。

2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するSIFに対しては、2007年法パートIIの特定の規定が適用される。

3.4.2 保管受託銀行

SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登録上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルグ支店である預託機関、または金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に規定する投資会社に委託しなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項に記載される条件をも満たす場合に限り、預託機関としての資格を有する。

最初の投資日から5年間の間に行使することができる買戻請求権がなく、かつその中核的な投資方針に従って、2013年法第19条第8項a)に従い保管されなければならない資産には一般的に投資しないか、または同法第24条に従い発行者もしくは非上場会社の支配権を潜在的に取得するためにかかる会社に一般的に投資するコモン・ファンドおよびSICAVについては、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第26-1条に定める金融商品以外の資産のプロの預託機関の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する会社も預託機関となることができる。

資産の保管は、「監督」という概念で理解されるべきである。つまり、預託機関は、SIFの資産がどのように投資されているか、またかかる資産を入手するための方法および場所を常に認識しておかなければならないことを意味する。このことにより、資産の物理的保管が現地の副預託機関に委託されることが妨げられることはない。

SIF法は、預託機関に対し、2010年12月17日法により課せられたファンドの特定業務に関する追加の監視業務を行うことを要求していない。預託機関の業務に関するかかる緩和は、特に、ヘッジ・ファンドに関して(特に、プライム・ブローカーの多大な関与の点において)有益であると考えられる。

3.4.3 監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

SIFは、事業のより効率的な遂行のため、SIFを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がSIFに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、SIFが投資家の最善の利益のために活動し、またはSIFがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、CSSFが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該SIFのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) SIFの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) SIFの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。

- g) 当該権限付与は、S I Fの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) S I Fの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

A I Fに該当しないS I Fは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

A I Fに該当しないS I Fは、更に、必要に応じて、S I FとS I Fの事業活動に寄与している者、またはS I Fに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I Fは、投資家の利益の保護を確保する。S I Fは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年1月1日以降、S I Fは、EU規則1286/2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書(PRIIPS KID)を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が通達2014/65/EUの別紙IIに定める専門投資家のみ販売される場合(かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でCSSFに提出されなければならない。)、またはS I Fが2018年1月1日までにUCITS-KIIに類似する文書を発行することを選択した場合(この場合、S I Fは2019年1月31日までPRIIPS KIDを発行する義務を免れる。))はこの限りでない。

3.5 S I Fの税制の特徴

以下は、ルクセンブルグの法律の特定の側面(すべてを網羅するものではない。)に関する理解に基づいている。

S I Fは、0.01%(2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%)の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税の免除を規定している。年次税が免除されるものは、以下のものである。

- a) 他のUCIにおいて保有される受益証券/投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券が、2007年法第68条、2010年法第174条またはリザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法第46条により規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のタイプのS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメント
 - (i) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - (ii) そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
 - (iii) 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。
- c) その証券またはパートナーシップ持分が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび(ii) 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるS

I F。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメントおよびS I F内または複数のコンパートメントを有するS I Fのあるコンパートメント内に設定された個々のクラスに準用される。

- d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメント

S I Fが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

4. リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、S I F法および2010年12月17日法を改正し、A I Fの新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「R A I F」という。）を導入した。R A I Fは、A I FMDの範囲内で、許可されたA I FMによって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。R A I Fは、C S S Fの事前の許可を必要とせず、またC S S Fによる継続的で（直接的で）慎重な監督に服するものでもない。

R A I F制度の主な特徴の概要は、以下のとおりである。

- 法的構造の柔軟性：ルクセンブルグのすべての会社、パートナーシップおよび契約型法的形態を利用することができる。また、R A I Fは、変動資本構造を選択することもできる。さらに、R A I Fは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立されることもできる（すなわち、複数のコンパートメントまたはサブ・ファンドを有することもできる。）。リスク分散要件は、S I Fに適用されるものと一致している。ただし、R A I Fが適格リスク資本投資対象のみに投資することを選択した場合は、リスク分散要件は適用されない。R A I Fは、あらゆるファンド戦略を採用することができ、あらゆる資産クラスに投資することができ、また、一定の条件に基づき、自身の資産ポートフォリオを分散させる必要がない。
- 適格投資家：R A I Fは、情報に精通した投資家向けである。かかる投資家カテゴリーには、機関投資家、プロの投資家および最低金額（125,000ユーロ）以上を投資する投資家または情報に精通した投資家としての資格を有する投資家が含まれる。
- R A I Fは、C S S Fの監督に服するものではない。S I FまたはS I C A Rとは異なり、R A I Fは、C S S Fの事前の許可を必要とせず、また、C S S Fの慎重な監督に服するものでもない。R A I Fは、その設立から10日以内にルクセンブルグ商業および法人登記所において登記されなければならない。
- 許可されたA I FMが指定されなければならない。R A I Fは、自動的にA I Fの資格を有し、ルクセンブルグ、他のE U加盟国または場合に応じて、第三国（ただし、第三国のマネージャーがA I FMDの運用パスポートを入手することができることを条件とする。）において設立された許可されたA I FMを指定しなければならない。
- 税制：R A I Fは、年率0.01%の年次税（taxe d'abonnement）（様々な免除がある。）が課されるか、またはS I C A Rに適用される税制に服するものとする（すなわち、適格リスク資本収益および利益を除き、完全に課税対象となる。）。A I F運用業務に関するV A T免除も適用される。
- 転換：既存のS I F、S I C A Rおよび規制対象外のA I Fは、投資家およびC S S F（該当する場合）の該当する承認を得ることを条件として、R A I Fのために選択を行うことができる。

第2【外国投資証券の様式】

投資証券の券面は発行されない。

第3【その他】

- （1）日本語版目論見書の表紙に図案を採用する。
- （2）交付目論見書の概要として、別紙を使用する。

交付目論見書の概要

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
グローバル・アロケーション（米ドル）、グローバル・アロケーション（ユーロ）
ダイナミック・アルファ（米ドル）

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形 態	ルクセンブルグ籍オープンエンド会社型外国投資証券 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ ーグローバル・アロケーション（米ドル） ーグローバル・アロケーション（ユーロ） ーダイナミック・アルファ（米ドル）
投資方針 投資目的	グローバル・アロケーション（米ドル）およびグローバル・アロケーション（ユーロ）の目的は、幅広い分散投資を図りながら成長余力を有する世界の金融市場に参加することです。 ダイナミック・アルファ（米ドル）の目的は、幅広い分散投資およびダイナミックな運用に基づき成長余力を有する世界の金融市場に参加することです。
リスク要因	価格変動リスク／金利変動リスク／信用リスク／カントリー・リスク／為替変動リスク／先物取引に関するリスク／派生商品の利用に伴うリスク 等
お申込単位	原則として1口以上1口単位。また金額単位の申込みも受け付けますが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定めます。詳細については日本における販売会社にご照会下さい。
お申込受付日	原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日。ただし、営業日であってもお申込いただけない場合がありますので、詳しくは、販売会社および販売取扱会社にお問合せ下さい。
お申込価格	購入の申込みがファンド営業日の遅くとも各サブ・ファンドの指定される締切時間までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE (Northern Trust Global Services SE)（「管理事務代行会社」）に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格（以下、購入および買戻しの申込みを「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」といいます。）。適用される締切時間は、グローバル・アロケーション（米ドル）およびグローバル・アロケーション（ユーロ）については中央ヨーロッパ標準時間の13:00、ダイナミック・アルファ（米ドル）については15:00です。
お申込手数料	申込価額の2.75%（税抜き2.50%）を上限とします。
お買戻価格	注文が注文日の遅くとも各サブ・ファンドの指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格。適用される締切時間は、グローバル・アロケーション（米ドル）およびグローバル・アロケーション（ユーロ）については中央ヨーロッパ標準時間の13:00、ダイナミック・アルファ（米ドル）については15:00です。
受渡し	約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目
存続期間	無制限

報 酬	グローバル・アロケーション (米ドル) クラスP-a c c 投資証券 純資産額の上限年率2.040% 円建クラスP-a c c 投資証券 純資産額の上限年率2.040% グローバル・アロケーション (ユーロ) クラスP-a c c 投資証券 純資産額の上限年率2.040% ダイナミック・アルファ (米ドル) クラスP-a c c 投資証券 純資産額の上限年率1.920% ユーロ・ヘッジクラスP-a c c 投資証券 純資産額の上限年率1.970% 上記報酬は、本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売ならびに保管受託銀行のすべての職務に関して、本投資法人の資産から支払われます。
その他の費用、手数料	ー本投資法人は、本投資法人の資産の管理、設立、変更、清算および合併に関する一切の追加の費用、手数料およびその他の報酬ならびに本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特にルクセンブルグの年次税 (0.05%) を負担します。 ー個々のサブ・ファンドに配分可能なすべての費用は、当該サブ・ファンドに請求され、投資証券のクラスに配分できる費用は当該投資証券のクラスに請求されます。 ー費用が複数または全部のサブ・ファンド／投資証券のクラスに関係する場合、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド／投資証券のクラスに請求されます。 ー各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係する投資先ファンドのレベルでも費用が発生します。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合があります。 その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
課税関係	ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなります。
日本における販売会社	UBS証券株式会社

・上記管理報酬の一部が、販売報酬として日本における販売会社に支払われます。

・上記の費用および手数料の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や投資証券の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資主の皆様におかれましては、本交付目論見書をよくお読みいただき、商品の内容およびリスクを十分ご理解のうえ、お申込くださいますようお願い申し上げます。

独立監査人の報告書

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブの投資主各位
ルクセンブルグ L-1855
J.F.ケネディ通り33A

監査意見

我々は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ（以下「本投資法人」という。）および各サブ・ファンドの2019年9月30日現在の純資産計算書および投資有価証券その他の純資産明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、本投資法人および各サブ・ファンドの2019年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルクの（金融監督委員会）（以下「CSSF」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従って本投資法人から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する本投資法人の取締役会の責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人および各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人の清算、サブ・ファンドのいずれかの終了もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2020年1月24日

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム

公認の監査法人 (Cabinet de révision agréé)

イザベル・ニックス

Independent auditor's report

To the Shareholders of
UBS (Lux) Key Selection SICAV
33A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of UBS (Lux) Key Selection SICAV (the “Fund”) and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 30 September 2019, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its subfunds as at 30 September 2019, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and the ISAs are further described in the “responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's and each of its subfund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or one of its subfunds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or one of its subfunds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or one of its subfunds' to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 24 January 2020

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Isabelle Nicks

Bericht des Réviseur d'entreprises agréé

An die Aktionäre der
UBS (Lux) Key Selection SICAV
33A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxemburg

Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresabschluss der UBS (Lux) Key Selection SICAV (der 《Fonds》) und jeden seiner Teilfonds - bestehend aus der Nettovermögensaufstellung, der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte per 30. September 2019 sowie der Ertrags- und Aufwandsrechnung und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie dem Anhang mit einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden - geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigegefügte Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Fonds und jeden seiner Teilfonds per 30. September 2019 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit (das 《Gesetz vom 23. Juli 2016》) und nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier (《CSSF》) angenommenen internationalen Prüfungsstandards (《ISA》) durch. Unsere Verantwortung gemäss dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und den ISA wird im Abschnitt 《Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung》 weitergehend beschrieben. Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen 《International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants》(《IESBA Code》) zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des Réviseur d'entreprises agréé zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrats des Fonds für den Jahresabschluss

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die der Verwaltungsrat des Fonds als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses ist der Verwaltungsrat des Fonds verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds und jeder seiner Teilfonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und - sofern einschlägig - Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern der Verwaltungsrat des Fonds nicht beabsichtigt den Fonds oder einen seiner Teilfonds zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so oder einen seiner Teilfonds zu handeln.

Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist und darüber einen Bericht des Réviseur d'entreprises agréé, welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt, die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- Identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Jahresabschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Ausserkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- Gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben.
- Beurteilen wir die Angemessenheit der von dem Verwaltungsrat des Fonds angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangangaben.
- Schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Verwaltungsrat des Fonds sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds oder einer seiner Teilfonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet im Bericht des Réviseur d'entreprises agréé auf die dazugehörigen Anhangangaben zum Jahresabschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des Réviseur d'entreprises agréé erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds oder einer seiner Teilfonds seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- Beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschliesslich der Anhangangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Luxemburg, 24. Januar 2020

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé
Isabelle Nicks

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブの投資主各位
ルクセンブルグ L-1855
J.F.ケネディ通り33A

監査意見

我々は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ（以下「本投資法人」という。）および各サブ・ファンドの2018年9月30日現在の純資産計算書および投資有価証券その他の純資産明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、本投資法人および各サブ・ファンドの2018年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルクの（金融監督委員会）（以下「CSSF」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。これらの法律および基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従って本投資法人から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

本投資法人の取締役会および財務書類に対する統治責任者の責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2019年1月29日

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人 (Cabinet de révision agréé)
イザベル・ニックス

Independent auditor's report

To the Shareholders of
UBS (Lux) Key Selection SICAV
33A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of UBS (Lux) Key Selection SICAV (the “Fund”) and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 30 September 2018, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its subfunds as at 30 September 2018, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 29 January 2019

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Isabelle Nicks

Bericht des Réviseur d'entreprises agréé

An die Aktionäre der
UBS (Lux) Key Selection SICAV
33A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxemburg

Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresabschluss der UBS (Lux) Key Selection SICAV (der 《Fonds》) und für jeden seiner Teilfonds - bestehend aus der Nettovermögensaufstellung, der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte per 30. September 2018 sowie der Ertrags- und Aufwandsrechnung und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie dem Anhang mit einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden - geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigelegte Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Fonds und für jeden seiner Teilfonds per 30. September 2018 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit (das 《Gesetz vom 23. Juli 2016》) und nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier (《CSSF》) angenommenen internationalen Prüfungsstandards (《ISA》) durch. Unsere Verantwortung gemäss diesem Gesetz und diesen Standards wird im Abschnitt 《Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung》 weitergehend beschrieben. Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen 《International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants》(《IESBA Code》) zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des Réviseur d'entreprises agréé zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrats des Fonds und der für die Überwachung Verantwortlichen für den Jahresabschluss

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die der Verwaltungsrat des Fonds als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses ist der Verwaltungsrat des Fonds verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und - sofern einschlägig - Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern der Verwaltungsrat des Fonds nicht beabsichtigt den Fonds zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist und darüber einen Bericht des Réviseur d'entreprises agréé, welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt, die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemässes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- Identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Jahresabschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Ausserkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- Gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben.
- Beurteilen wir die Angemessenheit der von dem Verwaltungsrat des Fonds angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangangaben.
- Schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Verwaltungsrat des Fonds sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet im Bericht des Réviseur d'entreprises agréé auf die dazugehörigen Anhangangaben zum Jahresabschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des Réviseur d'entreprises agréé erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- Beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschliesslich der Anhangangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Luxemburg, 29. Januar 2019

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé
Isabelle Nicks

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。